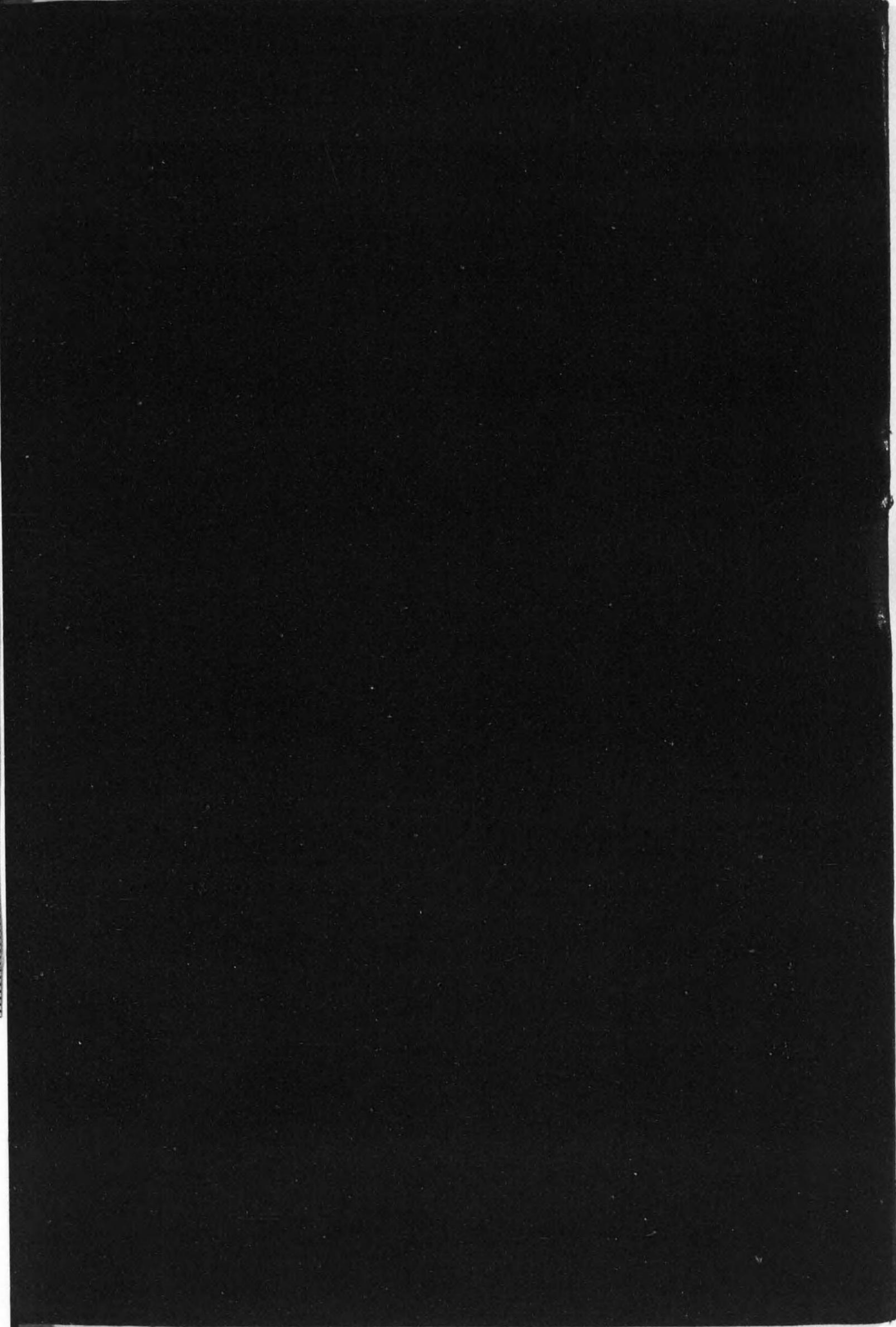


始





14.4  
717



朝鮮年鑑

2594





# 愛郷の血に燃えたるもの！ 我々が民謡！



藤山一郎

中西八十郎 作詩  
中山晋平 作曲

## 四季の朝鮮

(京城日報社特編)

四角 藤山 一 管絃樂團

戀の夜櫻、昌慶苑の  
紅い雪洞、臘月  
ちらと見染めた、アノ後姿  
僧や邪麗する、花吹雪。  
披垂柳に、燕が飛んで  
月に風情の、大同江  
流す潮動は、アノ水まかせ  
戀の行方を、誰が知り  
燃える紅葉の、金剛あたり  
ふたり嬉し、初のぼり  
戀の山路、アノ九十九折  
懸けた想ひの、十二瀬  
戀のオンドル、ほのく燃えて  
うれし逢瀬の、さしむかひ  
啼いて寒がる、アノ高麗鳥  
歸しどもない、夜の雪。

全國代表民謡として全朝鮮より公募した最傑作。歌詞、作曲、演奏者共に近代一流の藝術家によつて出来たビクターの快作を御愛誦下さい

中西田初夫 作詩  
中山晋平 作曲

## 朝鮮サンヤレ

(京城日報社募集一等當選)

三味線 千代菊・千代郎  
満洲内地をしつぱり結ぶ  
粹な半島の  
粹な半島の帯模様

桑田 十 桑田 十

逸ふて別れて京城の街は

旅の鳥の 旅の鳥の濡れどころ (折返し)

山は金剛、紅葉の秋に

紅く燃え出た 紅く燃え出た戀の色 (折返し)

月の影切り、雁飛ぶ夜は

心せつない 心せつない遺稿 (折返し)



町しよ 郎太勝

## ビクターレーコド

レコドレーコド  
五二七四番

日本ビクター器音株式會社  
朝鮮賣捌元

株式會社 七ル會商ビクター

東京府竹添町一丁目  
電話(光)二一六三九番



創立 大正八年十二月  
資本金 壹千貳百萬圓

## 金剛山電氣株式會社

本社 朝鮮江原道鐵原  
東京出張所 東京市京橋區銀座西七ノ四  
京城出張所 京城府外往十里







朝鮮釜山府南濱町一丁目

# 魚市場 釜山水產株式會社 及製冰

電話 一六〇九番

本社 東京市京橋區京橋三丁目二番地  
朝鮮支社 京城府太平通二丁目九四番地  
朝鮮支社 大邱府上町六一番地



# 片倉生命保險株式會社

社長 今井五介  
專務取締役 片倉脩一

支店所在地 京城、大邱、東京、松本、大阪、名古屋、仙臺、廣島、  
金澤、秋田、札幌、福岡  
鮮內出張所々在地 平壤、咸興、全州、釜山











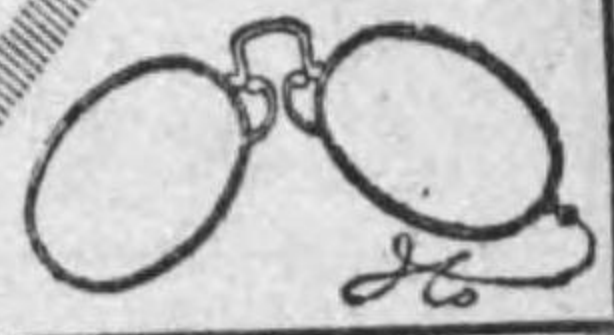


經濟的營養素

# 眼鏡肝油

球油肝ネカメいよみの

世界で一番良質の  
肝油はなんと云  
つても・この肝油



大阪通商  
伊藤千太郎商會



京城日報社 編纂  
京 城 日 報 社  
每 日 申 報

# 朝鮮年鑑

昭和九年版

## 凡 例

- 一、朝鮮年鑑は半島に於ける初めての刊行であり、本社としても勿論創始的な企圖であつた。従つて編纂上梓に際しての本社の苦心と犠牲は並大抵ではなかつたが、幸にして朝鮮總督府を始め、官民各方面の贊助に依り、比較的短期日内に豫定通りの刊行を見た次第である。
- 一、本年鑑は過去一年間の事象を中心に、鮮内諸設の實情及び沿革等を悉く網羅してゐる心算であるが、讀者は見索に際して先づ當該事項の目次及び巻末の索引を参照の上、更に其他の關係部門の目次をも涉獵、参照されたいものである。假令地名に就いては各道事情の目次、地圖及び索引以外に古蹟名勝案内、個人及團體の部門中官職各道の項を参照するが如し。
- 一、組方を左横組にしたのは、統計物が多い年鑑として最も妥當なものと思惟したからである。

一般に年鑑は數冊を重ねることに依つて、個々の問題に關しても、利用者  
の資料効果を大とするが故に、年々の保存が大いに必要となる。  
今回の資料蒐集に際し、色々と御援助を賜つた官民各位に對して、茲に厚  
く感謝の意を表す。

昭和八年九月

年鑑編纂係識



朝鮮總督府  
秘書課  
寄附本

## 藥種貿易商

# 株式會社 塩野義商店

浦江工場	淀川工場	杭瀨工場	製藥部	支店	本店	京城出張所
大阪市西淀川區浦江町	大阪市西淀川區海老江町	兵庫縣川邊郡小田村	兵庫縣川邊郡小田村	東京市日本橋區本町三	大阪市東區道修町三	京城府黃金町二丁目



# 毎日申報

# 京城日報

## 併合ノ詔書

(明治四十三年八月二十九日)

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ又常ニ韓國カ禍亂ノ淵源タルニ顧ミ曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ以テ禍源ヲ杜絶シ平和ヲ確保セムコトヲ期セリ

爾來時ヲ經ルコト四年有餘其ノ間朕ノ政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ努メ其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖韓國ノ現制ハ尙未タ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス疑懼ノ念毎ニ國內ニ充溢シ民其ノ堵ニ安セス公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進セムカ爲ニハ革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラサルコト瞭然タルニ至レリ

朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此ノ事應ニ鑑ミ韓國ヲ擧テ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトヲナセリ

韓國皇帝陛下及其ノ皇室各員ハ併合ノ後ト雖相當ノ優遇ヲ受クヘク民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ増進スヘク産業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ

朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ統轄セシム百官有司克ク朕ノ意ヲ體シテ事ニ從ヒ施設ノ緩急其ノ宜キヲ得以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ頼ラシムルコトヲ期セヨ

## 官制改革ノ詔書

(大正八年八月十九日)

朕夙ニ朝鮮ノ康寧ヲ以テ念ト爲シ其民衆ヲ愛撫スルコト一視同仁朕カ臣民トシテ秋毫ノ差異アルコトナク各其ノ所ヲ得其ノ生ニ聊シ齊シク休明ノ澤ヲ享ケシメムコトヲ期セリ

今ヤ世局ノ進運ニ從ヒ總督府官制改革ノ必要ヲ認メ此ニ之ヲ施行ス是レ從來ノ廢謨ニ基キ時ニ應シ宜ヲ制シ以テ施政ノ便ニ資シ治化ノ普及ヲ圖ルニ外ナラス方今歐洲ノ戰亂新ニ熄ミ世態ノ變遷殊ニ劇シ朕深ク此ニ鑑ミル所アリ益民力ノ發達ニ努メ其ノ福利ヲ増進セシムコトヲ念フ百官有司克ク朕カ意ヲ體シテ事ニ當リ德化ヲ宣布シ民衆ヲシテ各職ヲ勵ミ業ヲ樂ミ永ク昇平ノ惠澤ニ浴シ共ニ邦家ノ隆運ヲ扶翊セシメムコトヲ屬メヨ







昭和九年 目次 朝鮮年鑑

【目次で見出し難い時は巻末の索引を参照】

大日本帝國皇室

朝鮮王公族

皇室記事

昭和八年宮廷宮家及王公家録事..... 6

李王職

李王職官制..... 7

李王職事務分掌規定..... 8

李王職諸事..... 9

地勢・國勢

地勢

朝鮮の位置..... 9

各道別面積表..... 10

主要都邑緯緯度..... 10

地形..... 13

海岸..... 13

海岸線延長表..... 13

山岳..... 14

著名なる山岳..... 14

大河川..... 15

舟楫距離表..... 16

主なる舟運河川..... 16

湖沼..... 17

大洪水増水量記録表..... 17

大正五年以降朝鮮水害額表..... 18

主要河川洪水氾濫面積と水害額  
其他一覽表..... 18

治水工事概況..... 20

島嶼..... 20

全道及各道島嶼表..... 20

五大著名島..... 20

その他の著名島..... 21

島より成る郡..... 21

氣象

氣候..... 21

平均氣壓表..... 21

平均氣溫表..... 22

平均最高氣溫表..... 23

平均最低氣溫表..... 24

氣溫の季節表..... 25

風..... 25

平均風速度表..... 25

雨..... 26

降水量表..... 26

平均濕度表..... 27

降水日數表..... 27

快晴日數表..... 28

雪・霜・霧..... 28

霜雪の季節表..... 28

江河結解氷期日表..... 29

主要港の潮信表..... 30

氣象觀測所一覽表..... 30

地震..... 31

國勢

戶口及人口總數..... 31

人口增加率..... 31

朝鮮人の增加率..... 31

人口密度..... 31

世帯平均數..... 31

男女別人口..... 31

府別人口..... 31

全鮮各道別人口及戶口調査表..... 32

府邑人口表..... 32

内地人の移住..... 34

内地人本籍地別人口..... 35

内地人本籍地別表..... 35

在鮮滿支人..... 35

歐米人國別表..... 35

職業別戶口..... 36

職業別人口表..... 36

在外朝鮮人..... 37

海外渡航者種類別表..... 37

外國旅券下付數..... 37

出産概況..... 37

出産累年比較表..... 37

出生..... 37

出生率表..... 37

道別出生表..... 38

出生兒の體性..... 38

出生兒體性累年表..... 38

出生の季節..... 38

出生月別表..... 38

死産..... 38

死産累年比較表..... 38

月別死産表..... 39

死亡..... 39

死亡者年齢別表..... 39

全鮮死亡者累年表..... 39

現住人死亡者病類別表..... 40

現住人死亡者月別表..... 41

結婚及離婚..... 41

内鮮結婚の現況..... 41

結婚及離婚數表..... 42

現住人結婚年齢別表..... 42

併合の沿革

政治

統治沿革

總督府の設置..... 47

朝鮮總督の資格..... 47

沿革概説..... 47

寺内・長谷川兩總督時代..... 48

齋藤總督時代..... 49

宇垣總督時代..... 51

歴代統監・總督氏名..... 51

歴代政務總監氏名..... 52

歴代各局長氏名..... 52

歴代知事氏名..... 53

昭和八年施政小史..... 55

朝鮮總督府..... 61

朝鮮總督府官制..... 61

同分課及事務分掌規程..... 61

宇垣總督の就任論告..... 64

主なる統治政策

概況..... 64

自力更生運動..... 65

目星しき新施設及び事業..... 65

産業懇談會..... 65

農産部會..... 66

副業部會..... 66

水産部會..... 67

道知事會議..... 67

道知事會議に於ける總督訓示要旨..... 67

同上政務總監訓示要旨..... 71

地方行政

概説..... 75

道行政區劃表..... 76

道管轄區域表..... 76

道古來の別稱..... 77

朝鮮總督府地方官官制..... 77

道廳の事務分掌..... 78

地方制度の沿革..... 78

道制實施..... 78

道地方費の消滅..... 79

道の性質..... 79

道會の組織..... 79

道會議員の任期..... 79

選舉及び被選舉權..... 79

道會の議決權..... 79

道會自体に屬する權限..... 80

道知事の權限..... 80

道稅其他道の收入..... 81



道の財務.....81  
 選挙概況.....81  
 投票区.....81  
 官選議員.....81  
 民選議員.....81  
 各道別官選議員表.....82  
 各道別民選議員表.....82  
 府の性質及構成.....82  
 府會の構成.....82  
 府會議員の選挙権.....82  
 府會議員選挙の種類.....82  
 府會の権限.....82  
 教育部會.....83  
 邑面の性質及構成.....83  
 邑會及面協議會の構成.....83  
 同上選挙, 被選挙権.....83  
 邑會の権限.....83  
 面協議會の権限.....83  
 學校費.....83  
 學校組合.....84  
 中 樞 院  
 沿革.....84  
 中樞院官制.....85  
 今次改選の主旨.....85  
 施政研究會の設立.....85  
 第一回施政研究會.....85  
 (附) 在鮮各感領事館一覽表.....86

**財政・經濟**

財政總説  
 總督府財政の沿革.....87  
 總督府財政の現況.....87  
 補充金.....88  
 昭和八年度歳計.....88  
 歳入細目.....88  
 歳出細目.....88  
 八年度總督府特別會計豫算表.....90  
 八年度追加豫算表.....93  
 總督特別會計累年表.....94  
 八年度繼續費.....94

稅 制

租稅沿革.....96  
 租稅細目.....96  
 八年度租稅收入概況.....97  
 關稅.....97  
 噸稅及出港稅.....97  
 驛屯土收入.....97  
 公債及借入金.....97  
 地稅道別表.....98  
 免稅地表.....93  
 地稅納稅義務者人員表.....93  
 所得稅表.....99  
 所得稅納稅義務者人員表.....99  
 酒稅表.....99  
 砂糖消費稅表.....100  
 鑛區稅表.....100  
 鑛產稅表.....100  
 國稅收納額累年表.....100  
 國稅收納額表.....100  
 稅關扱國稅收納額表.....101

地方財政  
 地方費歳入歳出累年表.....101  
 道別豫算表.....101  
 府一般歳入豫算表.....102  
 府一般歳出豫算表.....103  
 府特別經濟歳入豫算表.....104  
 同上 累年表.....104  
 邑面費賦課率表.....104  
 學校組合費略表.....105

財政諸雜表  
 驛屯土貸付料表.....105  
 驛屯土收入收納額表.....105  
 收入印紙收入額表.....105  
 水利組合豫算表.....106  
 總督府特別會計所屬國債表.....106  
 府債表.....107  
 直接稅負擔表.....107  
 直接稅平均負擔額表.....108  
 朝鮮簡易生命保險豫算表.....108

專賣事業  
 專賣事業概説.....109  
 專賣益金累年表.....109  
 專賣局所屬官署表.....109

煙 草  
 葉煙草收納高表.....110  
 葉煙草賠償金高表.....111  
 煙草耕作組合表.....111  
 煙草製造高表.....111  
 煙草賣渡高表.....111  
 人 蔘.....111  
 人蔘耕作表.....112  
 紅蔘製造高表.....112  
 紅蔘拂下高表.....112  
 人蔘輸出高比較表.....112  
 阿片及麻藥類.....112  
 阿片耕作收納高表.....112  
 麻藥類販賣高表.....113  
 鹽.....113  
 鹽生產高表.....113  
 鹽販賣高表.....113  
 鹽輸移出入高表.....114

半島財界の概況  
 七年下半年期.....114  
 八年上半年期.....114

半島經濟日誌  
 七年下半年期.....115  
 八年上半年期.....116

金 融  
 金融制度.....117  
 通貨概況.....118  
 朝鮮銀行券發行高表.....119  
 鮮銀券發行最高低平均表.....119  
 銀行概況.....120  
 內銀行及鮮東拓事業狀況表.....120  
 通貨流通見込高表.....120  
 京城組合銀行預金協定利率表.....122  
 朝鮮銀行貸出標準金利表.....122  
 各銀行有價證券在高表.....122  
 各銀行平均金利高表.....122  
 各地手形交換金額表.....122  
 紙幣及銀行券流通高內鮮灣比較表.....123  
 京城, 大連, 東京, 大坂市中金利表.....123  
 全鮮勸業貸出金表.....123  
 各種銀行及東拓貸出金擔保別現在

高表.....123  
 各銀行爲替受拂高表.....124  
 信託業の現況.....125  
 鮮內各信託會社事業表.....124  
 金融組合の現況.....125  
 金融組合重要負債勘定表.....126  
 金融組合重要資産勘定表.....126  
 金融組合聯合會業務表.....127  
 中央金庫課勘定表.....127  
 無盡業の現況.....127  
 營業無盡事業表.....127  
 郵便貯金.....127  
 朝鮮郵便貯金高累年表.....128  
 郵便貯金預金現在高表.....128  
 個人金融.....128  
 個人間貸借現在見込高表.....128  
 普通貸付金利表.....129  
 市場貸付金利表.....129  
 朝鮮簡易生命保險.....129  
 朝鮮簡易保險道別契約高表.....129  
 簡保積立金貸付.....130  
 簡保公共貸付狀況表.....130

事 業  
 事業の資本趨勢.....132  
 銀行會社資本金現在高表.....132  
 銀行會社新設增加拂込資本高表.....133  
 銀行會社解散減資本高表.....133  
 事業の利益率.....134  
 鮮內主要株式銘柄別利廻表.....135

保 險  
 保險沿革.....136  
 現況.....137  
 生命保險契約高表.....137  
 損害保險契約高表.....137  
 鮮內二保險會社營業狀態表.....137

商 取 引  
 概況.....138  
 市場の概況.....139  
 第一號兩市場合計表.....139  
 第一號兩市場合計賣買高表.....139  
 第二號兩市場合計表.....140



第三號兩市場合計表.....	140	沿革.....	164
市場總計表.....	140	組織及び現状.....	164
市場種類別賣買高累年表.....	140	各取引現勢一覽表.....	164
荷動き概観.....	146	各取引所資本組成一覽表.....	165
國鐵貨物輸送累年表.....	146	聯合會及び諸問題.....	165
主要貨物荷動累年表.....	146	取引所業績.....	165
昭和七年月別荷動表.....	146	各取引所收支一覽表.....	165
昭和七年貨物發送別月表.....	146	各取引所月別米穀賣買高表.....	166
昭和八年貨物發送月別表.....	147	朝鮮取引所露表月別賣買高表.....	166
同上 主要貨物發送噸數月別表.....	147	朝鮮取引所月別受渡高表.....	166
物價及勞銀		各取引所會員一覽表.....	167
物價概況.....	147	全鮮商工會議所	
重要小賣物價表.....	148	沿革及び現状.....	167
物價指數累年表.....	149	朝鮮商工會議所一覽表.....	167
卸賣穀價平均高表.....	149		
貨銀.....	150		
貨銀及指數表.....	150		
貨銀指數累年表.....	151		
各地勞働貨銀表.....	152		
京城物價勞銀指數月別對照表.....	152		
貿易			
貿易概況.....	153		
貿易累年表.....	153		
半島貿易二年對照表.....	153		
對外貿易.....	154		
國別貿易高表.....	154		
輸出重要品二年對照表.....	155		
輸入重要品二年對照表.....	156		
對滿貿易.....	157		
對滿貿易二年對照表.....	157		
對滿洲輸出品二年對照表.....	158		
對滿洲輸入品二年對照表.....	158		
對內貿易.....	159		
對內地貿易高二年對照表.....	159		
移出重要品二年對照表.....	159		
移入重要品二年對照表.....	160		
港別貿易.....	161		
港別貿易二年對照表.....	162		
輸移出品價額月別表.....	163		
金銀貿易.....	163		
金銀貿易二年對照表.....	163		
取引所			

各道事情

京畿道	
沿革.....	168
地勢.....	168
氣象.....	169
產業.....	169
教育.....	170
宗教.....	171
警察衛生.....	171
社會事業.....	171
府邑概況.....	171
忠清北道	
沿革.....	173
地勢.....	173
產業.....	173
教育.....	174
宗教.....	174
交通.....	175
府邑概況.....	175
忠清南道	
沿革.....	175
地勢.....	176
產業.....	176
教育.....	177
府邑概況.....	177
全羅北道	

沿革.....	178	地勢.....	201
地勢.....	178	氣溫.....	202
產業.....	178	交通.....	220
府邑概況.....	179	產業.....	202
全羅南道		府邑概況.....	205
沿革.....	180	咸鏡南道	
地勢.....	180	沿革.....	204
交通.....	180	地勢.....	204
產業.....	180	產業.....	204
府邑概況.....	181	府邑概況.....	205
慶尙北道		咸鏡北道	
沿革.....	182	沿革.....	205
地勢.....	182	地勢.....	207
交通.....	182	氣象.....	207
產業.....	182	交通.....	207
思想.....	183	產業.....	208
府邑概況.....	183	府邑概況.....	208
慶尙南道		(附) 歷代府尹氏各.....	210
沿革.....	184		
地勢.....	184		
產業.....	184		
府邑概況.....	185		
黃海道			
沿革.....	187		
地勢.....	187		
交通.....	188		
產業.....	188		
府邑概況.....	189		
平安南道			
沿革.....	190		
地勢.....	190		
交通.....	191		
產業.....	191		
教育.....	191		
府邑概況.....	192		
平安北道			
沿革.....	192		
地勢.....	199		
交通.....	199		
產業.....	199		
府邑概況.....	201		
江原道			
沿革.....	201		

產業

農業	
概況.....	211
農產物生產高累年表.....	212
地質.....	212
氣象.....	212
耕地面積.....	212
耕地面積表.....	213
國有未墾地.....	214
國有未墾地貸付面積表.....	214
干潟及び沿澤.....	214
產米増殖計畫.....	214
米.....	215
道別米作付反別表.....	216
米生產高累年表.....	216
道別米收穫高表.....	217
鮮米輸移出高累年表.....	217
鮮米輸移出別高表.....	217
鮮米移出仕向地別高表.....	217
移出米穀主要仕向地別高表.....	218
米穀統制問題.....	218
米穀雜錄.....	219



麥類	219	小作爭議調停者別表	240
麥收穫高道別表	220	農業經營費	240
豆類	220	農業經營費一覽表	240
粟	220	農家の負債	241
雜穀收穫高表	220	農家負債高表	241
麻	221	農家改入	241
道別大麻收穫高表	221	農業收入高表	242
果實	221	農業以外收入高表	242
道別苹果收穫高表	221	農家の移動狀況	242
道別葡萄、桃、柿收穫高表	222	農村振興の方策	242
蔬菜	222	小作調停令	243
蔬菜收穫高及作付反別表	222	小作令	243
蔬菜輸移入高表	223	土地兼併の防止	244
甜菜	223	國有未墾地の貸與	244
繩貝	223	驛屯土の拂下	244
棉花	224	自作農創定	244
道別棉收穫高表	224	早害救済	244
道別棉作付反別表	224	内地人農業移民	244
棉收穫高累年表	224	内地人農業者累年表	245
練棉移出高累年表	224	内群別地主數表	245
棉花増殖計畫	224	内地人大農場一覽表	246
農業機關		農林局の新事業	246
農事試驗場	222	牧畜業	
農事試驗場一覽表	222	概況	246
農業技術員	222	家畜及家畜道別別頭數表	247
農會	222	家畜及家畜二年對照表	247
水利組合	223	屠場及屠畜數累年表	248
水利組合一覽表	223	屠場及屠畜道別價額表	248
農業倉庫計畫	224	牛	248
米豆検査	224	牛の輸移出高表	249
肥料	224	馬	249
農林博物館	225	馬産新計畫	249
農村問題		豚	249
概況	225	鶏	249
土地制度の沿革	226	畜産物	249
小作慣行	226	綿羊	250
小作爭議概況	227	綿羊新增殖計畫	250
道別小作爭議發生件數表	228	蠶絲業	
道別小作爭議參加人員表	228	概況	250
小作爭議發生原因別表	228	栽桑	251
小作爭議結末一覽表	229	桑田百積累年表	251
		蚕蠶	251

繭生産高累年表	251	事業現況	273
掃立枚數道別表	252	電氣事業概況累年表	274
製絲	252	電燈電力普及内詳對照表	275
家絲生産高累年表	252	電力統制計畫	275
蠶絲輸移出價額累年表	252	電氣料金	275
追補勸農共済組合	252	電燈料金表	276
勸農組合一覽表	252	電動料金表	276
水産業		鑛業	
概況	253	概況	276
水産關係二年對比表	253	最近の鑛産額	277
種目別業態	254	重表鑛産物輸移出高累年表	277
水産製造業	254	内群及外人別鑛區坪數表	278
漁獲物種類	254	金	278
養殖業	255	金鑛業出願數累年表	279
水産物の輸出貿易	255	金鑛區數累年表	279
海産物滿支輸出累年表	255	道別金銀産額表	279
魚市場	256	主要金山一覽表	280
道別魚市場賣上高表	256	金鑛隊行鑛區數累年表	281
水産業の保護取締	263	金鑛隊行設備一覽表	281
指導機關	263	金鑛採算費一覽表	281
水産製品の検査	263	産金獎勵	281
水産關係團體	264	金鑛獎勵指令濟鑛山一覽表	282
水産試驗及調査	265	同審議中鑛山一覽表	282
内地人の通漁と移住	265	石炭	282
内地人通漁團體表	265	石炭埋藏量一覽表	283
水産課の新施設	266	石炭鑛區數累年表	283
水産部會各申案	266	炭鑛別石炭産出高表	283
工業		鐵	284
概況	266	地方別鐵鑛埋藏量一覽表	284
種目別業態	267	黒鉛	285
最近の生産額	269	黒鉛産出高累年表	285
全群工業製品類別生産額表	269	黒鉛鑛區數累年表	285
全群各道別工業産額累年表	269	明礬石	285
工場概況	270	明礬石埋藏高表	285
全群業態別工場表	270	タングステン鑛	285
工業用燃料及び動力	271	マグネサイト	286
工場勞銀	272	螢石	286
勞働爭議	272	螢石埋藏高表	286
全群勞働爭議累年表	273	滑石鑛	286
勞働爭議累年比率表	273	重晶石	286
電氣事業		高嶺土	276
沿革	273		



珪砂	287	國營鐵道	
水鉛鑛	287	總說	302
ニッケル鑛	287	沿革	302
林業		朝鮮鐵道營業杆程累年表	303
概況	287	鐵道普及比較表	304
道別林野概算面積表	288	朝鮮鐵道旅客輸送人員累年表	304
林產物產額累年表	289	朝鮮鐵道貨物輸送噸數累年表	304
道別林產物數量高累年表	289	國營朝鮮鐵道線名一覽表	306
植林獎勵の沿革	289	局鐵營業成績累年表	305
造林事業の現況	289	局鐵運輸成績累年表	306
造林事業一覽表	290	局鐵營業概況一覽表	306
人口造林樹種別表	290	鐵道局八年度豫算	306
樹種	290	投資額	307
民有林新指導方針	290	私設鐵道の買收	308
森林行政沿革	292	北鮮拓殖鐵道	308
林業機關	292	建設及改良工事	308
北鮮開拓事業	292	局鐵計畫線一覽表	308
火田民の整理	293	敦圖鐵道開通	309
砂防事業	293	新京大坂間の連絡	309
伐木運材及流筏	294	北鮮鐵道の滿鐵委任	310
全鮮立木拂下累年表	294	局營バス直營	310
副業		運輸賃率	310
概況	294	聯絡運輸	311
副業種目	294	列車運轉	311
藥草栽培の獎勵	295	局鐵車輛數表	312
~~~~~			
<b>土木・交通・通信</b>			
~~~~~			
土木		私設鐵道	
土木行政の沿革	296	逕達經過	312
道路改修	296	私設鐵道會社一覽表	312
都市土木施設	297	私鐵業績概況表	313
鮮内各都邑下水工事狀況表	298	私鐵建設累年表	313
港灣修築	298	私鐵各社免許線一覽表	313
漁港修築	299	各社の事業概況	314
漁港修築國庫補助港灣一覽表	300	私鐵車輛數表	315
治水	300	客貨賃率	315
治水事業費年割當額表	300	國家補助	315
建築	301	專用鐵道	316
水道	301	軌道	
		電氣軌道	316

輕油軌道	316	電話加入者比較表	337
手押軌道	316	通信機關時代別比較表	357
各事業概況	316	航空	
各營業成績	317	沿革	338
軌道會社一覽表	317	民間航空事業の概況	338
(附) 交通事故統計	318	民間航空事業概況表	338
交通事故一覽表	318	放送無線電話	
海事		概況	338
海事沿革	318	ラヂオ聴取者累年表	338
海運	318	道別聴取者分布狀況表	338
命令航路一覽表	320	職業別聴取者表	339
船舶	320	種目別放送回数及時間表	339
登簿船累年表	320	放送回数細目表	339
不登簿船累年表	320	(附) 遞信從業員時代別表	340
造船鐵工業	321	~~~~~	
朝鮮新造登簿船累年表	321	<b>司法・警察・衛生</b>	
海員	321	~~~~~	
海員數一覽表	321	司法	
水先案内人	321	朝鮮司法制度	340
航路標識	322	朝鮮總督府裁判所職員定員令	340
燈臺から見た海運	322	總督府供託局官制	341
海難救助施設	322	總督府供託局一覽表	341
航路標識累年表	322	總督府裁判所一覽表	342
通信		地方法院支廳事務取扱區域表	343
通信事業の沿革	322	裁判所職員定員累年表	345
通信事業の概況	323	辯護士執達吏數累年表	345
郵便取扱局分布比較表	323	民事訴訟事件調	345
電信取扱分岐比較表	324	民事訴訟事件累年表	346
電話取扱局分布比較表	324	民事事件數累年表	346
各通信機關累年表	324	強制執行事件調	347
郵便	324	登記件數累年表	347
通信線路概要表	325	刑事事件數累年表	347
電信	325	刑務所	348
無線電信	325	刑務所名及收容區分一覽表	348
電話	325	刑務所及職員累年表	349
内地と異なる制度	325	受刑者刑期別累年表	350
利用狀況	326	受刑者罪名及犯罪數別表	350
郵便物取扱比較表	326	免囚保護事業累年表	350
郵便爲替取組比較表	326	警察	
郵便貯金高比較表	327	警察制度	351
電信取扱比較表	327	警察區域	352



警察官署累年表..... 357

警察署員..... 357

警察官人員表..... 357

警察官表彙成..... 357

諸般の取締概況..... 357

治安狀況..... 358

犯罪狀況..... 358

犯罪數累年表..... 358

變死者及び棄兒調..... 358

自殺者手段別表..... 359

被殺害者原因別表..... 359

消 防

消防沿革..... 359

消防組數及組員數..... 360

消防組員數一覽表..... 360

經 費..... 360

官設消防機關..... 360

火 災..... 360

火災原因別表..... 360

道別火災一覽表..... 361

衛 生

韓國時代..... 361

醫療施設..... 361

藥品取締..... 361

飲食物及其他取締..... 362

痘苗製造..... 362

牛乳取締..... 362

汚物掃除..... 362

海港檢疫..... 362

上 水..... 362

傳染病預防..... 362

地方病..... 363

家畜傳染病..... 363

醫療機關の擴張..... 364

醫療機關調..... 364

醫療業者累年表..... 365

道別醫師數一覽表..... 366

道別病院數一覽表..... 366

道立醫院診療患者比較表..... 366

道立醫院診療患者表..... 366

妊産婦保護施設..... 367

妊産婦保護施設一覽表..... 367

社會問題・社會事業

社會問題

社會階級の趨勢..... 368

往時の階級..... 368

家族問題..... 368

早 婚..... 369

失業問題..... 369

京城府方面カー卜細民調査表..... 369

京城失業者數表..... 370

文化問題..... 370

内地在住の朝鮮人..... 371

(附) 大衆の生活様式及實相..... 371

社會事業

概 說..... 373

朝鮮社會事業一覽表..... 373

新恩賜救濟事業..... 375

御下賜金拜授團體..... 376

御下賜金拜受團體表..... 376

罹災救助御下賜金..... 377

恩賜賑恤資金..... 377

施藥救濟..... 377

兒童保護..... 377

副利施設..... 378

公益質屋流賃及缺損歩合表..... 379

公益質屋職業別利用者數表..... 379

職業紹介..... 380

全鮮職業紹介所成績表..... 380

一般職業紹介累年表..... 380

日僱労働紹介累年表..... 380

一般職業紹介内詳別表..... 381

一般職業別紹介成績表..... 381

道別日僱労働紹介成績表..... 381

社會教化事業..... 382

優良部落、青年團、婦人團..... 382

社會教化施設補助團體表..... 382

地方改良事業補助團體及部落表..... 386

癩癆方事業..... 384

癩患者數表..... 395

癩患者收容第一期計畫表..... 395

癩患者收容政府支出費表..... 396

國 防

海 軍

鎮海要港部..... 396

陸 軍

朝鮮軍..... 397

在鮮師團配備表..... 398

歴代朝鮮軍司令官氏名..... 398

歴代朝鮮軍參謀長氏名..... 398

歴代第十九師團長氏名..... 398

歴代第二十師團長氏名..... 398

朝鮮憲兵隊..... 399

歴代憲兵隊司令官氏名..... 399

要 塞..... 399

國境警備概況..... 399

軍馬補充部支部..... 400

京城附近の防空演習..... 400

京城國防義會發會..... 401

教育・宗教・出版

教 育

概 說..... 401

普通教育..... 401

中小女學校一覽表..... 402

官立小學校一覽表..... 402

道別公立小學校表..... 402

公立中學校一覽表..... 402

公立女學校一覽表..... 402

朝鮮人諸學校一覽表..... 493

官立普通學校一覽表..... 404

道別公立普通學校..... 404

公立高等普通學一覽表..... 404

私立高等普通學校表..... 404

公立女子高等普通學校表..... 404

私立女子高等普通學校表..... 404

朝鮮教育の特異點..... 405

實業教育及び専門教育..... 405

專門學校一覽表..... 405

官立專門學校一覽表..... 405

私立專門學校一覽表..... 406

實業學校一覽表..... 406

公立農業學校一覽表..... 406

私立農民學校一覽表..... 406

公立商業學校一覽表..... 406

私立商業學校一覽表..... 407

其他の公立實業學校表..... 407

實業補習學校一覽表..... 407

公立農業補習學校表..... 407

公立商業補習學校表..... 408

公立工業補習學校表..... 408

公立機業補習學校表..... 409

公立水産補習學校表..... 409

公立女子實業補習學校表..... 409

大學及其の豫備校育..... 409

京城帝國大學一覽表..... 409

京城帝國大學豫科表..... 409

師範教育..... 409

在内地の朝鮮人學生..... 409

經學院..... 409

明倫學院..... 409

圖書館..... 410

鮮内圖書館一覽表..... 410

幼稚園..... 410

教育行政機關..... 410

宗 教

概 說..... 411

朝鮮佛教..... 411

朝鮮佛教寺刹及僧尼數表..... 411

朝鮮佛教本山一覽表..... 411

朝鮮佛教信徒數表..... 412

内地神道..... 412

神道各派布教所數表..... 412

神道教派別信徒數表..... 412

内地佛教..... 412

内地佛教寺院數表..... 413

内地佛教僧尼數表..... 413

内地佛教宗派別信徒數表..... 413

基督教..... 414

基督教布教所數表..... 415

基督教宣教師數表..... 415

基督教教宗派別信徒數表..... 41



道別基督教信從數表	415
宗教團體の社會事業	415
宗教類似團體	416
享祀の概要	416
殿一覽表	417
陵一覽表	427
祠院一覽表	427
出版	
鮮内の新聞	428
鮮内發行新聞雜誌一覽表	429

昭和八年社會日誌

運動競技

第八回朝鮮神宮競技大會

概況	434
陸上競技	434
野球	436
庭球	437
卓球	438
相撲	439
弓道	439
籠排球	439
ラグビー	440
ア式蹴球	440
水泳	440
漕艇	441
野球	441
庭球	441
卓球	447
籠球	448
ラグビー	453
水泳	455
スキー水上競技	455
陸上競技	458
陸上競技朝鮮記録表	460
陸上競技日本記録表	461
陸上競技世界記録表	462
武道	463

相撲	463
乗馬	464
弓道	464
(附)京城グラウンド入場者累年表	464

藝術・娛樂

藝術	
文藝	464
諺文著名小説名一覽表	465
美術	465
音樂	466
娛樂	
演藝	467
鮮内映畫館一覽表	467
最近の興行調	468
道別興行一覽表	468
競馬	469
狩獵	469
京城禁獵區一覽表	470
其他の娛樂	470

對滿關係

間諜地方の部	
間島の概況	470
間諜地方朝鮮側學校表	470
琿春の概況	471
間諜地方の朝鮮人	472
間諜地方縣別朝鮮人戶口表	472
在間諜朝鮮人累年表	472
救濟施設	473
表滿洲の部	
概況	474
在表滿洲朝鮮人累年表	474
在滿各都市別朝鮮人數表	474
朝鮮農民の耕作	474
滿洲農作物反當收量高表	475
内鮮移民の統制問題	476

避難同胞の救濟	476
對農施設	477

京城府

京城府概説	
地勢	478
沿革	478
現勢	478
氣象	479
經濟	479
京城工産紙表	480
通信機關	480
京城電話加入者表	480
衛生	483
府内傳染病發生數表	483
府内腸チフス罹病累年表	483
死亡累年表	483
發生患者月別表	483
小學兒童疾病表	484
警察及び刑務所	484
墓地及び火葬場	484
府火葬場使用料表	485
社會事業	485
府内方面委員實績表	485
府内方面委員數及カード細目表	485
府内社會事業團體名表	486
京城府統計一覽	486
京城府人口戶數累年表	486
京城府職業別戶口表	486
府内郵便貯金高累年表	487
京城龍山兩驛乘降人員及貨銀累年表	487
府内車輛數累年表	487
府内労働賃銀表	487
府内各種市場一覽表	488
京城魚市場賣上高表	489
府内各公設市場賣上額表	489
京城屠獸場屠獸高累年表	489
京城案内	489
京城四季の行樂	496

京城府各種團體及組合名

特種團體	497
各組合	497

古蹟及名勝

古蹟保存及朝鮮史編修	
古蹟調査及保存	499
朝鮮史編修	500
古蹟名勝案内	
朝鮮觀光協會	500
京釜沿線	500
京仁線	502
京元及咸鏡線	562
金剛山	563
湖南慶全線	508
京義沿線	509
鮮内視察日程	
察視日程概要	510
湖南線地方視察日程表	510
西鮮地方視察日程表	511
北鮮地方視察日程表	512
金剛山探勝日程表	515
慶州視察日程表	520

日用便覽

歷世年號	521
地球の水陸面積	523
世界大陸面積人口表	523
世界人種別人口表	524
世界高山一覽表	524
世界大河一覽表	524
世界大瀑布一覽表	525
世界大湖沼一覽表	525
帝國大都市人口表	526
列國大都市人口表	526
在留地別在外内地人表	527
國別在留外國人表	527
本邦條約國一覽表	527
亞細亞内各國領土表	531



日本大使館所在地表..... 531  
 歴代總理大臣氏名..... 531  
 大臣禮遇者氏名..... 531  
 貴族院議員會派別表..... 532  
 衆議院議員黨派別表..... 532  
 衆議院解散一覽表..... 532  
 列國海軍勢力一覽表..... 532  
 列國最新艦一覽表..... 533  
 將來三國海軍力比較表..... 533  
 海軍航空隊表..... 533  
 列國陸軍々備表..... 533  
 中華民國海軍一覽表..... 534  
 中華民國人口一覽表..... 534  
 陸軍平時兵力表..... 534  
 陸軍航空隊表..... 534  
 徵兵適齡表..... 535  
 大學一覽表..... 535  
 博士人員一覽表..... 536  
 國內都市別失業者表..... 536  
 列國失業者表..... 537  
 各國貨幣換算表..... 537  
 度量衡..... 537  
 メートル法一覽表..... 538  
 溫度換算一覽表..... 539  
 萬年七曜早見表..... 539  
 世界高層建築物表..... 540

外國船路旅客運賃表..... 540  
 旅客航空輸送賃金表..... 540  
 列國鐵道延長及自動車表..... 540  
 內國郵便容積重量制限表..... 543  
 小包郵便料金表..... 543  
 航空郵便料金表..... 543  
 電話區域及料金表..... 543  
 (附) 拳闘用語..... 544

(附) 追補

兩宮殿下の御榮轉..... 550  
 朝鮮神宮參拜人員累年表..... 550  
 國防獻金品並恤兵金一覽表..... 550  
 朝鮮防空購入兵器種類表..... 550  
 事變陸軍戰傷者表..... 551  
 半島の國有財產..... 551  
 內地資本の投入額..... 661  
 青年訓練所一覽表..... 551  
 朝鮮國道米程累年表..... 552  
 官立學校在學朝鮮人累年表..... 552  
 簡易保險健康相談所利用表..... 452  
 不良少年少女概況表..... 553  
 新水害被害表..... 553  
 全鮮水道累年表..... 554  
 教育功勞者選獎..... 554  
 總督府九年度要求豫算..... 554

個人及び團體名

官職

李王職..... 555  
 朝鮮總督府..... 555  
 中樞院..... 557  
 遞信局..... 557  
 鐵道局..... 560  
 專賣局..... 562  
 稅關..... 562  
 裁判所..... 563  
 監獄..... 564

警林署..... 564  
 穀物検査所..... 564  
 其他附屬官署..... 564  
 京城帝國大學..... 565  
 官立學校及諸機關..... 566  
 京畿道..... 566  
 忠清北道..... 569  
 忠清南道..... 571  
 全羅北道..... 573  
 全羅南道..... 575

慶尙北道..... 577  
 慶尙南道..... 580  
 黃海道..... 583  
 平安南道..... 585  
 平安北道..... 587  
 江原道..... 589  
 咸鏡南道..... 591  
 咸鏡北道..... 593  
 主要警察署長..... 594  
 道及府立病院長..... 596  
 主要中等學校長..... 596

陸海軍

朝鮮軍..... 598  
 朝鮮憲兵隊..... 606  
 鎮海要港部..... 607

公職

道會議員..... 607  
 府會議員..... 612  
 商工會議所首腦者..... 615  
 同議員..... 616

民間

朝鮮貴族..... 618  
 辯護士..... 619  
 私立學校長..... 932  
 藝術家..... 624  
 主要銀行會社首腦部..... 625  
 京城仁川醫院及病院..... 632  
 京城主要商工業者..... 635

銀行會社一覽 (其一本店之部)

金融..... 947  
 商業..... 649  
 工業..... 653  
 電氣事業..... 657  
 農林業..... 659  
 水産業..... 661  
 鑛業..... 662  
 運送倉庫業..... 663  
 雜業..... 665  
 (其二支店之部)  
 金融..... 666

商業..... 669  
 工業..... 670  
 農林業..... 671  
 水産業..... 672  
 鑛業..... 672  
 運輸業..... 672  
 其他..... 672  
 (附) 商品陳列所..... 673  
 重要產同業組合..... 673  
 産業組合..... 674  
 追補..... 675

廣告目次

【前頁】

金剛山電氣會社.....  
 ビクターレコード.....  
 朝鮮信託會社.....  
 日本電報通信社.....  
 片倉生命保險會社.....  
 釜山水產會社.....  
 ポリドールレコード.....  
 強壯劑肝油.....  
 藥商鹽野義商店.....

【本文中】

衛生口錠カオール..... 141  
 銘茶 山本山..... 142  
 竹内製金庫 熊平商店..... 143  
 鮮一紙物株式會社..... 144  
 大正生命保險會社..... 145  
 眼藥 スマイル..... 193  
 キツコマン醬油..... 194  
 富國徵兵保險會社..... 195  
 京城德力..... 196  
 血壓劑 海貴來..... 197  
 朝鮮取引所..... 198  
 東洋生命保險會社..... 225  
 新義州營林署..... 226  
 朝鮮郵船會社..... 227  
 強精藥 レーベン..... 223  
 全南道是) 鍾島紡績 若林製絲..... 229



片倉製絲紡績會社.....	250	萬年社.....	419
京城電氣會社.....	257	庄司速記事務所.....	420
丸善運動具部.....	258	アイリツプス真空管.....	421
新聞聯合社.....	259	威興道立醫院高田昇.....	422
増強劑ベルブオール.....	260	威興無盡會社.....	422
大日本製糖會社.....	260	朝鮮商事會社.....	423
毛染 君が代.....	261	正路喜社.....	424
外用藥 妙布.....	262	新井藥房.....	425
皮膚病藥 一二三.....	261	クラブ齒磨.....	426
解熱劑 實効散.....	261	高麗人蔘.....	449
三中井百貨店.....	222	福壽洋行.....	450
帝國地方行政學會.....	223	丸今チウインガム.....	451
コロンビアレコード.....	224	萩原紙店.....	452
育兒粉乳キノミール.....	225	菊正宗.....	481
銘酒 千代田.....	226	東萊溫泉.....	481
サントリーウキスキー.....	327	グツドリツチタイヤ.....	482
牛良寶來煮.....	228	三 越.....	493
サツポロビール.....	353	日本紙業會社.....	494
森永チョコレート.....	354	朝鮮商業銀行.....	505
強壯劑 ラボカ.....	356	朝鮮扶植農園.....	505
興業無盡會社.....	356	佛國寺ホテル.....	505
ランランポマード.....	385	ラーヂ自轉車.....	517
齊藤酒造合名會社.....	386	松田清商店.....	517
威興風月堂.....	386	威興物産會社.....	518
同中村時計店.....	386	大興電氣會社威興支店.....	518
強壯劑 ネオブルトーゼ錠.....	387	鮮鶴増田屋.....	529
日本探鑛法、金、鐵山開鑛と經營.....	388	金剛鶴朝日醸造會社.....	529
ワグナーインキ.....	389	朝鮮瓦斯電氣會社.....	530
日韓書房.....	390	牛嶋洗濯石鹼工場.....	530
日清生命保險滿鮮支社.....	390	立石商店.....	541
大邱大野農場.....	391	大阪屋書店.....	541
威興右田電氣商會.....	392	福島源次郎商店.....	542
威興 南海.....	392	【後頁】	
醬油 フンドーダカ.....	393	ツルチュク製造元.....	
大東館.....	394	釜山酒造組合.....	
東京建物會社.....	394	朝鮮鐵道會社.....	
向井時計店.....	417	丁子屋.....	
威興市場會社.....	418	田中時計店.....	
威興總本商店.....	418	朝鮮運送會社.....	
威興魚采會社.....	418	福徳無盡會社.....	

— (目次終り) —

# 大日本帝國皇室

## 天皇陛下

御名裕仁，神武天皇より第百二十四代の天皇。大正天皇第一皇子，明治三十四年四月二十九日御誕生。全五月五日御命名，通宮と稱せらる。明治四十一年四月十一日學習院御入學，大正元年九月九日陸海軍少尉に御任官，大勳位に敘せらる。大正三年四月二日學習院初等科御卒業，爾後東宮御所内東宮御學問所に於て御修學。全三年十月三十一日中尉に，全五年十月三十一日大尉に御陞進。全年十一月三日立太子禮，全八年五月七日御成年式。全九年十月三十一日陸海軍少佐に御陞進。全十年三月三日御外遊，全年九月三日御歸朝。全年十一月二十五日攝政御就任。全十二年十月三十一日陸海軍中佐に御陞進。全十三年一月二十六日久邇宮邦彥王第一女良子女王を妃と爲し給ふ。全十四年十月三十一日陸海軍大佐に御陞進，全十五年十二月廿五日大正天皇崩御即日御踐祚。昭和三年十一月十日御即位式。全十四日大嘗祭御執行。

## 皇后陛下

御名良子，故久邇宮邦彥王第一女，明治三十六年三月六日御誕生。全四十二年四月十一日學習院女學部初等科御入學。大正四年四月中等科へ御進級，全七年二月御退學。全四月御學問所御開始。全十一年九月敘勳一等。全十三年一月二十六日御入興，皇太子妃宣下。昭和元年十二月二十五日皇后宣下。

## 皇太后陛下

御名節子，故從一位大勳位公爵九條道孝第四女，明治十七年六月二十五日御誕生，全二十三年九月十一日華族女學校小學部御入學，全二十九年九月十一日中學部御進級，全三十二年八月二十九日同校御卒業。全三十三年五月十日御入興，皇太子妃宣下。大正元年七月三十日皇后宣下。昭和元年十二月二十五日皇太后宣下。

## 皇子

第一皇女 成子内親王 大正十四年十二月六日御誕生。昭和七年四月女子學習院御入學。御稱號照宮。  
 第三皇女 和子内親王 昭和四年九月三十日御誕生。御稱號孝宮。  
 第四皇女 厚子内親王 昭和六年三月七日御誕生。御稱號順宮。

## 皇弟

雍仁親王 御稱號秩父宮 (舊淳宮) 大正十一年六月二十五日御一家創立。  
 宣仁親王 御稱號高松宮 (舊光宮)。大正二年七月六日御一家創立。  
 崇仁親王 御稱號澄宮。大正四年十二月二日御誕生。昭和七年三月學習院中等科第四學年御終了，全四月陸軍士官學校御入學。



皇 族

秩父宮 (東京市赤坂區表町一表町御殿)			
大勳位 陸軍步兵大尉 雍仁親王妃勳一等	雍仁親王 勢津子	大正天皇第二王子 子爵松平保男姪	明治35. 6. 25御誕生 明治42. 9. 9同
高松宮 (東京市芝區高輪西台町一)			
大勳位 海軍大尉 宣仁親王妃勳一等	宣仁親王 喜久子	大正天皇第三皇子 故公爵德川慶久第二女	明治38. 1. 3御誕生 明治44. 12. 26同
閑院宮 (東京市麹町區永田町二ノ二〇)			
大勳位功二級 元帥陸軍大將 妃勳一等 勳一等陸軍騎兵大尉 妃勳二等	載仁親王 智惠子 春仁王 直子	故邦家親王第十六男子 故公爵三條實美第二女 載仁親王第二男子 故公爵一條實輝第四女	慶應元年11. 10御誕生 明治 5. 6. 30同 明治35. 8. 3同 明治41. 11. 7同
東伏見宮 (東京市澁谷區常盤松町百一)			
故依仁親王妃勳一等	周子	故岩倉具定第一女	明治 9. 8. 29御誕生
伏見宮 (東京市麹町區紀尾井町四)			
大勳位功四級 元帥海軍大將 妃勳一等 大勳位海軍少佐 妃勳一等	博恭王 經子 博義王 朝子 博英王 博萌王 光子女王 令子女王	故貞愛親王第一男子 故公爵德川慶喜第九女 博恭王第一男子 故公爵一條實輝第三女 博恭王第四男子 博義王第一男子 博義王第一女 博義王第二女	明治 8. 10. 16御誕生 明治15. 9. 23同 明治30. 12. 8同 明治35. 6. 20同 大正元年10. 4同 昭和 7. 1. 26同 昭和 4. 7. 28同 昭和 8. 2. 14同

山階宮

(東京市麹町區富士見町二ノ五)

勳一等海軍少佐 故菊麿王妃勳一等	武彦王 常子	故菊麿王第一男子 故公爵島津忠義第三女	明治31. 2. 15御誕生 明治 7. 2. 7同
---------------------	-----------	------------------------	-------------------------------

賀陽宮

(東京市麹町區三番町二)

大勳位陸軍騎兵少佐 妃勳一等 故邦憲王妃勳一等	信憲王 敏子 好子 邦壽王 治憲王 章憲王 交憲王 美智子女王	故邦憲王第一男子 公爵九條道實第五女 故侯爵醍醐忠順第一女 恒憲王第一男子 同第二男子 同第三男子 同第四男子 同第一女	明治33. 1. 27御誕生 明治36. 5. 16同 慶應元年12. 7同 大正11. 4. 21同 同 15. 7. 5同 昭和 4. 8. 17同 同 6. 7. 12同 大正12. 7. 29同
-------------------------------	--	---	--

久邇宮

(東京市澁谷區宮代町一)

大勳位海軍少佐 妃勳二等 故邦彦王妃勳一等	朝融王 知子女王 規子 邦昭王 正子女王 朝子女王 多嘉王 靜子 家彦王 德彦王 恭仁子女王	故邦彦王第一男子 博恭王第三女 故公爵島津忠義第七女 朝融王第一男子 同第一女 同第二女 故朝彦親王第五男子 故子爵水無瀨忠輔第一女 多嘉王第二男子 同第三男子 同第三女	明治34. 2. 2御誕生 明治40. 5. 18同 明治12. 10. 19同 昭和 4. 3. 25同 大正15. 12. 8同 昭和 2. 10. 23同 明治 8. 8. 17同 明治17. 9. 25同 大正 9. 3. 17同 大正11. 11. 19同 大正 6. 5. 18同
-----------------------------	--	---	--



<b>梨本宮</b> (東京市澁谷區美竹町四一)			
大勳位陸軍中將 元帥 妃勳一等	守正王 伊都子	故朝彦親王第四男子 故侯爵鍋島直大第二女	明治7.3.9御誕生 明治15.2.2同
<b>朝香宮</b> (東京市芝區高輪南町十七)			
大勳位陸軍中將 妃勳一等	鳩彦王 允子內親王 孝彦王 正彦王 澁子女王	故朝彦親王第八男子 御稱號富美宮明治天皇 第八皇女 鳩彦王第一男子 同 第二男子 同 第二女	明治20.10.2御誕生 明治24.8.7同 大正元.10.8同 大正3.1.5同 大正8.8.2同
<b>東久邇宮</b> (東京市麻布區市兵衛町一ノ十三)			
大勳位陸軍中將 妃勳一等	裕彦王 隆子內親王 盛厚王 彰常王 俊彦王	故朝彦親王第九男子 御稱號泰宮明治天皇 第九皇女 裕彦王第一男子 同 第三男子 同 第四男子	明治20.12.3御誕生 明治29.5.11同 大正5.5.6同 大正9.5.11同 昭和4.3.24同
<b>北白川宮</b> (東京市芝區高輪南町十七)			
勳一等陸軍砲兵少尉 故成久王妃勳一等 故能久親王妃勳一等	永久王 房子內親王 富子 佐和子女王 多惠子女王	故成久王第一男子 御稱號周宮明治天皇 第七皇女 故公爵島津久光養女 故侯爵伊達宗德第二女 故成久王第二女 同 第三女	明治43.2.19御誕生 明治23.1.28同 文久2.10.1同 大正2.10.21同 大正9.4.15同
<b>竹田宮</b> (東京市芝區高輪南町十七)			
勳一等陸軍騎兵中尉 故恒久王妃勳一等	恒德王 昌子內親王 禮子女王	故恒久王第一男子 御稱號常宮明治天皇 第六皇女 故恒久王第一女	明治42.3.4御誕生 明治21.9.30同 大正2.7.4同

**朝鮮王公族**

**昌德宮** 京城府臥龍洞二番地(御本邸)  
東京市澁谷區紀尾井町一番地(東京邸)

**李王垠** 故李太王第七子，明治三十年十月二十日御誕生。大正九年四月廿八日方子女王と御結婚。大勳位陸軍歩兵中佐

**李子女王** 李王妃勳一等。梨本宮守正王第一女，明治三十四年十一月四日御誕生。

**李玖** 李王第二王子。昭和六年十二月二十九日御誕生。

**李氏** 故李王妃勳一等。侯爵尹澤榮第一女，明治二十七年九月十九日御誕生。

**李鍵公** 東京市澁谷區常盤松町百一番地(御本邸)  
京城府寬勳洞百九十六番地(京城邸)

**李鍵公** 李珣第一子，明治四十二年十月二十八日御誕生。昭和六年十月五日誠子妃と御結婚。勳一等陸軍騎兵中尉。

**李誠子妃** 李鍵公妃，勳二等。伯爵廣橋真光家族(松平許第一女)明治四十四年十月六日御誕生。

**李淨** 李鍵公第一子，昭和七年八月十四日御誕生。

**李瑠** 大勳位，故李太王第五子，明治十年三月三十日御誕生。

**李金** 李瑠妃勳二等。故男爵金思落第一女，明治十一年十二月十四日御誕生。

**李鐳公** 京城府雲泥洞百十四番地(御本邸)  
東京市澁谷區常盤松町百一番地(御假寓)

**李鐳公** 李珣第二子，大正元年二月十五日御誕生。陸軍見習士官野砲第一聯隊附。

**李氏** 故李鐳公妃，勳二等。故李麟九第一女，明治十六年七月十日御誕生。

**李辰** 故李鐳公妃，勳一等。故金在鼎第一女，明治十一年七月八日御誕生。

**李璇** 故李鐳公第一女，大正五年五月十八日御誕生。

**臣籍婚嫁の王族**

**李德憲** 故李太王第四女，明治四十五年五月廿五日御誕生。昭和六年五月八日伯爵宗武志に御歸嫁。

(以上昭和八年九月十五日謹記)



皇室・記事

昭和八年宮廷・宮家及王家録事 (朝鮮御關係の分)

〔一月〕 ◇ 聖旨令旨傳達式◇ 畏くも

天皇 皇后兩陛下に於かせられては、酷寒正に零下四十度を上下する間島、理春地方及び鴨綠江岸地方にて苦闘を續けてゐる皇軍將兵並に國境警備の警察官の辛苦を思召され辱けなくも特に川岸侍從武官(川岸文一郎少將)を御慰問の爲に御差遣に相成り、依つて同武官は一月廿日午前八時五十分京城驛着列車で入城し、親しく警備の前線各地を視察の上慰問せらるゝことゝなつた。而して先づ廿日午前十一時より總督府第一會議室で、總督以下係官參列の上、川岸侍從武官より恭しく、聖旨並に令旨の傳達があり、諸員等しく感泣した。

◇ 恩賜の眞綿傳達式◇ 酷寒裡に國境警備の重任に當れる警察官に對し、更に畏くも 皇后 皇太后兩陛下には、拓務大臣を通じて眞綿を御下賜に相成つたが、恩賜の眞綿は一月廿二日午前十時半から警務局長室にて各係官參列の上、厚地拓務省事務官より池田警務局長に傳達された。而して傳達式終了後、宇垣總督より皇后宮大夫皇太后宮大夫宛に御答禮の電報を發し、恩賜の眞綿は警務局で直に第一線警察官に頒つ手續をとつた。

◇ 御慰問使各地へ◇ 御慰問使川岸侍從武官は一月廿二日京城驛發で先づ元山へ向はれ、以下吹雪を衝いて北鮮間島理春及鴨綠江岸の國境第一線各地の守備隊、憲兵分隊警察署及駐在所等具に歴訪視察せられ、聖旨令旨の傳達をなし、併せて御下賜の御紋章付煙草、清酒等を傳達せられ二月廿七日の新義州を最後にし第一線御慰問を終へられ、平壤を経て實に卅

八日振りで三月一日歸城された。次で兩鮮各地の慰問を終り、三月七日歸京、同八日午前 天皇陛下に拜謁仰付けられ、具さに復命申上げた。

◇ 恩賜救療費入年度分御下賜◇ 病苦に悩む鮮内窮民のために、畏き邊りにては昭和七年度より向ふ三ヶ年間毎年七萬五千圓宛を御下賜遊ばされつゝあるが、八年度分を御下賜の旨、一月廿三日頃東上中の林財務局長に對して拓務省を通じて傳達せられた。

〔二月〕 ◇ 社會事業團體に御下賜金◇ 畏き邊りでは社會事業奨勵の思召で内地と同時に鮮内各社會事業團體に對し御下賜金御沙汰あり、宇垣總督はこの有難き御沙汰を拜し、直に各道知事に傳達し、紀元節の佳辰を卜し、全鮮一齊に之が傳達式を擧行した。御下賜金拜受團體は京城和光教區以下總數六十七團體である。

〔三月〕 ◇ 癩癧防協會へ御下賜金◇ 皇太后陛下に於かせられては、總督府で創立せる癩癧防協會の事業に對して二月廿六日特に御補助費として三萬圓(年一萬圓宛三ヶ年繼續)御下賜の御沙汰があり三月一日入江皇太后宮大夫より傳達された。

〔四月〕 ◇ 李王同妃兩殿下の御歸鮮◇ 教育總監部第一課に御勤務の李王殿下並同妃殿下には朝鮮部隊軍事御視察のため三ヶ年振りにて御歸鮮遊ばされたが、御一行は四月一日朝釜山に御上陸、同午後五時宇垣總督以下官民多數の奉迎裡に京城驛御着、驛貴賓室に御少憩の後、昌德宮に入らせられた。四月二日は宗廟永寧殿展謁、滄源殿展拜等を行はせられ、三

日は朝鮮神宮御參拜、總督官邸御訪問、各御陵展謁あり、四日は總督府その他を御訪問、總督主催の晚餐會に御臨席になつた。五日は騎兵第廿八聯隊、僅行社御視察、同夜は招待晚餐會を御主催あり。七日は軍司令部、廿師團司令部を御訪問、八日は御休息、九日より十二日まで巖谷牧場、金剛山等を御視察の上、十三日午後零時四十分京城發御歸還の途につかせられた。なほ御歸鮮中の李王殿下には、朝鮮癩癧防協會に對し、特に六萬圓御下賜の旨、七日篠田李王職長官を通じて御沙汰があつた。

〔五月〕 ◇ 朝香宮・李錕公兩殿下の御入城◇ 朝香宮、李錕公 兩殿下は陸軍士官學校生徒と共に滿洲戰跡御見學の歸途五月十日午前八時十九分龍山驛より御入城、朝香宮殿下は歩兵七十八聯隊に、李錕公殿下は御熱の爲め雲泥洞の御本邸に入らせられた。次で生徒一同と共に朝鮮神宮に參拜後總督府を御訪問後、倭城臺に於る總督主催の午餐會に御出席、更に昌德宮を御訪問あり、しかして朝香宮殿下には御同窓と共に京城御視察を終らせられ、十一日午前九時四十九分龍山驛

發で御歸東遊ばされたが、李錕公殿下には當分御本邸で御静養遊ばされることになつた。

〔六月〕 高松宮・伏見若宮兩殿下鎮海灣御入港◇ 六月十三日午前七時鎮海灣に入港した第二艦隊には高松宮殿下及び伏見博義王殿下が御座乘になり、兩殿下には御入港と共に地方官民の御機嫌奉伺を御受けになつた。なほ翌十四日の鎮海海軍練兵場に於ける海軍大觀兵式には兩殿下ともに、御戎あらせられた。十五日伏見若宮殿下には釜山に成らせられ特に府外西面公普校を御視察遊ばされ、その他鎮海附近の各方面を御視察の後次で兩殿下は、廿三日拔錨の第二艦隊と共に佐世保に向はせられた。

〔七月〕 ◇ 三殉職警察官に祭料御下賜◇ 六月五日威南國境で匪賊の猛射を浴びて尊に殉じた緒方、吉川、岩崎の三警察官に對し畏くも 天皇 皇后兩陛下より祭料御下賜の御沙汰があり、七月八日拓務次官から今井田總監に傳達された當局は早速遺族に 聖旨を傳達し、重ね重ねの光榮に感激した。

李 王 職

李王職官制

(明治四十三年十二月) 皇室令第三十四號

朕李王職官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

李王職官制

第一條 李王職ハ宮内大臣ノ管理ニ屬シ王族及公族ノ家務ヲ掌ル

第二條 李王職ニ左ノ職員ヲ置ク

長官	次官	事務官
典祀	典醫	技師
通譯官	屬	典祀補
典醫補	技手	

第三條 長官一人勅任トス、李王職一切ノ事務ヲ總理シ所部職員ヲ指揮監督ス

第四條 次官ハ一人勅任トス、長官ヲ輔ケ李王職ノ事務ヲ整理シ長官事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條 事務官ハ專任十人奏任トス内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得庶務ヲ分掌ス

第六條 〔削除〕

第七條 典祀ハ專任五人奏任トス、内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得祭祀墳墓ニ關スル事務ヲ分掌ス典祀ハ之ヲ名譽官ト爲スコトヲ得

第八條 典醫ハ專任三人奏任トス、診候及調藥ノ事ヲ分掌ス

第九條 技師ハ專任一人奏任トス、技術



ノ事ヲ掌ル第九條ノ二、通譯官ハ專任一人奏任トス、通譯ノ事ヲ掌ル

第十條 屬ハ判任トス、庶務ニ從事ス

第十一條 典祀補ハ判任トス、祭祀ニ從事ス

第十二條 典醫補ハ判任トス、醫務ニ從事ス

第十三條 技手ハ判任トス、技術ニ從事ス

第十四條 【削除】

第十五條 故李王妃ニハ事務官二人典醫一人屬及典醫補ヲ公族ニハ事務官各一人及屬ヲ分屬セシム

附 則

本令ハ明治四十四年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮ニ於ケル李王職ノ事務及朝鮮ニ在勤スル李王職々員ニ關スル件

(明治四十年十二月) 皇室令第三九號

朕朝鮮ニ於ケル李王職ノ事務及朝鮮ニ在勤スル李王職々員ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 朝鮮ニ於ケル李王職ノ事務及朝鮮ニ在勤スル李王職々員ハ朝鮮總督之ヲ監督ス

第二條 朝鮮總督ニ於テ朝鮮ニ在勤スル李王職々員宮内官懲戒令ニ據リ免官又ハ減俸ニ當ルヘキ所爲アリト思料スルトキハ證據ヲ具ヘ書面ヲ以テ李王職々員懲戒委員ノ審査ニ付スヘシ

第三條 朝鮮ニ在勤スル李王職々員ノ免官及減俸ハ李王職々員懲戒委員ノ決議ヲ具シテ朝鮮總督之ヲ宮内大臣ニ移牒ス

第四條 朝鮮ニ在勤スル李王職々員ノ譴責ハ朝鮮總督之ヲ行フ

第五條 李王職々員懲戒委員ハ五人トシ朝鮮總督府高等官及李王職高等官ノ内ヨリ朝鮮總督之ヲ命ス

附 則

本令ハ明治四十四年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

李王職事務分掌規程

制定 明治四十四年二月改正期日略

第一條 李王職ニ左ノ各課ヲ置ク 庶務課 會計課 禮式課 主殿課 課ニ課長ヲ置ク

第二條 【削除】

第三條 庶務課ニ於テ左ノ事務ヲ掌ル

一 官吏、囑託員、雇員及傭員ノ進退身分ニ關スル事項

二 長官、次官ノ官印及職印ノ管守ニ關スル事項

三 官規其ノ他重要ナル、公文書ノ起草及審査ニ關スル事項

四 長官ノ特命ニ關スル事項

五 文書ノ接受、發送、編纂及保存ニ關スル事項

六 統計及報告ニ關スル事項

七 進獻贈答ニ關スル事項

八 應用圖書ニ關スル事項

九 森林ノ經營ニ關スル事項

十 他ノ主管ニ屬セサル事項

第四條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 出納及用度ニ關スル事項

二 財産ニ關スル事項

三 宮第及廳舍並其ノ附屬物ノ管守ニ關スル事項

四 營繕ニ關スル事項

五 古圖書、博物館、動物園、植物苑及庭園ニ關スル事項

六 車馬及牧場ニ關スル事項

七 衛生ニ關スル事項

八 公家ノ會計檢査ニ關スル事項

第五條 禮式課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 祭祀ニ關スル事項

二 廟、祭殿、祭宮、墳塋ノ管守ニ關スル事項

三 儀式及饗宴ニ關スル事項

四 賓客接待ニ關スル事項

五 雅樂部ニ關スル事項

第六條 主殿課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 内殿及仁政殿並其ノ附屬建物ノ守護ニ關スル事項

二 内殿及仁政殿ノ供用什器ノ保管ニ關スル事項

三 供膳ニ關スル事項

四 診候及調藥ニ關スル事項

五 所屬内人ニ關スル事項

六 王家ノ諡號、詞章、古印等ノ管守ニ關スル事項

第七條 故李王妃附職員ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 故王妃ノ近側ニ關スル事項

二 故李王妃ノ診候調藥ニ關スル事項

三 故李王妃ノ庶務ニ關スル事項

五 其他故李王妃ニ關スル一切ノ事項

第八條 公族附職員ハ各公族家ノ庶務及會計計ヲ掌ル

李王職諸事

李王職ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

昌德宮ニ關スル事項

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

昌德宮 同上

地 勢 ・ 國 勢

地 勢

朝鮮の位置

經 度 の 極 點			緯 度 の 極 點		
方位	地 名	東 經 (度)	方位	地 名	北 緯 (度)
極 東	鬱 陵 島 竹 島	130.56.22	極 南	濟 州 島 大 靜 島	33.06.40
極 西	鴨 綠 江 新 島	124.11 分	極 北	咸 鏡 北 道 穩 面	43.00.36
	面 馬 鞍 島				



◇各道別面積表◇

道名	面積(方里)
京畿道	830.824
忠清北道	450.980
全羅北道	525.594
慶尙南道	553.127
慶尙北道	900.405
黃海道	1,231.164
平安南道	797.783
平安北道	1,084,826
江原道	967,699
咸鏡南道	1,844,235
咸鏡北道	1,702,794
總計	2,073,364
總計	14,311,996

全道面積は日本總面積43,600方里の約三分の一に當り本州(14,571方里)より稍狭小なり

主要都邑經緯度

廳名	所在地	東經度分	北緯度分	標高(米)
京城府	京城	126 59	37 34	52
仁川府	開城	126 37	37 28	13
開城府	京城	126 58	37 34	36
高陽郡	開城	126 -	37 -	45
富川郡	永登浦	126 54	37 31	10
始興郡	水原	127 1	37 17	45
水原府	水原	127 1	37 17	45
振威府	平安澤	127 5	36 59	7
安城府	安城	127 16	37 1	40
龍仁府	水利	127 12	37 14	80
利川府	水利	127 21	37 17	60
金浦府	郡內	126 42	37 37	20
江華府	府內	126 29	37 45	40
坡州府	臨津	127 47	37 51	10
開豐府	開城	127 33	37 58	39
抱川府	西	127 12	37 54	90

連川府	郡內	127 4	38 6	55
廣州府	慶安山	127 16	37 29	-
楊平府	葛山	127 30	29	40
楊州府	柴屯	127 3	44	42
加平府	郡內	127 31	50	50
驪州府	州內	127 38	18	45
長湍府	郡內	126 45	56	27

忠清北道(10郡9邑)

郡邑	度分	度分	米
忠清北道	127 29	36 38	44
永同郡	47	11	110
沃川府	35	19	115
報恩府	43	59	150
清州府	29	38	44
槐山府	47	49	115
堤川府	128 13	8	254
丹陽府	19	56	129
陰城府	127 41	56	147
鎮川府	26	51	65
忠州府	56	58	90

忠清南道(14郡5邑)

忠清南道	127 7	36 27	20
公州府	7	27	30
公州府	7	27	30
燕岐府	18	36	26
大田府	26	19	52
大論府	5	12	5
扶餘府	126 55	36 17	40
舒川府	41	5	28
保寧府	36	36 21	10
洪城府	40	36	30
青陽府	48	27	100
瑞山府	27	47	36
唐津府	38	53	10
禮山府	51	41	50
牙山府	127 0	47	15
天安府	9	48	38

全羅北道(1府14郡)

全羅北道	127 9	35 49	38
------	-------	-------	----

蔚山府	蔚山	126 43	59	12
蔚山府	蔚山	43	59	7
蔚山府	蔚山	57	56	13
蔚山府	蔚山	127 9	49	38
蔚山府	蔚山	126 55	48	18
蔚山府	蔚山	42	26	60
蔚山府	蔚山	51	34	27
蔚山府	蔚山	127 62	36 6	163
蔚山府	蔚山	25	35 47	290
蔚山府	蔚山	23	24	96
蔚山府	蔚山	126 44	44	50
蔚山府	蔚山	127 17	37	225
蔚山府	蔚山	127 8	22	85
蔚山府	蔚山	40	36 0	190
蔚山府	蔚山	31	35 39	406

全羅南道(1府1島21郡)

全羅南道	光州	126 55	35 9	45
木浦府	木浦	23	34 47	10
木浦府	木浦	34		
羅州府	羅州	43	35 2	15
和順府	和順	59	4	75
谷城府	谷城	127 17	17	66
潭陽府	潭陽	126 59	19	45
麗水府	麗水	127 44	34 44	35
濟州府	濟州	126 31	33 31	17
咸平府	咸平		35 4	9
靈光府	靈光		16	35
光州府	光州	55	35 9	43
光陽府	光陽	127 35	34 55	13
高興府	高興	17	34 36	48
寶城府	寶城	5	35 46	160
康津府	康津	126 46	34 38	70
海城府	海城	36	34	27
長城府	長城	48	35 19	60

慶尙北道(1府1島22郡)

慶尙北道	大邱	128 36	35 52	35
大邱府	大邱	36	52	40
達城郡	達城	-	-	38
慶山府	慶山	44	49	55

永川府	永川	56	58	80
慶州府	慶州	129 13	51	39
迎日府	浦項	22 36	2	2
盈德府	盈德	22	25	20
英陽府	英陽	8	40	225
青松府	青松	3	26	195
安東府	安東	128 44	34	92
義城府	義城	42	21	85
軍威府	軍威	34	14	80
漆谷府	倭館	24 35	59	31
金泉府	金泉	7 36	7	80
尙州府	尙州	10	25	50
醴泉府	醴泉	27	39	90
榮州府	榮州	38	50	150
奉化府	乃城	44 36	53	190
開慶府	開慶	6 36	44	175
星州府	星州	17 35	55	38
高靈府	高靈	16 35	44	39
清道府	大城	-	35 -	115
善山府	善山	18 36	14	58
鬱陵島	南	130 54	37 29	50

慶尙南道(2府19郡)

慶尙南道	釜山	129 2	35 6	-
釜山府	釜山	129 2	6	20
馬山府	馬山	128 33	11	27
蔚山府	蔚山	129 19	33	25
蔚山府	蔚山	129 5	12	15
東萊府	東萊	128 30	32	96
昌寧府	昌寧	128 6	5	12
泗川府	泗川	127 45	4	20
河東府	河東	127 55	35 41	199
居昌府	居昌	128 19	34 58	15
固城府	固城	128 25	34 51	17
統營府	統營	127 44	35 31	169
咸陽府	咸陽	128 9	34	40
陝川府	陝川	16	19	15
宜寧府	宜寧	25	14	35
山清府	山清	127 52	25	125
昌原府	昌原	128 34	11	7
晉州府	晉州	128 5	12	28
金海府	金海	128 53	35 14	9



密陽	密陽	128	45	29	18
梁山	梁山	129	2	20	15
南海	南海	127	54	34	35

黃海道 (17郡 2邑 218面)

黃海道	海州	125	42	38	3	57
延白郡	延安	126	10	37	54	50
金川	金川	126	29	38	9	50
新溪	新溪	126	32	30	60	
海州	海州	125	42	2	57	
平山	寶山	126	26	16	43	
平谷	谷山	126	40	47	157	
嶺津	馬山	125	22	56	13	
長淵	長淵	6	15	30		
松禾	松禾	8	22	90		
載寧	載寧	37	24	30		
瑞興	瑞興	126	10	27	98	
鳳山	沙里院	125	45	30	18	
遂安	遂安	126	14	42	145	
信川	信川	125	29	21	22	
安岳	安岳	29	30	24		
黃州	黃州	47	40	28		
殷栗	殷栗	11	31	29		

平安南道 (2府 14郡 1邑 46面)

平安南道	平壤	125	45	39	1	12
平壤府	平壤	45	39	1	11	
鎮南浦府	鎮南浦	24	38	44	9	
大同郡	平壤	45	39	2	30	
龍岡	龍岡	21	38	52	25	
中和	中和	48	38	52	33	
江東	江東	126	6	39	9	45
成川	成川	13	15	58		
順川	順川	125	56	25	60	
平原	永柔	36	18	70		
江西	江西	28	38	58	20	
安州	安州	40	39	37	12	
价川	价川	58	40	67		
德川	德川	126	18	46	135	
寧遠	寧遠	33	50	200		
孟山	孟山	30	39	225		
陽德	陽德	53	9	262		

平安北道 (1府 9郡 4邑 9面)

平安北道	新義州	124	24	40	6	1
新義州府	新義州	124	24	40	6	5
博川郡	博川	125	35	39	44	50
定州	定州	13	42	35		
宣川	宣川	55	48	55		
義州	義州	124	32	40	12	13
寧邊	寧邊	125	48	39	49	260
熙川	熙川	126	16	40	10	140
雲山	雲山	125	3	39	58	105
泰川	泰川	30	39	15	60	
龜城	龜城	15	39	59	110	
鐵山	鐵山	124	40	39	46	30
龍川	龍川	124	22	39	56	5
朔州	朔州	125	3	40	23	130
昌城	昌城	3	30	80		
碧潼	碧潼	26	37	90		
楚山	楚山	48	50	160		
渭原	密山	126	4	53	190	
江界	江界	126	36	58	18	
慈城	慈城	126	39	41	28	330
厚昌	厚昌	127	3	41	25	535

江原道 (21郡 3邑 73面)

江原道	春川	127	44	37	53	120
伊川郡	伊川	126	53	38	29	115
高城	高城	128	28	23	9	
金化	金化	127	27	18	235	
鐵原	鐵原	127	12	15	220	
蔚珍	蔚珍	129	24	36	59	10
春川	春川	127	44	37	53	120
洪川	洪川	54	41	130		
橫城	橫城	59	29	130		
原州	原州	57	21	130		
平昌	平昌	128	24	22	295	
寧越	寧越	28	11	207		
旌善	旌善	40	23	307		
三陟	三陟	129	10	26	10	
江陵	江陵	128	54	45	14	
襄陽	襄陽	128	57	38	4	20

通川	通川	127	54	38	54	23
淮陽	淮陽	127	36	38	42	245
平康	平康	127	18	38	25	382
華川	華川	127	42	6	110	
楊口	楊口	128	59	6	190	
麟蹄	麟蹄	128	10	4	200	

咸鏡南道 (2府 16郡 2邑 37面)

咸鏡南道	咸興	127	31	39	55	21
元山府	元山	127	26	39	10	7
咸興府	咸興	127	22	39	10	24
德源郡	咸興	31	55	12		
高原	下州	14	26	25		
洪原	翼	58	40	9	17	
北青	北青	128	19	15	60	
新興	東古川	127	33	11	110	
豊山	里仁	128	9	49	1150	
安邊	鶴城	127	31	39	3	30
文川	郡内	19	19	15		
永興	洪仁	14	33	35		
定平	府内	22	47	20		
利原	西	128	36	40	29	12
端川	波道	128	54	40	28	18
甲山	長平	128	18	41	5	810
三水	三南	128	2	41	11	1025
長津	郡内	127	9	40	54	950

咸鏡北道 (1府 11郡 4邑 77面)

咸鏡北道	羅南	129	41	41	43	22
清津府	清津	50	47	9		

富寧郡	富寧	42	42	4	180	
慶興	雄基	130	30	42	34	40
明川	下雲	129	28	41	12	145
會寧	會寧	45	42	26	251	
鐘城	鍾城	48	42	46	50	
鏡城	梧村	40	41	40	8	
城津	城津	12	40	40	20	
吉州	吉城	20	40	58	127	
慶源	慶源	129	9	42	49	83
穩城	穩城	129	59	42	57	84
茂山	茂山	129	13	42	14	470

地形

◇概況◇朝鮮半島は亞細亞の東南に突出せる大半島にして、地勢南北に長く東西に短く西南沿岸に無数の島嶼を擁す。  
 ◇境界◇東は日本海に面し西は黃海に臨み、北は長白山脈、鴨綠江及豆滿江の一部を以て滿洲及露領沿海州に連り、南は朝鮮海峡を隔て、本州及九州に對す。  
 海岸 朝鮮の海岸は東方と南方及西方とを比較するに著しき差異あり、東海岸は出入極めて少く岬灣島嶼甚だ稀で随つて、良港に乏しく僅に元山、城津、清津、雄基、羅津等あるに過ぎず。然るに南及西の海岸は長汀曲浦相連り宛も鋸齒の如く大小の島基布して、幾多の内海浦灣を形成し釜山、鎮海、馬山、木浦、蔚山、仁川、鎮南浦等諸港の外尙ほ投錨地は頗る多し。

◇海岸線延長表◇

道名	島嶼ノ海岸線算入		島嶼ノ海岸線不算入	
	里數	米	里數	米
全道	4,395.里06丁	17,269.米35	2,213.里14丁	8,693.米00
京内	361.01	1,415.60	135.10	528.40
忠内	479.14	1,884.50	244.10	1,353.80
忠全	113.27	446.05	65.10	256.00



全慶	南	1,706.17	6,705.00	553.10	2,174.10
慶	北	54.25	214.70	43.03	169.20
慶	南	570.29	2,243.76	231.00	908.55
黃	海	411.03	1,617.90	299.25	1,179.90
平	南	105.13	413.70	96.19	379.20
平	北	194.20	763.70	90.26	356.00
江	原	121.12	477.50	110.10	432.40
咸	南	139.11	549.20	115.01	451.60
咸	北	137.14	538.20	128.24	503.90

山 岳

◇山脉◇北境には長白山脈蜿蜒として東方より南西に走り、一枝南に延び平安咸鏡の境を劃して江原道に入り、海岸線に沿ひ南方に駛り以て半島の脊梁骨をなす斯の如く大山脉東方に偏在するが故に、本山脉以東の地は勾配急峻で殆ど平野と稱すべきものなく、隨て河川の大きなものなし。之に反して本山脉以西は比較的緩傾斜を爲し平野少なからず、鴨綠江、大同江、漢江、錦江、洛東江等の巨川その間に伸び舟楫の便灌溉の利あり地味概して肥沃である。

◇著名なる山岳◇

山名	標高	所在地
南山	260	京畿道京城府
萬景臺 (北漢山)	800	京畿道高陽郡神道面 " " 崇仁面
冠岳山	629	京畿道始興郡東面 " " 果川面
日月山	1,428	慶北英陽郡日月面 " " 青托面
伽倻山	1,430	慶北星州郡伽倻面 " " 青波面
智異山	1,915	慶南咸陽郡馬川面 " " 山清郡矢川面
袞婆山	1,381	黃海谷山郡伊寧面 咸南德源郡豊上面
般若峰	1,751	全北祥原郡山内面 全南求禮郡内山面
鷄龍山	825	忠南公州郡鷄龍面 " " 反浦面
蓮花峰	1,394	忠北丹陽郡大崗面 慶北榮州郡豊基面

無等山	1,187	全南光州郡石谷面 全和順郡西面
小快山	1,542	平南寧遠郡永樂面
檀木山	1,817	平北江界郡干北面 " " 龍林面
妙高山 (毘盧峰)	1,909	平北熙川郡眞面 南面寧邊郡北新峴面
北岳山	338	京畿道京城府及 高陽郡恩平面
白頭山 (鮮奧山)	1,986	咸北甲山郡普惠面 " 茂山郡三長面
雄基嶺	353	咸北慶興郡慶興面 " 雄基面
老人峰	1,056	江原江陵郡旺山面
鷹峰山	1,267	江原三陟郡所達面
鐵嶺	685	江原淮陽郡下北面 咸南安邊郡衛益面
雲霧嶺	526	咸北慶源郡慶源面
茂山嶺	606	咸北會寧郡鳳儀面 " 富寧郡西上面
生氣嶺	94	咸北鏡城郡梧村面 " 朱乙面
彌勒峰	1,538	江原高城郡西面 (金剛山外金剛)
磨石岩	1,364	江原淮陽郡長揚面 (金剛山外金剛)
月出峰	1,552	江原高城郡西面 (金剛山内金剛)
天摩山	1,169	平北朔州郡南西面 南面義州郡古寧面
勿禁山	1,110	平南成川郡崇仁面
黃峰	1,887	平南寧遠郡小白面 " 大興面
寶蓋山 (地藏峰)	877	京畿道川郡官仁面 江原鐵原郡新西面

角虎山	1,204	忠北永同郡永同面 楊江面,龍化面	黃土岩	2,643	咸北茂山郡三社面
大龍山	873	忠南論山郡伐谷面, 全北鈴山郡珍山面, 全北全州郡雲仙面	雪嶺	2,442	咸北茂山郡三社面
七峰	1,292	全北茂山郡雪川面	兜峰	2,324	咸北茂山郡延社面 " 鏡城郡朱南面
漢翠山	1,950	全南濟州島濟州面 " " 新右面	增岩山	2,140	咸北鏡城郡增岩山
俗離山 (天皇峰)	1,057	慶北尙州郡北北面 報恩郡俗離面	大角峰	2,170	咸北鏡城郡三長面
鍾石山	1,273	黃海谷山郡上圖面 下圖面	萬塔山	2,204	咸北鏡城郡朱南面 吉州郡陽社面
九月山	954	黃海股栗郡南部面 信川郡用珍面	白沙峰	2,057	咸南甲山郡普惠面 咸北茂山郡三社面
◇其他山岳◇ (二千米以上のもの)					
山名	高サ	所在地	山名	高サ	所在地
玉蓮山	2,164	咸南豐山郡安永面 新興郡東上面	小白山	2,174	咸北茂山郡三社面
頭流山	2,309	咸南端川郡北斗日面 咸北吉州郡陽社面	大平山	2,077	"
檢徳山	2,150	咸南端川郡北斗日面 " 豊山郡夫南面	櫃床峰	2,335	咸北鏡城郡朱面 " 茂山郡三社面
頭雲峰	2,487	咸南豐山郡熊耳面 " 長津郡東下面	天恩山	2,058	咸南豐山郡安永面
蓮花山	2,355	咸南長津郡北面 " " 上南面	北水山	2,347	" " 熊耳面 東上面
白東谷山	2,476	咸南豐山郡熊耳面	大角峰	2,121	咸南, 甲山郡雲興面 咸北, 吉州
遮日峰	2,506	咸南豐山郡熊耳面 新興郡東上面	治基峰	2,003	咸南甲山郡鎮面及鎮 東面
冠帽山	2,541	咸北鏡城郡失乙温面 " 茂山郡三社面	黃峰	2,047	咸南甲山郡普惠面 雲興面
			南胞胎山	2,435	"
			北胞胎山	2,289	咸南甲山郡普惠面 咸北茂山郡三長面
			太臚脂峰 (白頭山)	2,360	" "
			間白山	2,164	"
			臥獅峰	2,145	"

◇大 河 川 表◇

河名	水 源	河 口	流 長
鴨綠江	咸南甲山郡普惠面	平北龍川郡	201.里09丁 790.軒35
洛東江	江原三陟郡上長面	慶南金海郡東萊郡	133.里25丁 525.軒15
南江 (洛東江支流)	慶南咸陽郡西上面	慶南宜寧郡咸安郡	47里16丁 183.軒47
豆滿江	咸北茂山郡三長面	咸北慶興郡露領	132.里 19丁 520.軒50
漢江	江原三陟郡下長面	京畿開城郡江華郡	131.里 00丁 469.軒71
大同江	平南寧遠郡小白面	平南龍岡郡黃海股栗郡	111.里266丁 397.軒05
錦江	全南長水郡長水面	全北沃津郡忠南舒川郡	102.里 27丁 401.軒40



北漢江 (漢江支流)	江原淮陽郡泗東面	京畿楊平郡楊州郡	80.里31丁317.軒81
臨津江	咸南德源郡豐上面	京畿坡州郡開豐郡	64.里24丁254.軒16
鱒津江	全北鎮安郡富貴面	全南光陽郡慶南河東郡	54.里02丁212.軒30
清川江	平北熙川郡新豊面	平北定州郡安外郡	50.里21丁198.軒75
南江 (大同江支流)	平南陽德郡溫泉面	平南大同郡	49.里07丁192.軒57
禮成江	黃海遼安郡泉谷面 全谷山郡西村面	京畿開城郡黃海延白郡	44.里4丁174.軒25
沸流江 (大同江支流)	平南陽德郡吳江面	平南成川郡	38.里12丁150.軒66

◇舟楫距離表◇

名	里數	川名	里數
綠江	177	南江	19
各東	86	豆滿	22
大同	67	端屬川	16
漢	84	大寧	14
北漢	35	榮山	12
錦	33	忠南	10
臨津	32	秀魯川	26
清川	39	振威	8
南	28	安城	8
禮成	17	延津江	4
沸流	14	挿橋川	7

主なる舟運河川

鴨綠江 水源は白頭山、惠山鎮に於て盧川江を、新勉坡鎮に於いて長津江を合せて西北に流れ、中江鎮より南下楚山附近で渾河と合流義州の下流で瀋州の豐河を容れ幾多の中洲を作りて分流、安東縣に至り再合一となり、更に柳草島黃草島を堆成して三角洲を作り黃海に入る。

流長 790軒即ち二百里、されど岩礁多く河口龍巖浦より溯ること二十八軒安東縣まで高潮時三米の水深あるが、水路狭小で且つ曲折多く航行は自由でなく水先案内を要す。新義州、新勉坡鎮間には總督府の命に係る淺吃水汽船の定期航行あり。支那船高瀬船の航行多し、本江の上流には大森林地帯があり

伐材は筏にくんで流送さる。

大同江 水源は平安咸鏡境の狼林山に發し、平壤附近を流れ兼二浦を過ぎて駁寧江と合し鎮南浦に至り黃海に入る延長397軒、航行延長254軒、河口より63軒の保山浦まで二千噸の汽船溯行し得る  
 臨津江 水源は咸鏡南道の馬息嶺に發し、江原道を経て京畿道に入り漢灘江を合し、坡州郡に至り江華灣に入る、流路254軒河口より上流124軒餘舟運あり。  
 漢江 水源は江原道の鷹岬山、丹陽、忠州附近を流れ廣州郡に入り北漢江を合し龍山をすぎ臨津江と合して江華灣に入る。流長470軒舟楫の通ずる 300軒水運上重要である。

錦江 流域主として忠清南北、全北の三道に跨り流長410軒、河口に群山港あり扶餘附近まで航行自由である。

洛東江 延長 525軒、流域は慶北慶南の大部分を占め、平野存在して地味肥沃水面勾配緩で、344軒の上流安東まで溯航し得て水運の便大である。

鱒津江 源を全北鎮安長水兩郡界の入公山に發し、流路延長212軒水運上重要な河川であるが、航路に障礙多く求體の上流は舟楫不能である。

豆滿江 源は白頭山の南麓に發し茂山、會寧、鍾城を経て穩城の北に至り、布爾哈圖河と合し更に慶源に於て瑯春河と合し、水量益々増大、露領の境界を劃し西水羅の東に到つて日本海に入る流長521軒、然し瑯春河と合流後初めて舟運の便あるのみ。

湖 沼

◇主要湖沼表◇

湖沼名	周 圍 里.丁	面 積 町	所 在
長淵湖	6,26	748	咸北鏡城郡朱南面
下浦	3,23	441	咸北永興郡古寧面, 虎島面
廣浦	3,17	1,339	咸南定平郡朱伴府内, 廣德宜德ノ各面
小天庭	3,29	497	江原道通川郡鶴一面, 鶴二面
腰橋湖	3,27	292	〃 〃 〃
武東湖	7,33	833	全北益山郡八峰面, 北一面
赤脫湖	1,31	264	咸北鏡城郡漁市面
天絃湖	1, 6	74	〃 富寧郡富居面
琴困湖	1,11	161	咸北慶興郡豐興面
龍銀湖	1, 3	696	〃 慶興郡昔西面
上范湖	2,52	780	咸北茂山郡咸南甲山郡白頭山上
松池湖	1,24	203	咸北北青郡俗原面
青永湖	1, 6	119	咸北端川郡福貴面
鏡江三花草林	1, 2	79	〃 波道面
	1,25	140	咸北永興郡古寧面
	1, 5	124	〃 〃 鎮坪面
	1,24	63	江原道襄陽郡竹旺面
	1,10	166	〃 縣南面
	1, 6	113	〃 土城面
	2, 1	174	江原江陵郡阿陵面, 丁洞面
	2, 4	289	江原通川郡鶴一面, 踏鏡面
	1, 6	76	江原高城郡新北面
	2,29	228	江原高城郡梧谷面
	1,33	180	平北雲山郡北鎮面
	1,16	67	慶南陝川郡龍州面
	1, 9	119	慶南密陽郡初内面, 下南面

◇大洪水増水量記録◇

河川名	代表量 水標名	大正7年	〃8年	〃9年	〃10年	〃11年	〃12年	〃13年	〃14年	昭和元年	〃2年
大寧江	龍灘	5,70	4,64	6,65	6,43	8,31	8,48	6,86	9,83	6,72	9,28
清川江	北松里	4,89	4,30	5,18	5,33	5,67	6,30	4,79	6,55	5,74	6,50
大同江	平壤甲	5,64	4,00	5,55	4,52	7,18	9,45	5,15	6,93	6,00	6,24
載寧江	汎灘洞	3,96	4,91	—	—	6,47	—	6,45	4,95	4,98	5,71
禮成江	金川	—	6,64	6,50	6,74	14,67	8,54	14,20	11,75	7,30	11,65
臨津江	高浪浦	—	7,94	10,58	7,94	16,67	14,00	16,81	16,60	9,74	12,20
漢江	舊龍山	9,40	9,52	10,76	7,60	10,24	8,42	9,55	12,74	9,87	9,00
錦江	公州	9,07	8,44	9,37	7,09	7,12	9,00	7,84	9,88	8,70	4,0
萬頃江	大川里	4,00	3,27	5,58	4,98	3,88	3,53	4,21	4,20	4,29	,35



梁山江	梁山浦	6,41	6,82	7,94	7,91	6,05	6,39	7,85	7,76	7,50	6,60
龍津江	河東	-	4,70	9,45	6,33	9,61	5,24	8,44	7,41	7,60	6,70
洛東江	三浪津	6,48	6,36	8,09	7,21	6,68	5,54	7,41	9,36	6,45	4,90
龍興江	五里浦	1,31	4,55	1,31	1,41	3,35	3,80	-	2,55	2,39	2,50
城川江	咸興	1,71	3,18	1,67	2,00	2,91	2,12	1,59	3,75	2,77	2,45

備考 昭和八年七月の洛東江大洪水に關しては、社會過去一年史の項参照

◇大正五年以降

年次	氾濫區域面	人ノ死	農作物被害額	土地被害額
大正5	60,760町歩	363	4,333,636圓	2,742,269圓
6	18,899	230	977,604	1,510,730
7	12,396	217	9,040,635	6,272,196
8	50,833	574	5,713,586	9,011,220
9	78,834	1,295	14,052,075	16,587,438
10	10,360	15	1,771,561	722,767
11	194,175	509	12,825,311	11,553,112
12	150,734	834	11,592,388	6,260,331
13	77,678	423	4,527,151	2,590,598
14	207,748	647	24,130,031	11,812,760
昭和元	79,214	336	8,150,303	12,486,214
2	66,767	44	3,701,793	5,336,524
計	1,011,398	5,537	100,876,074	86,887,159
平均	64,283	461	8,406,340	7,240,597

◇主要河川洪水氾濫面積

河川名	流域面積	内積町	流出面積	内積町	畝田計	洪水氾濫區域面積
大寧江	17,778	57,089	74,67	8,620	23,852	
大青江	23,404	87,765	111,069	47,767	384,562	
大戴江	45,424	338,938	384,562	154,370	25,942	
大禮江	37,596	16,774	154,370	26,942	108,022	
臨漢江	22,838	85,184	188,074	16,087	59,098	
漢江	51,234	136,840	438,574	22,277	10,539	
漢江	161,958	274,616	257,338	13,300	2,139	
漢江	152,261	105,077	57,530	37,730	1,90	
漢江	44,507	1,423	34,078	65,244	1,637	
漢江	63,279	30,799	95,291	532,549	57,456	
漢江	63,512	31,779	532,549	47,305	65,244	
漢江	265,589	26,560	47,305	1,780,054	37,759	
漢江	5,012	42,893	47,305	1,780,054	37,759	
漢江	16,734	48,510	47,305	1,780,054	37,759	
漢江	615,627	1,164,427	1,780,054	1,780,054	37,759	
計	1,587,053	2,600,674	4,387,727	377,759		

琴池	1,06	77	昌原郡遊漁面, 大池面
煙沒浦	1,30	70	慶南昌原郡
龍湖	2,04	143	昌原郡大合面
木浦(牛浦)	2,06	192	遊漁利房房, 大合ノ各面
米堤池	1,01	46	全北沃溝郡米面
腰橋湖	733	833,6	

朝鮮水害額表◇

工作物被害額	家屋被害額	畜類其他被害額	被害額計
139,711圓	5,643,750圓	14,890	12,875,256圓
156,960	2,885,500	17,140	5,547,934
267,262	4,454,500	5,060	20,039,653
827,414	4,617,000	61,780	20,231,000
2,118,859	13,473,500	121,350	46,385,202
17,578	1,030,750	80	3,542,736
973,758	14,481,000	74,940	40,908,112
358,072	4,407,358	62,860	22,681,009
169,702	410,170	3,500	7,701,121
6,637,050	60,606,000	31,513	103,217,354
10,991,615	3,185,630	14,613	34,858,505
3,224,915	919,880	2,237	13,185,349
26,882,896	116,115,238	109,943	331,171,310
240,241	9,676,270	34,162	27,597,509

と水害額其他一覽表◇

耕地面積ニ對スル比率	最大水害額	大正五年以降12箇年平均水害額	最大洪水年
11.5	2,048,928	400,107	昭和2年
21.5	3,822,530	651,839	大正12年
12.4	17,238,575	1,691,611	12年
16.8	5,558,583	941,258	11年
24.9	2,436,614	412,925	11年
8.6	3,873,692	841,113	13年
13.5	46,247,981	7,588,913	14年
8.7	8,534,451	2,058,303	14年
18.2	2,966,386	527,475	14年
14.1	1,200,000	188,702	明治39年
2.2	808,791	223,333	大正13年
7.1	33,946,592	7,498,962	9年
28.0	3,202,058	531,450	大正8年
19.4	8,049,666	282,766	昭和3年
3.2	14,390,339	3,819,672	大正11年
8.6	-	27,658,429	



◇治水工事概況◇

韓國時代河川は殆ど治水施設の行はれた事なく、天然の放流に委せられたる結果、毎年河水の氾濫に依り農作物の損害數千萬圓に達すること尠なからず、總督府で愈々之が改修に當り治水及水利計画上先づ洛東江外十三大河川を選定し、大正四年度より流域状況水害水運水利地點及經濟關係の調査に着手し、大正十四年度先づ萬頃江載寧江の二河川中改修の緊急なる區間に對し、六箇年繼續事業として工事を起し、次で大正十五年度に於て漢江、洛東江、龍興江及大同江の四河川に對し、十箇年の繼續事業に着手した右の工費豫算額は4,840萬圓にして、爾來着々進捗中であつたが其後萬頃江及載寧江の改修區域擴張の必要に迫られ、昭和四年度に於て前者は四百萬圓後者は一百萬圓を追加する事になつた。然るにその後財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ、結局總工費豫算を5,240萬圓に變更し昭和十三年度迄に以上六河川の第一期事業を施行中である。(その他社會事業及土木の項等参照)

島嶼

◇全道及各道島嶼表◇

道名	島嶼ノ内容	島數	面積 方里
全道	周圍500米以上ノ島	1,930	381.00
	以下ノ島	1,375	5.00
	計	3,305	386.00
京畿	〃	15	40.00
	〃	48	1.00
	〃	201	41.00
忠南	〃	112	9.2
	〃	48	0.5
	〃	160	9.8
忠北	〃	—	—
	〃	—	—
全北	〃	60	2.0
	〃	34	0.5
	〃	94	2.5

全南	〃	1,029	2,9.00
	〃	812	1.00
	〃	1,841	291.00
慶北	〃	8	4.7
	〃	11	0,004
	〃	11	4.7
慶南	〃	27	63.00
	〃	125	0.4
	〃	403	63.5
黄海	〃	87	11.9
	〃	74	0.1
	〃	161	11.6
平南	〃	22	0,299
	〃	31	0,299
	〃	53	0,591
平北	〃	107	8,18
	〃	65	0,03
	〃	172	8.2
江原	〃	17	0,124
	〃	35	0,082
	〃	52	0,206
咸南	〃	47	2,2
	〃	30	0,3
	〃	77	2,5
咸北	〃	19	0,40
	〃	14	0,09
	〃	29	0,55

◇五大著名島◇

島名	所在	面積 方里	海岸線 里數
濟州島(一)	全南濟州島外	120	64 25
巨濟島	慶南營郡外	24	71 28
珍島	全南珍島郡外	21	65 25
南海島	慶南南海郡外	19	49 17
江華島(二)	京畿江華郡外	18	25 99

備考(一)は道勢全羅南道の項参照  
 (二)は漢江々口にあり大院君時代佛人宣教師殺害事件、明治八

年の雲揚號砲撃事件、花房公使事件等で歴史的に有名である。

◇その他の著名島◇

島名	所在	面積 方里	海岸線 里數
安眠島	忠南瑞山郡安眠面	5	59 23
鬱陵島	慶北鬱陵島	4	10 42
月尾島	京畿仁川府	4	0,1 4
小月尾島	.....	0,004	0,07 0,8
巨文島	全南麗水郡三山面(東・古・西ノ三島)	9	39

備考 ×は道勢京畿道の項を参照

◇島より成る郡◇

郡名	島數	面積 (方里)	海岸線 里   米
京畿道 江華郡	23	25	63 249
慶南南海郡	31	23	69 27
全南莞島郡	135	25	196 77
〃 珍島郡	137	27	159 62
〃 濟州島	27	121	82 326
慶北鬱陵島	3	4	11 45

氣

象

氣候 朝鮮の氣候は一般に大陸の影響を受けて所謂大陸性氣候に近く寒暑ともに概ね酷烈で、春秋の季節短く、又晝夜氣温の較差大で國境地方では時として卅度を越えることがある年平均氣温は南部海岸は攝氏十三度餘で北進するに従ひ次第に遞減し中央部は十度内外で國境附近では四度乃至三度となる。又東部海岸は西部海岸に比すれば氣候溫和で夏季を

除いては約二度内外である。即ち西部海岸は冬季北西季節風多く、東部海岸は脊梁山脈の爲め風勢微弱で、且つ海水温度は西部海岸に比して高温なのに因る。しかして寒氣の酷烈なのは中部以北の内陸で、南部は一般に左程ではない。又冬季に於て寒氣は一に季節風の盛衰に伴ふて消長し従つて『三寒四温』なる現象を生じ一寒一暖各數日に亘つて相交替する。

◇平均氣壓表◇ (其一)

地名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
雄基	767.2	766.2	763.9	760.5	757.8	755.6	755.9
中江	771.4	768.7	764.8	759.9	756.2	753.4	753.5
城津	766.8	765.8	763.8	769.7	757.8	755.5	755.6
龍岩	770.3	768.7	766.2	762.0	758.3	755.2	754.9
元山	767.6	766.6	764.8	761.4	758.1	755.5	755.6
平壤	769.5	768.3	765.8	762.0	758.4	755.3	755.2
江陵	766.7	765.8	764.1	761.0	757.9	755.2	755.4
京城	769.4	767.9	765.7	762.1	758.9	755.5	755.7



仁川	769.2	767.8	765.8	762.2	758.8	755.6	755.5
大邱	768.4	767.0	765.2	762.0	758.9	755.7	756.1
釜山	769.2	767.9	765.8	762.3	758.9	755.6	756.0
木浦	767.1	765.9	764.6	761.8	758.8	755.8	756.1
濟州	768.5	767.2	765.4	762.0	758.8	755.4	755.5
濟州	768.6	767.7	765.7	762.4	759.4	756.1	756.0

◇平均氣壓表◇(其一)

地名	8月	9月	10月	11月	12月	年
雄基	756.2	760.5	763.4	765.5	766.4	761.6
江鎮	754.5	759.9	763.9	767.0	769.8	761.9
中津	756.3	760.5	763.6	765.2	766.1	761.5
城龍	755.6	760.7	764.8	767.9	769.7	762.9
元山	756.2	760.5	764.0	766.1	767.1	762.0
平壤	755.7	760.5	764.7	767.4	769.4	762.7
江陵	755.8	760.1	763.6	765.5	766.3	761.4
京城	755.8	760.4	764.7	767.3	769.2	762.7
仁川	755.7	760.2	764.6	767.4	768.9	762.6
大邱	755.9	760.2	764.3	766.7	768.3	762.4
釜山	755.6	759.9	764.4	766.9	768.7	762.6
木浦	755.8	759.7	763.6	766.1	767.0	761.9
濟州	755.2	759.5	764.1	766.8	768.4	762.2
濟州	755.4	759.6	764.5	766.8	768.1	762.5

◇平均氣溫表◇(其一)

地名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
雄基	-9.4	-6.7	-1.2	5.5	9.7	14.4	19.3
江鎮	-21.1	-15.4	-4.2	6.4	13.2	18.6	22.5
中津	-6.0	-4.3	0.7	6.6	10.9	15.4	20.1
城龍	-9.0	-6.2	0.4	7.9	14.0	19.3	23.1
元山	-3.6	-2.5	2.5	9.4	14.7	19.1	22.7
平壤	-7.9	-5.0	1.5	9.4	15.5	20.5	23.9
江陵	-1.5	0.1	4.6	11.3	16.1	20.4	24.1
京城	-4.6	-1.9	3.4	10.7	16.1	21.3	24.6
仁川	-3.7	-2.1	2.9	9.5	14.7	19.3	19.5
大邱	-1.6	0.4	5.5	12.1	17.3	22.0	25.5
釜山	-1.7	-0.3	4.8	11.3	16.6	21.4	25.4
木浦	2.1	3.0	7.1	12.3	16.3	20.0	23.8
濟州	1.0	1.6	5.3	11.4	16.3	20.6	24.5
濟州	4.7	4.7	7.8	12.3	16.3	20.2	25.3

◇平均氣溫表◇(其二)

地名	8月	9月	10月	11月	12月	年
雄基	21.4	16.6	9.9	0.9	-5.6	6.2
江鎮	21.8	14.0	6.3	3.7	-5.8	3.6
中津	22.1	17.7	11.6	3.7	-3.3	7.9
城龍	23.5	18.1	11.4	1.6	-6.6	8.2
元山	23.4	18.8	13.0	5.5	-1.0	10.2
平壤	24.4	18.8	11.8	3.0	-5.4	9.2
江陵	24.6	19.7	14.3	8.1	1.8	12.0
京城	25.6	20.0	13.1	5.2	-2.1	11.0
仁川	24.8	20.2	14.1	6.0	-1.3	10.7
大邱	26.1	20.7	14.2	7.1	0.6	12.5
釜山	26.1	20.4	13.6	7.1	1.0	12.1
木浦	25.6	21.8	16.3	10.1	4.2	13.6
濟州	26.2	21.8	16.0	9.6	3.5	13.2
濟州	26.1	21.7	16.5	11.8	7.5	14.6

◇平均最高氣溫表◇(其一)

地名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
雄基	-5.5	-2.5	3.0	10.1	14.3	18.4	22.7
江鎮	-12.4	-6.3	2.7	13.6	20.4	25.9	28.9
中津	-0.6	0.6	5.1	11.8	15.9	19.6	23.7
城龍	-3.9	-1.0	5.0	13.0	18.8	23.7	26.8
元山	1.1	2.3	7.3	15.0	20.5	24.0	26.7
平壤	-2.8	0.3	6.8	15.7	21.4	26.6	28.7
江陵	3.5	4.7	9.6	16.7	21.4	25.2	28.2
京城	0.1	3.1	8.8	16.8	22.2	27.0	28.9
仁川	0.4	2.2	7.5	14.5	19.5	24.1	27.0
大邱	3.7	5.8	11.3	18.4	23.5	27.7	30.2
釜山	2.8	4.6	10.7	17.7	22.9	27.5	29.8
木浦	6.4	7.4	11.5	16.4	20.6	23.7	27.0
濟州	5.3	6.2	10.4	16.6	21.3	25.1	28.4
濟州	7.5	7.7	11.7	16.7	20.6	24.1	28.8

◇平均最高氣溫表◇(其二)

地名	8月	9月	10月	11月	11月	年
雄基	24.9	20.9	14.5	5.2	-2.5	10.3
江鎮	28.4	21.7	14.7	2.5	-8.7	11.0
中津	25.5	22.4	16.7	8.8	1.9	12.6
城龍	23.1	23.5	17.2	6.4	-1.9	13.0
元山	27.5	23.6	18.4	10.4	3.6	15.0







仁川	4,3	4,4	5,6	4,3	3,9	3,3	3,6	3,4	3,4	3,5	4,4	4,4	4,0
大邱	2,7	2,7	2,8	2,7	2,5	2,3	2,3	2,1	1,9	1,8	2,0	2,4	2,4
全州	1,7	1,8	2,1	1,9	1,7	1,5	1,5	1,3	1,2	1,2	1,5	1,5	1,6
釜山	4,4	4,3	3,9	3,4	2,0	2,6	3,0	2,9	3,1	3,1	3,5	4,2	3,4
木浦	5,4	5,5	5,5	4,5	3,9	3,3	3,9	3,4	3,8	3,8	4,6	5,0	4,4
濟州	6,7	6,4	5,8	4,8	4,0	3,9	4,2	4,2	4,3	5,0	5,5	6,7	5,1

雨 一般に毎年の雨量は滿蒙地方よりは多いが、内地に較ぶれば概して寡少で、全鮮の大半は年量800及1000を示し、南東部海岸は稍多く北部及北西方に行くに従つて遞減す。たゞ平北京畿、全北の一部に局部的多雨の地あり其量略南岸に匹敵するが、豆滿江流域には年量500を達せざる地方もある降雨は季節により差異甚しく十月より翌

年三月までは、乾燥期で雨量極めて少く六月より八月までは降雨期である。又朝鮮は幸に颱風の襲來は少いが七・八月には異常の豪雨に襲はれ、一日量三百を超過することがあり、半島各地の河川また之が爲に氾濫(河川の水害の項参照)作物に損害を與ふること旱害と同様に屢々である。結局朝鮮は總体的に日照時數が多く従つて蒸發は旺盛である。

◇降水量表◇ (其の一)

地名	1月	2	3	4	5	6	7
雄基	5,4	9,7	21,8	29,1	72,4	96,3	117,7
中江	12,9	9,4	22,5	36,9	84,4	110,1	170,7
城鎮	22,4	15,2	20,9	30,7	60,4	61,7	114,5
龍津	13,8	10,6	23,6	38,8	80,5	80,5	255,0
元浦	37,6	35,3	47,2	74,3	89,3	121,5	222,1
平山	16,1	11,9	25,1	45,0	68,9	67,6	248,7
江陵	65,4	64,1	60,7	84,0	79,4	96,0	251,6
京城	29,0	23,3	40,3	77,5	86,8	125,3	359,4
仁川	22,3	19,0	30,9	65,9	80,5	96,6	269,6
大邱	24,7	25,2	34,4	79,6	74,3	128,7	218,1
全州	32,1	34,9	41,6	89,6	82,7	120,4	336,8
釜山	50,0	39,0	66,1	140,8	123,0	200,5	304,5
木浦	35,3	36,9	41,4	97,1	87,5	144,8	215,9
濟州	63,3	72,6	59,4	87,1	69,0	152,8	229,7

◇降水量表◇ (其の二)

地名	8月	9	10	11	12	年
雄基	183,0	107,1	70,3	26,0	10,7	749,8
中江	172,0	84,0	42,3	29,4	17,9	792,5
城鎮	151,8	115,6	48,7	47,3	28,8	718,0
龍津	180,5	117,2	68,1	34,3	14,0	904,9
元浦	310,3	178,4	81,6	72,0	18,5	1368,1
平山	209,1	119,1	46,5	41,6	19,2	918,8

江陵	215,7	162,2	75,3	63,0	60,1	1277,5
京城	271,2	113,0	40,9	46,5	27,3	1270,5
仁川	231,7	106,2	41,5	42,6	26,1	1,032,9
大邱	161,0	134,3	36,1	32,4	22,2	971,0
全州	246,3	121,6	53,8	49,1	47,7	1256,6
釜山	187,6	167,8	65,1	43,8	30,3	1424,5
木浦	154,7	119,8	52,2	44,9	38,3	1069,8
濟州	218,3	245,3	40,1	58,4	80,3	1376,1

◇平均湿度表◇

地名	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
雄基	50	53	55	62	74	83	88	84	71	61	55	49	65
中江	81	77	68	61	64	71	78	80	80	73	74	80	74
城鎮	65	65	65	71	79	85	88	85	77	71	65	61	73
龍津	71	70	69	70	74	81	87	94	78	75	70	70	75
元浦	55	57	59	63	69	76	82	82	75	67	58	51	66
平山	74	70	66	63	66	70	79	79	74	72	72	73	72
江陵	55	61	62	63	68	74	80	81	77	68	61	55	67
京城	68	64	63	65	69	71	80	76	73	71	71	68	70
仁川	67	65	65	70	74	79	85	81	74	69	67	66	72
大邱	61	60	60	63	64	68	74	74	74	68	67	63	66
全州	74	73	70	71	73	73	79	79	78	76	76	77	75
釜山	51	52	58	67	71	78	83	79	73	65	59	52	66
木浦	71	70	70	75	77	82	86	82	78	73	73	71	76
濟州	71	70	67	73	76	76	81	80	79	70	70	72	74

◇降水日數表◇

地名	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
雄基	4	4	5	7	15	16	17	16	10	7	6	4	110
中江	9	7	9	10	16	15	18	15	13	9	10	10	140
城鎮	9	7	6	6	10	12	13	12	9	6	8	8	105
龍津	5	5	6	7	10	11	16	12	9	7	7	5	100
元浦	6	6	7	8	11	13	18	16	12	8	8	5	118
平山	6	4	6	7	9	9	15	13	9	7	9	8	104
江陵	7	8	9	9	11	11	15	14	11	8	6	6	113
京城	8	6	8	9	10	10	17	14	9	7	9	9	117
仁川	7	5	6	8	9	9	15	12	9	7	9	9	105
大邱	6	5	7	9	9	11	13	12	10	5	7	6	101
全州	10	9	8	10	10	10	17	14	10	8	11	12	129
釜山	6	6	9	10	9	12	14	11	11	7	6	6	106
木浦	12	10	9	10	9	12	15	12	10	8	12	13	130
濟州	15	12	11	10	10	12	12	13	13	7	13	17	144



◇快晴日數表◇

地名	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
雄基	13	9	7	4	2	1	1	3	6	10	10	12	78
中江鎮	11	9	7	4	2	2	1	2	2	8	7	10	65
城津	11	11	9	5	3	2	1	3	6	10	10	14	85
龍岩浦	15	12	10	7	5	3	2	4	9	11	11	14	102
元山	14	13	10	6	4	3	2	3	5	11	11	15	97
平壤	11	11	9	6	4	3	2	3	6	10	8	11	85
江陵	13	10	9	5	4	3	2	4	4	10	11	14	88
京城	10	8	7	5	3	3	1	3	5	8	8	9	71
仁川	10	9	8	6	5	3	2	4	6	9	9	9	78
大邱	10	8	8	5	5	3	2	3	4	9	10	11	76
全州	5	5	6	5	4	3	1	3	4	9	6	4	54
釜山	11	9	8	6	5	3	3	6	4	9	12	13	89
木浦	3	3	5	5	5	3	1	4	5	7	6	3	49
濟州	1	0	3	5	4	3	2	2	2	4	2	1	28

雪・霧・霜 降雪期は年々遅速があるが、初雪は北部高原地方に最も早く十月下旬に、他は概ね十一月に南東海岸地方は最も遅くて十二月下旬である。終雪は北部國境地方最も遅くて四月末である釜山地方最も早く三月上旬、其の他は三月中旬乃至四月中旬の間に在り、然し多期は一般に雨量が少いので、積雪一二尺に及ぶのは北東部の山地に限られ、中部以南の平原では五寸を越えることは稀である。

初霜は北部地方では九月上旬に之を見るが、他は概ね十月下旬より十一月中旬

の間に在つて四月中旬に終るを一般とし、北部地方では五月に入つて終るを常としてゐる。

朝鮮近海は到る處に濃霧を發生するが最も多いのは多島海岸で濃霧日數一年中70日内外に達し、西部近海北東沿岸地方に亞ぎ其の他は廿日乃至五十日の間に在り、又濃霧は沿岸に近づくに従つて減少し内陸に入つては殆んど皆無となり、冬季は概して、少く初春より漸次發生して晩春初夏の候最盛に、盛夏に入つて減退する。

霜雪の季節表 (其一)

地名	初霜			終霜		
	平均月日	最年月	最早月日	平均月日	最年月	最晚月日
雄基	10/14	1921	10/6	4/26	1926	5/16
中江鎮	9/25	1924	9/14	5/16	1927	6/2
城津	10/23	1906	10/3	4/17	1929	5/5
龍岩浦	10/11	1928	9/25	4/23	1917	5/7
元山	10/24	1905	9/30	4/15	1905	5/4
平壤	10/13	1928	9/25	4/23	1918	5/5

江陵	11	11	1919	10	22	4	9	1914	4	24
京城	10	15	1909	10	5	4	20	1910 1917 1926	4	30
仁川	11	4	1928	10	17	4	6	1923	4	21
大邱	10	25	1912	10	10	4	12	1926	4	30
全州	10	19	1928	9	26	4	23	1923	5	17
釜山	11	8	1922	10	11	3	23	1917	4	25
木浦	11	12	1924	10	25	4	6	1911	4	22
濟州	12	23	1923	12	4	3	15	1925	4	12

◇霜雪の季節表◇ 其二

地名	初雪			終雪		
	平均月日	最年月	最早月日	平均月日	最年月	最晚月日
雄基	11/2	1926	10/18	4/15	1928	5/16
中江鎮	10/22	1922	10/10	4/25	1919 1928	5/16
城津	11/8	1912	10/21	3/30	1929	5/3
龍岩浦	11/12	1912	10/23	3/26	1919	5/2
元山	11/16	1921	11/3	4/4	1919	5/2
平壤	11/14	1926 1927	10/29	3/27	1908	4/24
江陵	12/4	1924	11/9	4/2	1917	4/28
京城	11/17	1931	10/26	3/27	1911	4/19
仁川	11/18	1931	10/27	3/23	1911	4/19
大邱	11/27	1921	11/3	3/19	1914	4/3
全州	11/21	1921	11/7	3/17	1924	4/4
釜山	12/20	1924	11/9	3/9	2219	4/20
木浦	11/22	1917	11/5	3/15	1914	4/4
濟州	12/13	1924	11/9	3/9	1925	3/27

◇江河結解期日表◇

本表の観測地及観測期間は次の如し

河名	遼河	鴨綠江	大同江	漢江	豆滿江
観測地	營口	龍岩浦	平壤	龍山	茂山
観測期間	1904—32	1904—31	1906—31	1910—31	1910—31



河名	解氷				結氷				結氷期間 平均日數		
	平	年	年	晩	平	年	最	早			
	月	日	年	月	日	月	日	年	月	日	
遼河	5	15	1909	3	25	1	2	1909	12	9	74
鴨綠江	3	16	1913	4	7	12	3	1912	11	14	100
大同江	3	5	1913	3	19	12	14	1925	12	1	86
漢江	3	3	1917	3	13	12	13	1926	12	7	76
豆滿江	4	5	1913	4	22	11	20	1920	11	4	72

◇主要港の潮信表◇

地名	平均高潮		大潮差	小潮差
	間	隙		
	L	M	M	M
雄基	3	3	0,2	0,1
龍岩浦	9	20	4,7	2,8
元山	3	0	0,2	0,1
鎮南浦	8	37	4,9	2,5
仁川	4	32	8,1	3,6

群山 3 6 6,2 2,8  
蔚山 7 14 0,5 0,2  
釜山 8 1 1,2 0,4  
木浦 2 4 3,1 1,5

(平均高潮間隙とは月が子午線を通過してから高潮(満潮)となる迄の平均時間で、大潮差及小潮差とは各々大潮小潮の時高潮(満潮)と低潮(干満)との高さの差の平均値である)

◇氣象觀測所一覽表◇

種別	道名	觀測地	觀測開始年月日
總督府觀測所	京畿	仁川	明治37年4月10日
候所	"	京城	" 40年10月1日
"	全北	全州	大正7年5月15日
"	全南	木浦	明治37年3月25日
"	"	濟州島	大正12年5月1日
"	慶北	大邱	明治40年1月7日
"	慶南	釜山	" 37年4月4日
"	平南	平壤	" 40年10月1日
"	平北	龍岩浦	" 37年5月1日
"	"	中江鎮	大正5年5月1日
"	"	楚山	" 7年5月15日
"	"	"	" 12年5月1日濟州島新設ト共ニ廢止
"	江原	江陵	明治44年10月1日
"	咸南	元山	" 37年4月10日
"	咸北	城津	" 38年5月13日
"	"	雄基	大正3年5月1日

地震

朝鮮は地震の極めて少ない土地と言はれて居るが古代より中世に於てはかなり破壊的な作用を伴つた地震は度々襲來して居る。併し最近200年間には此の様な強震は一度もなく且人體に感ずる程度の地震も稀有とされて居る元來が朝鮮には大し

た火山系統もなく所謂地震帯もないので人體に感ずる弱震以上の、地震も殆んど發生しない理由である。

(備考 西曆 780年に慶州で家屋倒壞の爲 約100餘人の死者あり1662年全羅地方で約五十名壓死の記録がある。)

國勢

戸口及人口總數 昭和七年末に於ける朝鮮の世帯戸數は3,912,121戸、人口は20,599,862人、内譯内地人は129,946戸523,432人、朝鮮人は3,772,234戸、20,037,273人、臺灣人2戸、6人、滿洲國人又は中華民國人は9,404戸、37,732人その他の外國人は535戸、1,419人である。

人口増加率 内鮮人を合して、朝鮮の人口は最近十ヶ年に毎年平均人口一千人に付15,14の割合で増加して來た。之を男女別に別けると男は14,13、女は16,75で、女の増加率は男に較べて遙に高い。尙ほ内地の人口増加の率は一年平均13,92であるから、朝鮮の方が内地より高い増加率を示して居る。

朝鮮人の増加率 朝鮮人の戸口は施政以來民籍事務成るに隨ひその調査が精確になつたが、明治四十三年末には總數1,312萬餘人で、大正八年末現在では1,678萬人に達し、昭和七年末現在では20,037,273人である。又朝鮮人の出生率の死亡率に對する超過歩合を見るに昭和元年より同五年に到る五ヶ年間の平均差増は、人口1,000人に付き、15,933で、同じく昭和五年迄の過去十年間の平均差増は人口1000人に付き、15,782を示してゐるが、昭和七八年を通じて大體年々の増加數は20萬人内外である。

人口密度 人口の密度は一平方

に付き93人で、内地の173人に比較すれば80人少く、北海道の約三倍に當り東北地方と略相等しい。鮮内の密度は地方に依つて甚だ不同であるが、概して南鮮は密で北鮮は疎である。最も稠密なのは慶尙南道の一方軒に付171人であり、忠清南道の170人全羅北道の169人、京畿道の166人、全羅南道の164人之に次いで多い又慶尙北道の124人、忠清北道の117人は人口稠密な方であり、最も稀薄なのは咸鏡北道の36人で咸鏡南道の48人、平安北道の54人、江原道の55人、平安南道の88人、黄海道の89人、の如きも人口稀疎な地方である。

世帯平均數 一世帯の平均人口は内地人4人、朝鮮人5人、滿洲國人及中華民國人4人、その他の外國人3人であり内地人は大體中部以南は5人以上、以北は3人以上であるが、朝鮮人側は中部以南は5人以上、以北は5人以上に近い

男女別人口 男女の割合は男百人に付き女97人で、又内地人は女95人、朝鮮人は97人、外國人は26人である。

府別人口 京城(374,909)釜山(148,156)、平壤(145,455)、大邱(103,511)、仁川(68,189)、木浦(52,511)、開城(50,570)、新義州(48,677)、元山(42,140)、咸興(40,276)、鎮南浦(40,568)、群山(35,575)清津(35,120)、馬山(27,371)、



◇全鮮各道別人口及戸口調査表◇ (昭和七年)

道名	内地人口		朝鮮人口		計
	住居	世帯	男	女	
	戸	口	人	人	
京畿道	29,487	31,390	68,664	65,955	134,639
忠清北道	1,950	2,090	4,071	3,845	7,916
忠清南道	5,540	5,903	12,256	11,727	23,983
全羅北道	7,727	8,363	17,044	16,514	33,558
全羅南道	8,805	9,818	21,199	20,355	41,554
慶尙北道	2,182	11,591	24,592	23,727	48,319
慶尙南道	19,798	20,895	43,490	42,577	86,067
黄海道	4,441	4,967	9,263	8,884	18,147
平安南道	7,092	8,070	17,009	15,951	23,960
平安北道	4,819	5,956	10,577	9,394	19,971
江原道	2,820	3,364	6,093	5,567	11,660
咸鏡南道	8,552	9,798	19,027	16,901	35,928
咸鏡北道	6,393	7,742	15,006	13,744	28,750
總計	119,176	129,948	268,291	255,141	523,432

道名	朝鮮人口		内地人口		計
	住居	世帯	男	女	
	戸	口	人	人	
京畿道	335,199	378,890	1,008,892	937,079	1,981,971
忠清北道	147,285	160,301	439,165	418,946	858,111
忠清南道	256,296	251,427	691,271	658,351	1,549,622
全羅北道	254,233	275,491	725,187	684,921	1,410,108
全羅南道	414,736	443,197	1,131,851	1,107,495	2,239,346
慶尙北道	411,375	433,642	1,167,887	1,131,781	2,299,668
慶尙南道	371,294	387,030	1,020,816	995,001	2,015,817
黄海道	272,390	289,921	740,197	734,379	1,474,576
平安南道	250,535	242,645	639,450	639,286	1,278,736
平安北道	247,713	272,611	765,669	745,546	1,511,215
江原道	242,022	262,698	733,669	688,191	1,421,860
咸鏡南道	241,872	256,258	764,979	734,619	1,499,598
咸鏡北道	119,901	120,123	354,329	342,316	696,645
總計	3,515,451	3,772,234	10,183,362	9,853,911	20,037,273

◇府邑人口表◇ (昭和六年)

但し 昭和七年の各府人口数は前項の如し

地名	内地人	朝鮮人	外国人	合計
京畿道				萬
京城府	10,023	26,123	3877	36,543

仁川府	1,1373	5,1005	1503	6,3881
開城府	1522	4,8059	122	4,9703
水原	1660	1,1192	36	1,2888
永登浦	1010	7129	88	8227
忠清北道				
清州	2791	1,2539	71	1,5401
忠州	1188	2,2863	45	2,4096
忠清南道				
公州	2098	1,200	149	1,2447
鳥致院	1300	7042	71	8413
大田	7133	1,6064	87	2,3284
江景	1633	1,0441	118	1,2192
天安	1160	1,1685	157	1,3002
全羅北道				
群山府	9115	1,6843	581	2,6539
全州	5440	3,2575	395	3,8410
南原	801	1,1248	47	1,2096
井邑	1511	1,3678	102	1,5091
金堤	1493	1,4276	163	1,5932
裡里	3748	1,4274	76	1,8098
全羅南道				
木浦府	8045	2,4805	212	3,3062
光州	7265	3,5581	78	3,2924
麗水	3217	2,2047	49	2,5313
順天	1324	1,6907	68	1,8299
羅州	1031	1,3490	3	1,4524
濟州	674	3,7569	11	3,8254
慶尙北道				
大邱府	2,5750	7,5777	653	10,2180
安東	780	1,4359	21	1,5160
浦項	2386	1,0095	61	1,2542
慶州	979	1,7432	30	1,8441
金泉	1872	1,2802	47	1,4721
尙州	1204	214845	62	2,6111
慶尙南道				
釜山府	4,5502	9,5674	362	13,9538
馬山府	5265	2,1506	75	2,6846
晋州	2264	2,1543	29	2,3836
密陽	1040	1,4892	27	1,5859
蔚山	802	1,2969	21	1,3812
東萊	910	1,6762	14	1,7689
金海	651	1,9937	41	2,0629



鎮海	4578	1,2863	15	1,7256
統營	2984	1,8122	49	2,1355
三千浦	580	1,5890	14	1,6484
實海道				
海州	2699	2,0515	101	2,3315
兼二浦	2264	9248	218	1,1830
沙里院	1843	2,1655	256	2,3754
平安南道				
平壤府	1,9268	12,4156	791	14,4215
鎮南浦府	6178	3,2474	374	3,9026
安州	327	1,6444	53	1,6824
平安北道				
新義州府	7876	2,9759	4724	4,2369
義州	466	9512	125	1,0105
定州	915	8435	39	9389
宣川	504	1,2869	85	1,3458
江界	626	8571	90	9287
江原道				
春川	1669	9027	22	1,0718
江陵	854	1,3281	10	1,4145
鐵原	1095	1,3425	111	1,4631
咸鏡南道				
元山府	7215	3,1979	259	3,9453
咸興府	9511	3,3117	364	4,2932
咸州	9417	1,3585	497	2,3499
北青	653	1,6712	66	1,7431
咸鏡北道				
清津府	9019	2,4891	924	3,4831
羅南	6027	8437	267	1,4731
城津	1595	9881	128	1,1607
會寧	2654	1,4713	359	1,7726
雄基	2284	1,9135	898	2,2317

**内地人の移住** 内地人の定着移住は明治九年釜山開港後に始まり日清戦争後漸く増加したが、當時は約一萬人位が開港市場に居たに過ぎなかつた。然るに日露戦争後には鮮内に於る帝國勢力の擴大と縦貫鐵道の開通で大増加を示し、また併合以後の新政の普及地方安寧の確立産業發達などに伴ひ逐年稠密を加へた。然るに歐州大戰勃發後に生じた内地の財界大發展に因り移住増加の趨勢は若干衰

へた。即ち明治廿二年には僅に五千人余で、前記の如く廿七、八年に一萬人以外となり、同卅八年末には42,460人に達し同卅年末には一躍31,700余人に増加し、四十四年末には210,600 余人、更に大正五年には320,000 余人、となつて、各年大体二萬人以下の移住者を生じてゐた。而して其後大正十年迄は毎年の移住者は殆ど一萬人に達することなく、大正九年の如きは1,200 余人であつた。

大正十年以後は内地財界の不況開始と鮮内治安の恢復報とに依り、再び毎年約二萬人の移住者を見、昭和元年に17,500 余人、昭和五年に13,330を加へて總數50 1860 余人となり、昭和七年末現在では總數523,432 人となつてゐる。

**内地人本籍地別人口** 山口縣

の50,258 人が最多數で以下福岡、熊本、廣島、長崎、佐賀、大分、鹿兒島、岡山の順位である。従つて九州地方が3割5分を占め、中國區3割2分が之に次ぎ、以下四國、近畿の8分、關東の6分、東北、北陸、東海の各5分の順位である。

**◇内地人本籍地方別表◇**

(昭和七年末現在)

世帯數	男	女	計	
北海道	741	1,575	1,422	2,997
青森縣	466	1,020	936	1,956
岩手縣	663	1,324	1,318	2,647
宮城縣	1,654	3,461	3,229	6,690
秋田縣	759	1,588	1,456	3,044
山形縣	1,323	2,673	2,364	5,037
福島縣	1,760	3,717	3,341	7,058
茨城縣	1,200	2,442	2,201	4,643
群馬縣	830	1,712	1,602	3,341
埼玉縣	680	1,381	1,345	2,726
千葉縣	957	1,851	1,780	3,631
東京府	2,952	5,929	5,599	11,627
神奈川縣	795	1,498	1,528	3,026
新潟縣	1,803	3,703	3,504	7,202
富山縣	1,212	2,539	2,365	4,902
石川縣	1,603	3,474	3,233	6,707
福井縣	1,671	3,513	3,242	6,755
山梨縣	991	2,039	1,812	3,851
長野縣	2,086	4,323	3,919	8,242
岐阜縣	1,625	3,423	3,180	6,603
静岡縣	1,665	3,512	3,321	6,833
愛知縣	2,660	5,806	5,229	11,035
三重縣	1,652	3,465	3,263	6,729
滋賀縣	1,534	3,343	2,836	6,179

京都府	1,490	3,025	2,872	5,897
大阪府	2,392	4,517	4,670	9,187
兵庫縣	2,678	5,407	5,155	10,562
奈良縣	906	1,853	1,804	3,657
和歌山縣	1,634	3,431	3,140	6,571
取鳥縣	1,393	2,742	2,664	5,406
島根縣	3,284	6,793	6,366	13,159
岡山縣	5,267	11,006	10,066	21,07
廣島縣	7,892	16,381	15,658	32,039
山口縣	12,199	25,490	24,765	50,258
徳島縣	1,843	3,848	3,690	7,538
香川縣	3,089	6,432	6,001	12,433
愛媛縣	3,345	7,800	7,596	15,396
高知縣	2,121	4,325	4,102	8,427
福岡縣	9,760	20,690	20,347	41,043
佐賀縣	6,077	12,862	12,253	25,115
長崎縣	7,708	15,598	16,264	31,862
熊本縣	8,654	16,919	16,088	33,007
大分縣	6,134	12,457	11,893	24,350
宮崎縣	1,819	3,594	3,329	6,923
鹿兒島縣	5,726	12,082	10,658	22,767
沖繩縣	69	140	141	281
樺太	1	5	2	7
總計	129,946	268,306	255,140	523,446

**在鮮外國人** 在鮮の外國人總數は

昭和七年十二月末現在で39,151 人であり、内滿洲國人又は中華國人は 9,404 戸 37,732 人で、その他の外國人は 555 戸、1,419 人。大体に於て毎年増加の勢にある。即ち明治卅九年末に於ては總數5,432 人、明治四十年末は12,694 人、昭和元年末には46,841 人、同五年末には69,109 人を算し昭和七年十二月末には前記の數を計算してゐる。

**◇在鮮歐米人國別表◇**

(昭和七年九月末現在)

國別	米	英	佛	獨	露	蘇	其他	計
京	271	151	32	33	97	19	20	623



忠 北	9	7	3	—	8	—	1	20	威 北	—	17	—	6	41	—	—	64
忠 南	17	—	3	—	5	—	—	28	計 職	828	318	62	90	186	25	31	1,540
全 北	40	5	—	—	—	—	—	46	<b>職業別戸口</b> 職業中の最も多いのは農業、林業及牧畜業で7割4分を占め、商業及交通業の7分、公務及自由業の5分、之に次いで多い。尙内地人は公務及自由業の4割6分が最も多く、商業及交通業の2割3分、工業の1割1分、朝鮮人は農林業牧畜業の7割6分最も多く、商業及交通業の7分、公務及自由業の5分、之に次ぐ								
全 南	91	—	—	—	—	—	1	91									
慶 北	47	10	17	8	12	—	—	94									
慶 南	—	47	5	—	13	3	—	66									
黄 海	14	10	1	—	—	—	—	25									
平 南	191	9	—	1	5	—	—	208									
平 北	116	20	—	—	4	—	4	144									
江 原	16	—	—	—	3	—	—	19									
咸 南	16	57	1	42	3	3	5	107									

◇職業別人口表◇ (昭和七年末現在)

主業者	主業者		其の他業務を有する者		計	
	女	男	男	女		
農業林業及牧畜業	内地人	11,486	7,484	1,196	1,058	2,1224
	朝鮮人	4,303,622	2,974,205	1,87,626	384,281	1,049,734
漁業及製鹽	内地人	4,201	310	728	133	5,372
	外国人	2,900	506	530	343	4,359
工業	内地人	65,338	27,832	12,513	18,042	123,725
	朝鮮人	6	—	—	—	6
商業及交通業	外国人	17,812	1,237	2,512	2,141	23,772
	内地人	97,633	24,284	16,887	17,294	156,098
公務及自由業	朝鮮人	3,361	84	874	23	4,342
	外国人	32,454	11,898	7,736	6,926	59,014
其の他の有業者	内地人	243,855	115,431	52,732	39,425	451,443
	朝鮮人	8,609	370	3,010	88	12,077
無職業及び申告せざる者(世帯数)	外国人	59,506	8,290	4,591	4,744	80,131
	内地人	152,455	25,541	21,577	24,424	204,997
無職業及び申告せざる者(世帯数)	朝鮮人	833	341	377	66	1,617
	外国人	8,252	2,511	1,490	2,271	14,524
無職業及び申告せざる者(世帯数)	朝鮮人	364,724	144,982	42,804	36,710	589,220
	外国人	4,574	126	747	46	5,493
無職業及び申告せざる者(世帯数)	内地人	5,263	—	—	—	—
	朝鮮人	80,728	—	—	—	—
無職業及び申告せざる者(世帯数)	外国人	100	—	—	—	—

**在外朝鮮人** 帝国外に在留する朝鮮人の統計は精確を期し難いが、實数は大体に於て百萬人と推算され、大部分は滿洲國及西伯利地方に居住し、就中間島には約四十萬以上の居住者がある。又露領では浦鹽斯德、ニコリスク地方を中心として沿海州に多く、更に往年移民労働者として渡航した者及其の子孫が北米及布哇、墨西哥地方に住居す。(對滿蒙關係及社會問題の部門を参照)

◇海外渡航者種類別表◇

	昭和五年	昭和六年
觀察	20	14
研究	5	3
商業	22	11
家事	39	31
労働	10	0
	14	29
	2	5
	0	18
	1	2
	24	8

◇外國旅券下付數◇

道 別	昭和五年	昭和六年
京畿	45	45
北 北	1	0
南 北	1	0
全 北	0	1
全 南	7	1
慶 北	2	1
慶 南	7	9
黄 海	2	1
平 南	16	4
平 北	22	27
江 原	2	2
咸 南	10	4
咸 北	12	10
計	127	105

**出産概況** 朝鮮に於ける昭和七年の出産、即ち出生と死産との合計は622,914人、此の中出生は618,277人、死産は4,637人で、出産100に付き出生は99.3、死産は0.7である。出生と死産との割合を既往十ヶ年に遡つて見ると、甚だ微少であるが、漸時出生は減少し死産は増加の傾向を辿つてゐる。

◇出産累年比較表◇

	出 産 實 數			出 産 百 に 付	
	總 數	出 生	死 産	出 生	死 産
大正 十二	723,031	719,161	3,870	99.5	0.5
昭 和 四年	733,776	730,179	3,597	95.5	0.5
〃 六 年	722,210	717,882	4,328	99.4	0.6
〃 七 年	622,914	618,277	4,637	99.3	0.7

**出生** 朝鮮に於ける昭和七年の出生は618,277人で此の中内地人は13,752人、朝鮮人は604,275人、外国人は251人、一日に平均1,694人、出生率即ち人口1000に對する割合は30.0で、内地に於ける昭和五年の32.4に比し2.4低い。之を前年に較べると、實數に於て99,605人、割合に於て5.4を減少して居る。既往十年間

に於ける出生率を見ると、大正十二年より逐年減少し、昭和二年より増加の傾向に轉じたが、最近に至つて再び減少を續け昭和七年は過去十年間の最低率を示して居る。

◇出生率表(人口千に付)◇

	朝鮮	内地
大正十二年	40.2	34.9



昭和四年	38.1	33.0
〃 六年	35.4	不明
〃 七年	30.0	不明

出生率を道別に見ると、最高は平北の37.5、最低は全南の24.5で、兩者の開きは13.0である。出生率の高いのは平北、慶南、京畿、咸北、黄海の諸道で、低いのは全南、慶北、忠南、全北、忠北等である。即ち出生率は大体に北鮮、中鮮にかけて高く、南鮮方面は低い。各道の出生率を前年に較べると、増加したものは二道、減少したものは十一道で、此の中變動(減少)の特に著しいのは平南及咸南である。

◇道別出生表◇(昭和七年)  
京畿 68,468 忠北 25,236

◇出生兒體性累年表◇

	出生數		女百に付	
	男	女	朝鮮	内地
大正十二年	375,316	343,845	109.2	104.4
昭和四年	386,700	343,479	112.6	104.0
昭和六年	379,861	338,031	112.4	不明
昭和七年	329,782	288,495	114.3	不明

◇出生の季節——昭和七年に於ける出生は十二月が最も多く、十一月三月及十月が之に次いで多い。之に反し六月が最も少く一月及七月之に次いで少い。

◇出生月別表◇

	出生數	一年平均一ヶ月出生百に付
一月	25,145	87.6
二月	52,181	101.5
三月	56,650	110.0
四月	51,946	100.8
五月	46,641	90.5
六月	42,056	81.6
七月	45,708	88.7
八月	50,461	97.9
九月	55,388	107.5
十一月	58,729	114.0
十二月	61,149	118.7

忠南	38,154	全北	40,748
全南	55,827	慶北	62,189
慶南	68,750	黄海	46,993
平南	59,603	平北	57,858
江原	44,584	咸南	46,555
咸北	23,312	計	618,277(人)

出生兒の體性 昭和七年に於ける出生兒は男329,782人、女は288,495人で、女100に付き男114.3で六年度に比し男の割合は1.9を増加して居る。尙既往十年間に於ける出生兒男女の割合を見ると、年に依り多少の高低はあるが、男は常に109以上の割合を示し、内地に於ける昭和5年の女百に付き男105.3に較べて男の割合が著しく多い。

死産 ◇死産數◇朝鮮に於ける昭和七年の死産は4,637人で、死産率即ち人口1000に對する割合は0.23で、之を六年度に較べると、實數に於て309人、割合に於て0.02を増加してある。死産率を既往十年間に遡つて見ると、大正十三年より逐年減少したが、昭和五年より再び増加を續け、七年度は大正十三年と同様の高率を示した。

◇死産累年比較表◇

	死産數	人口千に付	
		朝鮮	内地
大正十二年	3,870	0.22	2.29
昭和四年	0.22	2.29	1.86
昭和六年	4,328	0.21	不明
昭和七年	4,637	0.23	不明

死産率を道別に見ると、最高は京畿、

平南の0.49、最低は忠北、全南の0.07で兩者の開きは0.42で、京畿、平南は忠北全南の七倍に當つてゐる。依つて死産率は概して京畿、平南、平北、咸北等の北鮮に高く、忠北、全南、全北、慶北等の南鮮に低い。

◇死産兒の體性——昭和七年に於る死産兒は男2,557人女2,080人で女106に付き男122.9である。之を出生兒の場合に較べると、男超過の度が甚しい。尙既往十年間に就いて見ても、全く同様である。

◇死産の季節——昭和七年に於ける死産は三月が最も多く、八月、十二月、七月及一月等之に次ぐ。最も少いのは六月で十一月、五月及七月等亦少い月である。

◇月別死産表(昭和七年)

	死産數	一年平均一ヶ月死産百に付
一月	398	103.1
二月	384	990.4
三月	439	113.6
四月	379	98.1
五月	197	89.7
六月	320	97.8
七月	402	104.0
八月	413	106.9
九月	377	97.6
十月	389	100.7
十一月	351	90.8
十二月	407	105.3

死 亡

◇死亡者年齢別表◇

	(昭和六年)	
	内地人	朝鮮人
一年未満	681	26,414
一年以上	555	21,428
二年以上	420	27,070
三年以上	352	21,909
四年以上	451	29,459
五年以上	439	25,389
六年以上	240	12,998
七年以上	265	11,945

十一年以上	男 124	7,001
	女 139	6,162
十五年以上	男 230	6,617
	女 261	6,626
二十年以上	男 300	7,924
	女 296	7,976
廿五年以上	男 191	7,393
	女 245	7,054
三十年以上	男 194	8,289
	女 252	7,731
卅五年以上	男 186	7,523
	女 160	6,755
四十年以上	男 376	13,158
	女 296	10,352
五十年以上	男 510	15,135
	女 238	11,123
六十年以上	男 310	20,413
	女 204	17,598
七十年以上	男 163	17,778
	女 198	17,266
八十年以上	男 38	6,725
	女 85	7,419

◇全鮮死亡者累年表◇

年 次	死亡者數合計
明治四十三年	107,308
大正十年	337,934
昭和二年	402,840
〃 四年	452,853
〃 五年	373,722
〃 六年	401,548

結婚及離婚 ◇婚姻概況◇朝鮮は周知の如く古來早婚の弊風あり、李王朝に於ても儒教朱文公家禮に依り屢々早婚禁止令を下したか革まらず、併合後も依然存續し昭和六年度の朝鮮人女子の早婚者は總計(男滿十七女滿十五才以下)は8,923人であり、昭和元年より六年に至る女子の早婚者總計は66,710人に達し、一萬の結婚數中で約550人の割合を占めてゐる。(社會問題の部門参照)



◇現住人死亡者

		◇現住人死亡者				
		全身病	精神病	神経系病	循環器病	眼及其 ノ附属器病
内地人	男	165	27	435	357	6
	女	123	23	243	309	1
	計	288	55	778	666	6
朝鮮人	男	5,789	4,292	41,746	10,698	465
	女	4,629	3,101	34,952	9,255	389
	計	10,418	7,393	76,653	19,953	841

		◇現住人死亡者					
		泌尿生殖器病	外傷	溺死人 溢死	畸形及 幼年	老衰	妊娠 及產
内地人	男	124	72	77	125	19	—
	女	199	23	37	97	133	63
	計	323	95	95	222	124	63
朝鮮人	男	4,986	1,649	2,555	1,880	13,334	—
	女	4,964	1,015	1,537	1,589	12,953	3,395
	計	9,750	2,700	3,892	3,469	26,287	3,395

◇現住人死亡

	一月		二月		三月	
	男	女	男	女	男	女
	内地人	415	380	349	306	418
朝鮮人	24,443	21,452	19,929	17,669	25,825	19,672

	七月		八月		九月	
	男	女	男	女	男	女
	内地人	376	370	376	355	387
朝鮮人	17,392	15,029	16,229	14,588	14,918	13,128

◇婚姻に現はれたる内鮮融和◇

朝鮮に於ける昭和七年末の内地人と朝鮮人との婚姻数は954組で、此の中55組は本年中に婚姻したものである。之を種類別に見ると内地人で朝鮮婦人を妻とせるもの533組、朝鮮人で内地婦人を妻とせるもの364組、朝鮮人で内地人の家に入婚せるもの89組内地人で、朝鮮人の家に入婚せるもの9組である。

内地人と朝鮮人との婚姻数は、逐年増加の傾向を辿つて居るが、こゝに既往十年間に就いて見ると、大正十二年末は245組であつたが、昭和二年末には二倍となり

病 類 別 表◇ (昭和六年) 其ノ(一)

耳病	鼻咽 喉病	呼吸 器病	消化 器病	齒牙病	運動 器病	皮膚及 其ノ附 属器病
6	55	955	817	6	67	39
8	29	786	758	3	54	64
14	64	1,741	1,575	9	115	85
387	3,833	30,454	40,214	303	2,757	4,142
297	3,242	25,691	34,826	316	2,029	3,270
684	7,075	56,145	75,040	619	4,786	7,412

其ノ(二)

中毒	新生物	寄 生 蟲 病	脚氣	感 冒	傳 染 性 病	不明診 斷及不 詳原因	合 計
48	43	12	87	17	278	33	4,419
49	32	13	39	59	726	29	3,987
97	75	25	126	130	1,454	62	8,406
2,019	366	2,095	869	23,098	14,068	2,924	214,510
1,575	355	2,130	441	20,796	11,901	2,386	187,038
3,594	766	4,225	1,310	43,867	25,959	5,310	401,548

者 月 別 表◇ (和昭六年) 其の(一)

四 月		五 月		六 月	
男	女	男	女	男	女
353	333	366	343	413	363
20,098	17,517	18,588	15,896	17,726	15,233

其の(二)

十 月		十 一 月		十 二 月	
男	女	男	女	男	女
377	308	287	285	302	284
14,062	12,214	15,309	115,543	14,991	13,043

五年末には三倍に上り本年末は更に四倍に迄増加して居る。

次に内地人と朝鮮人との婚姻数を道別に見ると、京畿の193組が多く、慶南の112組が之に次ぎ、以下全南の100組、慶北の97組、平北の80組、咸南の72組、忠南の14組が最も少い。

更に内地人と朝鮮人との婚姻数を職業別に見ると、商業及び交通業の278組が最も多く、公務及び自由業の262組、農林業及び牧畜業の129組が之に次ぎ漁業及び製鹽業の17組が最も少い。



◇結婚離婚

	内地人		年末配偶數
	結婚	離婚	
昭和5年	1,683	178	109,576
昭和6年	1,864	195	111,356

◇現住人結婚年

妻の年齢	夫の年齢			
	十七歳未満		満十七歳以上二十歳未満	
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
十五歳未満	—	3,644	—	2,277
満十五歳以上二十歳未満	4	7,805	18	41,647
満二十歳以上廿五歳未満	1	893	8	11,994
満二十五歳以上三十歳未満	—	19	—	962
満三十歳以上三十五歳未満	—	22	—	138
満卅五歳以上四十歳未満	—	22	—	32
満四十歳以上五十歳未満	—	2	—	67
満五十歳以上六十歳未満	—	—	—	1
満六十歳以上	—	—	—	—
總計	5	12,479	26	57,05

妻の年齢	夫の年齢			
	満三十歳以上三十五歳未満		満三十五歳以上四十歳未満	
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
十五歳未満	—	207	—	51
満十五歳以上二十歳未満	51	4,201	3	1,096
満二十歳以上廿五歳未満	216	5,079	63	1,786
満廿五歳以上三十歳未満	129	2,299	51	1,297
満三十歳以上卅五歳未満	25	1,481	35	909
満卅五歳以上四十歳未満	3	262	5	561
満四十歳以上五十歳未満	1	44	1	93
満五十歳以上六十歳未満	—	2	—	3
満六十歳以上	—	1	—	1
總計	425	13,576	158	5,797

數表◇ (昭和六年)

	朝鮮人		年末配偶數
	結婚	離婚	
昭和5年	197,563	8,894	4,709,495
昭和6年	182,715	7,896	4,675,592

齡別◇ (昭和六年)

年	齡 (其の一)			
	満二十五歳以上三十歳未満		満廿五歳以上三十歳以上	
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
1	—	1,999	1	715
136	—	32,907	201	13,917
189	—	21,482	506	10,675
15	—	2,543	103	3,991
1	—	320	4	651
—	—	65	—	102
—	—	8	—	21
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
342	—	59,324	815	30,073

年	齡 (其ノ二)							
	満四十歳以上五十歳未満		満五十歳以上六十歳未満		満六十歳以上		合計	
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
—	—	28	—	1	—	1	2	8,923
1	—	329	—	37	—	8	414	101,947
3	—	689	—	61	—	14	992	52,673
19	—	613	—	108	—	10	317	11,914
16	—	741	—	157	—	26	85	4,445
21	—	448	—	165	—	37	35	1,694
4	—	405	—	242	—	68	16	889
—	—	27	—	110	—	55	2	199
—	—	2	—	8	—	19	1	31
69	—	3,222	—	309	—	238	1,864	182,715



### 併合の沿革

日韓併合の趣旨は明治四十三年八月二十九日漢發せられた詔書(前掲)に依つて全く明瞭にされてある。乃ち人種的にも文化史的にも同文同種、従つて太古より唇齒輔車の深い關係に在つた日韓兩國民を結合して、一視同仁の聖旨に基づき全く一家一族の團圓を結ぶべく、當時累卵の危機に在つた朝鮮半島の公安と秩序とを恢復、兩民族共通の利益を確保して共存共榮、以て東洋永遠の平和を保障せんとするにあつた。換言すれば之こそ實に東洋平和と、その文化の發達を念として來た日本帝國多年の國是の發動に外ならない。回顧するに韓國は數百年來國政久しく紊亂の狀を續け、上下有司は只管黨争に耽り民衆は苛斂誅求のなき擇取に依り極度の苦境に沈淪してゐた。しかも韓國の外交折衝は徒に彌縫主義に流れて姑息偷安常に外侮を受け、實業は衰亡に傾き國力は疲憊のどん底に在つた。而して朝鮮は帝國と露支間に介在して居り従つて支那が朝鮮を屬領としても又は露國が朝鮮に支配權を振ふにしても、共に帝國にとつては絶大なる脅威を結果するのであつた。故に韓國にして其の國力露支に拮抗し得たならば、政治的にも又經濟的にも極東の諸國は平和と均衡とを失ふ筈はなかつた。然るに併合前の韓國は前述の如く國力傾き爲に支那に媚び北に倚つて東を欺き、姑息な外交を以て僅に國命を維持するに過ぎなかつた。且つまた諸國の間に嚴然として中立し、以て極東平和を保持するが如き獨立的な國家の態度は、二千年來事大思想に養はれて來た民族性に依つても、到底爲し難き處であつた。

由來清國は 傲岸にも久しく韓國を自國の屬領視して之を壓迫して來た。

従つて帝國は敢然之に對抗して起ち、陰に陽に韓國の獨立國家たる所以を主張し同時に韓國に對し扶助指導を怠らなかつた。然るに韓國に對する清國の壓迫は依然怠まず、遂に明治廿七年東學黨の亂兩朝鮮に起るに及び、事大黨首領閔泳駿は内亂鎮定を駐韓支那公使袁世凱に請ひ、依つて清國は天津條約を無視して直ちに韓國内に出兵し、機に乗じて朝鮮廢王論を唱え將に朝鮮を清領たらしめんと謀つた茲に於て帝國は之を防止すべく清國にわが韓國出兵を通報し、大島公使を護衛して京城に進軍せしめた。そこで右顧左眄無方針の韓廷も初めて事の重大に狼狽し、俄かに清國に撤兵を求め、またわが陸奥外相は清國と折衝して兩國誠意を以て朝鮮の獨立を確定せん事を審議したが清國は帝國の赤誠を拒んで容れず、遂に日清開戦とはなつた。而して清國は此の戦役に大敗し、帝國は見事に天に代つて不義を膺懲、爲に韓國の獨立は一先づ再建され且つは久しき屬國の輕侮から解放された。そこで韓國は當然帝國の恩誼を念ひ日韓の修交を堅くして自立の基礎を固むべきであつたにも拘らず、事大思想に誤まれたる韓廷並にその重臣は再び性懲もなく依頼心を發した。乃ち此度は露國の勢威に頼らんとしたもので、金炳始、李完用の輩は親露派内閣を組織し親日派内閣の金宏集、鄭秉夏等を宮中に於て慘殺、露國公使ウエーベルは其の總顧問となつて國王及世子を露公使館に伴ふなど、その他財政軍事に干渉し、韓國は早くも露國に侵され既に内面的にはその獨立性を喪ふに至つた。かくて韓國をして折角獨立國家たらしめんと圖つた帝國の度重なる努力は、むなしく霽餅に歸するに至つた。更にまた韓廷は日本の恩誼

に報ゆるに毒藥を以てした形で、即ち馬山浦の對岸栗九味灣に露國東洋艦隊の爲に貯炭所を露國に認可したのである。

續いて露國 は之を東洋艦隊の冬期緊留所と爲し、一方鴨綠江口の右岸龍岩浦を租借否占領して、砲臺を築き旅順浦鹽と海上聯絡を取り、日本海を遮斷して帝國の死命を制せんと策するに至つた依つて露國は久しく窺つてゐた南下政策の鋒牙を鳴らして露骨に之が實現に着手し始めたのである。君子國たる帝國の外交如何に寛容なりとは言へ、いかで此の屈辱を忍び露韓の横暴を許すべきか。警告は幾度か發せられた。しかも露國は勿論之に應ぜず、韓廷また迷夢より醒めずして馬耳東風の態度に出た。斯る間に露國の諸兵は旺々に南下して龍岩浦に駐屯殆んど帝國に挑戦するに等しき態度を採るに及び、東洋の平和はまたも茲に韓國を原因として破れ、遂に明治卅七年二月日本艦隊は先づ仁川沖に露艦隊を撃滅し次で旅順港外に戦ひ、火蓋は所々で切られたが、流石の露軍も正義の旗幟には抗し難く皇軍は連戦連勝、帝國は完全に露國を極東より撃退した。斯くして再び韓國は併呑亡滅の淵から免かるゝを得たのである。

惟ふに日清戦争に依り折角獨立を再獲得した韓國は、帝國の好意と友情を無視して、自ら再び外侮の泥中に陥入り、愈よ獨立國たり難きを表明したわけである

帝國は之に鑑み日露戦争勃發と前後してこの獨立の性能を有せざる韓國を、強ひて獨立せしむるの非を痛感し、斷乎極東紛争禍根の永遠なる絶滅を企圖し、韓國を帝國の保護指導の下に置き、兩國の安全を圖ると共に、韓國々民をして新時代の文化に浴せしむべく決意し、列強承認裡に明治三十七年二月、韓國政府と議定書を交換して韓國の保全とその皇室の安寧を保證すると同時に、庶政改革に就

て帝國の忠言を容るゝ事を約せしめ、以て兩國の結合と利益共通主義を明白にしたのであつた。

且つまた刻下の急務であつた對外關係の整理と、紊亂せる財政を改革しむべく同年八月一協約を結び、財政外交の兩顧問を帝國より僱聘せしめて初めて刷新改革に着手させた。

繼て日英同盟及ポーツマス條約成るに及び帝國の地位は更に鞏固になつたので韓國保護指導の實を完ふすべく、同年十一月所謂日韓新協約を締結して、外交權を吾國に收め、統監を同國に駐劄せしむる事を約し、關係列國亦齊しく之を承認し保護政治の基礎は初めて確立した。

三十九年二月帝國政府は京城の帝國公使館を撤廢し、統監府を設け、之と同時に各國公使館もまた撤去され初代統監伊藤博文公は大命を受けて直接韓國の外交を統轄すると共に、宮中の綱紀を肅正して多年弊政の根源となつてゐた宮府の混淆を改正し、次で内閣及地方官制を改革して本邦人を韓國政府の要路に聘せしめ、庶政改革に着手せしめた。併し何分朝鮮の積弊は深く、一朝にして之を除去するのは容易の術でなく、且つ政治上の大變革に際しては世界の大勢に通ぜざる爲判斷を誤る者多く、保護政治反對の標榜に苟合して排日の氣勢を擧げたり、或は放浪外人に乗ぜられて衆愚を煽動する等、折角の善政を妨害する者あり、明治四十年三月在桑港の朝鮮人が帝國の推薦に係る外交顧問ステイヴンス氏を暗殺した様な事件が頻出し、庶政の改革さるゝ反面に韓國の事態は依然憂ふべきものがあつた。當時韓國の君臣にして眞に帝國の誠意を信頼し、獨立の實力養成に努力せば、保護條約は成立してゐても、獨立の形勢を招致せしめ得るのであつた。然るに韓國の君臣中、舊政時代の殘夢未だ醒めずして、帝國が國運を賭して戦つ



た理由と、實力に依つて得たる戦争の結果を酌量し得る能力を缺き、偶々韓国上下の庶政漸く面目一新せんとしつつあつた時に、海牙の平和會議に密使を送り、韓国の苦境を説くが如き愚學を演ずるに至つた。帝國は保護權を蹂躪された此の一大汚辱に對しては、遂に大決心を爲すに至り、統監は再び日韓協約を改訂し従来の間接指導を改めて、招聘日本人官吏を増加して韓国官吏として直接施政の衝に當らしめ且つ國制の大改革を斷行し、司法權警察權を委任せしむるに至つたが之より先き伊藤統監は哈爾濱驛に於て暗殺され、李首相また京城驛に要撃されて事態は決然局面の展開を圖るに非れば、兩國共通の利益と人民の幸福は保し難きを示したので、當時朝鮮に於ける新知識の集團にして、輿論の代表者たりし李容九の率ゐる一進會の如きは各地に遊説して、大局の進轉を説き進んで韓國皇帝並に帝國政府に對して日韓の合邦が兩國民發展の爲のみならず、東洋平和恒久維持に最善の措置たる事を進言するに至り、以て密使事件の善後措置に關して屢々提案した。

**帝國政府は** 形勢の推移を觀望中であつたが、半島の人心愈々併合に傾き新皇帝に在りても大局を洞察し之に賛成されて、韓國を擧げてわが天皇陛下に譲渡せられたので、明治四十三年八月二十二日を以て合併條約は成立し韓國は完全に帝國の一部に編入、新に總督府が設置され寺内統監を以て初代總督として朝鮮を統治する事となつた。

斯くて極東の平和は完全に保障され、朝鮮を蔽ふてゐた暗雲は一掃さる。以上が併合に至る迄の經過であり併合の理由である。

併合條約は前文と八箇條より成り韓國統治權の譲渡承繼、韓國皇室の優遇、韓人の身體財産の保護及その福利の増進、韓人の帝國官吏登用等に關する事項を規定

し、同月二十九日之を公布し同時に天皇陛下には詔書を頒發せられて併合の宏謨と民衆の欣撫、文物開發の聖旨を宣明遊ばされた。

前韓國皇帝も同時に勅諭を發し「韓國統治權の讓與は東洋平和の保全と、民衆救済の主意に出づ、大小臣民國勢と時宜とを深察し、文明の新政に服従し幸福を共愛せよ」と宣諭せられた。

更に寺内統監も諭告を發して一般民衆を諭し、施政方針の大綱を示し特に治安の維持、産業の開發、人文の發達、信教の自由等に重きを置き良政を施すべきを聲明した。

併合と對外關係の變化を見るに併合の結果帝國と其の締盟各國との條約は朝鮮にも施行せられ、韓國と其の締盟各國との條約は當然無効に歸し、治外法權もまた消滅したが、帝國は各國に宣言書を發し併合の已むなき所以を通告し、同時に外國人の既得權を尊重して特に現行關稅を十年間据置く事を聲明し各國も皆之を諒とした。

**舊韓國皇室** の優遇に關しては併合なるや天皇陛下は舊韓國皇室及其の近親に帝國皇族の禮遇を賜ひ、隆錫を世襲せしめ併合前と同額の歳費を提供し李王職官制を定めて王家の事務及財用を整頓充實し、朝鮮貴族令を設けて王家御懿親及邦家の功勞者を貴族に列し給はれた。

また別に臨時恩賜金三千萬圓を朝鮮に賜ひ、内一千七百餘萬圓を授産、教育及凶歉救済の基金として各府郡に頒ち、約四百萬圓を窮民及精神病者の救済孤兒自強者の扶養、行旅病者の救護等慈惠救済の基金として夫々慈善機關に配與し、更に貴族、功勞者、舊政府在官在職者及老孝子、節婦、鰥寡孤獨、廢疾等の者に金圓を賜はり、その他道租、堆稅、社還米

の減免、罪囚の大赦等恩霽至らざるなく朝鮮民衆は聖旨の優渥なるを知るに及び從來の猜疑を一掃して、帝國官憲に接近し新政の趣旨を解して生活を歸み、その歸趨を誤らない様になつた。

蓋し韓國時代官吏は常に私腹を肥やし之に策應した一部階級のみが、生活の享樂を恣にしたもので、その他の民衆は酷吏の目を免かるべく常に恟々たる有様であつたが、今や救匡機關は設けられ金圓をも賜はり、初めて文化的な施政に浴し得た次第である。

**朝鮮總督府** は併合と共に設置されたもので、總督をして陸海軍を統率し政務を總轄せしめ、従前の尨大なる統治機關を緊縮して、新制を定め特に警務機關を總督の直屬として、憲兵警察統合の制を採り保安の急に應ぜしめ、又諮問機關として中央に中樞院、各道府に朝鮮人の參與官及び參事を特設し、庶政の刷新、秩序の回復、教育振興、産業開發生命財産の安固を圖り、頽廢の邦土を振興する方針を以て、新政を肇始した。

其後朝鮮統治の局に當る人々克く併合の本旨を休し、半島の開發と民衆の福利

増進とを圖り、財政及幣制の整理、稅制の改善、治外法權の撤去、地方制度の整理、司法權の確立、教育の振興、産業の獎勵、交通の整備、衛生の改善、治安の確保に努めたので、人心平靜に歸し文化の發達また見るべきもの續出した。

而して其後朝鮮の發展顯著なりと云つても、歐洲戰後世界の變遷急で、先には適切有効の施設も往々時運と實情に伴はざるに至り、帝國政府もまた施政革新の機運に動いてゐた折柄、偶々在外朝鮮人中所謂民族自決の趣旨を誤解し民衆を煽動脅迫したる者あり、大正八年三月端なくも半島各地に騷擾起り鎮撫に數月を要したので、折角の制度革新の計畫は一頓挫を來したが、同年八月に至り遂に總督府官制の大改正を行つた。

新官制改革の大綱は、總督に文武官を併用し憲兵制度を廢して、普通警察制度に改めたもので、その本旨は當時の詔書に明白であつて、内鮮一視同仁、文化政治を確立し半島民衆を啓發して、結局内地人と同一地位に立たしめて、各自の長所を發揮、以て東洋文化の發展に資せんとするに在る事は今も喋々を要しない。

## 政 治

### 統治沿革

**總督府の設置** 朝鮮總督府は明治四十三年八月廿九日設置、従前の統監府の所屬官署及韓國政府に屬したる諸官廳は内閣及び表勳院を除くの外總て總督府の所屬官署に編入された。

**朝鮮總督の資格** 前者に續いて朝鮮總督府官制公布せられ、其の資格が定まつた。即ち朝鮮總督は親任とし現役の陸海軍大將を以てし、天皇に對屬して兵馬の權を掌り、政務を統轄し内閣總理

大臣を督て上奏裁可を受け、職權又は委任に依り朝鮮總督府令を發し得。

**沿革概況** 斯くて寺内統監轉じて初代の朝鮮總督に就任し、總督政治は展開され今日に及ぶ次第である。爾來朝鮮は總督を迎ふる事八度、今日の若等朝鮮は總督は統監總督を通じて即ち八代目であり、總督府設置以來廿四箇年の星霜を閱し、總督政治の實績は愈々擧り、併合當時の舊き朝鮮の面影は何處を探し



ても見出せぬ有様である。朝鮮の發達に伴ひ政務も膨大となり従來の廳舎では狭少を告げたので、大正末年倭城臺の舊廳舎を引拂つて景福宮の一角に聳立する大白聖殿の新廳舎に移り、京城に一大美觀を加えるに至つた。新舊廳舎の對照は恰も新舊朝鮮の比較を表象するが如くである。いま總督政治を概説するに當り便宜上廿四箇年の統治期間を、三期に分けて以下の如く觀る。

**寺内長谷川兩總督時代** 明治四十三年より大正八年迄の十年間であつて、併合直後より、世界大戰の前半頃迄である。

◇中樞院設置——總督の諮問機關として設置され、朝鮮人の顧問參議副參議が登用される。

◇警務機關——警務機關として憲兵警察統合の制度を採用し、中央に統監部を置き憲兵隊司令官を警務總長と爲し、各道には警務部を置き憲兵隊長を之が部長を兼任せしめ、道知事の管轄外に置いて警察行政を掌らしむ。以上は何れも同じく四十三年十月一日より施行し韓國時代の複雑なる政務機關に代り、新制度を以て治安の維持に當らしめた當時憲兵警察官統合制度は所謂憲兵政治又は武斷政治と呼ばれ、批評的とされたが、寺内總督は之を運用して、草創期の治安を保持し、同時に法治主義を併用して嚴重公正に官界の紊亂朝鮮社會の不秩序を整理し、且つ庶民本位の政策を採り、民衆保護の爲には朝鮮の特權階級及び在鮮内地人の經濟的特殊權を剝奪又は制限して憚らず斷乎不正を是正した結果、種々認識不足の批評を受けたものに過ぎぬ。

◇司法制度の改善——國政紊亂し韓國官吏悉く墮落し、統監府邦人官吏迄も其の弊を受けてゐたので、統治の根本を法治主義に置き、官界の風紀を革正し或ひは政商等を取締つた。尙裁判は三

審三級制に改正した。

◇社會組織の改革——近世の朝鮮社會は兩班儒生の封建的な特權階級と、奴隸的な庶民階級とに分れ、特權階級は文武の官職並に各種產業利權等悉くを占有し、庶民は僅に其の殘滓に預るに過ぎなかつた。依つて總督府は斷然階級打破、四民平等を宣し、產業の自由を認め且奴隸階級を解放し、之等に授産し自由に產業に従事せしめた結果、庶民初めて生氣を回復し従つて全鮮に各種の產業相繼いで勃興した。續いて庶民を上流黨争の被害から救ひ、生命財産を保護したので大衆は暗黙の裡に悉く文化政治を謳歌するに至つた。

◇交通通信整備——民衆をして封建的な特權社會の桎梏から解放した産業上の自由競争を許した事は自から産業貿易の異常なる發達を促したが、一方に於て朝鮮の道路は馱馬を通ずる程度のものに過ぎなかつたので、總督府は全鮮に亘り道路を開設し、交通通信の設備を徹底的に改善した。此の結果、産業貿易愈よ急激に發達を遂げ、また市區改正に依り各市街の面目一新し、都市の發達を齎らした。其他林業令に依り禿山を整理し、工業機關を補助するなど比較的短期間に産業發展の基礎を作つた。

◇移民制限——總督府は鮮内の産業の基礎充實し教育が普及する迄は内地移民を制限する方針を採り、會社令を設けて利權團體を取締り、又土地の兼併及富の偏在を防止する爲、朝鮮人の土地の賣却を制限した。

◇産業開發——一部前述の如く民福増進産業開發の爲には積極的に各種機關の擴張を圖つたが、各種資源開發のため中央試験所を設け各道に技術員を増派して産業の助長開發に資し、殊に産米増殖産鮮の棉花植等には主力を注ぐなど幾多の實績を挙げた。

◇共進會の開催——總督政治布かれて五年、經濟的産業的長足の進歩は著しく陸上海上の交通發達に伴ひ産業工業水産業鑛業の發展また著大にして朝鮮は五箇年にして既に面目一新した。依て施政五年の朝鮮共進會を景福宮に開催各道奮つて出品し内地觀覽者は朝鮮産業の素晴しき發展に一驚を喫した。

◇土地調査事業——巨費を以て七ヶ年にして全鮮の土地狀況は明白となり徵稅の基準は確立し、庶民の所有權も又明確となり、大正八年の朝鮮財政獨立の基礎が成立した。

◇萬歲騒擾——大正六年寺内總督去り長谷川總督之に代つた。而して大正八年官界の綱紀些か弛んだ隙に所謂萬歲騒擾が起つた。原因は朝鮮人の特性に禍されたもので、巴里講和會議に於ける民族自決を誤解して生じたのである。

**齋藤總督時代** 大正八年より昭和六年迄の十二年間即ち世界の狀況一變した時代で之に應じて各種官制の改正があり、萬歲騒擾の後を受けて新しい統治形式を探るなど、結局改革時代とも見られる。

◇改正朝鮮總督府官制の公布——膠濟鐵道後大正八年八月官制改正の詔書頒發され、續いて改正官制の公布あり、その要旨は従前制限されてゐた朝鮮總督の資格を擴大し、武官制度を廢止して文官總督の任用を認め、同時に陸海軍統率權委任の條項を削除した、尙總督府部局の改廢が行はれ、従來獨立の警務總監部を廢して警務局を設置地方官制も改正され、憲兵警察は廢されて、地方長官に警察權を行使せしめ警察官講習所官制を公布した。改正の目的は文化統治の基礎確立に在つた。試みに主なる官制の新設及び改正を擧ぐれば次の如くである。

大正八年 膠濟に鑑み犯罪處罰制令公布、次いで監業令公布

- 大正九年 裁判所令を改正して朝鮮人判檢事の權限擴張、會社令廢止、地方制度に重要改正を加へ府協議員を民選とす、面協議會を新設し地方自治制實施の階梯を作る。關稅制度を布き移入稅制存置。
- 〃 十年 煙草專賣令以下稅令改正、專賣局新設私鐵補助法制定、地方理事官新設、中樞院官制を改正し新參議登用任期を設定、水産試驗場を作る。
- 〃 十一年 行政整理に伴ふ改正、學校官制成る、即ち教育令を改正し内地延長教育制度新設、林業試驗場新設。
- 〃 十二年 水産會令制定、感化院圖書館新設。
- 〃 十三年 城大官制公布、大學豫科設置。
- 〃 十四年 治安維持法施行、従前滿鐵に委託中の國鐵の委任解除、辰鐵官制を以て鐵道局新設、道立醫院設置、勅令二六五を以て國境警備員に關する救恤を決定す。
- 〃 十五年 城大官制改正學部開設の爲總長以下任命、産業組合令公布、治水計畫の開始。
- 昭和二年 王公家規範制定、河川令公布、治水計畫の開始。
- 三年 貯蓄銀行令、米穀法施行に關する勅令十八號。
- 四年 漁業令公布、漁業權を確立す。
- 五年 府會の新設及選舉規定改正、面制を改正邑面制となす、同時に一般選舉制度採用道評議會を議決機關たる道會と爲し、議員の選任方法及任期を改正。

前時代に於て朝鮮として未曾有の社會的革新あり同じく産業の革新に依り、



都市發達して人口増加し、内鮮混合時代の到來と共に朝鮮民族は均勢的實力を持つに至つた。此の時に當り統治機關の改正は内鮮の理解を深め、以て同化政策を實行することを豫期したものであつた。官制の大改正後齋藤總督は齋藤直後の動搖裡に朝鮮に赴任し、全鮮に向つて一視同仁の大義に適ひ文化徳育の政治方針の採用を宣した。併し乍ら之より先き獨立思想は朝鮮人間に大正八年より二箇年に亘り不逞鮮人に依り傳播され、文化的新政を解せず、之に對して逆行の形跡を深めた。

それが爲に當初は新總督の恩徳政治に逆行、文治主義を深めるにつれて眞の自覺から醒れ地方では流血事件が起り、上海租界政府の不逞漢は出沒して騒然たる状態にあつたが、普通警察制度完備するに至つて、初めて動搖せる一部民衆も迷夢から覺めて、次第に當局の眞意を理解し進んで保護を請ふ様になつた。また一部徒輩が空想に迷つて獨立運動に狂奔し二年間を空費してみた間に、大戦は徳み滔々たる不況の浪は朝鮮にも襲來した。従つて出稼労働者が増加し又故郷を見棄て滿洲及内地に夥しく流入した。これも此の時代の特徴であつた。

◇補充金の再下附——前時代産業經濟の發達により大正八年度に於て朝鮮財政は一先づ獨立したが、文化的施設を擴充して幾多の新計畫を遂行するには、從來の財政方針を更に變更して必要な經費を大藏省の一般會計より仰ぐ事になり、大正九年度以來毎年約1,500萬圓の補助を受けることとなつた。

◇教育機關の擴大——目的は朝鮮人が個人主義的文化の弊に陥らん事を防止する手段として、内鮮文政を連結して以て内地教育を延長し均一教育制に依つて自覺を促がさんとするに在り、此の結果として大正十一年來再三學制改革あり、公立學校制を作り同十三年城大官制公布、

大學預科先づ設置され同十五年城大各學部が設立された。

◇産業貿易の發展——騒擾と不況に依り一時發展を阻止された産業は文化政治實施後三年にして再び活動を開始し、總督府の新施設と相俟つて發達した。即ち大正六年代金銀を除き輸移入10,200萬圓輸移出7千萬圓合計18,700萬圓が大正十年度に於て輸移出4,000萬圓輸移入4,000萬圓合計8,000萬圓の巨額に達した。

斯くして文化統治は鮮内靜穩に赴くに從ひ効果を奏し、内地延長主義の下に先づ農村より内鮮融和を招來すべく企圖された。即ち治水、治山、治林、水利組合の擴正、土地改良、肥料按配に就て指導機關及び各種試驗場等設立され、地方振興は積極的に着手された。

併し最も特筆さるべきは900萬石の産米増殖計劃、と22,000萬圓の鐵道擴張事業との二大事業である。文化統治以來産業第一主義の下に各種振興策は實施されたが、茲に積極的に産米を増殖すべく荒蕪地干瀆地の開拓、水利灌漑の改善を爲し、農種の改良を行ふ必要を認め、大正九年度より卅箇年計劃を立て先づ十五箇年を期して第一期産米増殖計劃を確立し總經費4萬圓を支出する見込を以て實行中の處、物價騰貴と時代の變遷に依る工費勞賃の高騰に準じ大正十五年度に於て30,300萬圓の大經費を計上し24萬町歩の土地の改良事業を完成し、此の事業の完成の頃900萬石の産米が増殖さるゝ事になつた。それに依つて朝鮮の經濟は膨脹し内地食糧問題は解決さるゝといふ大計劃であつた。

次いで資源開發にはその大動脈たる鐵道交通を開闢することが先決といふ目的から、昭和二年度より全十三年度に至る滿12年間に於て2,000萬圓を投じて更に1,00餘哩の新線を建設改良することに決定。以上の二大事業は當時本邦の財政状態に於ては容易ならざる奮發であつた。

之れ即ち北滿鐵道との連絡を圖つたもので滿洲國獨立後絶大な意義を持つて來た事は、周知の事である。尙その他私鐵を買収し國鐵に併合した。

◇地方制度の改正——鮮内全般の狀態に鑑み昭和六年之が改正を加ふる事になり、從來諮問機關であつた府協議會を、議決權關たる府會に改めて自治の範圍を擴大し又面制を改正して邑面制となし、何れも選舉規定を改定した。又道評議會を議決機關たる道會と爲し選任方法及任期を改正かくて總政八ヶ年にして全鮮を蔽ふ文化の發展は刮目して見るべきものがあつた。既に道制地方も運用期に入り、又内鮮の智徳を劃一せんとする朝鮮教育は著しい進歩を遂げ、鮮内産業の向上、農業の改善、經濟金融の發展、林業水産等また興隆し推移に伴ふ各種の改正は行はれ新しき朝鮮に進み出た。

◇内鮮官吏差別撤廢——併合の際朝鮮人文官は舊韓國の官等俸給令に準じ、特別規定を設け内地人文官待遇に比し多少差等を設けたが、大正二年及び七年之に改正を加へて一視同仁の聖旨を奉體して差別待遇を撤廢し大正八年更に分限及給與規定を廢止し内地人官吏と均しく高等官官等俸給令及び判任官俸給令を適用充當する事となし從來の差別を撤廢した。

◇叙位叙勳——朝鮮人官吏は帝國官吏たる身分に對し叙位叙勳の榮典に與るに於て内地人と差別は無かつたが、資格年數に就ては併合以後の年數のみを認め、韓國政府在職年間を認めなかつたが改めて明治卅九年統監府設置以後に於ける韓國政府在職年間を認める事にして之を算入することに決した。

◇各資格の向上——公立普通學校長の任用に關しては大正八年以降朝鮮人訓導を以て之に任用する事とし、普通學校長にも登用するのみならず、内地人と同様に奏任官の待遇を附與した。又判檢事も大正九年從來の制限を削除し、之が爲め朝鮮人判檢事も内地人外國人關係事件に就て審理に關與することになつた。

宇垣總督時代 半島の慈父

現宇垣總督は昭和二年の春壽府行き齋藤總督の代理として約半歲臨時總督を勤めたが、その時から既に名總督の聲望が高かつた。昭和六年初夏全半島人の待望裡に愈よ正總督として堂々就任するや統治方針を『朝鮮大衆を食へるやうにする』と直截適確に指標し、總資源の開發全産業の擴大強化策と相俟つて、半島民衆の精神作興自力更生を嚆導し、悉く自から第一線に出動して統治政策の實踐躬行に努め、前記二期施政の後を受けて、朝鮮統治を完成すべく、しかもその徹底的な樹て直に着々成功を見つゝある。今や宇垣總督は就任滿二年既に全鮮足跡到らざる處なき有様で、その視察地北は國境全線より南は近海の島嶼に及んでゐるが之は殆ど歴代總督に見ざる處であり、現總督の眞剣さの端的な例證である。而して本書後掲の『主なる統治政策』以下、財政、經濟、産業、社會、教育、警察、交通等の各項に於いて述べらる夥しき施政方針の悉くが、即ち宇垣統治そのものであり、半島は今や上にこの達識具限の名總督を戴き官民協力して飛躍的な更生發展に努め、愈よ新興朝鮮の輝きを大にしてゐる。

歴代統監總督氏名

歴代	官名	氏名	就任及退任期日
1	統監	伊藤博文	{就 明治八年十二月二十一日 {退 〃 四十二年六月十四日
2	〃	曾根荒助	{就 〃 四十二年六月十四日 {退 〃 四十三年五月三十日



3	總督	寺内正毅	就任 四十四年五月三十日 就退 四十四年十月一日
4	臨時代理	同	就退 大正五年十月九日
5	臨時代理	長谷川好道	就任 五年十月十六日 就退 八年八月十二日
6	臨時代理	齋藤實	就任 昭和二年四月十五日 就退 二年四月十五日
7	臨時代理	宇垣一成	就任 二年十月一日 就退 二年十月一日
8	總督	山梨半造	就任 二年十二月十日 就退 四年八月十七日
9	臨時代理	齋藤實	就任 四年八月十七日 就退 六年六月十七日
10	臨時代理	宇垣一成	就任 六年六月十七日

歴代政務總監氏名

氏名	就任及退任期日
山縣伊三郎	就任 明治四十三年十月一日 就退 大正八年八月十二日
水野鍊太郎	就任 八年八月十二日 就退 十一年六月十二日
有吉 忠一	就任 十一年六月十五日 就退 十三年七月四日
下岡 忠治	就任 十三年七月四日 就退 十四年十一月廿二日
湯淺 倉平	就任 十四年十二月三日 就退 昭和二年十二月廿三日
池上 四郎	就任 二年十二月廿三日 就退 四年四月四日
兒玉 秀雄	就任 四年六月二十二日 就退 六年六月十九日
今井田清徳	就任 六年六月十九日

歴代各局長氏名

附 京城帝大總長氏名	
氏名	就任期日
宇佐美勝夫	明治四十三年十月一日
赤池 濃	大正八年八月二十日
大塚常三郎	八年九月二十日
住田清三郎	十四年六月十五日
今村 武志	昭和四年十一月八日
牛島 省三	六年九月二十三日

△財務局長 (舊度支部長官)

荒井賢太郎	明治四十三年十月一日
鈴木 穆	大正六年六月六日
河内山樂三	八年八月二十日
和田 一郎	十一年七月三日
草間 秀雄	十三年四月十三日
林 繁藏	昭和四年十一月八日

△殖産局長 (舊農商工部長官)

木内重四郎	明治四十三年十月一日
石塚 英藏	四十五年四月一日
小原 新三	大正五年七月二十八日
西村 保吉	八年八月二十日
池田 秀雄	十三年十二月一日
今村 武志	昭和三年三月二十九日
松村 松盛	四年七月八日
渡邊 忍	六年九月二十三日
穂積眞六郎	七年七月二十七日

△法務局長 (舊司法部長官)

倉富勇三郎	明治四十三年十月一日
國分 三亥	大正八年十二月廿五日
松寺 竹雄	十二年四月八日
深澤新一郎	昭和四年十月三十日
笠井健太郎	七年一月三十日

△學務局長

關屋貞三郎	明治四十三年十月一日
柴田善三郎	大正八年八月二十日
長野 幹	十一年十月十六日
李 軫 鎬	十三年十二月十二日
松浦鎮次郎	昭和四年二月十日
武部 欽一	四年十月九日

牛島 省三	六年六月二十七日
林 茂樹	六年九月二十三日

△警務局長 (舊警務總長)

明石元二郎	明治四十三年七月一日
立花小一郎	大正三年四月十七日
古海 巖潮	五年四月一日
兒島惣次郎	七年七月二十四日
野口 淳吉	八年八月二十日
赤池 濃	八年九月二十日
丸山 鶴吉	十一年三月十七日
三矢 官松	十二年九月十三日
淺利 三朗	十五年九月廿八日
森岡 二朗	昭和四年十一月八日
池田 清	六年六月二十六日

△農林局長

渡邊 忍	昭和七年七月二十七日
------	------------

△鐵道局長

大屋 權平	明治四十三年十月一日
人見 次郎	大正六年七月三十一日
和田 一郎	八年八月二十八日
弓削幸太郎	十年二月十二日
下岡 忠治	十四年四月一日
大村 卓一	十四年五月廿六日
吉田 浩	昭和七年七月四日

△逓信局長

池田十三郎	明治四十三年十月一日
持地六三郎	大正六年六月六日
竹内友治郎	九年六月一日
蒲原久四郎	十一年十一月廿七日
山本 犀藏	昭和三年一月三十一日

△專賣局長

上林敬次郎	明治四十三年十月一日
青木 戒三	大正十年十月二十四日
水口 隆三	十四年八月十一日
松本 誠	昭和三年一月三十一日
土師 盛貞	六年九月二十三日
菊山 嘉男	七年九月十三日

△歴代京城帝國大學總長名

氏名	就任期日
有吉 忠一 (事務取)	大正十三年五月二日
下岡 忠治	十三年七月四日

湯淺 倉平	十四年十二月三日
服部宇之吉	十五年四月一日
松浦鎮次郎	昭和二年七月十九日
志賀 潔	四年十月九日
山田 三良	六年十月卅一日

歴代知事氏名

△京畿道

檜垣 直右	明治四十三年十月一日
松永 武吉	大正五年三月二十八日
工藤 英一	八年九月二十六日
時實 秋穂	十二年二月廿四日
米田甚太郎	十五年三月八日
渡邊 忍	昭和四年一月二日
松本 誠	六年九月二十三日

△忠清北道

鈴木 隆	明治四十三年十月一日
柳 赫 魯	大正五年三月二十八日
張 憲 瀧	六年六月十三日
米田甚太郎	十年二月十二日
朴 重 陽	十二年二月廿四日
金 潤 晶	十四年三月卅一日
韓 圭 復	十五年八月十四日
洪 承 均	昭和四年十一月八日
南 宮 營	六年九月二十三日

△忠清南道

朴 重 陽	明治四十三年十月一日
小原 新三	大正四年三月三十一日
上林敬次郎	五年十月二十八日
桑原 八司	七年九月二十三日
時實 秋穂	八年九月二十六日
金 寬 鉞	十年二月十二日
石 鎮 衡	十三年十二月一日
兪 星 潯	十五年八月十四日
申 錫 麟	昭和二年五月十八日
劉 鎮 惇	四年十一月廿八日
岡崎 哲郎	六年九月二十三日

△全羅北道

李 斗 瓚	明治四十三年十月一日
李 軫 鎬	大正五年三月二十八日
亥角 仲藏	十年八月五日
青木 戒三	十四年八月十一日



渡邊忍	〃十五年三月八日	朴相駿	昭和三年三月二十九日
林茂樹	昭和四年一月二十一日	鄭僑源	〃八年四月七日
金瑞圭	〃四年十一月廿八日	△平安南道	
洪承均	〃六年四月二十三日	松永武吉	明治四十三年十月一日
高元勳	〃七年九月二十七日	工藤英一	大正五年二月二十八日
全羅南道		篠田治策	〃八年九月二十六日
能勢辰五郎	明治四十三年十月一日	米田基太郎	〃十二年二月廿四日
工藤英一	〃四十四年五月廿四日	青木戒三	〃十五年三月八日
宮木又七	大正五年三月二十八日	園田寛	昭和四年一月二十一日
亥角仲藏	〃八年九月二十六日	藤原喜藏	〃六年九月二十三日
元應常	〃十年八月五日	△平安北道	
張憲植	〃十三年十二月一日	川上常郎	明治四十三年十月一日
石鎮衡	〃十五年八月十四日	藤川利三郎	大正五年十一月十四日
金瑞圭	昭和四年一月十九日	飯尾藤次郎	〃八年九月二十六日
馬野精一	〃四年一月二十一日	生田清三郎	同十二年二月廿四日
矢島杉造	〃六年九月二十三日	谷多喜磨	〃十四年六月十五日
△慶尙北道		石川登盛	昭和四年十一月廿八日
李軫鎬	明治四十三年十月一日	土師盛貞	〃七年十二月十三日
鈴木隆	大正五年三月二十八日	△江原道	
藤川利三郎	〃八年九月二十六日	李圭完	明治四十三年十月一日
澤田豊丈	〃十二年二月廿四日	元應常	大正七年九月二十三日
須藤素	〃十五年五月十二日	申錫麟	〃十年八月五日
今村正美	昭和四年一月二十一日	尹甲炳	〃十二年二月廿六日
林茂樹	〃四年十一月廿八日	朴榮喆	〃十三年十二月一日
金瑞圭	〃六年九月二十三日	朴相駿	〃十五年八月十四日
△慶尙南道		俞星濬	昭和二年五月十八日
香川輝	明治四十三年十月一日	李範益	〃四年十一月廿八日
佐々木藤太郎	大正二年二月十四日	△咸鏡南道	
澤田豊丈	〃十年十二月廿六日	申應熙	明治四十三年十月一日
和田純	〃十二年二月廿四日	李圭完	大正七年九月二十三日
谷多喜磨	〃十四年六月十五日	金寛鉉	〃十三年十二月一日
水口隆三	昭和三年一月三十一日	中野太三郎	〃十五年八月十四日
後藤豊	〃四年一月二十一日	馬野精一	昭和四年一月二十一日
渡邊豊日子	〃五年十二月廿四日	松井房治郎	〃四年一月二十八日
△黄海道		關水武	〃五年十一月十二日
趙義開	明治四十三年十月一日	△咸鏡北道	
申廣熙	大正七年九月二十三日	武井友貞	明治四十三年十月一日
朴重陽	〃十年二月十二日	帆足禎三	大正二年一月四日
飯尾藤次郎	〃十二年二月廿四日	桑原八司	〃二年十一月四日
矢鍋永三郎	〃十三年十二月一日	上林敬次郎	〃七年九月二十三日
今村武志	〃十四年八月十一日	齋藤禮三	〃十年八月五日
韓圭復	〃十五年八月十四日		

中野太三郎	〃十二年二月廿四日	古橋卓四郎	〃四年十一月廿八日
朴榮喆	〃十五年八月十四日	安藤袈裟一	〃六年九月二十三日
朴相駿	昭和二年五月十八日	富永文一	〃六年十月七日
安達房治郎	〃三年三月三十日		

昭和八年施政小史

〔一月〕 總督府御用始式——半島飛躍年たる昭和八年の新春を迎へて總督府では四日午前第一會議室で恒例に依る御用始式を舉行、總督府判任官以上及所屬官署長官等出席、宇垣總督より熱意の籠つた告示あり、今井田總監一同を代表して答辭を述べた。

◇内鮮連絡電報開通式——釜山、關間の海底電信の内、二蕊入一條を利用せる連絡電話は一月十五日より愈々一般電話の取扱ひを開始したが、その前日たる十四日午前總督府通信局會議室で、總督府軍部及民間各團體の代表等列席の上見事に開通式を舉行したが、當日は兩地遞信局長挨拶の後兩地より夫々遞信大臣、宇垣總督の祝辭代讀がありまた民間電話のトップを切つて、時實京城日報社長と城戸人毎専務との間に記念通話が行はれ其他各々記念通話を試みた。

◇第一回朝鮮米穀調査委員會——鮮米經濟統制に關する事項を調査審議のため、一月十一日附訓令第二號を以て、臨時朝鮮米穀調査會が設置され、同第一回は一月十六日午後渡邊農林局長の統裁下に開會された。(米穀統制の項參照)

◇農山漁村振興會——各道主催の農山漁村振興會は一月廿九日より三月廿二日まで、連續的に各道に於て開催山崎總督府囑託が講師として出席し、山崎イズムを解説し徹底せしめた。

◇第五回砂防講習會——砂防講習會は昭和二年より開始されてゐるが、その第五回講習會は一月九日より同廿日まで京城府倭城台の恩賜記念科學館で開會、受講者は七十六名で、講習終了後一同は利川

驪州、水原の砂防工事地を視察した。

〔二月〕 朝鮮簡易保險積立金貸付——昭和八年度の朝鮮簡易保險積立金借入申込額は443萬餘圓に達したが、總督府では二月二日午前十一時より、山本遞信局長を議長として簡保事業諮問委員會を開き、全委員及幹事出席、審議の上全鮮の貸付先を内定した。

事業別貸付内定金額

公益市場	105,000圓
公益質屋	10,000圓
小額生業資金貸付	344,000圓
自作農創設	1,520,000圓
下水道	54,000圓
癩療養所	100,000圓
産業共同施設	5,000圓
農業倉庫	24,500圓
乾繭場	6,500圓
上水道	340,300圓
公立病院	12,000圓
小學校及普通學校	262,970圓
合計	2,584,370圓

◇北鮮開拓事業實行打合會——同打合會は二月六日より八日まで鹽田林政課長統裁の下に開催、各道山農指導區監督事務技手及び營林署森林保護事務擔當主務者が會同し、今後に於ける事業の實行方策その他を打合せた。

◇觀光事業協議會——鮮内觀光事業の統制策を練るために、二月十日午後總督府で開催。渡邊農林局長以下關係各課長及び澤崎鐵道局理事、賀田京城商議會議員、井上府尹、美座京畿道內務部長參集し意見交換の結果、觀光事業協會を設立する



に決した。

◇教育功績者の選奨——總督府では紀元節を下して、多年鮮内の教育に従事し成績顯著な人々に、夫々賞品を授與した。

(學術教育の部門参照)

◇優良部落及團體に助成補助金交附——總督府では昭和七年度の追加豫算に、新に社會教化費を計上、紀元節當日に七十八青年團、卅八の優良部落及地方改良團體、六十二の婦人團體に對して補助金を交附した。(社會事業の部門参照)

◇警察官の表彰——定平農民組合事件の功績者、端川事件の功績者を一般警察官の模範として紀元節當日宇垣總督より功勞記章を贈つて表彰した。尙國境警備線で殉じた久原、垣波、宋、采野、大谷、の五巡査部長は曩に長き邊りより祭料御下賜の恩命に浴し、また軍人の戦死と同様に靖國神社に合祀されることとなつた、次に平北楚山の三警察官は滿洲國人から感謝狀と銅賞牌を贈られた。

◇新嘗祭獻納の米・粟耕作者——八年度に朝鮮から獻納する新嘗祭供御用米の獻納田耕作者は、忠南大田郡儒城面鳳鳴里小川乙吉氏、粟は咸南咸州郡上岐川面竹里韓有瀾氏に決定し、二月十日附で、總督府より指定の指令を發した。小川氏は大正二年渡鮮の自作篤農家韓氏も道内著名の篤農家で面長を勤めてゐる。

◇營林署長會議——二月十五日より廿二日まで農林局長統裁の下に舉行、第一日は總督訓示、局長演示及指示、第二日は諮問答申、第三日は答申及希望意見、四五日は打合六七日は協議を行つた。

◇道地方課長會議——二月廿日より廿二日まで牛島内務局長の統裁下に舉行、總督訓示及び内務局長演示があり、次いで各局との打合を行ひまた道會の權限委任の件道豫算様式等の件及びその他を協議した。

◇各道樞作主任官打合會——二月廿七日及び八日の兩日開會、第一日は總督訓示

農林局長演示、棉花増産計劃説明及び指示打合あり、二日目も打合を續けた。

〔三月〕 巡査及び消防手身分保障——警察官と消防手との身分地位を保障すべき巡査分限令と、巡査懲戒令は二月廿日に公布三月一日から實施されることになつたが、之で巡査も一般文官同様又内地と同様に免職退職、休職などに關して分限規定の適用を受くるわけで、更に獻身的に職務に盡し得る事となつた。

◇道地籍技術員打合會——三月二日より四日まで三日間開催、指示事項として地籍事務及び異動測量事務その他があり異動整理の検査及促進等を打合せ、種々の諮問等申行はれた。

◇洛東江上の二大橋竣工——慶南東萊の洛東江橋は工費70萬圓二年を費し三月七日開通式を舉行したが、延長1,060米で實に鮮内第一の長橋である。次いで三月九日には同江の南首橋が開通式を舉行之が工費は25萬圓で同じく二ケ年を費し延長340米である。

◇兩醫學講の醫專昇格——大邱及び平壤の兩醫學講習所は今回專門學校規定に依る醫學專門學校として設立を認可され、三月八日より改稱、半島醫學界に新人材を生み出すべく新な門出をなした。また之に依つて今後同校の卒業生は内地でも堂々開業出来ることになつた。

◇京城師範演習科の年限延長——京城師範演習科は一ケ年制であつたが、今回朝鮮教育令を改正して修業年限を二個年とし、四月一日より愈よ實施することとなつた。

◇陸相表彰の朝鮮軍事功勞者——咸鏡南道の山川倍平氏(退役歩兵大尉)黃海道の大久保茂氏(豫備歩兵大尉)及び京畿道の松宮榮三郎氏は三月十日の陸軍記念日に軍事功勞者として表彰された。

◇色服奨勵の講習會——色服奨勵の全鮮的統一を圖るため、三月十三日から中央試験所を會場として各道、郡、民間各團

体等の染色指導者を招集打合會及び講習會を開催した。

◇表滿洲に安全農村設置——對滿關係の部門を項参照。

◇全鮮農村に藥草栽培——産業の部門中副業の項を参照。

◇道社會事業擔任者打合會——三月十三日より十七日まで五日間林學務局長統裁の下に開會、第一日は先づ總督の訓示あり、次いで農村振興打合、恩賜救療事業打合、家庭染色、防空、恩惠問答等の各講演を聴取し最後に一般社會事業の打合に協議を行つた。

◇朝鮮米の經濟的移出統制案——産業の部門中鮮米統制法の項を参照。

◇木炭ガス發生機に關する座談會——總督府林政課の主催でシラト式木炭ガス發生機の考案者白土允中氏の來城を機とし三月廿二日軍部鐵道等よりも關係者來集して座談會を開き、同機併用の自動車及び農用發動機の燃料對策講究上多大の參考資料を得た。

◇火田の新墾防遏勵行——産業の部門中火田整理の項を参照。

◇自力更生彙報發行——農山漁村振興策の施設に關する趣旨方針、聯絡統制、指導方法を各方面に周知せしむべく、總督府農務課より自力『更生彙報』を發刊することになり、三月廿五日その創刊號を發行した。

〔四月〕 ◇國際聯盟脫退に關する詔書奉讀式——總督府に於ては四月一日午前十時を期し廳員一同第一會議室に參集し、詔書奉讀式を舉行、總督恭しく詔書を奉讀し、終つて總督より廳員に訓示がへられた。尙ほ各官廳でも同様に奉讀式を舉行した。

◇半島緑化の記念植樹祭——第廿三回記念植樹祭は四月三日の神武天皇祭を期して全鮮一齊に舉行、總督府本年の記念植樹は北岳山南麓の砂防工事地約四町歩に施行した。

◇柳多島國際人道橋落成——咸北慶源郡安農面内の柳多島に架せられ、人道橋は日滿蘇三國國境の隘内に當り、國際橋として重要であるが、四月三日開通式を舉行した。橋の長さ360米、幅5.44米である。

◇道知事會議——十一日より十四日まで總督府第一會議室で開會、主なる統治政策の項中本項を参照。

◇殉職警察官招魂祭——總數二百卅八の殉職警察官の英靈を迎へ第十三回招魂祭々典は四月十六日舊景福宮内勤政殿で嚴かに執行、遺族卅余名を始め總督以下參列者は警察官を併せ總數約二千名で各方面よりの供物眞榊また數多く、一同心から尊き英靈の冥福を祈り、且つ遺族に記念品を贈つてこの盛典をとちた。

◇道警察部長會議——道警察部長會議は十七日より十九日まで、池田警務局長統裁下に總督府第一會議室で開催、總督及檢事長の訓示、管内狀況報告道意見希望諮問答申指示注意等が夫々行はれ各方面との事務打合せを最後に會議を閉じた。

指示事項(一)時局に對する査察警戒に關する件、(二)道會議員選舉取締、(三)地下運動の査察取締、(四)歸鮮主義者の査察取締、(五)主義運動に對する援助、救援行為取締、(六)勞働爭議取締、(七)國家運動の動向調査、(八)高等警察事務の指導(以上保安課主管)(一)時局に關する記事取締、(二)流言蜚語に關する記事取締、(三)新聞紙其他出版物の取締、(四)不穩原稿執筆取締に關する件、(五)不穩著音機レコードの取締に關する件、(六)小型フィルムの檢閲に關する件、(七)發聲フィルムの實地上映取締に關する件(以上圖書課主管)注意事項、(一)巡査身分保障に關する件、(二)民衆處遇に關する件、(三)警察官服制改正の件、(四)火災防止に關する件、(五)自動車運轉手の行政處分に關する件、(六)火



薬類取締に関する件、(七)貨幣取締に関する件、(八)犯罪捜査の秘密厳守に関する件、(九)刑事被疑者等取扱に関する件(以上警務課主管) (一〇)傳染病豫防に関する件、(一一)衛生思想の普及並施設の改善に関する件(以上衛生課主管) (一二)度量衡取締に関する件、(殖産局主管) (一三)競馬執行の取締に関する件、(一四)国有林野内火田侵墾の防遏に関する件、(一五)民有林野の伐採取締に関する件(以上農林局主管)

◇教圖線開通式——日滿兩國を北東部で新に連繋する教圖線開通式は四月廿日葦子溝で舉行された(鐵道の部門を参照)

◇第廿六回大日本米穀大會——同米穀大會は廿二及三日京城公會堂で開會。(産業の部門中の本項を参照)

◇京城放送局二重放送開始式——京城放送局十キロ二重放送開始式は廿六日新放送所で舉行。(通信の部門中ラヂオの項を参照)

〔五月〕 ◇磐石事變の傳令三勇士表彰

——高元成、朴京學、李成寬の三氏は吉林省磐石事變に際し身を挺して同胞二千名の生命を救護し、匪賊の撃退を容易ならしめ偉功を樹てたが、宇垣總督は五月六日該三勇士に對し感狀に添へて金一封を贈り、且つ同地方に耕作地十町歩を買上げ三勇士及び自警團員廿名に贈與以て廣く全鮮同胞に其の義舉を紹介した。

◇朝鮮關係の軍事功勞者——今次事變の軍事功勞者として前同三月の分に加へ、五月卅一日の戸谷慶北警務課長、本田龍山警察署長、古川平廣警察署長が陸相より感謝狀を贈られた。

◇京城觀光協會設立——九日朝鮮ホテルで官民合同京城觀光協會發起人會並に創立總會が開かれ會則その他を決定した。

◇全國高女校長會議——第十二回同校長會議は九日及び十日兩日京城帝大講堂で開催第一日は臨場總督及松本京畿道知

事の祝辭があつて、直ちに協議事項に入り、(一)皇后陛下御誕辰奉祝歌制定方に關し其の筋に建議する件、(二)高等女學校制度を速に斷行せられんことを重ねて文部大臣に要望する件、等を慎重審議の上議了、第二日は(一)男女共學に関する請願書を衆議院に提出する件、(二)女子教育擁護機關設置に関する件、(三)女子教育研究、(四)女子教育獎勵、(五)女子秀學生に學資補助、(六)女子教育功勞者の表彰、(七)女子教育者の學事視察費補助の諸件を上程可決し正午閉會した。

◇鮮米生産費の調査開始——産業の部門中本項を参照

◇森林火災の減少——十五日迄の農林局調査に依れば八年度の山火事季節中に於ける被害面積は僅に4500町歩と發表された。

◇北鮮開拓事業地域に森林保護員設置——同事業費豫算中から、一萬二千圓を抽出約六十名を常置することになつた。

◇鮮展審査の結果發表——美術の項を参照。

◇道會選舉——五月十日全鮮一齊に舉行(道制實施の項を参照)。

◇蓄音機レコードの取締——近時鮮内に於けるレコード販賣數は一個年約二百萬枚の多數に上つて居り、其内風俗思想方面に好からぬ影響を持つ物が在るので、警務局では先般來嚴重なる蓄音機レコード取締規則を制定し、五月十五日より實施した。依つて出版物やフィルムと同様に取締を加へる途も開き、文化機關として正しい使命へ進ましむる事になつた。

◇總督府の滿洲調査班出發——滿洲移民適地調査の第三班は朝鮮總督府に依つて組織され吉池技師を班長として總勢十一名であり、十九日總督及び總監の激勵を受け、直ちに新京へ向け出發したが、同班は約七拾日に亘り他の二班と共同して氣象土地經濟等一齊の科學的大調査を開

始するのである。

◇道保安課長會議——各道保安課長を招集し廿三日より二日間立田警務課長統裁の下に同打合會を開催警務局長の演示各方面に亘る指示注意その他打合があり、特に第二日目には交通關係に就き指示注意があつた。

指示注意事項 (一)接客營業者の風俗取締、(二)火災の防止と消滅機關の充實訓練、(三)自動車運轉手試験、(四)鐵道妨害防止取締、(五)自動車事故防止、(六)原動機及自動車検査吏員の智識向上、(七)犯罪事件の處理、(八)犯罪捜査の秘密厳守、(九)犯罪捜査手配、(一〇)公務員の犯罪事件取扱方 (一一)犯罪統計事務の改善、(一二)重要犯罪報告記載、(一三)指紋原紙の蒐集並に之が利用方法、(一四)犯罪小票

◇時局匡救土木事業の着工——總督府八年度の時局匡救土木事業總額は約520萬圓に決定したので、本月より愈々全鮮一齊に工事を開始した。(財政及土木の項参照)

◇道學務課長及び道視學官會同——廿四日より三日間に亘つて開催、第一日は總監の訓示、指示、注意並に近藤保安課長の演述があり、第二日、三日は夫々諮問事答申希望陳議協議打合が行はれた。

指示事項 (一)公立普通學校一面一校増設計畫、(二)小學校及普通學校分教場の設置、(三)農繁季に於ける家庭實習、(四)師範教育の改善、(五)學校職員の朝鮮語修得、(六)公立小學校及び普通學校の教員を内地其他の地域より採用する場合の措置、(七)學校長の部下職員に對する指導監督の徹底、(八)生徒兒童の家庭聯絡、(九)不祥事件發生の場合に於ける處置、(一〇)指定學校の指定條件嚴守方勵行、(一一)私立學校の學級編成及生徒定數、(一二)私立學校の學校長及教員の採用認可に關する身元調査、(一三)學校體育運動の指

導監督、(一四)教科用圖書中の國際聯盟に關する事項取扱、(一五)四年制普通學校教科用圖書、(一六)私立學校に於ける教科用圖書使用、(一七)實業學校に於ける普通學科目の教科用圖書使用 (一八)中等程度諸學校に於ける國語副讀本使用、(一九)青年訓練所(以上警務局主管) (二〇)警察當局との連絡、(二一)各學校に藥草栽培普及、(二二)麻藥類害毒の訓話(以上警務局主管) (二三)汽車通學生取締(以上鐵道局主管)

◇朝鮮産業懇談會——十三日及十四日兩日に亘つて開會(主なる統治政策の項中本項を参照)

◇農業部會及び副業部會——農業部會は廿二日、副業部會は廿五、六日開會。(主なる統治政策の項中本項を参照)

◇專賣局で凍結採鹽法に成功——專賣局では南市の鹽田917町歩に昭和五年頃から凍結採鹽法を試験中であつたが、七年末から八年にかけて本格的に之を適用の結果見事に成功し、南市だけでも約五千萬斤採鹽し得ることとなつた。

◇總督府新規採用者講習會——八年度新規採用者50名に對し廿二日より卅一日まで施設全般に關する講習會を開催した。

◇税關長會議——税關長會議は廿九及卅日の兩日總督府第一會議室で、林財務局長統裁下に開會、總監の訓示、諮問答申打合等が行はれた。

◇農村振興委員會——第七回農村振興委員會は廿九日總督府で開催、八年度行事豫定の件を協議、年度内の月別行事を決定した。

〔六月〕 ◇道財務部長會議——各道財務部長會議は卅一日より六月二日まで三日間第一會議室で林財務局長の統裁下に開催、總監訓示、稅務及び理財諮問答申道提出意見開陳、以下の如き指示等があつた。(一)土地臺帳及び林野臺帳の取扱に關する件、(二)所得稅及び營業



税の調査に関する件、(四)印紙税の検査に関する件、(五)官有財産の無償貸付地の整理に関する件、(六)郡島に於ける租税公課の受託に関する件、(七)徴収共助に関する件

◇産業懇談會水産部會——一日及二日の兩日開催。(主なる統治政策の項参照)

◇中樞院參議改選——三日附で勅任官待遇廿名、奏任官待遇參議卅四名の任命があつた。(中樞院の項参照)

◇全南の海苔豊産——全南主要物産海苔の検査の結果、三億五千萬枚を得たといふ上成績の報告があつた。

◇内鮮連絡電話の區域擴大——第二期工事たる釜山慶原間海底ケーブルは四月十六日布設を終り六月一日から北九州一圓との一般通話を開始した。

◇國境警察官の殉職——咸南惠山嶺の獨山駐在所土肥巡查部長以下は、六月五日鴨綠江最上流二號堰に於て滿洲人木材人夫約五十名が匪賊に襲撃された折、人夫を護るべく敢然寡兵ながら匪群に應戦し岩崎吉川兩巡查は即死、緒方巡查は收容途上で絶命し、土肥部長は重傷を負ひ共に國境警備の華として世人は絶大なる感謝を捧げた。

◇金融組合聯合會理事會議——五、六兩日間總督府第一會議室で開催せられ、總監の訓示、意見打合その他が行はれた。指示事項(一)農村振興運動に關し金融組合と各種機關との聯絡へ、(二)金融組合に於ける負債整理資金貸出、(三)金融組合の事務簡捷、(四)所屬産業法人の業務整理促進

◇江原道でニッケル鑛發見——時代の寵兒ニッケル鑛が江原道金化郡遠北面で古林新治氏の手で發見、鮮内で最初である同氏は銅鑛として採鑛を出願した。

◇京國防議會發會式——十一日朝鮮神宮廣場で盛大に舉行された。(國防の部門参照)

◇廣梁灣鹽田擴張起工式——鮮内鹽の自

給自足を目指す同五ヶ年工事の第一歩として廣梁灣鹽田第三區擴張工事起工式が十一日專賣局工事現場の龍岡郡貴城面海岸で舉行された。

◇圖敦鐵道東西線の接續——十四日その接續地である瀟關鎮で鎮止式を舉行、圖敦線は完全に東西の接續が出来たが、正式開通は八月一日の豫定である。

◇道土地改良主任技術官打合會——十九日より廿二日に亘つて開催、水利組合を中心に種々の打合を行つた。

◇朝鮮商工會議所總會——廿一日より二日間に亘つて開催された。

◇木炭増産懇談會——廿九日總督府第二會議室で關係各方面の權威者を會同して開催、主として移出木炭の規格、木炭の検査、販賣統制、生産助成、輸出助成等に就いて懇談した。

[七月] ◇水害復舊に支出——七月當初南鮮洛東江下流を襲つた大洪水の水害復舊應急費として全北から二十三萬餘圓を總督府に要求したが、當局では同じく水害を被つた慶南北及全南等が出揃ふを待つて決定、第二豫備金から支出する方針と見られてゐる。

◇東京京城開電話開通式——同開通式は十四日午前京城局樓上に於て開會、之が利用は内鮮融和上効果は多大なるべしとの山本遞信局長の挨拶あり、次いで宇垣總督と南遞相との祝辭交換、井上府尹と牛塚東京市長、時實京城日報社長と光永電通社長等の通話交換が行はれたが、なほ十五日より一般通話の取扱ひを開始した。

◇改選後第一回の中樞院會議——十八日午前總督府第一會議室で議長たる今井田總監の統裁下に開會、統治の大成に寄與を切望せる總督の訓示あり、次いで各當局より在滿同胞の救濟策、道制實施、土木事業、南鮮水害對策等の演述があり、且つ諮問答申が行はれた。第二日の十九日は、國境警備狀況、鮮内思想運動の現

況等が演述せられ、その他各外局所管事項の演述あり、再び諮問事項の答申に入り、地方振興、儀禮制定等に適切な答申があり、最後に地方民情の具申が行はれて閉會された。

◇中樞院第一回施政研究會——同施政研

究會は今回新に設立されたもので、廿日午前第一回を開催、今井田總長、朴副總長の外各參議、關係局長出席、各研究事項の討議を行つた。(中樞院の項中本項を参照)

朝鮮總督府

京城光化門通(景福宮)  
朝鮮總督府出張員事務所  
東京市芝區櫻田本郷町

朝鮮總督府官制(抄)

- 明治四十三年九月勅令第三百五十四號
- 一. 朝鮮總督府に朝鮮總督を置く  
總督は朝鮮を統轄す
  - 一. 總督は親任とす
  - 一. 總督は該般の政務を統理し内閣總理大臣を経て上奏を爲し及裁可を受く
  - 一. 總督府に政務總監を置く  
政務總監は親任とす  
政務總監は總督を輔佐し政務を統理し各部局の事務を監督す
  - 一. 總督府に總督官房並に左の七局を置く
    - 内務局 法務局
    - 財務局 學務局
    - 殖産局 警務局
    - 農林局
  - 一. 總督官房及各局の事務の分掌は總督之を定む
  - 一. 總督府に左の職員を置く

局長	七人	勅任
秘書官	二人	奏任
事務官	三十二人	奏任
山林事務官	一人	奏任
視學官	四人	奏任
編修官	四人	奏任
技師	三十三人	奏任
通譯官	六人	奏任
屬	二百十人	判任
編修書記	五人	判任
技手	百六人	判任
通譯生	二人	判任

- 一. 學務局に觀測所を置き氣候に關する事務を掌らしむ
- 一. 觀測所長は朝鮮總督府技師を以て之に充つ
- 一. 觀測所の名稱及位置は總督之を定む
- 一. 殖産局に地質調査所を置き地質の調査に關する事務を掌らしむ
- 一. 地質調査所長は朝鮮總督府技師を以て之に充つ

朝鮮總督府分課及事務分掌規程(抄)

- |     |                   |             |                 |
|-----|-------------------|-------------|-----------------|
| 稅書課 | 一. 典禮及儀式          | 四. 叙位、叙勳及褒賞 |                 |
|     | 二. 機密の文書及電信       |             | 五. 恩給           |
|     | 三. 官吏、囑託員及雇員の進退身分 |             | 六. 王公族、朝鮮貴族及李王職 |
| 審議室 | 一. 法令の審議立案        |             |                 |
|     | 二. 法令の解釋適用        |             |                 |
|     | 三. 特命に依る調査        |             |                 |



總督官房	外事課	一. 領事國及外國人 二. 海外移民在外施設 三. 前各號の外渉外事項	
	文書課	一. 官印管守 二. 文書の接受. 發送. 編纂及保存 三. 官報及報告 四. 圖書及印刷物	五. 統計 六. 内外事情の調査及紹介 七. 他の同部室課に無附屬事項
	會計課	一. 出納及用度 二. 保管物 三. 府中取締	四. 營繕 五. 地方營繕工事監督
内務局	臨時國勢調査課	一. 國勢調査	
	地方課	一. 道府郡島面ノ行政 二. 道地方費. 學校組合及學校費	三. 臨時恩賜金 四. 神社 五. 局内他課に無附屬事項
	土木課	一. 道路. 河川. 港灣. 運河. 砂防用地. 水利. 上水. 下水等 二. 水面埋立及使用 三. 都市計畫	四. 地方土木工事監督 五. 土地收用 六. 土木會議 七. 地形圖調製
	稅務課	一. 租稅の賦課及徵收 二. 土地台帳及林野台帳 三. 驛屯土 四. 官有財產 五. 稅外諸收入及貸付金 六. 稅法違反者の處分 七. 道府郡面其他の地方團體及公共組合の公課	八. 關稅. 移入稅. 噸稅. 出港稅及關稅諸收入 九. 關稅の取締及裁則者處分 十. 上屋保稅倉庫及稅關倉庫の管理監督 十一. 略 十二. 外國貿易の調査 十三. 略
財務局	司計課	一. 豫算決算 二. 支拂豫算 三. 收入支出の科目 四. 豫備金支出及豫算流用 五. 年度. 開始前支出及定額繰越 六. 歲入簿及歲出簿登記 七. 徵收報告書及支出濟額報告書 八. 會計法第十一條に依る	九. 翌年度に亘る契約 十. 國費. 道地方費. 其他特別經濟の會計監査 十一. 李王職經費の會計審査 十二. 共濟組合の財産管理方法の認可及同組合に對する給與
	理財課	一. 國債及借入金 二. 貨幣及兌換券 三. 一般金融	四. 銀行其他の金融機關 五. 地方團體及公共組合の起債
	商工課	一. 商工業 二. 商工會議所. 重要物產同業組合. 產業組合. 取引所 三. 博覽會及共進會	四. 度量衡 五. 中央試驗所 六. 略
殖産局	鑛山課	一. 鑛業及鑛業令に依る土地の使用及收用 二. 地質調査所	

農林局	水産課	一. 水産 二. 水産組合及漁業組合	三. 水産市場 四. 水産試驗所
	燃料選鑛試驗所	一. 選鑛精鍊試驗 二. 石炭其他燃料の調査研究	三. 鐵物の分析試驗. 鑑定
農務局	商工獎勵館	一. 商品の改良及販賣路の擴張	
	農務課	一. 農業及蠶業 二. 畜産及狩獵 三. 農業者の移住 四. 農事試驗所. 穀物検査所. 種馬牧場及獸疫血清製造	五. 略
	土地改良課	一. 土地改良事業監査 二. 水利組合及土地改良事業を行ふ會社 三. 國有未墾地 四. 農業の目的を持つてする公有水面中沼澤及干潟の埋立	五. 第四項第二號以外の土地改良事業の助成
	水利課	一. 水利組合の設置及同事業計畫の認可	二. 水利組合に於て行ふ土地改良事業の助成
法務局	林政課	一. 林政上諸般の調査 二. 林業令の施行 三. 營林署又は林業試驗所 四. 國有林野の管理及保護及處分	五. 國有林野の存廢區分. 境界査定及測量 六. 砂防 七. 火田整理 八. 林業助成
	林業課	一. 國有林野の施業計畫 二. 國有林野の造林事業 三. 森林產物の處分 四. 斫伐. 運. 材流渡. 貯木	五. 及製材 六. 材木及製品の處分 七. 漂流木材
	法務課	一. 民事刑事及非訴事件 二. 民事刑事及非訴事件の裁判事務 三. 裁判所の設置廢止及管轄區域 四. 辯護士公證人及破産管	五. 財人 六. 供託 七. 兵籍 八. 檢査事務 九. 恩赦及刑の執行 十. 犯罪人の引渡 十一. 略
學務局	行刑課	一. 刑務所 二. 假出獄人及出獄人保護 三. 犯罪人の異同識別	
	學務課	一. 教育學藝 二. 教員 三. 學校及幼稚園	四. 朝鮮總督府觀測所 五. 略
	社會課	一. 社會事業 二. 濟生院及感化院 三. 社會教育 四. 青少年專及青年訓練所 五. 圖書館及博物館 六. 經學院及明倫學院	七. 癩校財産の管理 八. 宗教及享祀 九. 寺院 十. 寶物. 古蹟. 名勝. 天然物の調査及保存
編輯課	編輯課	一. 教科用圖書 二. 民曆ノ出版及頒布	
	編輯課	一. 行政警察 二. 警察區劃並に警察職員	三. の配置及服務 四. 警備及警備



警務局	警務課	四. 警察の被服及銃器彈藥 並に附屬品	七. 族一時金 八. 兵事 九. 警察共済組合 略
		五. 警察官吏及消防官吏の 功勞記章	
		六. 國境警備警察職員及遣	
	保安課	一. 高等警察	四. 出版物保存 活動寫眞「フィルム」の 檢閲
		二. 労働者募集取締	
		三. 外事警察	
	圖書課	一. 新聞紙、雜誌及出版物	五. 入齒、理髮、按摩及鍼 灸營業
		二. 著作權	
		三. 檢閲の新聞紙、雜誌及	
	衛生課	一. 公衆衛生	六. 墓地及埋火葬 七. 獸痘豫防 八. 移出牛痘痘
		二. 醫師、齒科醫師、藥 劑師、醫生、産婆、看 護婦及種痘認許員	
		三. 藥品及賣藥	
四. 病院			

(附) 逓信局、鐵道局等の所謂外局に關しては交通の部門等に記述せり。

### 宇垣總督の就任諭告

茲ニ朝鮮總督ノ大命ヲ拜シ其任ニ蒞ムニガリ一言以テ疆内官民ニ告グ。抑朝鮮統治ノ宏謨ハ夙ニ定マル所ニシテ歴代統治ノ局ニ當レル者皆其ノ精神ニ則リ、斯土ノ治安ヲ保チ開發ニ努メ民衆亦精勵ソノ業ニ服シ以テ今日ノ發展ヲ遂ゲ得タリ。

然ルニ時局苟安ヲ許サス、内外ノ情勢ト朝鮮ノ實情トハ轉タ前途ノ多難ナルモノアルヲ想ハシム。一たび思フ茲ニ致セバ更ニ大局ヲ遑觀シ、奮勵以テ官民一致ノ努力ニ依リ徐々興隆ノ素地ヲ培ヒ、東洋平和ノ確保、民衆康福ノ増進ヲ計リ、宏謨有終ノ美ヲ濟スノ要切ナルヲ感ズ。

若シ夫レ疆内一般行政文化經濟等各般ノ施設ニ至リテハ世運ト境地ニ適應シテ舊套ニ泥マズ、新奇ヲ術ハズ、專ラ事實ニ即シ漸ヲ追ツテ莫全ヲ策センコトヲ要ス。

凡ソ統治ノ要諦ハ民意ヲ暢達シ情理ヲ盡シテ思想ノ融合ト生活ノ安定ヲ圖リ、カメテ空論虛飾ヲ避ケ速往實行ヲ期スルニ在リ。疆内官民冀クハ之ヲ諒トシ協戮奇與ヲ咨ムナカラシムコトヲ。  
(昭和六年七月十四日)

### 主なる統治政策

**概況** 現宇垣總督の統治政策の大綱は既に統治沿革の項で概説したが、その中心をなす産業の大開發策に依る朝鮮資源の各種調査進捗の結果、農林牧、鑛、工、水産等各方面に於ける國富は無盡藏なることが究明され、果然わが半島は正しく寶の山であることが表示された。

而して世界諸大國間の政治的經濟的對立の急迫深刻化に伴ひ、且つは我國の國際聯盟脫退に依り、經濟の國內自給自足

は愈よ必須となつたが、此情勢に直面しわが朝鮮の抱く國策的使命は、日滿プロツクを中心帶として、政治的にも、經濟的にも全く絶大となつた。

依つて現統治政策の根幹たる全資源の開發各産業の擴大化は、民力の心的物的振興策と相俟つて益々拍車を加へられつゝあるが、今や宇垣總督の鮮かな來配下に内鮮融和官民協力し、全土呼籲して明日の『繁榮朝鮮』を築くべく着々その實績

を擧げてゐる(目星しき新施設及び事業の項参照)

**自力更生運動** 資源産業の開發擴大といふも、統治そのものゝ根底は大衆の物心兩生活の安定にあるが故に、宇垣總督は就任當初から、産業の振興と同時に民衆の最大多數を占める全鮮の農山漁村の徹底振興に施政眼目を置いた。そして非常時來の聲を契機に昭和七年秋(半島民衆の自力更生!)なる大旗を押し進め總督府各局長以下全員を總動員して、昭和の經濟更生を圖つた。而して先づ同年九月村振興委員會を設けて對案を作成し振興施設の方針、統制指導の重要事項を確立して、その着手に當り大衆指導の第一線にある郡守、島司その他を會同せしめ農村振興指導の徹底を期した(産業の部門中農村振興策の項を参照)

また農林局は各地方當局及び農會産業組合等を指導し農事改良、資金の融通など第一線の實際的更生に當り、内務局は窮民救濟事業を起して經濟救濟を圖り、警務局は自力更生運動の基礎を培ふべく即ち精神的更生を目標に教化運動を進め農村産業教育に力を入れた。財務局も全鮮金融組合を督勵して農村金融の圓滑を圖り、警務局また地方警察官をして更生運動の中心たらしめた。九月下旬以降農村時局匡救講習會、青年團講習會等を開催して、地方の中堅指導者を養成し、且つ山崎延吉氏を初め、八尋生男、椎尾辨臣氏等による講演隊を組織して、全鮮を隈なく行脚せしめた。かくて昭和八年に入つて、愈よ各般の具體的細部の更生策に入り、次第に見事な成果を収めてゐる

既に地方自力更生運動の一面的現れとして、各地に禁酒禁煙會が設けられ、早起會が始まり、白服禁止會斷髮獎勵會が起されて、伸びんが爲めの緊縮が行はれ朝鮮固有の情氣が一掃され、次第に勤勉の精神を生じ、かくて内部よりの經濟更生が實現して來た

### 目星しき新施設及び事業

七年度から八年度に引續いて實施されたもの、及び八年度の新事業中、著しいものは、産金奨勵、棉花及綿羊の國策的大増殖、在滿同胞救濟、北鮮開拓、國境警備の徹底化、鐵道網の普及、道制實施、中樞院改革、城津貯木場及び清津漁港の修築、各道の土木事業、癩癩防事業等である。その他輕金屬鑛業開發水産業開發等も着手されてゐる。これ等の總督府各局を中心とした新施設及び事業は夫々政治財政産業社會教育警察等の章に詳述した

### 産業懇談會

昭和七年度秋に捲き起こされた全鮮の農山漁村自力更生運動は先づ精神的更生より着々と效を奏しつゝあつたが更に此の更生運動を外部より經濟的に目標づけ且つ擴大強化する必要ありまた一方國際聯盟よりの脫退で、我國の經濟自給が強調され、半島の資源及産業開發への期待が多となつたのに伴ひ、總督府を始め全朝鮮産業界は、之が積極的對策を樹立が痛感されるに至つた依つて總督府首脳部は、大正十年來中止されてゐた産業調査會を面目一新せしめて、産業懇談會の名の下に、民間有力者専門家を集め劃期的會議を催し、即ち八年五月十三日と十四日の兩日に亘つて開いた出席者は、本府側は、宇垣總督、今井田政務總監を始め、渡邊農林、林財務、穂積殖産、吉田鐵道の各局長、湯村農務其の他の關係各課長、民間側は有賀殖銀頭、賀田商工會頭、韓相龍、朴榮結、香椎源太郎、松井房次郎、多田榮吉、他三十餘名に達した。

先づ總督及び今井田總監から挨拶があり、渡邊農林局長から、總督府に於て從來實施し來れる米作、畑作、棉作の三大農作に關して其の大綱を説明し、別に議題を定めずして資源の開發に關して、農業、工業、貿易、運賃、關稅、租稅、産業團體統一、取引改善等より更に之等を



中心として派生する所の諸問題に亘つて民間側の忌憚なき意見を聴取し、懇談を遂ぐる所あつた。

而して右懇談會の必然的延長として、總督府内に各部門的に小委員會を設け、民間委員を加ふべき項目については、官民會同の小委員會を組織するととなつた

農産部會 (産業懇談會中)

農産部會は、五月二十二日總督府第一會議室に於て開催總督府側は 宇垣總督、今井田政務總監、渡邊農林、林財務、穂積殖産、吉田鐵道の各局長及び湯村農務、古庄土地改良、橋本水利、山澤商工の各課長、湯川農事試験場長、石塚穀物検査所長等出席、又民間側は、新田仁川取引員組合長、田淵東拓理事、久保土地改良會社常務取締役、熊本熊本農場主、安岡黃海延海水利組合長、松井米穀倉庫會社社長有賀殖銀頭取、齋藤穀物商聯合會幹事長三井不二興業專務取締役、地主として金季洗氏出席し、食糧の充實及び米穀生産統制に關し慎重協議の結果、左記の通り答申した。

- 一 内地外地を通じ米穀の需給關係を考慮し、朝鮮土地改良事業の施行に、再検討を加ふること
二 既設土地改良事業中、經營困難なるものに付ては、匡救の途を講ずること
三 雑作物の中、特に輸入農産物及び工業原料の生産に留意し、農村經濟の充實更生を圖ること
四 内外の事情に鑑み、棉作計畫を一層振充促進すること

副業部會 (産業懇談會中)

副業部會は五月二十五、六の兩日、總督府からは、今井田政務總監、渡邊農林、穂積殖産、林財務、林學務、吉田鐵道の各局長、山村中央試験場長、湯川農事試験場長、鎌木林業試験場長、關係各課長等出席、民間側は矢鍋冠銀理事、加藤三越支店長、朴和信商會社長、澁谷鮮銀調

査課長、高橋三井支店長、大久保三菱支店長、賀田商工會頭、坂本朝鮮人協會長山根金穀組合會理事、船越朝鮮農會理事平井中央物産副理事長等の出席あり、各種の項目に關して意見を交換した。

而して左記有望副業を再検討し、地方別、農家業態別、獎勵適種副業の大々的獎勵を圖ることとし、其の選定標準を決定答申した

有望副業 綿糸・麥稈眞田・麻布・朝鮮紙・莞草及同製品・苧麻・木炭・楮竹工品・木工細工・馬鈴薯澱粉・粟・甘藷雞卵・唐辛・緋羊・ビート・養兔・柵柳柿・亞麻・棗・除蟲菊・薄荷・漆・藥草油桐・胡桃・荳・菽・五倍子・ボール紙草履表

一 適種副業の選定

副業の選定に就ては、左記各項に留意すること

- 1 餘剩勞力を經濟化し、收入の確實なるものを選択すること
2 朝鮮の民度に適し、地方に素地あるもの、内より種類を選定すること
3 現在多額の輸入あるもの、又は輸移出好望なるものより選定すること
4 工場生産品に壓倒さるゝ虞あるもの、又は他地方に於て生産條件の有利なるものに就ては、之が選定に就き特に注意すること

二 販賣斡旋機關

- 1 出荷團體の設立を勸奨し之を助長すること
2 現存斡旋機關の統制連絡を圖ると共に、之が充實を期すること

三 生長の助長統制

- 1 副業生産品の品質の向上並に規格の統一を圖る爲適當の施設を爲すと
2 副業助長の爲低利金融、貯藏の設備、並に運賃の低減等を講ずること

四 獎勵機關

- 1 副業指導獎勵の爲、中央並に地方に必要な職員を配置すること

- 2 副業の助成を圖る爲試験機關の充實整備を圖り、適種副業の調査研究を爲さしむること

水産部會 (産業懇談會中)

六月一、二の兩日間、總督第三會議室に於て開催、出席者は總督側では、穂積殖産、吉田鐵道兩局長、兵頭水産、山澤商工、水田司計、西崎理財、山田鐵道局各課長、松野、北野兩技師 又民間其他に於ては、岩倉朝鮮鐵道會社專務盧朝鮮水産會評議員、原黃海道水産會主事、西田元山毎日新聞社長、和氣機船底曳網水産組合長、韓元徳漁業組合長、植野朝鮮殖産銀行理事、丸本第二十師團經理部長、相澤澤南漁業組合聯合會理事長麻生旭魚市場專務、有吉林兼商店取締役葦濱日本殖産興業會社取締役、安達成北機船旋網漁業水産組合長等で、(一)水産金融 (二)販賣方法 (三)水産團體統制 (四)對滿貿易 (五)遠洋漁業 (六)運賃關稅 (七)淺海利用 (八)漁村の副業等について懇談を遂げ種々答申した

道知事會議 非常時局に際し宇垣

總督就任第三回の道知事會議は十一日より十四日まで總督府第一會議室で政務總監の統裁下に開催、各局長列席し、第一日は總督訓示、政務總監訓示(別項記載)指示事項あり、第二日は朝鮮軍希望事項及び諮問答申、第三日は諮問答申、意見陳述あり、第四日は意見及び希望陳述茲に協議事項を終つた

諮問事項

- 1 農山漁村振興に關する施設の状況並に特に其の經濟更生に關し、將來制度又は施設の改善を要すと認むる事項
2 經濟界の現状に鑑み朝鮮に於て特に助長を要すと認むる産業、並に之が助長に關し緊急施設を要すと認むる事項
3 朝鮮よりの滿洲移民(主として農業

移民)に關する地方民の感想、又は地方民に於て移住に關し政府の施設を要する事項茲に之に對する意見

指示事項

- 1 朝鮮簡易生命保險積立金の預入に依る預金部資金の道借入金轉貸先に對する指導監督に關する件
2 學校組合の經營に係る屠獸場、火葬場、共同墓地等の移管に關する件 (以上内務局主管)
3 酒類密造弊風の防止に關する件
4 稅務吏員の指導教養に關する件 (以上財務局主管)
5 農山漁村の振興に關する件
6 米穀地方貯藏組合の設置、茲に地方費の買取貸付(社還米)に關する件
7 棉作獎勵に關する件
8 民有林指導方針大綱實施に關する件
9 林野保護職員の任用及訓練に關する件 (以上農林局主管)
10 對滿貿易の助長促進に關する件
11 商品券取締に關する件
12 工場資源調査に關する件
13 メートル法實行に關する件 (以上殖産局主管)
14 初等學校に於ける職業科教育の振作に關する件
15 學生生徒の思想善導茲に強固なる國家觀念の啓培に關する件 (以上學務局主管)
16 農村の思想惡化防遏取締に關する件
17 藥草類栽培に關する件 (以上警務局主管)
18 朝鮮簡易生命保險積立金資金に關する件 (以上遞信局主管)

道知事會議に於ける總督訓示要旨

茲に道知事會議を開き、各位と相見え、所願の概要を述ぶるの機會を得ました



ことは、予の最も欣快とする所でありませす。

**天恩優渥** 從來我が朝鮮の歴皇室より優渥なる御沙汰を蒙り洪大なる天恩に浴しましたことは、各位と共に平素只管感激致して居る所であります。然る所更に昨年八月には農村救済の資として巨額の御下賜金を下賜せられ、先般は又國境警備に従事する警察官の辛勞を思召され、酷寒の候特に侍從武官を御差遣あらせられ優渥なる聖旨令旨を賜ひ且親しく其の勤務の實情を巡視せしめられ又皇太后陛下よりは今般財團法人勸業防協會設立に際し、巨額の御下賜金の御沙汰を拜したのであります。斯くの如く重ね重ね優渥なる天恩に浴しまして寔に感激に堪へぬ處あります。予は謹みて聖旨令旨を奉體し、夫々適切な實施計畫を樹て之が處理の完璧を期して居る次第であります。各位に於いても一層部下を督勵して慎重事に當り畏き聖旨令旨に副ひ奉る上に萬遺憾なきを期せられ度い。

**對時局覺悟** 内外情勢の推移は、今や帝國をして極めて重大なる時局に直面せしむるに至つたのであります。先づ對外關係に於きましては、帝國に滿洲國の承認が國際正義を樹立し東洋永遠の平和を確保する唯一の方途なりとの確信に基き、列國に先んじて昨秋此の新朋友を承認致しましたが、其後同國は漸次健全なる發達を遂げ、滿洲國人は固より在留邦人其の他諸外國人共しく其の慶福を享受しつつあるのであります。此の現實の狀態は、帝國の見解の全く正當なりしことを如實に證明して居りまして、寔に同慶に堪へざる所であります。然るに滿洲國問題を中心とする、國際聯盟會議に於いては、多數聯盟國は適用不能なる方式の尊重を事として現實の狀態に即せる平和確保の方策に考慮を拂ふこと乏しかり

し爲、平和維持の根本方針に關し帝國と全く其の所信を異にするに至りまして、帝國をして聯盟と協力の餘地なく遂に之を離脱する已なきに至らしめたのであります。疊に帝國が聯盟離脱の通告を爲すに當り、畏くも大詔を渙發せられ、帝國の纏ふ所を明にし今後國民の進むべき途を示し給はつたことは、聖慮宏遠洵に恐懼感激に堪へざる所であります。惟ふに國際の平和を増進し世界人類の福祉に貢獻せんとするは、帝國の不動の國策使命にして、益友邦の誼を厚うし正義公道を世界に宣布せんとするは、我が國民の責務であります故に、我が國民たるものは此の時局に對して飽くまで悠容寛宏の襟度を以て深く使命と責務とに顧み各其の分を守り其の務を勵み、冷靜沈着今後に善處せんことを要するのであります。即ち正義の貫徹には萬難を怖れざる我が傳來の氣魄を發揮し、舉國振張、國民精神の剛健と國本の培養とに努め、兵家の所謂敵の來らざるを待まず我に備へあるを待むの覺悟が最も必要であると信じます。

**難局打開** 又内に於いては、經濟界の世界的變調に伴ふ影響尙深刻なるものがありまして、國內の一部には幸に景氣轉換の曙光を見るには言へ、民衆生活上の不安と窮乏とは容易に除去せられざる現状であります。而して思想方面に於いては諸官の孜々たる努力に依り、將又滿洲事變以來忠勇なる皇軍の活動に刺戟せられ、漸く純正に歸せんとしつつありとは言へ、未だ我が國體と相容れざる思想を抱ける者、或は反動的に暴力的直接行動に出でんとする者等、其の跡を絶たざる現状でありまして、思想物質兩方面は未だ混沌たる狀態を脱却せぬのであります。斯くの如きは單に我が國のみならず、世界各國殆んど其の軌を一にせるところではあります。時局は正に内外

共に容易ならざる難關に當面せるものと謂ふべく、此の難局を打開して國運の伸張を圖らんが爲には、國本の培養即ち國民精神の剛健と國民生活の安定とを期することが緊要であり又急務であると考へます。然しながら此の非常時の克服は言ふは易く行ふは頗る容易ならざる事業でありまして、到底一様尋常の覺悟を以てしては之を爲し遂ぐることに困難なりと考へ、故に予は此の際官民一般の猛省を促し其の奮奮努力と協心戮力とに依り全能を傾倒して此の難事業に當らんことを期して居るのであります。而して之が爲には、舊來の傳統に泥まず因襲を脱して萬有一新の見地より審に各般の施設を見直し、専ら民力の充實と民生の寧福とを眼目として、之が調整を圖ることの切要なるを感じます。勿論之が實施に當りては、事の緩急輕重に従ひ序を逐て漸次之を實行したいと考へて居ります

**啓導・査察** 昨年各位會同の際民衆の啓導誘掖に關して注意し置きたるが其の後の舉措宜しきを得て、今や國內は一般に靜謐にして民心益安定に赴きつつあるのであります。上述の如き重大なる時局に際しては、各位は尙更、民心の動向に關し深甚の注意を拂ひ、克く非違を警め治安を保ち、以て人心の動搖を防止し衆庶をして之が歸趨を謬らざらしむることを要するのであります。殊に一部在外不逞の徒が、國務政局の紛糾に乗じて今尙蠢動の跡を絶たず、動もすれば帝國の立場を不利に導かんと企て、鮮内潜入の機を窺ひ不軌を畫せんとしつつあるのでありますから、各位は常に其の警戒査察を嚴にし、不良分子の策謀を未然に防遏し、彼等をして妄動の餘地なからしむることを期せられ度

**道制の運用** 疊に府制邑面制を施行してより正に二年、此の間に於ける制度運用の實績に徴し概ね所堪の目的に適

へるを認めまして這次道制を施行し、茲に地方制度の形式は一應整ひましたのであります。其の内容の充實は今尙完成の途上に在るのでありまして、更に一段の向上進歩を圖るの餘地あるのみならず之が運用宜しきを制するに非ざれば、其の効果を全うすること能はざること申すまでもないのでありますから、各位は深く茲に留意し選舉の公正を期すると共に、道制の運用に關し萬遺漏なきを期せられ度。從來と雖道評議會の意見は、常に之を尊重し官民相協調して道政の進展を圖り來つたのであります。爾來道會は道の公共事務に關し與へられたる權限内に於いて、直接に民意を反映し得るのでありますから、今後の道會に於いては、一層官民間の意思の疏通に努め、徒に議論倒れに陥ることなく、公正なる道民の輿論を代表し、道當局と相倚り相扶けて道制の圓滿なる運用を期し、一意道民の福利増進に寄與せんとするの美風を馴致し、以て地方制度改正の趣旨に副はしむる様努められ度。斯くして道制施行に依り愈よ内鮮一元一體、融和協調の實を擧げ、而して更に時勢の進運に伴ひ地方制度の完成に到達するの日を待望致すのであります

**地方振興** 疆内民衆の大多數を擁する農山漁村の振興を策し、此等民衆の生活安定を圖るは、實に統治の根幹でありまして、予に就任の初より最も力を竭せるところであります。此の計畫の一端として、昨年來實施せる農山漁村振興運動は各位の努力に依り、施設の趣旨今に至るに至りたるは、最も欣快に堪へざる所なるが、更に此の運動を具體化し組織化し、以て終局の目的たる農山漁村の經濟更生を如實に現出せしむることの緊要なるを認め、疊に之が具體的方案を指示した譯であります。而して之が



實行上留意すべきは、農山漁村經濟更生の基礎は、之を飽くまで精神的開發即ち民衆の自覺と工夫と努力とに置き、此等の施設が將來一時の物質的打算的觀念より疑惑せられ動搖するが如きことなきを期することでありませう。斯くの如き指導は之を口にすることは容易なるも其の實效を擧ぐること誠に困難でありまして、一に指導の局に當る者の堅忍持久熱誠懇篤の發露に俟つより外はないのでありますが、尙地方有識者が此の事業に熱烈なる共鳴を爲し、其の率先躬行範を示すことに依り、漸次一般を感化することが極めて有力なる手段であると信じます。各位は民衆の誘掖に當り切に此の點に留意し、剴切周到なる指導を加へられんことを望みます。實は昨年會同の際既に此の種の問題を精神生活の高調に關し指示し置きたるも、茲に重ねて各位の注意を喚起する次第であります。

**文化餘弊の排除** 一般交通の發達、就中北鮮地方は近時鐵道の開通、港灣の修築、森林地帯の開發等に依り急激せる發展を見るべく豫想せられるのでありますが、此等の事業の進歩に伴ひ文明の餘弊たる輕佻浮華の風地方に浸潤し來りて、舊來の淳朴なる民風を破壊し漸次之を消失せしむるの虞あるは、幾多過去の經驗の證明する所なれば、關係當局は豫め周到の用意と對應の方策を講じ之に備ふる所あるを要すると考へます。

**普通教育の着眼** 國民の思想を健全ならしめ民力を涵養して民生の安定を圖り國運の興隆に資するには、教育の普及振興に俟たざるべからざることは勿論である。從て本府はなるべく速に初等普通教育の普及を圖り、忠良なる國民の育成に努むるの必要を認むるのであります。然しながら教育の實際化は時勢と民衆とに立脚して之に適應する施設を爲すに非ざれば、克く其の効果を收むること

困難なるが故に、初等普通教育の内容の改善に付て大に工夫を凝らすの必要あるのみならず、其の普及に付ては必ずしも現行の施設の範圍内に躊躇することなく専ら簡易實用を旨とする適切なる他の施設を工夫し、計畫することを適當と考へるのであります。而して此の教育は、其の眼目を國民性の陶冶教養と生業に必要なる知識技能を授くることに置き、努めて國體に對する觀念を明確にし、職業に對する正當なる思念を啓培し、勤勞愛好の精神を涵養し習慣性を成さしむることが肝要であると考へます。

**産業開發上の注意** 次に國本を培養し、民力を充實するの要諦は、内蘊の資源を開發し、産業の興隆を圖るに存しまして、歴代當局者が夙に拮据經營せられたる所であります。然しながら、之を今日も朝鮮に施して現實に資源の開發並に民力の充實を企圖すべき實際の方策に至りては、時代の趨向に鑑み内外情勢の變遷に伴ふて、之が改善變更を要すべきは勿論であります。從來本府に於いて、各般の産業に亘り物資の増産販賣の統制等の目的を以て爲したる施設は夫れ夫れいづれも豫期の効果を齎せることは疑ひなきも、尙時勢の變遷に伴ひ此等の改善を要するものあるやに認めらるるを以て此等は總べて慎重考究の上、成るべく速に實現を圖りたいと考へて居ります。惟ふに今日に於いて最も急務とするところは、先づ國內に於いて必要とするあらゆる資源の開發に努め需要物資の供給を豊富ならしめ、進んで資源の利用に依り物資の増産を奨励して貿易の振興を圖ると共に、克く産業を統制して業者の正當利益を保護し、以て力を民力の充實民生の安定に注ぐべきであると認めます。仍て他方に於いても此の方針に則り、克く時代の要求と民生の實際とに稽へ本府の施設と相俟ち夫れ夫れ適切なる施設を講ぜられ、以て遺利の開發と民力の充實と

に努められんことを希望致します。之を要するに現下の時局は極めて重大でありまして、我が國民は確乎たる信念と發刺たる意氣とをもつて舉國一致、勇往邁進、更に一層の努力を以て國本の培養に努め、以て此の非常時の克服を圖るべきである。予は切に、官民協戮、固き決意を以て現下の難局打開に當られんことを冀望する。況んや時局擔當の最前線に立つ官吏公吏たる者は、自己の責務の重大性に鑑み日夜奮勵、率先垂範、官紀を振肅し政道を刷新し以て民福の増進に遺憾なきを期せねばならぬ。

以上は予の所懐の一端であります。爾餘詳細の事項に至りては、政務總監並に各主管の局長より指示致します。之に依り各位は克く本府の方針を諒得せられ一層統治の進展に寄與せられんことを望んでやまない次第であります。

**道知事會議に於ける  
政務總監訓示要旨**

會議の初に當りまして、唯今總督閣下の御訓示に在りました政務の大綱に關し私より聊か之を敷衍し、且當面の機務に付て卑見を述べ、各位の御參考に供したいと存じます。

**世界經濟界** の大勢を觀察致しまするに、大戰以來經濟混亂の後を承けて勢の趨く所、各般はいづれも自給自足の方針を採り、延いて極端なる保護政策を採用し高度の關稅障壁を築くに至り、他面四十餘個國に亘る金本位制度の停止、銀價の暴落、爲替相場の混亂等の諸現象並に戰債及賠償問題の未解決等と相俟て世界經濟の圓滑なる發展を益阻するに至つたのであります。從つて世界經濟發展の常態たる、世界の各國民が有無相通し互に協力して産業の發達を遂げ、以て共存共榮の理想を實現すると云ふが如きことは、今遽に之を望む事を得ないので

ありまして、世界の環境が斯くの如くである以上、我國に於ける經濟界の變調も當分持續するものと考へ、之に處するの覺悟が必要であると認むるのであります。唯我が國經濟界に於ては、世界の諸國の如く短期外國資金を引揚げらるる虞もなく、又戰債賠償問題に絡む財政上の困難もなく、且我が國の外債の半額は我が國民の所有に屬して居りまして、此等は外國に比し甚だ強味とする所であります。從つて目前に於いても政府の各種救濟の施設、低金利政策並に圓爲替下落を原因とする輸出貿易の好轉等に依りまして、我が經濟界は稍活氣を呈し、接壤の地に滿洲國の出現したると相俟て、各種産業の進展を幾分期待し得る曙光が現はれたるやうに見受けられるのであります。顧みますれば十數年前、一時の好況に眩惑され殆んど無計畫に事業を擴張したことは、今日に於ける此の不況を一層深刻ならしめ其の恢復を困難ならしむる重大なる原因の一と考へられるのであります。此の財界の轉換期に際し、苦き長期の試練を忘れ、一攫千金を夢みて無謀の計畫を樹て前車の轍に戒めざる者なしとは言はれず。誠に慎重を要する重大なる時機に在ると思ふのであります。

**經濟界の變調** は、政府の財政にも重大なる影響を及ぼし歳入は益減少の傾向を辿り、既に前年度に於て行政の整理財政の緊縮を行ひ三千餘萬圓の節約を爲したのであります。一方時局匡救事業其の他時局の推移に伴ひ緊急避くべからざる新規事業を計上致しました結果、本年度の豫算は二億三千百九十三萬餘圓となり、前年度實行豫算に比し千二百八十萬餘圓を増加したのであります。普通財源に依て之を支辦すること困難なる爲、公債財源に振替へたるもの約七百餘萬圓結局八年度の公債額は三千三百萬圓前年度に比し約一千萬圓増加することとなつたのであります。此の外交附公債と



して約七百萬圓を發行致しますが、斯様な財政困難の際にも拘らず、現下當面の要務とせらるる事業は概ね計上することを得たのでありまして、巨慶に存ずる所であります。併しながら各位は此の非常時局に對應して、爲すべき事業は非常に多く、而かも經費之に伴はざることを嘆ぜらるる場合も多からんと存するのであります。非常時財政の本義に鑑み、經費の使用に付ても細心の考慮を拂ふて豫算の活用を圖り、十分の治績を擧げんことを期せられたいのであります。

**尙將來財政**の基礎を鞏固ならしめ、國民の負擔の公正と民力の涵養を圖らんが爲には、常に心を行政の整理に用ふると共に、國民の負擔の精密なる調査を遂げ、中央及地方の財政に關する公平なる考慮を加ふる等周到なる準備を以て税制の整理を斷行し一面各種官營事業に付ても、財政、産業、社會政策等の見地より調査研究の上改正を加ふる必要ありと認むるのであります。

**本年四月一日**より施行せられたる道制の運用宜しきを得ると否とは、緊つて各位の双肩に在るのであります。其の運用に付ては別に御話する積りでありまして、此の機會に於いて聊か所見を述べて置きたいと思ふのであります。

道は、從來の道地方費に比すれば、其の事務能力は廣凡に爲りましたけれども、其の財政は舊態の儘でありますから、俄かに事業を擴張することは特に考慮しなければならぬのであります。各位は道財政の狀態に鑑み事業の取捨選擇宜しきを制し、急激なる負擔の膨脹を來さしむることなきやう善處せられたいのであります。尙道會に付議すべき事件の發案權は道知事に在るのでありまして、其の發案は道の意思決定の基礎と爲るのでありますから、平素常に道内の公正なる輿論の趨向を察知し適正確實なる方針を樹

て、發案に付ては周到なる調査研究を遂げ強き確信を以てせられたいのであります。又道制の施行に際し、内鮮人間に面白からざる感情を誘發するに至りはせぬかと憂慮する者がないではないやうであります。私は、從來の道評議會に於ける内鮮人評議員の圓滿に協調せる實績に鑑み、一片の杞憂に過ぎざるものと思ふのであります。内鮮人の融和協調を保ち共存共榮の實を擧ぐべきことは、朝鮮統治の要諦でありまして、道會が議決權を有するに至つたが爲に之が破られると謂ふことは萬々あり得べからざることであり、又決して斯る不祥事を招來してはならないのであります。若し此の大方針に悖るやうな事態を惹起するに至つた場合は、儼然たる措置に出でなければならぬこと勿論であります。各位は平素此等の點に深く意を用ひ斯かる不幸なる事態を絶無ならしむるやう善處せられたいのであります。

**農山漁村の振興施設**に關しましては、各位熱誠努力の功空しからず、公私各機關の圓滿なる協調と官民の完全なる親和提携とに依りまして、其の機運内に横溢するに至り、各般の施設着々其の効果を收め來れるは甚だ欣快に堪へない所でありまして、此の際此の機運を逸せず、更に一步を進めて之を具體化し組織化し以て此の運動をして永久の基礎を確立せしむるの切要なるを認め、疊に之が具體的方策を指示したるを以て、各位は既に其の實行を進められつつあることと信ずるのであります。而して此等農山漁村の經濟更生に當り特に注意すべきは重きを此等民衆の精神開發に置き、農民等をして各其の業を愛し其の職を樂み、自主自立、力行して産を治めしむることが肝要でありまして、漫に物質的打算的觀念に魅惑せらるるが如きは、絶対に之を避けなければならぬのであります。換言すれば農山漁村繁榮の殿堂は之を精神

的蒙地の上に築くべく、斷じて物質的打算的觀念を基礎とすべからざるものであります。各位は民衆の誘接に當り切に此の點に留意し、劃切周到なる指導を加へられんことを望みます。

**而して農山漁村**大衆の經濟を堅實ならしめ、其の生活の安定を圖るが爲には、此等大衆の奮奮努力と相俟て、官廳に於いて實行すべき事項も多々あると考へるのであります。即ち各種行政機關の連絡協調、事務の簡捷、制度の簡易化等、専ら民生の利便を眼目として施設整備を要すべきものがあるのであります。疊に一部の産業團體の整理統一を圖り、或は民有林指導方針の大綱を定めて地方林政をして農村の實情に即せしめたる等は、此の趣旨に外ならないのであります。更に金融組合、産業組合其他公私各種の組合團體等の統制を圖り其の合理化を策するが如き、或は利息制限令に依る暴利の取締の如き、或は小作制度の確立に依る地主及小作人の正當なる利益の調和保護を策するが如きは、今後鋭意研究調査の上施設改善すべき事項と信ずるのであります。各位に於いても克く所管事務に付き叙上の趣旨に依り常に研究調査を怠らず施設の改善を圖り、以て民生の康福を増進するに踴躍する所なからんことを望むのであります。

**國民精神の**作興が、現下の時局に鑑み喫緊の要務なるは言を須ひざるところであります。是を以て昨年十一月十日民心作興に關する大詔發記念日を發足點とし、國民精神作興運動を開始し、官民一途我が國體の精華を褒揚し、實質剛健只管外帝の聖訓を奉體し我が建國の精神に立脚して、民衆の自覺自省を促したのであります。其の間各位の施設概ね宜しきを制し如上の趣旨漸く都鄙に徹底しつつあるを見ますのは、洵に喜ぶべきであります。併し乍ら由來精神

的運動は時の移るに従ひ熱を失ひ易きを常とするから、各位は常に民心の誘導に努め、須臾も荒怠弛緩せしむることなく社會教化に關する各般の施設に意を用ひ疊に屢宣明致しましたる趣旨を體し、大いに精神生活の鼓吹に努め以て有終の美を收められたいのであります。

**教育の普及** 改善に關しては、從來教育をして時勢の要求と民衆の實際に適合せしむることに、特に意を用ひ來りましたのでありまして、各初等學校に於ける職業科教育及普通學校に於ける卒業生指導等は各位の努力に依り今日既に其の成績見るべきもの少からざる次第であります。尙客秋來實行し來れる自力更生運動農山漁村の振興の施設に付ても、此等初等學校兒童及其の卒業生等の自奮奮起に俟つ所極めて大なるものありと考へられるのであります。各位に於いても此等教育の内容改善及充實に付き今後益工夫を重ねられたいのであります。翻つて普通教育普及の狀況を觀るに、昭和四年度より實施し來れる一面一校計畫は前年度迄に其の前半を終へたのであります。其の實績に徴するに、學校の増設に於いては略其の豫定に近き結果を擧げたのであります。就學歩合に於いては却つて計畫の當初より低下せるが如き實情でありまして、國民教育の前途甚だ遠望なりとの感を深くする次第であります。惟ふに斯くの如き普通教育の不振は、主として一般民衆の經濟力尙を實せざるに依るものなるべく従て眞個普及教育の堅實なる普及發達を策せんとせば、先づ一般民衆を啓發して其の教育に對する信念を新にし、國民性の陶冶と民力の充實とを主眼とする教育を授け、速に其の効果を收めしむるを要すると考ふるのであります。即ち實科的作業的訓練に最大の努力を拂ふて、生徒兒童をして遊惰因循の陋弊を去り職業に對する確乎たる思念を培養せしめ、他日生産に奮勵する



の訓練を施し、以て民力充實の基礎を築くを根本とするより外なきを確信して居る次第であります。而して此の精神は實業學校に於いては勿論、一般中等學校に於いても全く同様でありまして、實用に疎き劃一抽象に流れたる一般陶治的教育を刷新して、克く教育の現實社會に即せしむることを要するのであります。斯くの如く教育の改善より、更に進んで一般民衆に對し勤勉勞作の活模範を垂れ以て疆内産業の興隆と經濟の發展に寄與せんことを期したいと思ふのであります。此の趣旨を以て、本府に於ても師範教育の改善其の他の施策を講ずる豫定であります。各位に於いても慎重に考慮を費され畫策宜しきを制せられたいのであります。

**朝鮮に於ける生産米は、**出來秋に於いて一時に放賣せらるるもの多く米の移出期は從來甚だ偏倚し大半は出來秋より僅に四五月間に搬出せられたる結果内地市場を壓迫し内地農村に脅威を與ふること大なるのみならず、朝鮮農家の蒙る損失も亦少くないのでありますから、本府は之が對策として農業倉庫及米穀倉庫の建設助長、野積貯藏の獎勵等の施設を行ひ來つたのであります。實績に依れば其の效果尙不十分であるのみならず最近内地に於いて再び米穀統制問題論議せられ、特に朝鮮米移出の徹底的統制を行ふべしとの論行はるに至りたるに鑑み、今回新に朝鮮米の季節的偏倚移出を矯正する目的を以て、朝鮮米移出統制計畫を樹立し、倉庫其の他の貯藏施設の擴充、地方貯藏組合の設置並に社還米制度即ち貸付の目的を以てする道の靱の買收獎勵補助金の交附等を實施することに致したのであります。其の實行の方法等に於ては、別に詳細に協議する豫定であります。各位は十分に其の趣旨を酌み此等の經濟的施設の利用増進に付適切な措置を講ぜられ、以て此の施設の目的

る朝鮮米の經濟的移出統制の實績を擧げ農家經濟の向上を期せられたいのであります。

**次に棉花の獎勵に**付ては、大正元年以來第一期及第二期計畫を樹立し生産の増加と品質の改善とに努力したる結果、其の成績顯著なるものがありました。が、最近の情勢に鑑み、更に棉作の積極的獎勵を行ひ以て農家經濟の向上を圖ると共に、本邦棉花の自給に資するの適切なるを認め、今回棉花増産計畫を樹立し、今後二十箇年を期し栽培面積五十萬町歩實棉生産高六億斤を目標とし差當り其の第一期計畫として本年度以降十箇年間に栽培面積二十五萬町歩、實棉生産高三億斤に達せしむることに致したのであります。而して之が獎勵に當つては從來の經驗に省み、作付段別の急増を圖るよりも多角的農法の趣旨に基き廣く農家をして適當なる面積の栽培を爲さしむるを可とし、同時に極力集約栽培の獎勵に依り段當收穫量の増加を圖り、以て棉花栽培の安全且必要なる所以を自覺せしむるを第一義と致しまして、面積の擴張は棉花の増收に伴ふ必然的結果たらしめ之が所期の目的を達成せしむる方針を以て、周到適切なる實施計畫を樹てられたのであります。

**民有林野の改善に**付ては、始政以來力を致したる所でありまして、最近林相の向上見るべきものがありますけれども、更に從來の實績に照し又民度及林野の現況に鑑み、造林法の合理化と伐採に關する弊害の矯正とを圖り、且林地の適當なる利用を促進せしむることの急務なるを認め、曩に民有林指導方針大綱を制定したのであります。其の主眼とする所は民有林の經營をして農村の實際に適合せしめんとするに在ります。尙之と同時に、林野保護施設の合理化と負擔の輕減及賦課の公正を期する爲、森林組合

を廢止して其の事業を道に繼承せしめ、林野保護施設を整備せしむることになりましたから、今後盜伐其の他の被害は著しく減少し林業經營上得る所多かるべしと認められますが、其の運甲に當つては單に取締に偏せず懇切なる指導と並行して機宜の措置を講じ、林野保護の目的を達成せられたいのであります。

**交通通信施設の普及に**付ては、刻下の時局に鑑み疆内産業の開發と民衆の利便とを圖り、並に國防上の見地より之が完成を期し、既定計畫の遂行は勿論時運の進展に伴ひ必要なる計畫を追加し更に北鮮開發及滿洲國鐵道の普及に伴ふ航路、港灣、通信、税關等の設備は勿論目滿間交通連絡に付て施設を怠らないのであります。尙鐵道に付て一言しますれば、鐵道の普及に關しましては、曩に樹立致しました十二年計畫に基き着々豫定の工事の遂行に努め、更に窮民救濟事業の一部として工事の促進を圖り且昨年度より北鮮拓殖鐵道の建設に着手致したのであります。又私設鐵道も、政府の保護と各位の指導とに依り益順調の發達を遂げ、今や國有及私設の鐵道の開業線路は各地方に普及し、其の延長四千餘軒に達し疆内に於ける文化産業の開發に寄與する所益多きを加へつつあるのであります。將來國有鐵道の進展に付て益各位の助力を煩はすこと多かるべく尙私設鐵道の發達に付ても一層助長を加へられんことを望むのであります。

**自動車運輸業は、**近時急激なる發達を遂げ陸上交通機關として、鐵道及軌道に比肩すべき有力なる地歩を占むる

に至つたので、陸上各交通機關の統制を圖り社會交通の便益を增進せしむる必要を認め、曩に官制を改正して之が監督を鐵道局の主管と致したのであります。而して此等陸上に於ける交通政策は、之を綜合統一して各其の特質を善用して相互の連絡協調を保ち、之が機能を發揮せしむることを肝要と認めらるるを以て、自動車運送業の許可其の他の處分に關しては鐵道軌道又は製糖業自動車との關係を十分考慮して之を處理せられんことを望むのであります。

**最後に時局に對する私の考へを**申し上げて置きたいと思ひます。今や時辰極めて重大なる折柄でありまして、外交に、内政に、我が國は正に非常時に立ち到つたものと考へます。即ち外に於いては北支の風雲未だ収まらざるに、帝國の國際聯盟離脱に伴ふ國際政局の混沌たるあり、内に於いて經濟界の變動に伴ふ民生の不安と青少年の思想動搖とは、今尙依然たるものがありまし刻下難局の打開は喫緊の急務でありまして、正に官民の全力を傾倒すべき場合であります。就中公職に在るものは、平素至誠奉公を念とし緊張したる精神を以て最善の努力を致すべきでありまして、特に今日の時局に於いては寸時の弛懈あるを許さず、全員全能力を發揮すべき場合であると考へます。各位は部下職員の監督及各機關の相互連絡に格段の注意を拂はれ、各機關有無相通じ各員いづれも全力を盡して職務に奮勵し、以て現下の難局を克服し更に國運伸張の基を築かんことを期せられたいのであります。

地方行政

**概説** 行政上朝鮮全土を京畿道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道、黃海道

平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道、の十三道に區劃し、更に之を分けて14府、21郡、2島、49邑、245面



とする。之に道知事、府尹、郡守、島司、  
邑面長を置き官廳事務の執行及地方公共

◇道行政區域表◇

Table with columns: 道所在, 應地, 面積(方里), 府, 郡, 島, 邑, 面, 町, 洞, 里. Lists administrative regions like 京畿道, 忠清北道, etc.

◇道管轄區域表◇

(昭和七年四月一日調)

Table with columns: 府, 郡, 島. Lists administrative regions and their constituent provinces/cities.

Table with columns: 道, 府, 郡, 島, 邑, 面, 町, 洞, 里. Lists administrative regions like 慶南, 黄海, 平南, etc.

道古來の別稱

忠清南, 北道... 湖中, 湖西 } 湖西とも稱す  
全羅南, 北道... 湖南 }  
慶尙南, 北道... 嶺南 }  
また以上六道を三南とも云ふ  
江原道... 關東  
平安南, 北道... 北界又關西  
黄海道... 海西, 西海, 豐海  
以上三道を合して兩西とも云ふ

朝鮮總督府地方官官制

(明治四十三年九月)  
(勅令第三百五十七號)

朝鮮に左の道を置く  
道名, (略)  
道の位置及管轄區域は朝鮮總督府之を定む  
一 道にけ通じて左の職員を置く  
知事 (13人勅任) 參與官 (13人勅任又は委任) 事務官 (19人 委任) 理事官 (41人同) 視學官 (10人同) 警視 (51人同) 小作官 (6人同) 法政醫官 (1人同) 獸醫官 (3人) 技師 (43人同)

廳 (437人判任), 視學 (64人同) 警部 (408人同), 小作官補 (6人同) 法政醫官補 (5人同) 獸醫官補 (7人同) 技手 (305人同) 警部補 (723人同)

一 略  
一 知事は朝鮮總督に隸し法令を施行し管内の行政事務を管理し所屬官吏を指揮し監督す, 所部の判任官以下の進退は知事之を行ふ  
一 知事は安寧秩序を保持する爲兵力を要する時は之を朝鮮總督に具情すべし但し非常急變の場合に際しては, 直に當該地に駐在軍隊の司令官に出兵を要求することを得

一 略  
一 參與官は知事の諮問に應じ又は臨時命を承け事務に服す  
一 略  
一 部長は事務官を以て之に充つ  
一 略  
一 道に府, 郡, 島を置く  
一 府郡島には通じて左の職員を置く  
府尹 (14人委任) 郡守 (218人同) 島司



(2人同), 廳 (2,139人 判任) 技手 (14人同), 稅務吏 (91人同) 森林主事 (211人同) 前項職員の外京城府に理事官四人, 技師一人及祇學一人釜山府に理事官二人, 及祇學一人, 大邱府及平壤府に祇學各一人を置く, 理事官及技師は奏任とし祇學は判任とす

一 略

一 各郡島に邑面を置く, 邑面に邑面長を置く, 判任官の待遇とす, 但し65人を限り之を奏任の待遇と爲すことを得

一 略

### 道廳の事務分掌

道	知事官房 (機密, 人事褒賞等を扱ふ)
	内務部 { 地産土木課, ナ課, 學務課, 農務課, 會計課 }
	財務部 { 稅務課, 理財課 }
	警務部 { 警務課, 保安課, 衛生課 }

特に産業の發達せる京畿, 全南, 慶北, 慶南四道には上記三部の外に産業部を置く

### 地方制度の沿革

併合當時に於ける地方制度は頗る複雑で, 地方行政機關である道, 府, 郡, 面の外に之と對立した警察及財務の兩機關あり, 居留内地人の行政を主管する理事廳あり, 外人機關あり, その他にも種々府の機關が錯綜してゐた, そこで併合に際し地方官制を制定するに當つて, 各郡面の行政區域は舊體を踏襲し, たゞ道に財務部を設置し, 府郡をして財務をも分掌せしめ, また併合以來慎重調査を重ねた後大正三年に至り各居留民團地を府の行政區域に編入した, かくて併合以來朝鮮の最下級の行政區劃として府及面があり府は市街地, 面は村落地方に於

る行政廳として一般行政事務を處理すると同時に府制及面制の施行に依り區域内の公共事務を處理する地方團體である又別に教育事務を處理する爲内地人側に學校組合なるものあり, 朝鮮人側に學校費あり, 其の外水利, 灌漑の事務を處理する爲に水利組合があつたが, 此の併合自治體を備ふるは學校組合及水利組合のみで其の他に在りては從來民意を參酌すべき機關を具備せず, 僅に府に協議會, 指定面に村談役があつて府尹・面長に對する諮問機關の用を爲したが協議會員又は村談役は其の員數少く, 且皆政府が任命したが故に民意を暢達する機關として不十分であり, 又道に二三名, 府郡島に二名の道・府・郡・島參事を置き道知事・府尹・郡守・島司の諮問に應ぜしむるの制度を採用したが是亦政府の任命に係り民意を反映せしむる上に遺憾の點が尠くなかつた。仍て大正九年地方制度の改正に當り時勢の進歩に應ずる爲道に道評議會, 府及面に府面協議會, 學校費に學校評議會を設け, 民意暢達の途を開いたが, 更に昭和五年に大改正を加へ道制を制定し朝鮮總督の指定したる面を邑に改め, 府協議會及前記の面に於ける面協議會を特に府會及邑會に改め, 之を議決機關とした且つ府の學校費及學校組合を廢して之を府に統一し, 第一部特別經濟及第二部特別經濟と爲し, 道府會及教育部會に副議長を置き (議長は知事及府尹) 従來任命の方法に依りたる面協議會員及學校評議員を選擧に依ることとし, 道制を除くの外昭和六年四月一日より之を實施し, 地方自治制を進ませしめ, 更に昭和八年四月一日より道制を實施して自治制を完成した

**道制實施** 朝鮮に於ける地方制度の改正は上述の如く, 道制を除く外昭和六年四月一日より實施せられたが, 府邑面制施行の成績良好と見て, 道制施行

規則は昭和八年二月一日府令第十四號を以つて公布され, 愈よ八年四月一日より實施されたものであり, 茲に朝鮮地方自治制の体制が完成したのである

### 道地方費の消滅

朝鮮地方制度の特殊なるものとして道地方費といふ事業主体があつたが, 之は明治四十二年舊韓國法律地方費法の發布で創始せられたもので, 併合以後も採用せられ, 徵稅等の主体となり道財政の基調をなしてゐた。而してその發展につれ, 大正九年道地方費令を公布し従來限定せられたる賦課金の外に新に地方に適切なる稅源を求め得るの途を開き, 使用料手数料の徵收起債能力繼續費設定及社會事業の經營を認め道地方費吏員の身分に關する規程を設けて, 其の待遇の改善を圖り, 道地方費算其の他道地方費の重要事項に關する諮問機關として, 新に道評議會を設置し, 其の會員は府面協議會員の選擧に係る候補者及學識名望ある者の中より道知事に於て之を任命する方法を採つてゐた

然るに前述の如く自治制の完成の爲め遂にこの制度は廢止せられ, 各道豫算制成り, 又道評議會は決議機關として道會に昇格した

### 道の性質

從來の道地方費は費用支拂團體に過ぎなかつたが, 道は官の監督を承け, 制令の範圍内で其の公共事務を處理し, 且つ法律, 勅令及び制令に依り道に屬する事務を處理する能力を有する法人である。従て内地人の府縣と其能力を略同するとになつて居るのである

**道會の組織** 道に道會を置き議長及び道會議員を以て之を組織し, 議長は道知事を以て之に充てる

**道會議員の任期** 官選議員の任期も民選議員と同様任命日附の如何に拘らず, 總選舉の日より起算し共に四年間である

**選舉權及び被選舉權** 道制第八條に依り道會議員の選擧は各選舉區に於て府會議員, 邑會議員, 各面協議員が之を行ひ, 選舉區及選擧區で選擧すべき議員の配當に關して必要なことは, 總督が決める。また同九條に依り年齢廿五以上の男子で獨立の生計を營み一年以上道内に住む者は其道で被選舉權を有す。但し現役軍人, 道内各官吏及有給吏員で在職中の者, 道内邑面長, 在職判檢事, 警察官, 小學校普通學校教員で在職せる者等を除く

**道會の議決權** 道會の權限中最も重要な權限は職の事件に關する議決權であつて, 之を列擧すれば左の如くである

- 一 歳入出豫算を定むること (道制十二條)
- 二 歳入出豫算追加の更正を爲すこと (施行規則七十一條)
- 三 決算報告に關すること (道制十二條)
- 四 法令に規定するものを除く外, 道稅, 夫役現品使用料又は手数料の賦課徵收に關すること (道制十二條)
  - (イ) 道稅の稅目稅率及賦課の方法を定むること (施行規則四十八條)
  - (ロ) 道稅又は夫役現品賦課の細目に係る事項に付府邑面をして定めしむること (施行規則五十一條及五十五條)
  - (ハ) 夫役現品の賦課に關すること (施行規則五十五條)
  - (ニ) 使用料又は手数料の新設又は變更に關すること (施行規則五十六條)
- 五 道債を起し並に起債の方法, 利息の定率及償還の方法を定め又は變更すること。但し年内一時の借入金を除く (道制十二條)
- 六 基本財産及積立金等の設置, 管理及處分に關すること (同前)
- 七 繼續費を定め又は變更すること (同



前)

八 特別會計を設けること(同前)

以下略

以上は道に關する事件に付き道會の議決を経べき事件であるが、之等の事件に對する議決權に付ても、其の性質上二種に區分することが出来る。即ち道會の議決が直に道の意思決定と爲りて執行力を生ずるもの(監督權に依る制限は別とす)であつて、前掲各號中一、三、四、五、六、七、八の如きは之に該當し、一は道知事の權限に屬する事務の執行に付其の前提要件として道會の議決を経ることを要するものであつて、前掲各號中四のイ乃至ニの如き各號は之に該當する。

道會の議決を経べき事件は一々法令に規定あるものに限るのであつて、凡ゆる道に關する事件に付き議決權を有するものに非ざることは府會邑會の權限と同様であり、内地に於ける府縣會の權限も同様である。併年道知事必要ありと認むるときは道會の權限に屬する事件以外の事件を其の議決に付することを妨げぬ

道會自體に屬する權限 一、

副議長及假議長の選舉(制十三條) 二、道の公益に關する事件に付意見書を道知事其他の關係官廳に提出することを得る(制十四條) 三、道會は官廳の諮問ある時は答申を爲すべき義務を有する(制十五條) 四、道會は其の權限に屬する議決權の一部を道知事の專決處分に委することを得る(制三十九條)

道知事の權限 道の事務に關する

道知事の權限は比較的廣汎で、府邑面に於ける府尹・邑面長の權限と其の異なる點多く、府邑面に於ては自治立法權を認められたる爲、住民の權利義務又は府の事務に關する府條例又は邑面規則は團體自體に制定權があるのであるが、道に在りては自治立法權を認めないので、團體の事務に關する立法權は總て道知事に在

り、昭和四年府縣制改正前に於ける府縣の制度と同様である。從て道會は道の事務に關する道知事の立法事項の内容を爲すべき個々の事件に付ては、議決權を有するも法規のものに付ての議決權を持たない。道會では、道の事務に關し道知事の發する道令其のものに議決權を有せず其の道令の内容を爲す事件例へば税の税目、稅率、賦課の方法、使用料、手数料の新設變更、過料を科するの規定等に付てのみ議決權を有するのである。故に道知事は其の内容たる議決事項を除くの外は、道令に付て議決の拘束を受けぬ。

一 道知事は道を統轄し、道を代表するの權限を有する(制二十條)

二 道知事は道會の議決を経べき事件に付其の議案を發し、其の議決を執行する權限を有す(制二十條)。而して議決の執行權も道知事に專屬するのであつて、之れ議決機關と執行機關とを然區別したものである

三 道に有給の吏員を置くことを得、道知事之を任免する(制三十條) 以下略 四 道會對する監督權を有し、道會の反省を求め又は道會の議決又は選舉を取消すことを得る。左の場合に於て發動する(制二十四條、二十五條、二十八條)

(イ) 道會の議決又は選舉其の權限を越え又は法令若は會議規則に背くと認むるときは、道知事の意見に依り又は朝鮮總督の指揮に依り、理由を示して再議に付し又は再選舉を行はしむることを要する

(ロ) 道會の議決明に公益を害し又は道の收支に關し不適當なりと認むるときは、道知事は其の意見に依り、又は朝鮮總督の指揮に依り、理由を示して再議に付することを要する。以下略

五 道會の議決を経べき事件に付き道知事は朝鮮總督の指揮を請ひ又は其の指

揮を請ふことなくして、之を處分することを得るものがある。其の處分は即ち道會の議決に代るべきものなるが故に所謂代議決であつて之に該當する場合は左の通である

(イ) 道會成立せざるとき、招集に應ぜざるとき、會議を開くこと能はざるとき、又は議決すべき事件を議決せざるときは、朝鮮總督の指揮を請ひ之を處分す(制二十五條) 以下略

六 道會の招集並に閉閉は道知事の權限である(施三十五條)

七 道知事は期日を定めて道會の停會を命ずること得る(制二十八條)

八 道會議員の選舉は道知事の告示に依り之を行ふのである(施五條) 以下略

道稅其他道の收入

道稅は附加稅及特別の二種とし(制四十一條)、附加稅は地稅附加稅及所得稅附加稅の二目、特別稅は戶稅・家屋稅・林野稅・特別所得稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動産取得稅の九目に限られて居るが、特別稅に付ては特に必要あるときは別に稅目を起し得る途は開かれて居る(施四十五條・四十六條) 而して稅率の制限は林野稅を除くの外從前の地方稅の稅率制限と同様であつて、屠場稅・屠畜稅及車輛稅に在りては制限を設けられて居らぬ(施四十七條)

道稅の稅目・稅率及賦課の方法は道會の議決を経朝鮮總督の認可を受け道知事之を定むるのであるが、其の賦課の細目に係る事項に付ては道會の議決を経て、關係府邑面をして定めることを得る(施五十一條)

道稅賦課に關する制限規定は從前の地方稅賦課に關する制限規定と同様であるが、道稅の賦課に付違法又は錯誤ありと認むるときは、道知事に異議の申立を爲すことを得、其の決定に不服あるときは朝鮮總督に不服を申立て得るの途を開か

れた(施六十五條) 以下略

道の財務 道の財務に付ては從前の規定と餘り變化はないが、強制豫算の制(制五十八條)を設けられたのを重大な改正要點とする

選舉概況 地方自治といふ輝かしい

目的を抱いた道制施行最初の意義深い道會議員選舉は昭和八年五月十日午前八時から午後四時迄の間に全鮮一齊に投票が行はれた。政戰約二ヶ月、立候補者數三百名であつた。

議員内譯

議員定數 422名

官選議員	139
内地人	83
朝鮮人	56
民選議員	283
内地人	38
朝鮮人	245

投票區——投票區は14府49邑、218郡、2島241面の中、即日開票を見るのは14府獨立選舉區に指定された14邑と京畿道、慶南忠南各道。その他の郡一部とで残り十日から十一日にかけて全部の開票を終つた

官選道會議員

道會議員定數の三分の一を占め新道制の下に運用の衝に當るべき官選道會議員は五月十一日附を以て各道知事から正式任命を見るに至つた。總員139名内譯内地人83名、朝鮮人56名、各道知事が人物第一主義の下に人格圓滿、識見卓越眞に朝鮮統治に翼賛し道政運用の適任者として充分詮衡の結果任命された人々である

民選道會議員

第一回の選舉に當り特筆すべきは選舉違反行爲の尠少であつたことである、關係當局の取締監視もあつたけれども各立候補者及選舉民双方の自覺に依るものと云へやう



◇投票内訳表◇

有権者総数	23,467人
棄権者	582人
投票歩合	0,979
無効投票	62票

◇各道別官選議員表◇

京	畿	14
忠	北	7
全	南	8
全	北	10
慶	南	14
慶	北	15
黄	南	14
平	海	10
平	南	9
江	北	11
成	原	10
威	南	10
	北	7

◇各道別民選議員表◇

京	畿	28
忠	北	14
全	南	17
全	北	20
慶	南	29
慶	北	30
黄	南	29
平	海	20
平	南	18
江	北	25
成	原	21
威	南	20
	北	14

**府の性質及構成** (一) 府は官の監督を受け法令の範囲内に於いて其の公共事務及法令に依り府に属する事務を處理する法人である(府一條)。府内に住所を有する者は其の府住民とす。府住民は府の營造物を共用する權利を有し府の負擔を分擔する義務を負ふ(五條)

然し乍ら住民たる資格より生ずる法令上の効果たる公民權即ち府會議員を選舉するの權及之に選舉せらるるの資格は未だ著しく制限せられる(九條十條)

(二) 府は府住民の權利義務又は府の事務に關し府條例を設けることを得

(三) 府は其の事務を行ふが爲め必用なる費用及法令に依り府の負擔に屬する費用を支辨する義務を負ひ其の支出に充つるが爲めに一定の財力を有することを認められる。之れ所謂府の自治財政權である

**府會の構成** 府に府會を置き議長及府會議員を以て組織す。議長は府尹を以て之に充つ(七條)。府會議員は之を選舉す

**府會議員の選舉權** 帝國臣民たる年齢二十五年以上の男子にして獨立の生計を營み一年以來朝鮮總督の指定したる府稅年額五圓以上納むる者は、其の府に於いて府會議員の選舉權を有す(九條一項)。府會議員の選舉權を有する者は被選舉權を有す、但し身分又は職業上の理由に基き(甲) 所屬道及當該府の官吏及有給吏員(乙) 判事檢事及警察官吏、(丙) 小學校及普通學校の教員は之を除斥せらる。仍滯納處分中の爲選舉權を行使する事を得ざる者は被選舉權を有せず(一〇條)

**府會議員選舉の種類** 總選舉再選舉補缺選舉増員選舉の四種とす。總選舉は毎四年の定期或選府會解散の場合に於いて之を行ふ(府一條六二條) 議員の法令上の地位として府會議員は名譽職とす。其の任期は四年とし總選舉の日より之を起算す

**府會の限權** (一) 府令その他の規定に依り議決を爲すの權、(二) 選舉を爲すの權(三) 意見を提出するの權(四) 行政、監査するの權

**教育部會** 改正府制にあつては學校費、及學校組合の制度を廢止して府の事務中に加ふることとなつたが朝鮮に於ける特殊事情は教育に關し未だに内地人と朝鮮人とを同一制度の下に之を統一するの域に達せず、又就學者の普及の程度も今尙若干の遲延がある。故に之が教育制度を分別すると同時に其の費用の負擔をも別々に任せしむるの要あり、即ち府の經濟中、内地人教育を目的とするものと朝鮮人教育を目的とするものとは各之を特別經濟として一般經濟より分別し(府五五條) 其の負擔に付いても内地人教育を目的とする特別經濟に於ては之を内地人に朝鮮人教育を目的とする特別經濟に在りては朝鮮人に之を賦課することとし(府五六條) 其の會議も亦一般政府會をとほ別に特別經濟に關する事件を議する府むる爲め第一教育部會及第二教育會及朝鮮第一教育部會は議長及内地人な會議員を以て、第二教育部會は議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織し、夫々所屬の特別經濟に關する事件を議決する(府五七條) 即ち府會議員は府會の構成員たる外に内地人議員の區別に應じて夫々第一及第二教育部會を組織するの必要よりして、内地人議員朝鮮人議員の數は何れも議員定數の四分の一を下ることを得ざる制限は設けられてゐる(八條施一八條)

**邑面の性質及構成** 邑面は最下級の普通地方團體である。邑面内に住所を有するものを邑面住民とする。邑面住民は邑面の營造物を共用する權利を有し邑面の負擔を分擔する義務を負ふ(五條) 然し乍ら住民たる資格より生ずる法令上の効果たる公民權即ち邑會議員又は面協議會員を選舉するの權及選舉せらるるの資格は未だ著しく制限せられてゐる(九條) 邑面は法人とする。官の監督を受け法令の範囲内に於いて其の公共事務及法

令に依り邑面に屬する事務を處理するところの人格たることを明かにし、且つ公共事務を處理する旨を積極的に規定せられてゐる。邑面は新制度に依りて行政權のみならず所謂自治立法權即ち自主權をも附與せらるるに至つた。邑面は其の事務を行ふが爲必要な費用及法令に依り邑面の負擔に屬する費用を支辨する義務を負ひ、其の支出に充つるが爲めに一定の財力を有することを要す

**邑會及面協議會の構成** 邑に邑會、面に面協議會を置く。邑會は議長及び邑會議員を以て面協議會は議長及び面協議會員を以て組織す(一一條)。邑會の議長は邑長を以て面協議會の議長は面長を以て之に充つ(七條) 邑會議員及面協議會員は之を選舉す

**同上選舉權・被選舉權** 府會議員の場合と同様

**邑會の權限** 法令及び其他に依り議決を爲す權、選舉をなす權、意見を提出する權、行政を監査する權

**面協議會の權限** 邑會と同様同じく面の行政を監督する權限なし

**學校費** 普通學校その他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲に郡島に學校費を設く(一條・一項) 即ち一面一校は現在では成立困難なので、それ迄の便法として郡島の區域を以てその區域内に適當の位置に普通學校を設置し之が費用を支辨する爲に特別の團體を設置することとした。

而して學校費に關して郡守又は島司の諮問に應せしむる爲に學校評議會を設け議長及學校評議會員で之を組織し、郡守又は島司を議長とする(九條)。また評議會員の選舉者は各邑面の朝鮮人の邑會議員又は面協議會員である。被選舉者は府邑會議員面協議會員と殆ど同様である



學校評議會の権限は諮問に應ずる權、意見書を提出する權などで、學校費に関する事務は郡守又は島司が擔當し、それを補助する爲に學校費を以て有給の吏員を置くことが出来る

**學校組合** 學校組合は郡島邑に於て内地人の教育に關する事務を處理する社團である、即ち公共團體で地方團體ではない。併しその目的たる事業は本来地方團體の権能に屬するものであるから性質權能もそれに好く似て居り、たゞ構成に於て地方團體と區別される。従つて組合が一旦成立した時はその区域内に住する者は當然に組合員となり、又新來者も同様である。(新住居者は廿日以内に管理者に届出ることを要す) 學校組合設置の許可を受ける際は發起人は同組合区域内に住居し獨立の生計を営む内地人三分の二以上の同意者を要す。而して組合はその負擔に屬する費用を支辨する

義務を負ひ、収益の爲にする財産は基本として維持する義務を負ふ。

學校組合に組合會を置き、定員六人以上十八人の組合會議員を選挙す。選挙人及び被選挙の資格は組合規約で定むることを要するが、總督府の訓令學校組合格約準則に依れば、年齢廿五年以上の男子で獨立の生計を営み、何月以上引續き組合費(何圓以上)を納むるものは選挙權を有す(但し書あり)となつてゐる。選挙權を有するもの同時に、被選挙權を有す。

組合の権限は各種議決權、意見書提出權、行政を監査する權である。

又組合の理事機關として管理者を置き組合員中より道知事之を任命するが、純然たる公吏で名譽職たるを原則とし官吏たる府邑面の理事機關とは異なる。組合管理者の補助機關として有給又は名譽職吏員を置く(地方行は行政の項参照)

中 樞 院

**沿革** 中樞院は高麗成宗十年、宋の樞密院の制に倣ひ設置したのに端を發し李朝時代に入つて太祖元年(西紀1392)高麗の制に則り中樞院が設けられ、爾來形々名稱に變化はあつたが各朝に亘り存續して來た。高宗の朝に至り、即ち開國五百二年六月二十八日(明治二十七年)制度改革の所産として現はれ、續いて翌年三月二十五日勅令第四十號を以て官制及事務章程を制定、四月一日より實施されたので初めて近代的形式を持つ政治機關となつた。乃ち今まで單に顧問の府として無任所大臣の設置場所に過ぎなかつたものが、重要な諮詢機關として韓國時代を過したのであつた。

日韓併合に際し明治四十三年九月勅令を以て、依然總督府の諮詢機關として存續される事になり、正副議長の外顧問

十五人、參議二十人(勅任待遇)副參議三十五人(奏任待遇)を擁する事になつた。

その後數回の改正あり、その中大正四年の改正(勅令62號)では、朝鮮の慣習及制度の調査に關する事項を總督府參事官の權限より中樞院に移し、大正十年には職員の名を整理して贊議を參議と改稱副贊議を廢して顧問五人(親任待遇)參議六十五人(勅任及奏任待遇)とし、尙副議長、顧問及參議に任期を定めて之を三年となし、參議にも表決權を與へ且つ各道より有識の士を參議に選任する慣例を開いた。而して大正十年五月此の新官制に依り招集された時から此の制度は活用されて今日となり去る昭和八年五月三日參議の改任が行はれた

朝鮮總督府  
中樞院官制

明治四十二年九月勅令第三百五十五號

一 朝鮮總督府中樞院は朝鮮總督に隸し朝鮮總督の諮詢に應ずる所とす前項の外朝鮮總督は中樞院をして朝鮮に於ける舊慣及制度に關する事項を調査せしむる事を得

一 中樞院に以下の職員を置く

議長	一人	親任待遇
副議長	五人	〃
顧問	六十五人	勅任待遇又は奏任待遇
書記官長	勅任	
書記官	專任一人	奏任
通譯官	專任一人	〃
屬	專任七人	判任

一 中樞院議長は朝鮮總督府政務總監を以て之に充つ

一 顧問及參議は院議を審定す

一 副議長、顧問及參議は朝鮮總督の奏請に依り内閣に於て之を命ず副議長顧問及參議の任期は三年とす但し必要ある場合に於ては任期中解任する事を妨げず

一 書記官長は朝鮮總督府の局長をして之を兼ねしめ議長の監督を受け院務を處理す

**次改選の主旨** 總督政治の諮詢機關たる中樞院の改革活用は宇垣總督が夙に着目した處であり、世上その根本的改革問題として、先づ存廢論あるは別として、内地人參議任命問題、民選問題等があるが、上述の如く宇垣總督は漸進的に之が活用をなすべく八年五月の參議改選期に際し以下の如き方針で刷新を試みた

◇參議の詮衡——今次の改選期に際しは參議定員65名中六月二日を以て任期満了となるべき44名及び既に缺員中の者て10名合計54名の詮衡が行はれたが之に際しては努めて情實を排し社會各方面の優秀なる人々を拔擢して清新の氣を漲らした

◇地方參議の増員——特に京畿平北、江原及び咸南の四道に各一名宛を増員し地方參議の總數を24名とした

◇制度の運用——名實ともに諮詢機關たらしむべく會審開催の回数等を増加して實績を擧げんことを期した

◇改選後第一回會議——七月十八、九日開會(昭和八年施政小史の項を参照)

**施政研究會の設立** 中樞院の活用を意圖せる當局では昭和八年五月の改選に於て新人の登用されたのを好機とし、進んで施政上の諸問題を研究の上總督に獻言する事を目的として施政研究會を組織するに至つた。研究會の規定に依れば研究を社會、制度、學藝、經濟、産業の五部門に分ち、各部門毎に委員長を互選し委員長から各委員を任命するもので中樞院が諮詢機關として活動を開始する事は之を以て最初とする。

**第一回施政研究會** 七月廿日午前中樞院で設立早々の同第一會を開催、今井田議長、朴副議長外六十余名の參議總督府關係各局長等出席、委員長及び經濟、産業、學藝、社會、制度部の各部長主査を互選の結果、委員長には李允用男當選、次いで下記7研究事項を眞剣に附議した。而して朝鮮の弊風として積年無用な浪費を續けてゐる各種禮儀に關し、一定の規範を設けて準據せしむべく、今回の研究會内に儀禮準則審査委員會を設置し李允用氏を委員長に、近く準則を制定することとなつた。

▲經濟部 (一) 時遷の個人經濟に及ぼせる影響と其の對策、(二) 櫻の得失及



改善方策 (三) 在來市場 (一號市場) の改善發達策  
 ▲産業部 (一) 適地適種副業の選定, (二) 農山漁村における適當なる副業如何  
 ▲學藝部 (一) 東洋道德の眞實を闡明し一般教化の根幹と爲す方策

▲社會部 (一) 巫子取締規則制定の可否, (二) 免囚保護事業の擴充方策(三) 各驛掘出の驛名札其他鐵道標示類の謄文字廢止の可否, (四) 線路通行立入其他障礙事故防止策  
 ▲制度部, (一) 儀禮の準則制定に關する事項

◇在鮮各國領事館一覽表◇

領事館名	在留地	氏名	官位	家族		着任年月	住居
				妻	子女		
英國總領事館	京城府	Royds, W. Massy.	總領事	有	3	昭和6.3	貞洞
"	"	Whita, ll, LH.	副領事			" 7.2	"
"	"	Bennett, W. G.	領事代辦	有	2	大正14.8	仁川港町1.2
米國總領事館	京城府	Davis, John. K.	總領事	有	2	昭和5.11	貞洞
"	"	Stephen, C. H.	副領事	有	1	" 1.11	"
"	"	Cory, M.R.	書記			" 4.11	"
中國總領事館	京城府	盧春芳	總領事	有		昭和6.9	明治町
"	"	魏錫震	副 "	有		" 9	"
"	"	余 笏	主事			" 10	"
"	"	嚴文興	學習院			" 10	"
中國總領事館	仁川府	李映西	仁川駐分主處事辦	有	1	" 6.11	中國街
"	鎮南府	周禮格	隨習領事			" 7.10	"
"	"	張義信	主事	有	3	" 7.10	"
"	釜山府	陳祖保	領事	有	5	" 5.7	草梁
"	"	吳述周	副領事	有	3	" 6.9	"
"	"	朱 旭	隨習領事	有	1	" 5.7	"
"	"	曾鼎鈞	主事			" 4.1	"
"	元山府	馬永發	領事			" 6.7	"

"	"	胡濟川	隨習領事	有	1	" 5.6	"
"	"	鈕惟彬	"	有	1	" 5.9	"
"	"	繆文彞	主事	有	2	" 6.9	"
"	新義州府	朱 芾	"			" 5.4	"
"	"	張 相	副領事	有	2	大正14.10	"
蘇聯邦	京城府	Itkin, A.	總領事	有	1	昭和6.11	貞洞15
"	"	Kovaleff, V. A.	書記官	有	1	" 7.19	"
"	"	Kalujsky, E.M	通譯官			" 5.10	"
"	"	Dmitrieva, N.	タイピスト			" 6.12	"
佛國領事館	京城府	Depeyre, Pierre	領事	有		" 7.11	蛤洞30
白國領事館	"	Martel, E.	總領事代理	有	4	明治28年	北米倉町23
和領事館	"	Plaisant, Paul.	名譽領事	有		昭和6.7	竹添町2.71

財 政 ・ 經 濟

財 政 總 說

總督府財政の沿革 韓國時代に於ける財政は、毎年の歳計豫算は單なる一片の形式に過ぎず、各官廳は任意に支拂命令を發し、且又各官廳がその收入を直接支出して國庫は興り知らぬ如き態を演じ、税制の不備不統一、且つ暴官實吏の苛劊誅求幣制の錯雜紛亂等々財政の紊亂まさにその極に達してゐたが、明治三十八年日本財政顧問就職以來銳意税制財政の刷新を計り、さらに明治三十九年統監府の設置せられるに及んで租税制度の改革、會計法の施行等財政の一大整理を行ひ、四十年日韓協約の結果帝國政府は同年以降四十年まで六箇年内に總計19

,682,623圓を無利子無期限で貸付けた。明治四十三年韓國併合と同時に、朝鮮特別會計を設置、一方上述の貸付金は全部帳消しにした

總督府財政の現況 明治四十四年本朝鮮特別會計豫算設置當初の總督府豫算は歳出入額各々4,874萬圓であつたが、その後半島の歳計は行財政整理、開發施設の進捗及び一般經濟力の發展等によつて逐年膨脹の一途を辿り、昭和八年度歳計は二億三千餘萬圓を示すに至つた。併し乍ら先づ歳入についてみればその財源の大半は各種事業官廳の收入で、本來歳入の根幹たるべき租税收入は八年度を例にとれば總歳入の四分の一を占む



るに過ぎず、しかもその大部分は屈伸力を欠く地稅を以て占めてゐる關係上、事業官廳の收支經理如何は直ちに本府財政に重大影響を及ぼす關係にある。尙今後産業開發に經費の膨脹を招來すれば公債乃至借入金に財源を求むる必要は一層切實となるべく、内地一般會計からの補充金支給の減額乃至廢止は當分不能の状態におかれてゐる。

次に歳計支出についてみれば豫算總額の殆ど半分は事業關係の經費に相當してゐる事、又今後産業施設及び教育に關する經費が逐年膨脹の機運にある事、公債利拂は酒稅關稅の全部を以てするも不足を告げしかも今後益々増勢にある事、滿洲事件費も亦當分繼續的に相當の經費を要求すべく觀測せられてゐる事等の總督府財政の特色として特に注目を要する。なほ國防費は總督府會計の負擔外にあるが地方公共團體において國庫補助又は國家施設に頼るものが内地に比較して頗る多く、本府財政の經費膨脹に拍車を加へてゐる事實も見逃してはならぬ。

**補充金** 朝鮮特別會計の設置後、新土の開發上諸種の施設を要し、經常歳入を以てしては到府諸經費を賄ひ切れないので、明治四十四年以降中央政府の一般會計から年々一千二百三十五萬圓の補充を仰ぎ、爾後極力事業整理經費節約を行つた結果、大正二年度には該補充金中から二百三十萬圓を減じ、さらに三年度以降五箇年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行し、諸稅の増徴並に新設と制度整理と行政費の節約を斷行し、遂に同八年中央政府から補助を仰がぬ事となつた。しかしその後教育機關の擴張警察制度の改革、衛生設備の整頓、その他行政の刷新に伴ひ經費の大膨脹を來し遂に、大正九年度以來再び補充金を復活し今日に及んでゐるが、これは畢竟朝鮮の經濟力が未だ負弱で、租稅その他朝鮮自體の收入ではその經費を賄ひきれず、

言はゞ財政上の獨り歩きの域に達しない事實を物語てゐる。上述の如く總督府施政以來補充金を仰がなかつたのは、大正八年度だけで、昭和八年度豫算においても1,285萬圓を豫定してゐるが、昭和七年度までの補充金總額は266,722,085圓の巨額に及んでゐる。

**昭和八年度歳計** 昭和八年度特別會計豫算は第六十四回帝國議會の協賛を経て本豫算は三月十五日、追加豫算は三月十七日公布せられたがその豫算總額は歳入歳出共に次の通りである。

本豫算	231,122,409圓
追加豫算	815,975圓
合計	231,938,384圓

昭和七年度は豫算不成立のため、施行豫算の範圍で別に實行豫算を編成したがこの實行豫算と七年度追加豫算との合計額219,102,671圓と比較すれば、昭和八年度は歳入歳出共に12,805,713圓の増加計算となる。

**歳入細目** 昭和八年度豫算中歳入において一般財界の好轉を見込んで左の種目に就き夫々増収を見込んでゐる。

種目	増加見込金額
租稅收入	1,159,940圓
印紙收入	1,016,301
官業及官有財産收入	2,742,085
雜收入	115,728
臨時部官有物拂下代	175,423

併し乍ら反對に左の種目については夫々減収を見込んでゐる。

種目	減収見込金額
製鐵獎勵費金補充金	60,141圓
治水事業負擔金其他	40,309
前年度剩餘金繰入金	2,374,402

結局總額の收支の辻褄を合せるために公債金繰入を10,071,088圓増加し結局八年度公債金豫算は總額3,300萬圓(前年は22,928,912圓)となつてゐる。右増加の

原因は主として從來普通財源支辨に屬して居た土木事業費を公債支辨に移したのと、鹽田事業その他の新規事業中の若干が財源を公債に仰いだ結果によるものである。而して此の3,300萬圓の公債が所謂赤字公債の範疇に屬するかどうかは大分議論のある所だが、純粹の意味の歳入不足補填金とは全く性質を異にしてゐるから、赤字公債とは言ひ得ない。試みに昭和八年度公債を以て行はんとする事業と豫定額は左の通り。

鐵道建設及改良費	18,940,441圓
治水事業費	3,920,000
港灣修築費	1,951,000
道路修築改良費	1,830,000
北鮮開拓事業費	1,624,584
滿洲事件費	1,274,578
砂防工事費	1,250,000
電信電話整備費	899,896
土地改良助成費(一部)	899,501
鹽田築造費	400,000
計	33,000,000

**歳出細目** 八年度豫算における歳出中の主なる種目を摘録すれば下の通りである。

▲滿洲事件に關する施設——滿洲事件善後措置として昭和七年度においては、避難朝鮮人救護及國境警備等の應急費として約130萬圓を計上したが、八年度においては更に國境警備の充實を計ると共に避難朝鮮人を原地に復歸安定せしむる方針の下に、次の經費を計上してゐる。

滿洲事件費	1,274,578圓
對在外鮮人施設費	40,344
合計	1,314,922

▲農山漁村振興費——農山漁村の疲弊激甚に鑑み、昭和七年度に於て既に諸施設の實現を見たが、昭和八年度に於ても繼續して應急施設と自力更生の道を計る事になり、123,000圓を計上してゐる。

▲棉花増産計畫——棉花の自給自足を目指す政策的大旗の下に差當り十箇年を期

し實棉三億斤に達せしむ増産計畫を樹て八年度經費218,900圓を計上してゐる。

▲鹽田の築造——鹽の輸入防遏、正貨流出防止、窮民救濟等の諸目的から、朝鮮西海岸地方に天日鹽田増築計畫を樹立し、八年度以降五ヶ年間に總額210萬圓を以て1,100町歩を築造し11,000萬斤の増産を計る事になり八年度年割當額400,000圓を計上した。

▲衛生施設——恩賜救療費に對する國庫補助、癩患者收容設備補助その他256,623圓を計上。

▲清津漁港及城津貯木場修築——水産物取引上重要位置を占むる清津港を、將來對滿漁類供給の根據地たらしむべく、漁港設計を計畫し工事費百萬圓の中八年度年割額500,000圓を計上、又昭和七年度に計畫された城津港貯木場設備費八年度年割額40,000圓計上。

▲産金施設——産金奨励のため昭和七年度は二十萬圓を計上し、目下實行中だが更に低品位鑛石運搬費補助0,000圓、金鑛區試掘及分析等の處理促進費47,435圓計上。

▲置積費その他——道路治水砂防工事費(時局應急費)2,478,280圓、北鮮開拓事業費824,584圓、鐵道建設改良の繰上及追加4,000,000圓、鐵道建設及改良費中百萬圓は釜山新義州間のスピードアップ經費として新規増加されてゐる。此の外本年度には私鐵价川鐵道買収に要する交附公債利子等24,917圓も計上されてゐる。

▲追加豫算事項——米穀移出統制に關し朝鮮が自發的統制を加へることに決定し米倉建設野積施設に對する補助、社還米制の實施、貯藏補助費等のため693,637圓を計上し此外爲替管理法實施の經費として21,255圓を計上してゐる。尙これ等追加豫算の財源としては、米價調節の一策として粟の輸入稅引上を行ひ607,932圓を見込むと共に、爾餘の歳出入差額は剩餘金繰入を以て充當する事になつてゐる。







第十一款	農事試驗場	398,152
第十二款	獸疫血清製造所	249,928
第十三款	中央馬場	73,989
第十四款	中種穀物檢査場所	30,757
第十五款	穀水產業檢査場所	1,136,608
第十六款	林業試驗場	175,303
第十七款	林業試驗場	147,513
第十八款	林業試驗場	23,278,413
第十九款	鐵道管運	49,559,762
第二十款	管運	3,982,619
第二十一款	管運	13,100,398
第二十二款	社會事業施設	176,402
第二十三款	國債整理基金特別會計	24,548,380
第二十四款	國債整理基金特別會計	3,374,112
第二十五款	國債整理基金特別會計	970,658
第二十六款	國債整理基金特別會計	2,500,000
第二十七款	國債整理基金特別會計	1,250,000
第二十八款	國債整理基金特別會計	1,250,000
第二十九款	國債整理基金特別會計	170,012,118

臨時部		
第一款	舊韓國並朝鮮軍人恩給及扶助金	45,954
第二款	林野調查委員會	75,371
第三款	林野調查及試驗費	540,587
第四款	古蹟調查費	28,593
第五款	古蹟區臨檢費	79,001
第六款	金鑛調査費	11,370
第七款	燃料選鑛研究費	111,857
第八款	補助及獎勵費	17,336,289
第九款	營繕費	2,744,201
第十款	土道建設改良費	8,603,439
第十一款	鐵道建設改良費	18,940,441
第十二款	森林產物利用施設費	4,985,987
第十三款	砂防事業費	1,250,000
第十四款	臨時朝鮮話獎勵費	53,988
第十五款	耕地改良及擴張費	5,147,244
第十六款	國有林業調查處分費	53,272
第十七款	國有緣故林特別處分費	154,771
第十八款	國境稅關臨時諸費	50,630
第十九款	臨時特別手當費	350,678
第二十款	對朝鮮人施設費	1,126,337
第二十一款	對朝鮮史編纂費	55,453

第十九款	臨時取締費	644,877
第二十款	地方土木工事指導監督費	105,836
第二十一款	鹽田築造費	400,000
第二十二款	北鮮開拓事業費	1,624,584
	森林事業費	358,584
	拓殖鐵道敷設費	800,000
	拓殖道路改修費	476,000
第二十三款	滿洲事件費	1,274,578
第二十四款	農村振興費	123,000
第二十五款	軍用地買収費	181,000
第二十六款	公債端金	44
第二十七款	在外研究員學資其他臨時增給	31,728
	臨時部計	61,110,291
	總計	231,122,409

八年度追加豫算表

[歲入] (單位圓)

經常部					607,982
第一款	租稅				607,982
第二款	關稅				5,064
第三款	雜稅				5,064
第四款	難思				5,064
第五款	給法				613,046
第六款	納金				
第七款	臨時部				202,929
第八款	前年度剩餘金繰入				202,929
第九款	前年度剩餘金繰入				815,975

[歲出] (單位圓)

經常部					85,178
第二十三款	國債整理基金特別會計				85,178
第一款	國債整理基金特別會計				
第二款	臨時部				15,925
第三款	營營及繕設備費				15,925
第四款	新營及繕設備費				21,235
第五款	外國爲替管理費				21,235
第六款	外國爲替管理費				21,235
第七款	外國爲替管理費				693,637
第八款	臨時米穀移出統計				8,627
第九款	臨時米穀移出統計				



第二項	事務費	26,010
第三項	補助費	659,000
臨時部合計		730,797
合		815,975

◇總督府特別會計歲入歲出累年表◇

年度	歲入 (單位圓)			指數
	經常部	臨時部	合計	
明治 43	11,953,272	10,363,475	22,321,747	100
大正 5	44,764,559	25,437,548	68,202,107	306
〃 10	93,417,184	81,717,641	175,134,825	784
昭和 5	170,701,411	47,508,941	218,210,352	978
〃 6	174,713,672	40,240,427	214,854,099	963
		豫算		
〃 7	179,556,988	39,575,683	219,132,671	982
〃 8	183,868,532	47,253,877	231,122,409	-
年度	歲出			指數
	經常部	臨時部	合計	
明治 43	9,913,665	3,343,719	18,257,384	100
大正 5	36,188,619	21,374,091	57,562,710	315
〃 10	91,366,049	57,047,954	148,414,003	812
和昭 5	156,616,745	52,107,705	208,724,448	1,143
〃 6	158,276,781	49,506,017	207,782,798	1,138
		豫算		
〃 7	163,558,402	55,574,269	219,132,671	1,203
〃 8	170,012,118	61,110,291	231,122,409	-

- 1 明治四十三年度分ハ同年十月一日朝鮮總督府特別會計設置以後ノ歲入歲出ナリ
- 2 同年度平壤鐵業所特別會計ハ從前ノ例ニ依リタルモノナルモノ本表ニ合算セリ
- 3 昭和八年度分ハ追加豫算ヲ計上セズ

八年度繼續費	新義州地方法院廳舎	總額	240,000圓
新營費		年額	昭和八年度 80,000圓
總額	160,000圓		〃 九年度 80,000
年額	昭和八年度 50,000圓	◇電信電話整備費	
	〃 九年度 50,000	既定總額	9,141,526圓
	〃 十年度 50,000	減少額	45,736
◇咸南道廳舎新營費		追加額	438,921

差引計	9,534,711圓
內 昭和七年度迄支出額	6,738,896圓
◇昭和八年度以降支出額	2,795,815圓
年額	昭和八年度 899,896
	〃 九年度 747,000
	〃 十年度 747,000
	〃 十一年度 401,919
◇道路修築改良費	
既定總額	44,950,931
減少額	468,216
追加額	2,497,124
差引計	46,979,840
內	
昭和七年度迄支出額	36,619,840
昭和八年度以降支出額	
(款) 土木費	
(項) 道路修築改良費	10,360,000
改定年額	
昭和八年度	1,830,000
〃 九年度	1,713,000
〃 十年度	1,838,000
〃 十一年度	1,838,000
〃 十二年度	1,571,000
〃 十三年度	1,570,000
◇港灣修築費	
既定總額	41,951,604
減少額	2,256
追加額	2,256,311
差引計	44,205,659
內	
昭和七年度迄支出額	40,303,659
昭和八年度以降支出額	
(款) 土木費	
(項) 港灣修築費	3,902,000
改定年額	
昭和八年度	1,951,000
〃 九年度	1,951,000
◇治水事業費	
既定總額	50,226,566
減少額	1,151,020
追加額	2,961,423
差引計	52,046,974

內	
昭和七年度支出額	26,284,734
昭和八年度以降支出額	
(款) 土木費	
(項) 治水事業費	25,762,240
改定年額	
昭和八年度	5,920,000
〃 九年度	3,920,000
〃 十年度	4,121,300
〃 十一年度	4,605,500
〃 十二年度	4,728,570
〃 十三年度	4,456,870
◇鐵道建設及改良費	
既定總額	531,337,665圓
減少額	4,595,253
追加額	1,000,000
差引計	527,742,412
昭和七年度迄支出額	332,821,371
昭和八年度以降支出額	194,921,041
年額—昭和八年度	1,8,940,441
〃 九年度	14,937,933
〃 十年度	26,923,756
〃 十一年度	26,922,597
〃 十二年度	26,922,966
〃 十三年度	29,914,340
〃 十四年度	29,917,789
〃 十五年度	20,438,169
◇砂防事業	
既定總額	10,997,417
減少額	3,390
追加額	1,310,718
差引計	12,304,745
昭和七年度迄支出	10,033,308
昭和八年度以降支出	2,271,437
年額—昭和八年度	1,250,000
〃 九年度	450,000
〃 十年度	571,437
◇鹽田築造	
總額	2,100,000
年額 昭和八年度	400,000
〃 九年度	620,000
〃 十金年	680,000
〃 十一年度	200,000
〃 十二年度	200,000



税 制

**租税沿革** ◇舊韓政府時代の主たる租税は地税及戸税の二種であつたが一定の課税標準あるものがなかつたので明治三十八年帝國の保護政治を行ふに及んで財政整革に着手し、會計法の勵行による財務管制の整備地税の課税臺帳調製及び税目改正等を斷行し、併合後も右蓋正方針を繼承して諸整理に當つたが、大正七年土地台帳及地籍圖の設備を完成し大正九年酒税煙草税及法人所得税賦課方法を改正するとともに同十年取引所税及煙草專賣制度を新設し、同時に煙草税を廢し同十一年地税酒税砂糖消費税の増徴を行ひ同十五年には税制根本改正を企圖して將來の租税體系を樹立するとともにその第一次實行として昭和二年資本利子税の創設、法人所得税課税標準の改正、消費税の輕減、綿織物移入税の輕減等を實現し、更に同三年市街地稅令廢止、登録税の改正等を實現し、漸く収益税を中心とする租税體系を整備した。

**租税細目** (一) 地税 本税は地稅令により、田、畚、埕、池、沼、雜種地及有料借地たる社寺地に之を課し、土地收益を標準とした地價を課税標準としその千分の十七を課する事になつてゐる本稅收入は内國稅歲入の約五割に相當し稅額に於て首位を占めてゐるが平均一反步當り畚六十四錢田十五錢埕一圓である

(二) 所得稅 本税は朝鮮所得稅令により、朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人及び所得稅法地、台灣、關東州又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人にして朝鮮内に資産又は營業所を有するものは資産及營業より生ずる所得につき之を賦課する。尙課稅標準稅率及び課稅方法は内地の法人所得稅と同じ。

(三) 營業稅 本税は朝鮮營業稅令により次に掲ぐる營業者に賦課される

1 物品販賣業	賣上金	甲 萬分の 2 乙 萬分の 4 丙 萬分の 6 小 甲 萬分の 8 大 乙 萬分の 12
2 銀行業	資本 預金 社債借入金	資本 萬分の 7 預金 萬分の 3 社債借入金 萬分の 1
3 保險業	資本 保險料	資本 萬分の 7 保險料 萬分の 7
4 無盡業	資本 掛金	資本 萬分の 3.5 掛金 萬分の 3.5
5 金貸付業	收入	收入 百分の 12
6 物品貸付業	收入	收入 千分の 7
7 製造業	收入	甲 萬分の 3 乙 萬分の 8 丙 萬分の 13
8 瓦斯電氣供給業	收入	收入 百分の 33
9 運送業	收入	收入 百分の 13
10 運送取扱業	收入	收入 千分の 7
11 倉庫業	收入	收入 百分の 53
12 鐵道業	收入	收入 百分の 20
13 請負業	負債	負債 萬分の 15
14 印刷業	收入	收入 百分の 13
15 出版業	收入	收入 百分の 13
16 寫眞業	收入	收入 百分の 13
17 席貸業	收入	收入 百分の 67
18 旅人宿業	收入	收入 百分の 40
19 料理店業	收入	收入 百分の 67
20 周旋業	報償	報償 百分の 1
21 代理業	報償	報償 百分の 1
22 仲立業	報償	報償 百分の 1
23 問屋業	報償	報償 百分の 1
24 信託業	報償	報償 百分の 1

(四) 資本利子税 朝鮮に於て資本の利子支拂を受くるものに對しその支拂を受くる公債又は社債の利子金額に付百分の二を賦課する。

(五) 取引所税 朝鮮取引所稅令により會員組織に非ざる取引所と、取引所會員又は取引員とに賦課し、取引所税は買手數料收入金額、取引所税は清算取引賣買約定金高を標準とす。

(六) 鑛稅 本税は鑛產稅(鑛產物價格の百分の一)及鑛區稅(鑛區千坪又は河床延一町につき一年六十錢)の總稱であるが鑛產稅は金、銀、鉛、鐵、砂金、砂鐵に限り免除されてゐる

(七) 登録稅 本税は不動産、船舶、船籍海員身分、各種財團、營人法人、商號、支配人、法人合併、業權、漁業權等の各種登記について之を徵稅する事になつてゐる

(八) 印紙稅 本税は印紙稅令による證書及帳簿作成者に賦課する

(九) 骨牌稅 本税は伊呂波加留多、歌留多、及び總督府認可以外の骨牌製造又は輸入する者に對して賦課する

(十) 酒稅 本税は左記酒類の製造又は取引する者に對し造石又は取引石數に應じ賦課する

- 1 釀造酒…清酒濁酒麥酒等
- 2 蒸溜酒…燒酎高粱酒酒精等
- 3 再製酒…白酒、味淋、松露酒等

(十一) 砂糖消費稅 本税は砂糖、糖蜜、糖水の製造又は取引に關し之を課稅す

(十二) 朝鮮銀行券發稅 朝鮮銀行の限外發行稅で現行率は百分の四である

**八年度租稅收入概況** 租稅は内地その他の先進國では大體全財源總額の半分以上を占めてゐるのが、通例だが朝鮮においては昭和八年度歲計豫算では總收入の21.6%を占むるに過ぎない。稅收入の大宗は地稅であるが歲入豫算は15,511,117圓で之に次ぐものは酒稅11,412,709圓、圓算稅 9,565,627圓、登録稅 6,986,680圓で他は顧みるに足らぬ狀況である。斯く租稅收入の貧弱なために朝鮮財政全般が窮乏に陥つてゐる譯であるが、それも畢竟朝鮮の經濟力が巨額の擔稅力を有するまでに發達して居ない、證左で、朝鮮租稅制度の整備改善も今後に俟つ所が甚だ大である

**關稅** (一) 輸入稅 舊韓國政府と通商各國の協定になる關稅は併合後も

踏襲され、其期朝間滿了を俟つて大正九年帝國共通の關稅制度が布かれ、内地その他の帝國版圖とともに一關稅區域を形成してゐる。尙その後存置された國境關稅制度及一部特例稅率は内鮮關稅統一の實現を期するため、昭和四年三月全部之を撤廢し、昭和七年一般關稅大改正を内地と同時に斷行したが、更に昭和八年四月米穀統制問題に絡んで粟關稅十割課稅を實現した。

(二) 移入稅 移入稅は統一關稅制度採用と共に内鮮相互間に撤廢したが朝鮮は政費膨脹のため即時撤廢困難の事情におかれ、隨つて大正十一年迄延期し、大正十二年度より酒精、酒精含有飲料物及び綿物を除き一切の物品に對し移入稅撤廢を斷行、さらに昭和四年綿織物のみを稅率三分の一を減じ從價五分とした

**噸稅及び出港稅** 大正九年八月を期し噸稅は朝鮮と内地臺灣樺太間通航船に對し廢止するとともに出港稅は内地臺灣樺太において内國稅を課する物品及び朝鮮において輸入稅持例を設けた物品に對して新設した

**驛屯土收入** 驛屯土は大正九年府令第百十號を以て之を小作人に賣拂ふ事とし、賣拂代金は十年間に分割前納せしめる事とし賣買契約締結の驛屯土に對しては在來の小作期間を十年に改むるとともに、第二年度以降において貸付料は十分の一宛を遞減する事とした

**公債及び借入金** 朝鮮は明治四十四年以來鐵道、道路、築港、電信、電話、砂防事業等將來産業開發に貢獻し且つ直接間接に收益を増加する事業には公債によつて所要經費を支辨する方針を採つてきたが、大正十三年の財政整理以後は、公債政策上鐵道の建設改良費に限り公債支辨とする事とし、昭和六年まで此の新方針を固持して來てゐる。しかるに



七年度には満洲事件費、時局匡救費、北鮮開拓費が國債支辨となつたため公債は相當増額され、2,292萬圓なり昭和八年からは右の外に各種土木工事等も全部公債に依る事となり、公債全額も三千三百萬圓を計上するに至り、全く大正十三年状態に還元されるに至つた。

併合以來昭和八年に至る發行公債總額は372,215,585圓に達するが、此の外預金部借入金は58,149,000圓を擁してゐるから總督府會計昭和八年度初頭の借金總額は430,364,586圓で八年度發行豫定3,300萬圓と价川鐵道買収及舊韓國起業資金返還の爲替差損補填に要する兩交付公

債700萬圓を加へると八年度末發行高は47,000萬圓に達する。

一方公債の償還に關しては昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き、國債償還資金を國債整理基會特別會計に繰入れ以て所屬國債の償還に充つる事になり、前年度初め公債總額の萬分の百十六の三分の一だけは年々償還する事になつてゐる。かくして八年度の公債經費は諸雜費を含めて合計24,633,558圓で歳出總額の一割一分を占め地稅と關稅の合計額即ち稅收入の半分に相當する。尙八年度公債利拂豫定は22,880,802圓でこれのみでも歳出總額の一割に相當する

◇地稅道別表◇(昭和六年末)

道名	面積(町)	地價(圓)	稅額(圓)
京畿道	400,761	113,912,812	1,936,517
忠清北道	162,001	46,402,371	788,840
忠清南道	254,123	98,974,023	1,682,558
全羅北道	244,493	89,676,849	1,524,506
全羅南道	423,724	118,388,736	2,012,608
慶尙北道	398,227	134,526,210	2,286,945
慶尙南道	293,201	156,240,004	2,146,080
黃海道	550,841	75,915,179	1,290,558
平安南道	407,389	37,727,077	641,360
平安北道	413,024	29,719,243	505,227
江原道	345,429	31,723,119	539,293
咸鏡南道	395,845	20,473,734	348,053
咸鏡北道	213,045	9,680,165	164,562
總計	4,502,110	633,369,530	15,867,112

◇免稅地表◇(昭和六年末)

面積(町)	地價(圓)	地番數	稅額(圓)
3,485	3,789,506	22,508	64,422

◇地稅納稅義務者人員表◇(地稅令施行地昭和六年末)

	人數	地番數
内地人	97,596	1,294,271
朝鮮人	4,026,745	18,121,163
外國人	2,090	13,373
總計	4,126,431	19,428,807

◇所得稅表◇

年度	普通所得				超過所得			
	賦件數	所得金額	稅額	賦件數	所得金額	稅額		
昭和 5	1,813	18,537,949	926,891	718	3,067,453	188,353		
〃 6	1,739	13,637,301	681,864	646	1,375,545	88,370		
京畿道	625	6,490,421	324,521	230	420,536	35,046		
忠清北道	19	34,469	1,723	7	6,240	127		
忠清南道	52	1,007,103	50,355	14	19,481	788		
全羅北道	89	489,529	24,476	33	106,393	5,068		
全羅南道	136	639,304	31,965	47	64,560	3,279		
慶尙北道	194	805,992	40,300	97	210,805	13,858		
慶尙南道	218	1,841,870	92,094	77	168,712	11,205		
黃海道	43	83,263	4,163	13	11,215	633		
平安南道	129	357,824	17,891	39	35,719	2,059		
平安北道	51	148,458	7,423	20	37,122	1,668		
江原道	34	1,141,722	57,086	18	199,763	9,115		
咸鏡南道	88	368,789	18,439	32	56,011	3,495		
咸鏡北道	61	228,557	11,428	19	38,888	1,849		
總計	1,739	13,637,301	681,864	646	1,375,545	88,370		

◇所得稅納稅義務者人員表◇

年度	全道											合計
	五圓未満	五圓以上	十圓以上	五十圓以上	百圓以上	二百圓以上	五百圓以上	千圓以上	二千圓以上	五千圓以上	一萬圓以上	
大正 6	25	17	176	70	25	29	18	—	34	—	—	394
〃 10	8	8	26	23	34	69	42	34	23	15	13	295
昭和 4	87	75	335	182	166	190	121	63	53	16	16	1,304
〃 5	93	94	414	167	146	175	105	56	34	14	11	1,309
〃 6	128	110	433	183	156	156	84	48	33	9	10	1,350

◇酒稅表◇(昭和六年度)

總計	釀造酒	蒸溜酒	再製酒
1,594,830	52,374	46,679	569
10,313,527	1,571,210	810,201	19,333
			1,495,208
			7,912,783

朝鮮酒は製造場數、査定石數、稅額共に第一位を占め、之に次ぐは釀造酒、蒸溜酒、再製酒の順位である



◇砂糖消費稅表◇

		數量(斤)	稅額(圓)
昭和5	鮮內製造	19,711,476	1,442,993
	輸入	160,586	11,464
	計	36,142,562	2,619,059
6	鮮內製造	19,427,401	1,382,097
	輸入	94,199	7,558
	計	15,641,200	1,097,669
		35,162,800	2,488,224

◇礦區稅表◇ (單位圓)

		內地人	朝鮮人	外國人	合計
		稅額	稅額	稅額	稅額
昭和5		391,355	111,683	20,502	523,540
6		390,045	119,659	21,002	530,706

◇礦產稅表◇ (單位圓)

		內地人	朝鮮人	外國人	合計
		稅額	稅額	稅額	稅額
昭和5		72,554	92	-	72,466
6		60,773	91	-	60,864

◇國稅收納額累年表◇ (單位圓)

年度	調定額	收入濟額	缺損額	收入未濟額	收入歩合(割)
年度	總	總	總	總	總
明治43	9,437,117	9,061,765	104,799	270,552	9.60
大正10	37,085,395	36,903,221	46,140	136,034	9.95
昭和4	46,197,391	45,987,938	49,054	160,399	9.95
5	43,716,423	43,478,712	39,499	198,212	9.94
6	40,604,814	40,392,312	47,536	164,966	9.94

◇國稅收納額表◇ (昭和六年度) (單位圓)

稅目	調定額	收入濟額	缺損額	收入未濟額	收入歩合(割)
地稅	總	總	總	總	總
地稅	15,828,927	15,510,219	2,351	16,377	9.98

所得稅	營業稅	資本利子稅	礦稅	朝鮮銀行券發行稅	酒稅	砂糖消費稅	取引所稅	關稅	噸稅	出港稅	總計
805,549	1,305,028	332,874	737,406	145,556	11,255,630	2,393,536	195,371	7,420,151	39,049	145,746	40,604,814
763,154	1,291,983	35,874	624,468	145,556	11,248,536	2,393,536	195,371	7,401,820	39,049	145,746	40,392,312
67	1,798	-	23,856	-	1,945	-	-	17,539	-	-	47,536
42,319	11,247	-	89,082	-	5,149	-	-	792	-	-	164,966
9.47	9.90	10.00	8.46	10.00	9.99	10.00	10.00	9.97	10.00	10.00	9.94

◇稅關及國稅收納額表◇ (昭和六年度單位圓)

	酒稅	砂糖消費稅	取引所稅	關稅	噸稅	出港稅	合計
仁川稅關	506,339	632,187	-	3,824,433	16,956	23,256	5,003,170
釜山稅關	275,892	505,222	-	1,066,865	10,428	110,993	1,909,402
新義州稅關	107,775	10,654	-	2,510,521	11,665	11,497	2,652,111
合計	890,006	1,148,063	-	7,401,819	39,049	145,746	9,624,683

地方財政

◇地方費歲入歲出決算累年表◇ (單位圓)

年度	歲入			歲出		
	經常部	臨時部	合計	經常部	臨時部	合計
明治43	1,005,275	304,483	1,309,758	691,551	54,764	746,295
大正5	1,430,643	1,920,814	3,351,457	1,179,141	1,761,843	2,940,984
同10	11,914,775	6,168,871	18,083,646	7,036,891	8,059,351	15,096,242
昭和6	23,566,569	30,544,586	54,111,155	15,246,715	38,864,440	54,111,155
7	23,863,288	30,314,333	54,177,621	14,934,575	39,193,046	54,177,621
8	24,060,990	38,674,711	62,735,701	15,579,562	47,156,209	62,735,711

◇道別豫算表◇ (昭和八年度單位圓)

道別	歲入			歲出		
	經常部	臨時部	特別	經常部	臨時部	特別
京畿道	3,105,647	5,076,733	6,230,349	2,079,816	6,102,564	8,230,349
忠清北道	984,653	501,648	1,809,688	604,425	1,204,549	1,809,688
忠清南道	1,832,403	3,398,142	5,514,473	964,618	4,528,022	5,514,473



全羅北道	1,925,452	2,239,343	4,199,907	1,197,283	2,967,515	5,199,073
全羅南道	2,695,917	2,310,274	5,040,523	1,542,771	3,463,420	5,040,323
慶尙北道	2,869,840	4,421,267	7,295,262	1,560,204	5,730,903	7,295,282
慶尙南道	2,674,358	4,128,669	7,304,252	1,474,286	5,828,741	7,304,252
黃海道	1,791,341	2,688,784	4,523,098	957,782	5,526,343	4,523,098
平安南道	1,710,112	2,723,885	4,440,371	1,502,840	2,931,157	4,440,371
平安北道	1,338,138	1,940,427	3,313,795	1,084,572	2,195,993	3,313,795
江原道	1,221,100	2,215,040	3,464,510	82,268	2,624,872	3,464,510
咸鏡南道	1,169,444	3,687,765	4,871,877	963,106	3,894,103	4,871,877
咸鏡北道	738,585	2,258,236	3,016,093	836,591	2,160,230	3,016,093
總計	24,060,990	38,674,781	63,022,684	15,579,562	47,156,209	63,022,684

◇府一般歳入豫算表◇ (昭和八年度) 其の(一)

		經 常 部				
		府 税	使用料	手数料	其他	計
京 城 府		1,000,291	973,602	136,713	(略)	2,294,351
京 仁 川 府		133,376	219,113	10,980		375,948
開 城 府		88,188	29,702	7,047		137,785
群 山 府		100,390	90,460	11,027		218,866
木 浦 府		90,135	145,585	4,879		251,057
大 邱 府		257,729	210,316	24,369		523,928
釜 山 府		418,420	609,312	59,217		1,146,298
馬 山 府		78,400	32,079	5,100		119,287
平 壤 府		206,410	1,319,519	38,278		1,635,209
鎮 南 浦 府		78,895	73,552	7,460		169,908
新 義 州 府		87,907	67,349	6,200		172,451
元 山 府		86,727	101,188	16,206		213,015
咸 興 府		102,339	86,543	12,357		215,507
清 津 府		61,444	80,864	11,396		171,579
總 計		92,790,653	4,039,184	351,169		7,645,219

◇同 上◇ 其の(二)

		臨 時 部				總 計
		國庫補助金	道補助金	府債	其他	計
京 城 府		243,512	80,966	215,500	(略)	2,644,427
京 仁 川 府		35,437	5,688	66,000	—	145,288
開 城 府		19,765	24,068	260,410	—	351,035
群 山 府		51,000	30,150	43,000	—	291,534
總 計						4,938,778

木 浦 府	14,539	34,405	280,410	—	173,617	424,674
大 邱 府	12,500	11,633	43,000	—	288,162	812,090
釜 山 府	77,000	16,757	60,000	—	2,219,458	3,368,956
馬 山 府	3,400	18,730	229,667	—	96,162	215,449
平 壤 府	70,001	24,178	1,800,838	—	634,952	2,270,161
鎮 南 浦 府	24,131	10,550	50,000	—	62,525	232,433
新 義 州 府	17,863	23,026	307,547	—	155,690	328,171
元 山 府	36,749	5,055	70,000	—	76,871	289,886
咸 興 府	4,400	30,270	85,713	—	200,858	416,395
清 津 府	3,918	2,335	84,710	—	158,997	330,576
總 計	614,215	917,764	3,271,335	—	7,499,606	15,144,825

◇府一般歳出豫算表◇ (昭和八年度) 其の(一)

		經 常 部				
		事務費	土木費	水道費	其他	計
京 城 府		579,878	152,340	443,925	(略)	2,046,502
京 仁 川 府		81,236	20,613	137,998		375,359
開 城 府		36,266	5,145	7,514		29,239
群 山 府		43,813	20,600	29,569		166,155
木 浦 府		34,742	12,190	23,703		193,009
大 邱 府		85,991	19,238	40,213		367,267
釜 山 府		130,089	37,219	120,252		773,760
馬 山 府		23,528	6,562	15,546		77,072
平 壤 府		96,431	53,872	123,970		1,149,357
鎮 南 浦 府		24,420	16,144	34,234		116,537
新 義 州 府		31,985	15,519	14,719		119,839
元 山 府		37,740	14,994	35,796		147,961
咸 興 府		34,446	15,731	32,047		152,682
清 津 府		34,347	7,566	32,147		135,692
總 計		1,074,312	397,733	1,091,743		5,920,235

◇同 上◇ 其の(二)

		臨 時 部				合 計
		土木費	水道費	府債費	其他	計
京 城 府		786,235	86,698	756,114	(略)	2,892,276
京 仁 川 府		8,400	6,545	15,504		145,867
開 城 府		274,860	—	45,077		389,581
群 山 府		75,500	4,000	72,977		544,245
木 浦 府		12,650	133,240	40,448		231,665
大 邱 府		211,810	53,365	82,377		444,823
總 計						812,090



釜山府	1,398,076	3,568	678,580	2,591,996	3,365,756
馬山府	81,730	4,135	41,564	138,377	215,449
平壤府	222,103	160,000	298,231	1,120,804	2,270,161
鎮南浦府	47,698	8,000	51,498	115,896	202,433
新義州府	86,484	3,910	96,467	208,138	328,171
元山府	7,020	—	84,198	141,925	289,886
咸興府	161,385	11,404	30,633	263,913	416,895
清津府	65,810	—	97,077	194,884	330,576
總計	3,441,251	475,364	2,390,745	9,224,590	15,144,825

◇府特別經濟歲入豫算豫表◇ (昭和八年度)

		第一部	第二部
京仁府		1,543,266	793,074
城川府		180,587	46,611
開城府		60,699	88,717
群山府		126,336	90,821
木浦府		116,996	87,084
大邱府		212,031	131,916
釜山府		566,823	139,484
馬山府		126,900	45,214
平壤府		311,305	211,906
鎮南浦府		70,523	43,354
新義州府		108,892	49,921
元山府		175,533	57,956
咸興府		79,240	105,457
清津府		87,910	42,219
總計		3,467,146	1,951,743

◇府特別經濟歲入累年表◇

昭和	5	5,371,304	12,038,772
〃	6	5,678,170	13,357,783
〃	7	5,693,966	13,100,800

◇邑面費賦課率表◇

		戶別稅			
		賦課戶數	最高邑面(圓)	最低邑面(圓)	平均(圓)
昭和	9	3,209,335	4,425	340	1,745
〃	7	{ 邑 160,562 面 3,148,114	4,000	1,500	3,198
			4,550	120	1,655

地稅附加稅

		本稅額(圓)	最高邑面(圓)	最低邑面(圓)	平均(圓)
昭和	6	15,160,446	460	300	457
〃	7	{ 邑 361,685 面 4,804,318	460	459	459
			461	350	460

營業稅附加稅

		本稅額(圓)	最高邑面(圓)	最低邑面(圓)	平均(圓)
昭和	6	471,696	1,000	90	511
〃	7	{ 邑 195,389 面 248,419	1,000	500	839
			1,000	100	839

◇學校組合費略表◇

		年度	組合數	組合費一戶當平均額(圓)
大正		2	196	8,708
〃		10	394	24,384
昭和		5	440	23,150
〃		6	425	22,362
〃		7	431	22,110

財政諸雜表

◇驛屯土貸付料表◇

		有料貸付無料貸付未貸付合計					
		粳(石)	大麥(石)	大豆(石)	粟(石)	燕麥(石)	現金(圓)
昭和	5	37,267	5,129	794	4,117	6	4,789
〃	6	24,385	3,127	433	1,723	—	4,050

◇驛屯賭收入收納額表◇ (昭和六年度) (單位圓)

調定額	收入濟額	缺損額	收入未濟翌年比(%)	收入步合(圓)
96,565	96,453	66	46	9.98

◇收入印紙收入額表◇ (單位圓)

		總數	總數		
明治	43	308,900	昭和	5	10,083,240
大正	10	9,773,843	〃	6	10,357,627



水利組合歲出入豫算表 (單位圓)

		歲 入						歲 出					
		組合費	經常 雜收入	組合債	國庫 補助金	其 他 收入	合 計	維持 管理費	經常 雜支出	組合債費	臨時 事業費	其 他 支出	合 計
昭和	3	7,510,396	221,878	10,877,571	2,590,828	673,526	21,874,199	1,780,139	530,297	6,880,719	12,135,392	547,652	21,874,199
〃	4	7,987,533	234,730	11,234,970	2,040,264	925,579	22,423,076	2,218,037	734,460	7,307,909	11,229,470	933,200	22,423,076
〃	5	9,619,465	244,231	13,333,979	3,057,750	1,148,818	27,404,243	2,542,546	790,037	8,292,770	14,889,241	789,649	27,404,243
〃	6	10,236,220	297,849	8,685,943	3,832,027	2,082,722	25,134,761	2,449,538	780,477	9,794,545	11,057,100	1,053,101	25,134,761
〃	7	10,910,516	310,311	5,552,570	2,113,369	1,564,176	20,450,742	2,385,892	804,512	9,321,594	7,468,215	470,529	20,450,742

總督府特別會計所屬國債表 (昭和六年度末)

種 類	金額 (圓)	利率	朝鮮總督府 特別會計 屬 年 月	償還年限
舊韓國起業資金債	12,963,920	六分五厘 九毛八絲	明治41.12 明治42. 5	昭和 8
第一回四分利公債(ハ號)	1,052,650	四 分	大正 2. 3	〃 44
朝鮮旱害救濟費借入金	8,750,000	五分五厘	〃 11. 9 〃 15. 3	〃 8
朝鮮事業費借入金	34,471,210	〃	〃 4. 7	〃 7
朝鮮貴族保護資金借入金	2,140,000	〃	〃 4.11	〃 6年-19年 年賦償還
五分利公債(さ 號)	6,254,800	五 分	大正 10 〃 11	〃 50
〃 (き 號)	383,500	〃	昭和 3. 1 〃 6. 3	〃 51
〃 (ゆ 號)	663,090	〃	大正12. 3 大正13. 8	〃 52
〃 (み 號)	2,786,403	〃	〃 14. 〃 15.	〃 58
〃 (ひ 號)	14,484,435	〃	〃 15. 4	〃 55
〃 (も 號)	639,821	〃	昭和 2.10	〃 56
〃 (せ 號)	21,760,074	〃	〃 3. 1 〃 3.12	〃 57

〃 (寸 號)	23,304,700	〃	〃 4. 3 〃 4.12	〃 58
〃 (第一回)	17,381,650	〃	〃 5. 3 〃 5.12	〃 59
〃 (第二回)	21,410,450	〃	〃 6. 7 〃 6.10	〃 60
五分利國庫債券(第二十回)	14,004,792	〃	大正14. 昭和 6	〃 7
〃 (第二十一回)	10,000,000	〃	大正14. 2	〃 9
〃 (第二十三回)	9,896,517	〃	〃 14. 5	〃 12
〃 (第二十五回)	22,739,728	〃	〃 14. 8	〃 11
〃 (第三十回)	101,083	〃	昭和 5. 3	〃 12
〃 (第四十一回)	7,845,969	〃	〃 2. 8	〃 15
〃 (第四十二回)	15,620,640	〃	〃 2.10 〃 3. 3	〃 16
〃 (第四十三回)	14,268,530	〃	〃 2.11	〃 22
〃 (第四十五回)	50,873,041	〃	〃 3. 2 〃 5. 3	〃 22
〃 (第四十七回)	4,960,000	〃	〃 3. 6	〃 22
〃 (第四十八回)	19,423,497	〃	〃 3. 8	〃 28
〃 (第五十回)	5,665,890	〃	〃 4. 8 〃 5. 3	〃 16
〃 (第五十二回)	14,927,856	〃	〃 5. 2	〃 17
〃 (第五十四回)	26,602,223	〃	〃 5. 8	〃 18
〃 (第五十六回)	20,232,010	〃	〃 6. 6	〃 19
〃 (第五十八回)	1,338,000	〃	〃 6.12	〃 24
總 計	406,996,479			

府債表 (昭和六年度末但し七年度は前掲 單位圓)

京 城 府	3,264,006	釜 山 府	3,435,515
仁 川 府	63,862	馬 山 府	259,919
開 城 府	205,524	平 壤 府	2,231,668
群 山 府	252,000	鎮 南 浦 府	229,000
木 浦 府	201,606	新 義 州 府	652,322
大 邱 府	357,427	元 山 府	498,471
		咸 興 府	201,943
		清 津 府	600,711
		總 計	12,453,974

直接稅負擔表 (昭和五年度)

		負 擔 額 (單位圓)					
		戶數	國稅	地方稅	府稅	學校費 賦課金	學校組合 費 合 計
內地人	62,794	1,991,515	858,056	2,072,846	—	1,549,102	6,471,579
朝鮮人	175,831	375,838	396,292	760,123	626,296	—	2,151,549



外國人	5,560	296,086	19,943	103,446	—	3,200	442,676
計	244,185	2,663,419	1,294,293	2,936,416	626,296	1,552,362	9,072,803

◇直接税平均負擔額表◇ (其一)(昭和五年度)(單位圓)

	國 稅		地 方 稅		府 稅	
	一 戶 當	一 人 當	一 戶 當	一 人 當	一 戶 當	一 人 當
内地人	31,715	7,561	13,604	3,257	33,010	7,870
朝鮮人	2,137	0,452	2,253	0,479	3,323	0,704
外國人	53,252	11,769	7,184	1,587	18,605	5,112
平均額	10,907	2,381	5,300	1,157	12,025	2,625

◇同 上◇ (其二)

	學校費賦課金		學校組合費		合 計	
	一 戶 當	一 人 當	一 戶 當	一 人 當	一 戶 當	一 人 當
内地人	—	—	24,670	5,881	103,060	24,571
朝鮮人	3,561	0,754	—	—	12,276	2,601
外國人	—	—	0,575	0,127	79,618	17,596
平均額	—	—	—	—	37,155	8,112

◇朝鮮簡易生命保險豫算表◇ (單位圓)

年度	歳 入		朝鮮總督府 特別會計 より受入	運用收入	合 計
	保 險 料	雑 收 入			
昭和 4	624,384	214	98,140	1,509	724,447
5	2,306,152	2,848	—	36,230	2,345,210
6	3,029,914	3,053	—	101,353	3,134,320
7	4,198,658	7,330	—	246,107	4,652,095
8	4,905,527	12,842	—	359,681	5,258,050

◇同 上◇ (其二)

年度	歳 出		豫 備 金	合 計
	朝鮮簡易生命保險費	諸 支 出 金		
昭和 4	35,307	211,314	—	246,621

5	149,426	659,406	1,840	—	790,672
6	237,808	1,093,971	1,538	35,000	1,373,317
7	319,557	1,867,959	2,994	—	2,190,510
8	390,500	2,465,850	8,443	100,000	29,64,793

專 賣 事 業

專賣事業概況

◇沿革——韓國政府にわが政治指導精神が加味されるに及んで、漸く財政の施設秩序確立し近代的發展への基礎が定まつたのであつたが、元より專賣事業もまたその一つである。從來積弊の鬱積から窮乏のどん底にあつた韓國政府に財政源其部設置(明治三十八年)によつて專賣事業緒につき、統監府度支部專賣課において紅蔘專賣、天日鹽官營を實施、併合後總督府專賣課に移管大正十年七月煙草專賣實施と共に專賣局を設置、また昭和五年六月より阿片並に麻藥を官營事業とした。現在では煙草、人蔘、天日鹽、麻藥類が專賣に

ゆだねられてゐるが、この他昭和五年前後より臺灣總督府におけるアルコール飲料專賣に鑑み、これが研究對象にあげられて居り就中燒酎とビール二者は相當調進進歩せる模様である。

◇事業概要——專賣事業は制度開始以來順調なる發展をとげ、前記の如く逐年膨脹する財政に寄與するところ尠からず、半島歳入の一大財源をなしてゐるすなはちこれを六年度特別會計歳出入に徴するも、官業財産收入14,912圓に對し、專賣收支は51,038,000圓を算し、鐵道局が260萬圓の赤字露呈の七年においても收支均衡し、八年上期も順調の發展振りである

◇專賣益金累年表◇ (單位圓)

年度	煙 草	人 蔘	鹽	阿 片	計
大正十年度	3,212,966	617,851	386,549	—	4,217,366
昭和二年度	13,249,419	1,079,002	22,490	—	14,350,911
昭和五年度	17,015,440	907,496	517,753	118,624	18,559,293
昭和六年度	23,458,294	574,414	782,279	4,892	24,849,879

◇專賣局の官制——大正十年四月勅令五三號により總督府度支部專賣課より總督府外局の一となつたもので、現に支局4、出張所4、販賣所330派出所82がある

◇專賣局所屬官署表◇

(昭和八年三月末現在)

名 稱	位 置	取扱事務
專 賣 局	京畿道京城府	鹽
朱安出張所	京畿道富川郡	鹽
南洞派出所	〃	〃

君子	〃	始興郡	〃
開城出張所	〃	開城府	人蔘
廣梁灣	〃	平安南道龍岡郡	鹽
南市	〃	平安北道龍川郡	〃
京城專賣支局	京畿道京城府	煙草、鹽、阿片	
仁川出張所	〃	仁川府	鹽
龍仁	〃	龍仁郡	煙草
忠州	〃	忠清北道忠州郡	〃
清州	〃	清州郡	〃
寧越	〃	江原道寧越郡	〃
金城	〃	金化郡	〃
春川	〃	春川郡	〃



江陵	江陵郡	
元山	咸鏡南道元山府	鹽
北青	北青郡	
清津	咸鏡北道清津府	
全州專賣支局	全羅北道全州郡	
大田出張所	忠清南道大田郡	
禮山	禮山郡	
群山	全羅北道群山府	鹽
木浦	全羅南道木浦府	煙草, 鹽
光州	光州郡	煙草
濟州	濟州島	
長水	全羅北道長水郡	
大邱專賣支局	慶尙北道大邱府	煙草, 鹽
安東出張所	安東郡	
金泉	金泉郡	
釜山	慶尙南道釜山府	煙草, 鹽
晋州	晋州郡	
河東	河東郡	
平壤專賣支局	平安南道平壤府	煙草, 鹽
沙里院出張所	黃海道鳳山郡	
海州	海州郡	
鎮南浦	平安南道鎮南浦府	鹽
成川	成川郡	煙草
新安州	安州郡	
新義州	平安北道新義州府	煙草, 鹽
江界	江界郡	

煙草

◆專賣までの沿革——朝鮮人の煙草嗜好は普遍的にして、古來喫煙、栽培共各地に行はれて舊韓國政府は之に對する賦課をもつて一大財源としてゐたが併合後大正三年には煙草製造工場の設定區域を限定し、製造税及び消費税を新設し爾後七年、九年再度の改廢を経て

大正十年東亞煙草會社を買収し十年七月より煙草專賣令を實施した

◆暫定制度撤廢——然し當時における朝鮮の民衆慣習を尊重し、自家用耕作、荒刻の民間製造販賣、葉煙草賣渡し等に關する暫定的例外を認めたのであつた。しかるに其の後の專賣局の荒刻製造(大正十二年)は時好に投じ、且つ例外規定は往々反則を生じやすきため昭和二年一月專賣令を改正し葉煙草賣渡しは同年限り廢止自家用耕作同荒刻煙草製造をも禁止し、昭和五年より完全な專賣制度に入つた。ついで昭和六年七月一日より事務の適正敏活を期するため從來の元賣捌制度を廢止し直營を實施してゐる

◆工場概要——煙草製造工場は東亞煙草工場を襲用し京城、全州、大邱、平壤の四ヶ地に外に印刷工場を京城においてゐるか職工數は昭和七年三月において男1,140女1,390計2,530餘名である各工場を通じて一年間製造能力は口付6億本、兩切41億本、細刻13,000貫荒刻405萬貫印刷四六版枚通しである。

◆煙草專賣概況——煙草耕作は平北咸南北を除く十道に亘り耕作人員78,000人耕作面積13,600町歩に亘り、賠償金額の如きも500萬圓乃至700萬圓に達してゐる。而して品質改善上耕作組合を主産地に組織せしめ十六種の煙草製品を發賣してゐる。名稱次の如し。敷島、朝日、松風、ジ1ジ1シ、コンゴ1、カイダ、ビジョン、マコ、メ1、ブル、牡丹、さつき、あやめ、長壽煙、鶴煙、福煙、不老煙

◆葉煙草收納高表◆

年 度	煙草耕作 納付人員	耕作面積	葉 煙 草 收 納 高 (單位貫)			
			内地種	朝鮮種	黃色種	計
昭和七年度	77,881	13,637	355,577	4,104,745	849,601	5,309,923

◆葉煙草賠償金高表◆ (單位圓)

昭和七年度	内地種 456,168	朝鮮種 3,621,269	黃色種 1,800,387	計 5,857,824
-------	----------------	------------------	------------------	----------------

◆煙草耕作組合表◆

昭和七年度	組合數 41	耕作人員 77,881	耕作面積 13,637	交付金 281,368
-------	-----------	----------------	----------------	----------------

◆煙草製造高表◆

昭和七年度	口付 277,200	兩切 3,229,565	細刻 8,766	荒刻 3,957,830.9
-------	---------------	-----------------	-------------	-------------------

◆煙草賣渡高表◆

昭和七年度	數量(千本) 價額(圓)	口付 273,746	兩切 3,270,006	細刻 9,215
		1,533,840	15,214,696	143,875
"	"	荒刻 3,952,440	輸移入品 91,290	計 52,167,739
		15,184,035		

人 蔘

◆沿革——鮮産人蔘は起源を遠く新羅時代にもち古より長壽延命の靈藥として珍重され古來より南支那に輸出されてゐたが、明治三十二年韓國政府が紅蔘を製造したのに端を發し明治四十一年紅蔘專賣を制定併合後これを繼承し本府は栽培法研究品質改良に鋭意腐心蔘業組合を組織せしめたが、大正九年蔘業專賣令を公布しこれに基いて專賣施行中である

◆人蔘耕作地——明治四十一年紅蔘專賣法を制定して開城郡外八郡を特別耕作區域としたが、耕作法の改良發達につれ集約農法をとる事となり、昭和二年六月に至り交通不便なる産地其他を整理後昭和五年行政整理の結果耕作區域は左記一府六郡となつた

京畿道 開城府 開豐郡 長湍郡  
黃海道 金川郡 平山郡 瑞興郡  
鳳山郡

◆人蔘生産状況——元來人蔘は五加科に屬する宿根草にして通例苗圃一年本圃五年計六年を経て始めて收穫し得るも

のでこれを水蔘と云ふ。而して元來性質非常に脆弱なるのみならず常に病虫害におかされ易い。然るに專賣法實施以來政府保護周到となり年々耕作數増加をつけてゐるが、支那の紅蔘需要を調査の結果、大正十年以降大約三萬五千斤見當の生産方針の下に移植制限をなしてゐる。而して專賣局では水蔘を嚴選し日光及び火力乾燥で紅蔘を製するが、製造期は九月中旬から十一月中旬にかけてである

◆拂下及び輸出——紅蔘は特殊商品にしてこの賣行は常に變動し勝ちである、従つて販賣機關常設を不利とし最初指名入札によつたが、大正三年以降三井物産と特約拂下げ現在に至つてゐる。然るに昭和六年の滿蒙事變並に上海事變の影響をうけて賣行は六年より全く杜絶するに至つた。即ち全額200萬圓乃至300萬圓に上つた輸出は昭和六年以來その百分の一以下に激減をつけ八年四月現在の滞貨79,000斤に對し三井物産は1,000萬圓近いストックを擁するに至つてゐる



◇人蔘耕種表◇

年度	總面積 (千坪)	面積 (千坪)	收穫高 (斤)	一坪平均 收穫高 (斤)	水蔘 收納高 (斤)	一坪平均 收納高	一坪平均 賠償金
昭和七年度	1,949	360	794,077	2,175	165,172	0.45	8,257圓

◇紅蔘製造高表◇ (單位坪)

年度	天蔘	地蔘	雜蔘	計	尾蔘
昭和七年度	20,959	20,892	1,533	43,384	15,595

◇紅蔘拂下げ高表◇

年度	數量(斤)	價額(圓)	一斤平均價格
昭和七年度	52,566	2,042,523	38,856

◇人蔘輸出高比較表◇

年度	紅蔘		白蔘		藥蔘	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
昭和5	73,281	3,219,106	23,031	109,025	231,350	60,635
6	646	1,870	4,848	27,655	154,299	37,799
7	410	23,340	13,233	28,684	148,635	25,845

阿片及び麻薬類

◇阿片の專賣——支那から傳播して以來朝鮮には阿片吸飲の弊風があつて、其の害毒尠くなかつたので舊韓國政府は法令を公布し阿片煙及び煙器の輸入製造販賣を禁じてみたが、併合後總府も之を取締を嚴重にし、明治四十五年に公布された朝鮮刑事法令はこれが吸飲を嚴禁した。ついで大正八年には朝鮮阿片取締令を發布し、罌粟の栽培を制限し製造阿片は政府が收納、藥用其他は政府の專賣として取締勵行の結果阿片煙ノ吸飲は跡をたつた

◇麻薬其他專賣——阿片と異りモルヒネ其他の注射服用は比較が簡便で、法規

の制裁も輕微だつた爲にモルヒネ中毒者續出したので、大正九年阿片條約及び國際聯盟の7針に従ひモルヒネ類の取締り法規を發布し、全十二年にはこれを改正し不正取引の防遏に努めた。然るに當時半島における統計にあらはれた中毒者約五千名以上あり尙増加の傾向にあるため之が救療をなし併せて根絶を圖るべく、昭和四年九月より阿片收納及びモルヒネ製造を專賣局の事業とし昭和五年六月より開始したのである。同時にモルヒネ中毒患者の登録も實施したが昭和七年五月末において登録者總數8,329名で現在數は3,827名で良好の成績をあげてゐる

◇阿片耕作・收納高表◇

年度	阿片納付人員	栽培面積	收納高	賠償金高	一反平均 收納高	一反平均 賠償金
	人	反	瓦	圓	瓦	圓
昭和七年度	4,045	10,961	7,634,263	235,153	696	21,45

◇麻薬類販賣高表◇

年度	醫藥用阿片		鹽酸モルヒネ		鹽酸デアセチルモルヒネ		計	
	瓶	圓	瓶	圓	瓶	圓	數量	金額
昭和七年度	6	768	271	196,196	140	101,442	417	298,506

鹽

◇概況——鹽は嚴密な意味合ひより云つて專賣ではないが、朝鮮天日鹽は專賣局の經營する所であり、鹽の移入管理等の鹽務行政は專賣局に屬してゐる

◇沿革——古來朝鮮における鹽生産は大部分煎製式による人工製造鹽であつたが、製法幼稚にして且つ高價なるため支那天日鹽に壓倒され勝ちであつた故に政府は天日鹽が經濟的見地より安價なるに鑑み其の製造を計畫、明治四十一年京畿道朱安に實施し良好の結果に鑑み爾來第三期に亘る擴張計畫進捗し今日に至つてゐる

◇鹽務行政確立——朝鮮における鹽の消費量は昭和七年調査に於いて年額約54,000千萬斤なるもこの生産は僅々25,000萬斤内外に過ぎず、これが不足は輸入にまたねばならぬ。然るに朝鮮における鹽關稅特例は昭和五年三月限り廢止せられ鹽は無稅となるため餘内鹽業を攪亂し投機の対象となるをおそれ昭和五年鹽の輸移入管制を行ふ事となり茲に鹽政の確立を見たのであつた。

◇鹽田面積及び生産——明治四十二年より大正元年に至る第一期擴張は平南廣梁灣、京畿道朱安に858町歩の鹽田を築造、更にこの成績に鑑み大正六年より第二期計畫として平南德洞に増築施工して、大正九年度には1205町歩生産額11,000萬斤に達した。大正九年度には更に進んで第三期計畫をたて平南龜城、平北南市、京畿南洞、君子に2,600町歩を築造すべく、七ヶ年繼續事業とする事となり大正十二年度迄に既に1,200町歩竣成したが、東都大震災によつて朝鮮事業公債削減の結果鹽田2,446町歩で約十有餘年放置されてゐた。然るに昭和八年度には窮民救濟その他の點から機運熟し繼續擴張計畫の復活を見てゐる。鹽田において此處十有餘年移動なきだけ其製鹽産額も25,000萬乃至33,000萬斤を往復してゐる。在來鹽は年産7000萬斤見當

◇販賣及び輸移入——販賣は指定特約販賣人(四二名)に拂下げ、これが、自由販賣されるのであるが、販賣値は常に浮動してゐる。鹽の輸移入は關東州最も多く青島、台灣、スペインこれにつく状態にある

◇鹽生産高表◇

年度	鹽田面積 町歩	鹽生産高 千斤	一町歩平均生産高 斤
昭和七年度	2,474	355,742	143,792

◇鹽販賣高表◇

年度	數量 千斤	價額 圓	百斤平均價格 圓
昭和七年度	470,993	4,313,312	904



◇鹽 輸 移 出 入 高 表◇

	輸 移 入		輸 移 出		輸 移 入 超 過	
	數 量 千 斤	價 額 圓	數 量 千 斤	價 額 圓	數 量 千 斤	價 額 圓
昭和七年度	508,414	2,072,427	300	9,224	308,116	2,063,203

半島財界の概況

**七年下半年** 七年下半年の非常議會において決定した時局匡救資金、滿洲事變費等の撒布によつて、下半年における或る程度のインフレ本格化とこれに伴ふ金融緩慢が豫想されたので、それに基いて内地に於ては八月中旬に郵貯利下、市中銀行預金利下、日銀第三次利下など矢繼早やに敢行されたがため、朝鮮もこれに呼應して郵貯、銀行、金組及び貯銀等が何れも預金利下を決定し、鮮銀標準金利引下を九月一日から實施した。その後稲作の成績は頗る順調で、前年に比較し約一分六厘方の實收増加を収め、米價も漸次強含みとなり、樺作及び夏秋蕪は何れも販賣價格反騰して出荷増進し大豆も滿洲水害の餘波で需要を喚起し、他方産金界、無煙炭界は爲替景氣に煽揚されてともに活況を迎へ、水産界も對滿貿易の促進によつて取引の激増を示すものなど半島の生産諸部門は近來稀らしい景氣の大波に乗つた。斯様な環境のうちにあつて最も目覺しい進展をみせてゐるものは貿易界であつた。即ち下半年における輸移出額は17,300萬圓で前年に對比し4,990萬圓を増加するとともに、輸移入は15,300萬圓でこれ亦前年に比し2,020萬圓を増加してゐるが、年計に於ても輸移出總額は31,000萬圓で前年に對し四割方の増加であり、輸移入總額は32,000萬圓で之又前年に比し一割五分方の増進を示した。また本期内における事業界の會社新設増加及び解散減資の状況を簡単に表示すれば下記の通りである

	社數	資本額
新設擴張	259	22,420,000
前年同月比較	増 100	20,000,000
解散減資	100	5,880,000
前年比較	減 一	7,000,000

即ち右の數字は煽揚景氣が或る程度まで會社の減資解散を抑へるとともに、インフレーションと言ひ、爲替景氣と言ひ又低金利趨勢と言ひ、何れも本格的、増事業界を刺戟するには至つて居ない事情を雄辯に物語つてゐる。しかし此の間において紡績工場、大日本麥酒工場、人絹工場の新設計畫が次々に樹立されてゐる事は將來における朝鮮の事業興隆運を力強く示唆してゐる。一方金融界を顧みれば穀價昂騰及び爲替景氣の好影響を受けて活況を呈し 七年末 鮮銀券發行高125,625,000圓前年同期 100,909,000圓、全鮮銀行預金高は255,493,000圓前年同期 231,399,000圓貸出高531,483,000圓前年同期489,259,000圓、手形交換枚數2,132,000枚(前年同期2,084,000枚)金額885,756,000圓(前年同期833,019,000圓)と何れも激増を示してゐる

**八年上半期** 八年上半期の前半において爲替は依然廿一弗合を彷徨し、後半に於ても廿五弗合を低迷するなど爲替安の好材料は存続したもの、國際經濟界においては三月の米國大金融恐慌と之に伴ふ弗の頓落、世界經濟會議の不透明、排日關稅の激化等の悪材料集積し内地においても政界不安を傳へられるなど先行

混濁たる状態であつた、これ等の材料が半島經濟界一般に反映して米價の如きも一月中は昂騰を示したが爾後米統案の壓迫等も加つて二月以降釘付状態となり一向に冪えず一方八年度の尨大豫算に伴ふ遊資の横溢にも拘らず事業界は依然沈滞の域を脱し得ず、更に政府の鮮米買上等の原因も加り金融界の如きは預金激増と貸出激減から異常の放資難時代に當面し各銀行始め各種金融機關は有價證券投資を餘儀なくせられ、しかも預金利下の如きも折角機運熟しながら財界不透明の事情に阻止せられ漸く期末に至つて市中銀行預金利下の實現を見た始末であつた。此の間において獨り氣を吐いたものは米國のインフレ進展に基く生絲の値上りを反映して春議値基が前年の三倍弱の高値に決定した事と、對滿貿易の躍進によつて貿易高が俄然激増した事である。即ち蕪資金の如きは前年の250萬圓蕪資に對して本年は600萬圓を越ゆるものと見られ、又輸移出額(五月末現在)140,771,

000圓で前年より21,152,000圓を増加し一方輸移入額は290,771,000圓で前年に比較し3,674萬圓の増加振りである。尙三月末日現在の銀行會社新設増資状況は箇數百二十で前年同期より二十を減じてゐるが、公債資本は16,529,000圓で前年同期より1,026萬圓を増加し、一方解散減資は箇數五十七で前年より十を減少し、公積資本においても2,784,000圓で前年より198萬圓の減少である。尙鮮銀券發行高は三月末において107,214,000圓を示し前年同期より28,179,000圓の増發を示してゐるが、これは鮮内流通による膨脹とみるよりは主として滿洲關係の放資に基くものである。さらに三月末現在全鮮預金高は238,987,000圓で之を前年同期と比較すれば380萬圓を増加してゐるに拘らず貸出高は71,015,000圓で前年より29,332,000圓を増加してゐる事は八年上半期における放資難の現實を如實に物語るものである

半島經濟日誌

**七年下半年** ○七月一日國債優遇令施行 ▲十二日日本府職制改制農林局新設され山林部廢止▲十三日鮮米第一次擁護運動開始▲十五日資本逃避防止令實施▲二十日鮮米擁護期成會誕生  
○八月二日 自作農創定七年度實施計畫發表(二千戸に對し簡保資金120萬圓融通) 四日失業救濟七年度低資受入1,000萬圓決定▲二十三日不動産融資4,500萬圓中1,500萬圓が爲替融資300萬圓を本府補償に決定▲廿九日百貨店問題で京城府内五百貨店が自製案を本府に提出  
○九月一日 鮮銀利下發表(各種二厘下げ高手一錢五厘以上に) 鐵道局特別庭制實施▲二日夏秋蠶直基決定(蠶價984圓から1,016圓の間において41掛5分)

低利資金300萬圓を金組員の金組外負債整理に割當てる事に内定▲十五日東拓殖銀が各々1,000萬圓宛六分利債發行▲廿四日朝鮮穀物令公布▲二十七日京城組合銀行定期五厘日歩一厘下げを九月一日から實施決定(定期甲種四分七厘乙種五分五厘)▲廿八日第一回鮮米豫想發表(水稻16,263,261石で632,567石増加陸稻275,329石で22,767石増加合計16,528,590石で655,559石増▲三十日朝鮮入検査規則發布貯銀利下十月一日から實施決定山崎延吉氏中心に朝鮮農林振興會産る  
○十月一日 郵便貯金利下實施(三分二厘四毛)▲四日から三日間金融組合大會▲六日三菱が全南海峇販賣統制に乗出▲七日閣議で不動産朝鮮融資15,000



萬圓本府300萬圓補償案決定▲八日全  
鮮酒造業者大會▲九日京城電氣瓦斯值  
下發表▲十四日平壤で全鮮銀行業者大  
會▲廿二日全鮮穀物聯合大會▲廿三日  
全鮮綿絲布商大會▲廿八日大日本麥酒  
朝鮮工場發表

○十一月一日 京城商議改選、鮮米第二  
回豫想發表(水稻15,855,045石陸稻27  
2,638石合計16,127,683石第一回より  
2分4厘減前年實收より1分1厘増)▲五  
日京畿道無盡業者大會▲八日朝鮮信託  
發起人會▲九日七年度米價對策資金1,  
000萬圓受入▲十日金組員負債整理規  
程發表▲十二日第二次鮮米擁護運動蜂  
起▲十四日昭和水利創立委員會開催▲  
十五日新米穀年度内地移出見込高740  
萬圓と發表▲廿一日鮮銀券發行一億圓  
突破▲廿四日朝鮮信託社長に現朝鮮火  
災社長谷多喜磨氏就任するに決定▲二  
十八日本材一割値上發表

○十二月一日 京仁間専用貨車運賃値下  
▲四日黃海道谷山郡にタングステン大  
鏡脈發見▲十四日硫安輸出入許可制を  
撤廢す▲十五日朝鮮信託創立總會鮮米  
多場運賃商議開始▲十七日价川鐵道買  
收決定(鮮米の政府買上 第一回五十  
石萬入札(應募十萬石)▲廿四日本府  
八年度豫算231,120萬圓と内定▲廿九  
日朝火社長に石川平北知事就任▲二十  
八日東拓の北鮮綿羊牧畜計畫成る

八年上半期 ○一月六日 穀物運  
賃協定成立(石八十五圓基準)▲七日  
朝鮮商品券取締令公布▲十一日 朝鮮  
農會を中心に世荷組合増設計畫決定▲  
十二日 東洋紡績仁川工場を二月より起  
工決定▲十七日本府豫算231,112圓と  
決定▲十九日政府預金部委員會におい  
て政府補助不動産融資100萬圓保積  
立關係融資40萬圓 緊急融資2,0  
00圓と決定▲二十二日本年春掃立  
685,000萬枚豫想發表七日朝鮮小作調

停令公布▲卅一日露油鮮内商權を朝鮮  
商會社獲得

○二月一日 七年棉花共販豫想4,520萬斤  
と發表▲四日朝鮮無煙炭坑組合本年送  
炭量決定(朝鮮無煙十四萬噸朝鮮無煙  
炭坑十萬噸電興十萬噸三菱製鐵四萬噸  
明治鑛業一萬噸)全鮮洗濯石鹼統制實  
施決定▲十日鮮米實收高16,240,000石  
と發表前年對比47%,000石三分の増)

▲十三日鐵聯、朝農、商議の三團體が  
鮮米政府買上方法改善に關して陳情  
又北海道の混砂米入禁問題俄然問題視  
さる▲十五日金探鑛補助を豫算に計上  
混砂米問題につき朝鮮商議が本府陳情  
▲十七日京城府内金組が區域制限を撤  
廢して新機軸を出す。朝鮮貿易協會創  
立總會開く▲十八日全鮮糖附値上發表  
▲二十一日大日本の向ふを張りキリン  
ビール工場計畫發表、棉花三億斤大增  
産計畫發表▲廿四日七年滿共販279,00  
0石4,89,000圓と發表、雄基羅津鐵道  
工事認可

○三月三日 電興を中心とする西鮮電力  
統制の大綱方針成る▲六日朝鮮商業銀  
行北鮮商業行の合併決定、自動車協會  
聯合會開催▲七日米國金融大恐慌の餘  
波で朝鮮取引所證券部立合停止、京城  
府會に於て府營バスの京電委讓を決定  
▲八日八年度鹽油肥協定決定、朝鮮取  
引所立會を開始

○四月一日 鐵道スピードアップに依り  
釜義四時間を短縮▲二日農林省米穀部  
出張所を釜山群山へ設置▲三日八年度  
命令航路決定、全鮮肥料共同購入を本  
府が直接斡旋し統制する事に決定す▲  
七日南鮮ゴムの三井統制成る▲八日製  
氷大合同假調印▲十五日東拓殖銀不動  
産貸出八分五厘へ三厘下げ決定▲二十  
二日大日本米穀大會開催▲二十六日朝  
鮮蠶吐會と三井の金融協定成る▲卅日  
鮮米積取夏期運賃成立す

○五月十日 爲替管理法實施、殖銀中央

金庫課貸出二厘下げ決定す。▲十月北  
鮮商業と朝鮮商銀の合併假調印▲長津  
江水電正式認可(資本金二千萬圓の會  
社設立電計畫、第一期129,000キロ  
第二期121,000キロ 第三期46,000キ  
ロ 第四期27,000キロ 合計223,800  
キロの鮮内第一の發電計畫)▲十二日  
栗縣稅十割引上げの勅令八年度預金部  
第一回資金運用委員會において、朝鮮  
分として窮救土木費1,800萬圓時局匡  
救250萬圓土地改良250萬圓地方普通資  
金300萬圓(一部不動産融資)決定▲  
十九日農産物販賣斡旋の本府補助一萬  
圓と決定▲廿日全鮮銀行大會・都市計  
畫法實施方を朝鮮商議が本府へ建議▲  
二十二日爲替管理除外令公布▲二十六  
日鮮米及府賣却第一回七萬五千石と發  
表▲二十七日オープン・エンド・モー  
ゲーチ制を朝鮮にも施行▲二十九日東  
萊銀行と湖南銀行の合併實現。

○六月五日 春蕪值基 協定成立演値84

金

融

金融制度

◇日韓併合以前——併合以前の朝鮮にお  
ける經濟組織は頗る幼稚であつたため  
金融機關として見るべきものがなく、  
明治十一年第一國立銀行(現在の第一  
銀行)が釜山に支店設置したのを以て  
その濫觴としてあるその後十八銀行が  
仁川元山に支店を設置し、日清戰役後  
に及んで始めて朝鮮人經營の大韓天  
銀行(現在の朝鮮商業)及び漢城銀行  
の創設を見るに至つた。尙明治三十五  
年には第一銀行が日韓兩政府の許可を  
うけて第一銀行券を發行し明治三十八  
年該發行券は無制限通用を公認せられ  
明治三十九年農工銀行令を發布して全  
鮮數ヶ所に農工銀行を設立して地方  
金融に當らしめ、明治四十年日賀田男  
爵を財政顧問として地方金融組合を設

2圓及85圓間に於て三十六掛と決定、  
前年の2.8倍に相當す ▲七日麥收穫豫  
想發表1,473,000石(前年より154,00  
石減)▲十三日朝鮮商議主催工業開發  
懇談會▲十七日日滿連帶輸送を九月一  
日から實施決定▲十九日鮮米の政府賣  
却第二回75,000石發表▲二十日現在積  
付955,765町5割7分9厘完了前年の1割  
2分増)▲二十一日元山において來る九  
月一日より露原油の製甘着手を決定▲  
二十二日貿易協會法人組織認可、朝鮮  
商議總會において窮救事業繼續、國管  
精鍊所設置、玄米重量建制、鮮滿貿易  
の障害運賃及關稅の改正方等を本府に  
建議する事に決定▲二十六日 畑作未  
開墾地開拓に費用の三割補助決定、第  
三回鮮米拂下178,023町發表、内地  
ビール大合同の發表とともに朝鮮のキ  
リン及大日本工場は共販會社を設立す  
る事に決定▲三十日京城組銀が預金利  
下協定

立し、明治四十一年日韓兩政府の協定  
の下に東洋拓殖會社を起し拓殖事業經  
營と殖産資金の供給に努めしめ、更に  
明治四十二年には中央銀行として韓國  
銀行を創立し、從來第一銀行の取扱つ  
てある、中央銀行業務一切を承継した  
◇日韓併合以後——日韓併合以後韓國銀  
行を朝鮮銀行と改稱し、その後鮮内は  
勿論内地、滿洲の各地、浦鹽、上海、  
青島、濟南、天津、北樺太、亞港各地  
に支店を、更に紐育に出張所を設置し  
た。尙業務區域擴大とともに大正七年  
資本2,000萬圓を4,000萬圓に、大正九  
年再び8,000萬圓に増加したがその後  
缺損を生じ大正十四年4,000萬圓に半  
減して今日に及んであるが滿洲國成立  
とともに鮮銀の重要性は頓にかり最近  
は熱河の承德、赤峰、錦州及北滿のチ  
チハル、ハイラル等に出張所網を擴大



した

◆銀行法規の整備—在來内鮮人の普通銀行經營はその準據法を異にしてゐたが大正元年銀行令を制定して之を統一するとともに、大正三年農工銀行令及地方金融組合令を公布、大正七年には朝鮮殖産銀行令を公布して各農行銀行を合併統一して資本金 1,000萬圓の朝鮮殖産銀行を設立したが大正九年3,000萬圓に増資して主として不動産金融に當らしめてゐる。一方大正七年地方金融組合令を金融組合令と改め村落組合の外に都市組合をも認め同時に各道毎に金融組合聯合會を設置し更に殖銀内に中央金庫課を設置して組合資金の供給調節の任に當らしめた。その後銀行令は昭和三年十二月又金融組合令は昭和四年四月改正を加へ、さらに昭和四年七月貯蓄銀行令を制定實施した

◆傍系の金融機關—無盡業に就いては大正十一年無盡業令の制定を見たが、昭和六年更に改正を加へて資本制限其他の監督權を嚴重にし、又同年始めて信託令を公布して朝鮮における信託業の基準を示し、これによつて在來の信託會社中京城の土地信託、共濟信託、釜山の釜山信託、南朝鮮信託、群山の群山信託の五社のみ存續を許されたが、昭和七年に資本金一千萬圓の朝鮮信託が創立せられ、昭和八年初頭より開業を見るに及んで、本府はこれに對して不動産信託を主眼とすべき事を條件として補助年額十萬圓を給付し、同時に既設五社は漸次朝鮮信託に合同統一せしむる方針を以て臨み、昭和八年七月において俄然信託大合同が具體化し既に群山信託との間に買収の交渉が成立した

### 通貨概況

◆幣制概観—韓國時代には一定の幣制なく、數百年來専ら葉錢を使用し、來

つたが、明治二十七年始めて銀本位制を採用し、後三十四年之を金本位制に改めたが、實施するに至らず、明治三十七年我が財政顧問の就職するに及んで金本位貨幣條例に改正を加へ、明治三十八年七月からこれを實施した。これと同時に帝國貨幣の通用を認め更に第一銀行券の無制限通用をも公認したが、その後韓國銀行の設立に及んで韓國銀行券を以て之に代らしめた。日韓併合後は専ら帝國貨幣に統一する方針をとり、明治四十四年三月より大正六年末迄に韓國貨幣 8,954,000圓を引揚げ、同年末に於て通貨流通高は約6,960萬圓中韓國貨幣は250萬圓に及んだので同七年四月一日帝國貨幣法を朝鮮に施行すると同時に、韓國貨幣は同年九末日限り通用を禁じ爾後五年間は政府において通貨と引換へることとし、同十四年十二月末日限り其の引換を停止したが、葉錢のみは從前の通り通用せしむる事にした

◆銀行券—朝鮮に於ける銀行券の濫觴は明治三十五年第一銀行券が無制限通用を認められたのに始るが、明治四十二年之を朝鮮銀行に承継し、爾來半島經濟の發達に伴つて年々その發行高を増加してゐる。而して大正六年十二月から朝鮮銀行券は關東州及び南滿洲鐵道附屬地にも通用を認められ、同時に該地方に於いて橫濱正金銀行の發行し來つた金券の引繼を受け同七年三月その保證準備發行限度を從前の 3,000萬圓から 5,000萬圓に擴張し一方限外發行限度は經濟事情の變遷に應じ夫々の變化を見たが現在は保證準備發行限度 5,000萬圓、制限外發行に對しては五分の發行税を徴しその限度は制限しないこととなつてゐる。而して日本銀行は既に七年上半期において發行制度の改正を見、保證準備限度を12,000萬圓から一躍十億圓に擴張するとともに限外

發行税を五分から三分に低下したるに對し、朝鮮銀行の發券制は何等の改正を見るに至らぬのでその間制度上の内鮮不均衡を生じ、鮮内の低金利趨勢を阻害する結果を免れぬ等各方面からの非難を浴び、延いては朝鮮銀行の存廢

論等も擡頭したが、實際においては限外發行を見る事は殆んど稀れであるから、左程問題視するには足らぬ様様である。尙朝鮮銀券の發行高狀況は次の如くである

### ◆朝鮮銀行券發行高表◆(單位圓)

	保證準備			合 計	
	正貨準備	制限内	制限外		
明治四十三年	5,046,500	8,393,200圓	—	13,439,700	
	正貨準備	保證準備	發行餘力	限外發行	合 計
昭和五年末	41,116,792	49,498,373	501,627	—	90,615,791
昭和六年末	34,183,147	66,726,644	—	16,726,644	100,909,791
昭和七年末	74,789,458	49,833,067	166,933	—	124,622,791

### ◆鮮銀券發行高最高最低平均表◆(單位圓)

(昭和七年中)

月	最 高	最 低	平 均
1	100,909,791	85,023,926	90,448,654
2	91,841,246	80,541,458	85,309,818
3	82,682,217	74,188,436	78,479,331
4	78,314,382	71,604,212	75,167,497
5	76,047,457	67,548,406	71,460,225
6	75,159,555	63,336,387	68,634,428
7	73,691,693	62,410,053	67,562,167
8	77,459,421	67,111,665	71,261,803
9	84,371,272	75,035,491	78,798,804
10	89,844,565	79,578,576	84,109,317
11	110,117,667	89,798,065	99,249,558
12	131,576,940	110,079,702	120,643,823

◆通貨流通高—鮮内通貨は内地各種通貨朝鮮銀行券及韓國時代の舊貨幣ありその流通高は併合當初僅々 2,900萬圓だつたが、大正七年末總額10,400萬圓内鮮銀券 9,330萬圓、大正八年末總額 13,000餘萬圓、内鮮銀券 1,400萬圓を

示したが、大正十一年からは財界不況餘波を受けて總額 8,100萬圓内鮮銀券 7,000萬圓に減少し爾後9,000萬圓乃至 8,000萬圓台を彷徨して昭和四年に至つてゐる。尙最近三ヶ年の流通見込高は次表の通りである



◇鮮内銀行及東拓事業

銀行名	本店所在	公稱資本	拂込資本	貯積立金	借入金
朝鮮銀行	京城	40,000,000	25,000,000	4,501,027	127,568,585
朝鮮殖産銀行	京城	30,000,000	20,000,000	10,163,270	260,992,800
鮮内本店普通銀行	—	26,425,000	14,721,250	3,752,289	27,597,145
漢城銀行	京城	3,000,000	1,875,000	368,711	9,218,910
東一銀行	京城	4,000,000	2,775,000	775,000	3,590,528
朝鮮商業銀行	京城	8,925,000	4,475,000	1,596,500	10,913,987
海東銀行	京城	2,000,000	800,000	29,000	—
湖南銀行	光州	1,500,000	1,125,000	276,000	182,262
慶南合同銀行	大邱	2,250,000	1,331,250	110,800	1,462,916
慶一銀行	大邱	1,400,000	490,000	24,650	1,123,561
鮮南銀行	大邱	3,000,000	300,000	135,700	636,170
釜山商業	釜山	1,500,000	750,000	310,000	257,920
東萊銀行	東萊	500,000	250,000	102,470	11,877
密陽銀行	密陽	50,000	50,000	75,500	143,000
北鮮商業銀行	咸興	1,000,000	500,000	147,958	256,026
鮮内支店銀行	—	—	—	—	—
山口銀行	大阪	—	—	—	—
第一銀行	東京	—	—	—	—
十八銀行	長崎	—	—	—	—
安田銀行	東京	—	—	—	—
普通銀行合計	—	26,425,000	14,721,250	3,752,289	27,597,145
朝鮮貯蓄銀行	京城	5,000,000	1,250,000	70,000	—
總計	—	101,425,000	60,971,250	18,486,506	260,992,800
東洋拓殖	東京	50,000,000	35,000,000	1,899,900	170,865,750
					197,097,965
					8,290,871

◇通貨流通見込高表◇ (單位圓)

	金貨	補助貨	小額紙幣 日銀券	鮮銀券	合計
昭和五年末	—	8,114,144	—	92,548,060	100,662,204
昭和六年末	—	7,214,120	—	78,665,483	85,879,603
昭和七年末	—	7,999,860	—	80,470,702	88,470,388

銀行概況 最近來半島金融制度の整備とともに各種資金の分化的移動作用が漸次表面化しつつあるが、何分にも上層には債券中央銀行たる朝鮮銀行を始め、債券發行權を有する特種銀行たる朝鮮殖産銀行及び東洋拓殖會社の金融部

狀況表◇ (朝鮮銀行調査昭和七年十二月末現在)

預金	貸出金	純益金	拂込資本 ニ對スル 純益金	配當率
43,893,867	74,753,805	924,806	0,740	0,40
73,622,702	269,152,115	1,510,329	1,510	0,90
	70,616,594			
67,169,057	90,129,989	475,087	0,645	—
15,106,099	20,591,591	62,899	0,671	0,30
11,043,292	13,961,267	89,200	0,643	0,80
27,411,410	36,308,926	132,786	0,594	0,30
1,127,726	1,444,490	22,517	0,563	0,40
2,429,778	3,354,928	62,932	1,119	0,70
2,289,137	4,398,476	34,769	0,522	0,30
1,226,499	1,827,093	1,048	—	—
1,694,954	2,083,680	9,239	0,616	0,40
3,698,248	4,018,521	33,248	0,887	0,55
	549,717	8,082	0,647	0,50
	268,950	1,200	6,048	—
	1,392,550	20,343	0,814	0,60
689,248	19,798,121	101,620	—	—
45,624,770	989,898	6,381	—	—
2,946,345	7,770,564	50,438	—	—
25,345,914	7,405,260	27,649	—	—
6,729,440	3,632,399	17,152	—	—
10,607,071	109,938,110	576,707	0,784	—
112,793,827	7,023,296	89,789	1,437	0,80
28,340,261				
258,650,657	269,152,115	3,101,631	1,017	—
	262,331,605			
7,500,207	88,610,728	▲406,191	—	—

門等を控へ、更に絶大の資本信用力を有する第一、安田、山口等の内地銀行が支店網を張つて居り、他方側面には國庫補助會社たる朝鮮信託會社及び本府の監督支配下にある各地の金融組合が素晴らしい發展過程にあるので、鮮内十二の普通銀行は各方面から業務壓迫を被り、その對策として夙に自衛的大同團結の必要を叫ばれ、昭和八年に至つてこれら普通銀行の整備合同運動は果然具體化的機運に熟し、既に朝鮮商業銀行は北鮮商業銀行を

湖南銀行は東萊銀行をそれぞれ吸收合併し、最近はさらに鮮南銀行と慶一銀行との間にも合同談が可成り具體的に進捗して居る。而して中央銀行たる朝鮮銀行及び監督官廳たる總督府財務當局は普通銀行の合同機運を一層助長せんとしてゐるから、今後さらに此の傾向は促進せしめらるべく、理想としては二三の普通銀行を中心に業務分野の相互協調にまで進展すべきものとせられてゐる。尙新銀行令に依つて資本金 100萬圓以下の銀行存續



は昭和八年限りとされ、それに該当する銀行としては鮮南、東萊、密陽の三行であるが、前三行は夫々合併の途をとるべく密陽のみは解散して金融會社として存続する筈である

◇京城組合銀行預金協定利率表◇

Table with columns: 改定年月日, 定期預金, 當座預金, 特別當座預金, 通知預金, 別段預金. Rows: 甲種, 乙種.

◇朝鮮銀行貸出標準金利表◇ (昭和八年七月十日改訂)

Table with columns: 種類, 利率. Rows: 商業手形割引歩合, 國債を擔保とする貸付利率及手形割引歩合, etc.

◇各銀行有價證券在高表◇ (七年十二月現在鮮銀調査)

Table with columns: 朝鮮銀行, 殖産銀行, 貯蓄銀行, 普通銀行, 計, 前年同月末.

◇各銀行平均金利高表◇ (八年三月現在鮮銀調査)

Table with columns: 預金, 貸出. Sub-columns: 定期預金, 當座預金, 特別當座預金, 通知預金, 證書貸, 手形貸, 當座貸, 割引手形, 荷爲手形, 普爲手形. Rows: 朝鮮銀行, 殖産銀行, 普通銀行, 平均, 前月平均, 前年同月平均.

◇各地手形交換金額表◇ (單位千圓)

Table with columns: 年月, 京城, 仁川, 釜山, 大邱, 木浦, 群山, 平壤, 元山, 鎮南浦, 合計.

◇紙幣及銀行券流通内鮮台比較表◇ (單位圓)

Table with columns: 年月, 政府小額紙幣, 日本銀行券, 朝鮮銀行券. Rows: 昭和8.1月, 2月, 3月.

◇同上◇ (其二)

Table with columns: 年月, 臺灣銀行券, 合計, 前年同月末ニ對スル増減, 積正金銀行銀券.

備考 日本銀行券流通高ハ其發行高中ヨリ小額紙幣引換準備及朝鮮銀行正貨準備ニ充當セラレタル分ヲ控除ス

◇京城・大連・東京・大阪市中金利表◇ (單位錢)

Table with columns: 年月, 京城, 大連, 東京, 大阪. Sub-columns: 割引歩合, コールマネー, 最高, 最低.

◇全鮮勸業貸出金表◇

(昭和七年十二月末現在鮮銀調査) (單位圓)

Table with columns: 朝鮮殖産銀行, 東洋拓殖會社, 村落金組, 合計. Rows: 金額, 備考.

◇各種銀行及東拓貸出金擔保別表◇ (其一)

(昭和七年十二月末鮮銀調査) (單位圓)

Table with columns: 朝鮮銀行, 有價證券, 商品, 土地建物, 工場財團.



(124)

	金	融		
朝鮮殖産銀行	4,876,602	21,449,765	141,747,776	5,982,148
普通銀行	5,668,864	13,245,923	11,534,365	831,478
朝鮮貯蓄銀行	263,595	—	1,114,592	—
東洋拓殖株式会社	1,344,640	—	36,598,359	6,544,426
合計	18,764,261	59,578,049	240,544,556	19,719,726

◇同

上◇ (其二)

	銀業權	漁業權	信用	其他	合計
朝鮮銀行	—	—	11,644,587	5,704,719	74,753,805
朝鮮殖産銀行	—	478,070	162,041,652	3,192,496	329,768,509
普通銀行	—	7,900	40,999,062	7,650,518	109,938,110
朝鮮貯蓄銀行	—	—	5,645,509	—	7,023,266
東洋拓殖株式会社	4,162,373	—	36,526,815	3,454,130	88,610,728
合計	4,162,373	485,970	256,857,625	19,981,883	600,094,448

◇各銀行爲替受拂高表◇ (八年三月現在鮮銀調査) (單位千圓)

	朝鮮内		對内地		對外國		計	
	受入	拂出	受入	拂出	受入	拂出	受入	拂出
朝鮮銀行	15,909	13,957	12,957	11,953	1,895	1,660	30,761	27,7
殖産銀行	28,615	29,974	5,638	7,190	687	448	34,940	37,6120
普通銀行	15,959	16,913	13,817	6,126	826	373	30,602	23,412
計	60,483	60,844	32,412	25,269	3,403	2,481	96,303	88,594

**信託業の現状** 昭和六年十二月一日信託業令の實施に當り、當局では資本金、會社の内容、營業の地域等を考慮し相當厳選の結果、同令第一條により免許を得た會社は朝鮮土地信託、共濟信託、群山信託、南朝鮮信託、釜山信託の五社に過ぎなかつた。これ等免許會社五社はその後直に朝鮮信託協會なる任意團體を設立し、土地信託が理事會社となつて今

日に及んでゐるが、そのうち群山信託は朝信との間に被買収契約が成立した結果として、九月卅日限り解散する手筈である。兎に角この五社に前述の朝鮮信託を加へて昭和八年六月末現在では信託業令に基づく信託會社は、全鮮で六社であるが、それ等各社の現況は次の如くである

◇鮮内各信託會社事業表◇

(一) 固有勘定 (各社とも五月末が決算期だから特に昭和八年五月末現在を採る)

會社名	資本金	拂込資本金	法定準備金	別途準備金	當期利益金
朝鮮土地信託	1,307,700.00	523,030.00	48,700.00	29,500.00	31,070.19
群山信託	1,000,000.00	650,000.00	99,200.00	18,000.00	83,586.99
釜山信託	1,000,000.00	300,000.00	12,890.00	45,400.00	80,408.63

(125)

	金	融		
共濟信託	1,000,000.00	250,000.00	3,500.00	2,500.00
南朝鮮信託	1,000,000.00	250,000.00	1,700.00	—
計	5,707,700.00	1,973,080.00	185,990.00	93,900.00
朝鮮信託	10,000,000.00	2,500,000.00	—	—
總計	15,307,700.00	4,473,080.00	185,990.00	93,900.00

而してこれ等鮮内信託業の利潤率を見れば 21% であり、新進朝鮮信託は 94% であるに前記信託協會加盟五社の平均は 10.7% であり、六社全部の平均率は 6.59% である

(二) 信託勘定 (昭和八年六月末現在) (單位圓)

科目	社名	朝鮮土地信託					南朝鮮信託	朝鮮信託
		朝鮮土地信託	群山信託	釜山信託	共濟信託	南朝鮮信託		
(資産勘定)								
國債其ノ他有價證券擔保貸附金		73,880	35,870	103,080	130,577	58,820	133,275	
不動産擔保貸附金		—	202,676	—	—	91,259	—	
其ノ他財產擔保貸附金		931	—	—	—	—	—	
債權擔保貸附金		—	25,641	121,761	4,000	—	—	
手形及保證貸附金		500	50,000	—	37,792	—	—	
不動産		79,489	1,030,124	198,755	19,668	—	390,913	
預ケ金及現金		417,488	271,331	757,317	297,515	90,828	1,135,465	
(負債勘定)								
金錢信託		1,825,363	2,710,831	3,006,284	70,962	1,160,902	2,387,617	
有價證券ノ信託		—	2,941	—	—	—	—	
金錢債權ノ信託		500	17,000	—	—	—	4,650	
不動産信託		22,876	928,094	—	—	—	390,913	

**金融組合の現況** 金融組合こそは實に朝鮮施政の特記すべきもの一つで、明治四十年創設以來當局がその制度を時勢の進運に伴はしむるの用意を怠らなかつたのと、又恒にこれが發達助長と指導奨励とに努めたるために、過去二十七年間に組合事業は實に劃期的進運を遂げた。なほ組合理事者の官選且有給制に對しては理論上積極消極の兩論があんけれども、免も角朝鮮としては官選有給であることがその特殊事情に適し、これも亦その順調な發展の一因なりとされてゐる。最近相當問題視されてゐる組合關係事項は次の如くである

- (1) 朝鮮金融組合聯合會——同法案は昭和八年七月上旬既に法制局で審議中であり、つまり組合直接關係者間に於て多年切望一再ならざるものがあつた、かの中央聯合機關が、愈々實現の運びとなつたもので、大體八月下旬までには創立される様様であり益々活動力を増大するものとして期待されてゐる
- (2) 同一經濟圏内にある都市組合相互間の區域制度の緩和 (京城がその先驅をなし昭和八年四月より既に實施)
- (3) 種々の方便による降下振充運動
- (4) 組合員の組合外高利舊債の整理
- (5) 種々の方便による特殊資金の貸



出、殖産機、その他現物貸付制度等による指導金融

(6) 半島金融體系の整備や他金融機關との調和問題から來てゐる都市組合廢止論の擡頭あるも、金組制度こそ朝鮮の特異現象と云はれるまでに、素晴らしい發展をなして來た金融組合は、創設の明治四十年度末に於ては、組合數17組合員數5,616名貸出金16,000餘

圓であつたものが、昭和八年三月末、(昭和七年度末)には組合數674組合員數82萬余貸出金12,700餘萬圓、預り金10,300餘萬圓に達した。全鮮都市、村落金融組合總計の重要資産及び負債勘定を示せば次の如くである。(昭和八年三月末現在で、七年三月末を比較計數として採る)

◇金融組合重要負債勘定表◇ (其の一)(單位圓)

年 月	拂込出資金		政府下附金	
	村 落	都 市	村 落	都 市
	昭和 8. 3	7,252,141	2,109,999	4,027,000
〃 7. 3	6,908,467	2,369,803	3,970,000	—

(其の二)

年 月	準 備 金		借 入 金		預 り 金	
	村 落	都 市	村 落	都 市	村 落	都 市
	昭和 8. 3	11,701,882	2,614,215	51,957,223	4,523,896	70,335,469
〃 7. 3	11,128,450	2,427,896	53,829,982	4,694,259	59,600,982	29,174,831

◇金融組合重要資産勘定表◇ (其の一)(單位圓)

年 月	合 數		貸 付 金	
	村 落	都 市	村 落	都 市
	昭和 8. 3	613	61	105,007,005
〃 7. 3	599	61	101,717,672	22,125,147

(其の二)

年 月	所 有 物		手 許 在 高	
	村 落	都 市	村 落	都 市
	昭和 8. 3	5,866,974	1,872,388	39,219,976
〃 7. 3	5,289,558	1,632,742	32,697,415	15,930,387

大正七年に於て道單位の組合聯合會の創設を見たことは上記の通りであるが、最近に於ける十三聯合會總計の業務主要

勘定を示せば次の如くである。(昭和八年三月末現在で、七年三月末とを比較計數として採る)

◇金融組合聯合會業務表◇ (其の一)(單位圓)

年 月	拂込出資金	準 備 金	政府借入金	其他借入金
昭和 8. 3	435,941	2,325,080	2,600,000	20,893,710
〃 7. 3	420,979	2,132,679	2,600,000	24,815,021

(其の二)

年 月	諸預り金	諸貸付金	所有物	手許在高
昭和 8. 3	52,183,630	59,121,925	541,496	18,651,102
〃 7. 3	42,511,301	61,045,055	608,637	10,853,038

更に昭和四年十月一日より朝鮮殖産銀行内に特設されたる組合中央金庫課對聯合會資金關係主要勘定の近況を示せば次の如くである(昭和八年三月末現在主要勘定で、十年十月末と七年三月末とを比較計數として採る)

8. 3末	20,354	〃	19,094,
7. 3末	24,375	〃	10,662,

無盡事業の現況 無盡業實施の大正十一年末には會社數六社、無盡組數九十、加入總口數3,978給付金契約9,043,000圓に過ぎなかつたが、昭和八年五月末現在では全鮮會社數35社、無盡組數482加入口數62,478給付金契約高84,479,050圓に達した

◇中央金庫課勘定表◇

諸貸出金(資産)	諸預り金(負債)
7.10末 28,077千圓	8,981千圓

◇營業無盡事業表◇ (單位圓)(其の一)

年 月	會社數	無盡組數	加入總口數	給付金契約高	内 譯	
					給付済額	給付未済額
昭和八年五月末	34	1,182	62,478	84,479,050	35,143,855	49,335,195
〃 七年 〃	〃	1,042	54,729	75,046,650	28,662,814	46,383,836

而して全鮮無盡會社の最近に於ける平均利潤率は8.75%に當り、昭和七年下半年(十二月末)のそれはこの平均利潤率より多少上廻つて8.84%を示した。

郵便貯金 朝鮮の郵便貯金制度は明治十三年八月釜山帝國郵便局で取扱つたのを嚆矢とし、爾後鮮内各地の帝國郵便局に及び明治三十八年日韓通信事業合同の際は、貯金取扱局が百餘に及んでゐた。元來朝鮮には貯金機關なく人民も亦多年の苛徴誅求の結果貯蓄思想に乏しく、明治四十一年三月末現在に於て人員4,200餘人 金額1,100餘圓にすぎなかつたが、その後官民協力の貯蓄思想涵養と、

朝鮮經濟事情の發展と相俟つて逐年貯金額及貯金者の増加を見てゐる。尙郵便貯金利は内地に順應して昭和七年大幅引下を行つた結果、現行率普通三分二厘四毛据置三分四厘となつてゐる。此の劃期的低利率によつて所謂大口貯金は昭和七年末から逃避傾向著しく、隨つて口數の増加に反比例して金額の減少を示しつつある事は、特に注目に價する



◇郵便貯金高累年表◇ (各年度末現在) (単位圓)

	現在高		一人平均額	
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
明治四十三年度	3,016,420	190,045	28,984	5,441
大正十二年度	18,141,306	2,899,036	41,844	2,299
昭和五年度	33,726,244	5,126,622	56,700	3,365
〃六年度	34,927,595	5,165,964	58,220	3,070
〃七年度	34,196,173	5,853,495	57,030	3,170

◇郵便貯金預金現在高表◇ (単位圓)

年月	郵便貯金				
	内地人		朝鮮人		計
	人員	金額	人員	金額	
昭和 8. 1	603,977	34,745,954	1,892,997	6,214,165	40,960,119
〃 2	605,007	34,306,090	1,910,743	6,187,705	40,493,798
〃 3	605,086	33,637,582	1,924,194	5,994,033	39,631,615
〃 7. 3	602,635	34,837,630	1,716,264	5,007,418	39,845,048

**個人金融** 殖銀調査課の調査によれば村落都市兩金融組合内における昭和七年個人貸借見込高は119,947,000圓でこれを前年の120,962,000圓と比較すれば1,015,000圓の減少に當るが、内容別に見ると不動産擔保は増加してゐるが無擔保その他は著しく減少してゐる

◇個人間貸借現在見込高表◇ (単位千圓)

		村落組合内			計
		不動産擔保	動産擔保	無擔保	
昭和 7		52,730	2,426	29,637	84,793
〃 6		53,683	2,682	50,428	86,796
〃 5		47,082	2,583	27,240	76,905
都市組合内					
		不動産擔保	動産擔保	無擔保	計
昭和 7		24,364	3,762	7,028	35,154
〃 6		23,136	2,674	8,256	34,166
〃 5		26,264	3,705	9,309	39,278

昭和七年中に於ける個人間貸付金利は本府調査によれば、普通貸(百圓に對する月利)に在りては、通常内地人間は二分三厘、朝鮮人間は二分九厘、外國人間は二分四厘、内地人對朝鮮人間は二分八厘、朝鮮人對外國人間は三分で市場貸

(十圓に對する月利)は六分二厘であるとして普通貸は朝鮮人對外國人間の四分三厘最も高く、内地人間の一分七厘最も低く、市場貸は最高八分六厘最低六分二厘である  
之を前年に比すれば普通貸は朝鮮人對外國人間に於て一厘昂騰し、内地人間、朝鮮人間、内地人對朝鮮人間は保合し、外國人間及市場貸は夫々一厘低下した。而

◇普通貸付金利表◇ (単位分)

	内地人間			朝鮮人間			外國人間		
	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通
平均	3.3	1.6	2.3	4.2	2.1	2.9	3.5	1.8	2.4
前年に比し騰落(△)	-	△1	-	-	1	-	△3	△1	△1

◇市場貸付金利表◇ (単位分)

	内地人朝鮮人間			朝鮮人外國人間			市場貸		
	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通
平均	3.9	2.0	2.8	4.3	2.0	3.0	8.6	4.9	6.2
前年に比し騰落(△)	△1	△1	-	△2	△1	1	-	△1	△1

備考 昭和七年中平均なり、市場貸は十圓其他は百圓に對する月利の割合なり

朝鮮簡易生命保險

◇沿革—朝鮮簡易生命保險事業は大正三年頃から必要を叫ばれてゐたが、諸種の事情に妨げられて實現を見るに至らず結局第五十六議會に豫算案別會計法案の通過によつて、昭和四年十月一日から實施された  
◇制度概要—本事業は政府獨占の非營利事業で、會計は總督府會計より分離

し特別會計とし、事業上の支出は収入を以て支辨することなし剩餘ある時は加入者に還元するの主義を採用してゐる。保險内容は終身、養老の二種で加入年齢は十三歳以上六十歳以下とし保險金額最高制限額は被保險者一名に付四百五十圓であるが保險料計算中の基礎中豫定利率及附加率は朝鮮特殊の事情に照し内地に比し稍低率である

◇道別簡易保險契約高表◇ (昭和八年三月末現在)

道名	件數	保險料圓	保險金額圓	人口千人當り件數割合
京畿道	87,602	97,056.8	17,510,947.1	42.66
忠清北道	11,999	11,287.8	2,048,745.3	13.90
忠清南道	28,445	25,400.1	4,803,591.9	20.89



(130)

	金		融	
全羅北道	24,923	23,974.5	4,471,002.3	17.14
全羅南道	57,269	36,825.1	6,813,108.4	16.63
慶尙北道	35,436	34,010.8	5,860,790.9	15.51
慶尙南道	49,346	50,822.9	9,154,120.4	23.78
黃海道	23,665	24,239.4	4,261,198.9	16.96
平安南道	31,639	32,673.1	5,569,011.4	24.25
平安北道	28,856	29,438.1	5,563,160.2	19.41
江原道	16,657	15,498.8	2,834,430.7	11.92
咸鏡南道	30,461	29,601.8	5,696,909.4	20.82
咸鏡北道	23,380	25,657.7	4,770,943.8	32.14
計	429,678	436,486.9	79,357,960.7	21.25

簡保積立金貸付 昭和九年度貸付

事業としては従來の貸付事業の外に公益浴場、託児所、公營住宅、防火設備、農糧糶資金貸付、屠場、公立中等學校、府邑面廳舎及小口産業資金貸付の九種目を新に加へ貸付利率は五分四厘、六分及六分四厘と爲し従來の最高利率は二厘引下げらるゝこととした

即ち公益市場、食糧及日用品廉價供給事業、實費診療事業、職業紹介所、公益質屋、授産事業、職業輔導事業、小額生産資金貸付、公益浴場、託児所(以上貸付利率年分五四厘)自作農創設、下水道、汚物處分施設、傳染病院、癩療養所、公營住宅、防火設備、農糧糶資金貸付(以上貸付利率

年六分)

産業共同施設、農業倉庫、乾満場、上水道、公立病院、小學校及普通學校、實業補習學校、道路及橋梁、屠場、公立中等學校、府廳面廳舎、小口産業資金貸付(以上貸付利率年六分四厘)であつて其の貸付原資は三百五十一萬圓の豫定である

尙昭和八年度積立金第二回借入申込額は177萬餘圓に達したが之に對し405,700圓の資付を内定した

昭和八年度に於ける貸付内定額は298萬餘圓と爲る譯で之に昭和七年度の貸付額331萬餘圓を合するときは其の額629萬餘圓に達すべく朝鮮に於ける社會公共事業の發達に資する所僅少でない

◇公共貸付況狀表◇

(1) 積立道別貸付件數金額

道 別	昭和七年度		昭和八年度	
	件數	金額	件數	金額
京畿道	8	763,500	7	300,900
忠清北道	2	146,519	2	144,000
忠清南道	5	196,500	4	160,500
全羅北道	5	232,000	9	280,400
全羅南道	9	190,500	5	243,000
慶尙北道	13	380,000	7	261,400
慶尙南道	21	133,700	6	377,260

(131)

	金		融	
黃海道	7	181,300	4	196,800
平安南道	10	297,600	6	322,000
平安北道	3	110,800	4	145,750
江原道	3	83,900	2	146,200
咸鏡南道	8	174,160	5	91,700
咸鏡北道	6	71,200	6	64,870
合計	100	3,361,679	67	2,734,780

(2) 積立金事業別貸付件數金額

事業別	昭和七年度		昭和八年度	
	件數	金額	件數	金額
公益市場	10	210,100	8	264,400
食糧及日用品廉價供給事業	—	—	—	—
實費診療事業	—	—	—	—
職業紹介所	—	—	—	—
公益質屋	1	10,000	2	30,000
授産事業	—	—	—	—
職業輔導事業	—	—	—	—
小額生産資金貸付	9	251,360	10	343,500
自作農創設	13	1,313,519	13	1,320,000
下水道	7	122,500	6	126,000
汚物處分施設	1	22,000	—	—
傳染病院	—	—	—	—
癩療養所	—	—	—	—
産業共同施設	—	—	3	18,300
農業倉庫	3	28,600	2	18,000
乾満場	20	150,500	2	21,100
上水道	12	575,700	7	407,900
公立病院	1	7,100	1	12,000
小學校及普通學校	20	585,800	11	135,580
實業補習學校	1	6,500	—	—
道路及橋梁	2	278,000	2	38,000
合計	100	3,361,679	67	2,734,780

(3) 積立金借受團體別貸付件數金額

團體別	昭和七年度		昭和八年度	
	件數	金額	件數	金額
道府	14	1,319,519	14	1,332,000
府	24	1,212,000	19	756,000



		事	業		
邑	面	26	499,860	20	£45,800
學	校	4	41,100	3	23,950
	校	9	110,100	4	19,630
農	業	23	179,100	6	47,400
同	業	—	—	1	10,000
合	計	100	3,361,679	67	2,734,780

事業

事業の資本趨勢

昭和八年三月末現在における鮮内銀行會社總數は株式合資合名の各種を合して2,686社に及んで居るが、これを前年と對比すれば302社の増加である。尙この公債資本總額は767,072,000圓拂込資本總額は396,491,000圓で、それぞれ21,284,000圓及16,137,000圓を増加してゐる。而して社數に於ても金額に於ても斷然優位の増加を示したものは製造工業、鑛業及商事である

が右は明に朝鮮が工業、鑛業、及對滿貿易を中心とする商取引においてまさに素晴らしい躍進をなしてある事實を物語つてゐる。

次に社數及資本額において減少率の大きなものは金融、信託業及び農林業であるが、前者は新制度による合同整備の過程にある事を物語り、後者は或程度の行詰りに當面してゐる事實の證左である。尙鮮銀調査になる

銀行會社資本金現在高表 (八年三月現在)

		本 月		
		社 數	公 稱 資 本 圓	拂 込 資 本 圓
組 織 別	株 式	1,180	719,272,550	343,943,190
	合 資	2,211	44,069,859	42,443,859
	計	3,741	780,817,765	403,828,305
事 業 別	農 林 業	205	75,146,806	43,845,056
	水 産 業	36	14,691,400	6,309,525
	鑛 業	47	33,031,000	20,737,200
	製 造 工 業	875	238,242,372	109,830,442
	瓦 斯 及 電 氣 業	55	31,368,800	28,279,300
	銀 行 業	16	101,475,000	61,081,250
	金 融 及 信 託 業	177	38,681,852	14,782,652
	運 輸 業	356	111,616,681	41,649,776
	倉 庫 業	34	7,018,000	2,159,000
	保 險 業	2	5,500,000	1,375,000
	商 業 其 他	1,938	124,045,854	73,779,104
	計	3,741	780,817,765	403,828,305

事業

		(其の二)		
組 織 別	株 式	48	29,047,200	17,071,055
	合 資	204	3,232,795	3,232,795
		27	245,715	245,715
	計	279	32,525,710	20,549,565

前年同月との増減(△は減)

事 業 別	社 數	公 稱 資 本		拂 込 資 本
		圓		圓
農 林 業	10	△	1,009,600	△ 814,100
水 産 業	4		107,000	119,000
鑛 業	12		7,345,500	5,570,500
製 造 工 業	64		7,709,350	3,812,475
瓦 斯 及 電 氣 業	4		220,000	291,000
銀 行 業	—		—	—
金 融 及 信 託 業	10		9,293,317	2,502,17
運 輸 業	16		3,264,366	4,229,616
倉 庫 業	1	△	252,000	△ 162,000
保 險 業	—		—	—
商 業 其 他	166		5,847,777	5,000,957
計	279		32,525,710	20,549,565

銀行會社新設増資拂込資本高表 (單位圓)

年 月	新設 社 數	公 稱 資 本			拂 込 資 本
		新 設	増 資	計	
昭和 8. 1	42	10,806,400	430,400	11,146,800	3,285,800
2	52	1,244,625	1,780,000	3,004,625	51,303,625
3	18	268,150	110,000	2,378,150	3,457,400
7. 3	40	1,494,450	23,733	1,518,183	1,232,508

銀行會社解散減資資本高表 (單位圓)

年 月	解 散 社 數	公 稱			拂 込		
		解 散	減 資	計	解 散	減 資	計
昭和 8. 1	12	602,000	—	602,000	382,000	—	382,000
2	22	1,410,500	—	1,410,500	476,750	—	476,750
3	23	771,500	—	771,500	351,500	—	351,500
7. 3	28	2,037,850	285,700	2,323,550	751,075	285,700	1,036,775



事業の利益率

◇収益状態—昭和六年に於る利益金は  
 総額2,271,901圓で内合名會社263,512  
 圓合資會社734,470圓,株式會社19,27  
 4,119圓である。之を前年に比すれば總  
 額に於て3,306,324圓(一割九分五厘)の増加  
 合名會社37,510圓(一割六分六厘)の増加,合  
 資會社53,928圓(六分八厘)の減少,株式會  
 社3,322,742圓(一割八厘)の増加を示して  
 る

◇次に利益金の拂込資本金に対する割合  
 を観るに,合名會社二分五厘,合資會  
 社二分七厘,株式會社六分にして,更  
 に株式會社につき業種別に観れば下の  
 如し(總督府調査)

◇拂込資本金に対する利益金の割合(株  
 式會社)

農	業	0,013
林	業	0,027
商	業	0,049
工	業	0,037
礦	業	0,011
水産	業	0,079
銀行及金融業		0,100
運輸業		0,079
瓦斯及電氣業		0,119
其の他		0,042

◇損失状態—昭和六年に於る損失金は  
 總額4,414,422圓にして内合名會社4,5  
 4,393圓,合資會社939,421圓,株式會  
 社3,920,538圓である。之を前年に比す  
 れば,總額に於て948,327圓(二割七分四厘)

合名會社 171,644圓(六割七分七厘)株式會社88  
 8,237圓(四割一分七厘)の各増加を示し,合  
 資會社に於て111,644圓(一割八厘)の減少

を見た

◇次に損失金の拂込資本金に対する割合  
 を示せば,合名會社四分四厘,合資會  
 社三分五厘,株式會社九厘にして,更  
 に株式會社につき業種別に観るときは  
 次の如し(總督府調査)

◇拂込資本金に対する損失金の割合(株  
 式會社)

農	業	0.044
林	業	0.005
商	業	0.028
工	業	0.009
礦	業	—
水産	業	0.006
銀行及金融業		—
運輸業		0.006
瓦斯及電氣業		—
其の他		0,006

◇會社積立金概況—昭和六年現在に於  
 る積立金は,總額33,051,489圓にして  
 内合名會社362,645圓,合資會社990,0  
 42圓,株式會社30,697,802圓である,  
 之を前年に比すれば總額に於て3,340,  
 809圓(一割一分六厘)の増加,合名會社231,  
 744圓(三割八厘)の減少,合資會社46,6  
 03圓(四分五厘)の減少,株式會社3,619,15  
 6圓(一割三分四厘)の増加を示した

◇次に積立金の拂込資本金に対する割合  
 を観るに,合名會社三分五厘,合資  
 會社三分七厘,株式會社九分五厘であ  
 る。

更に株式會社につき,之を業種別に示  
 せば次の如し(本府調査)

◇拂込資本金に対する積立金の割合(株  
 式會社)

農	業	0.051
林	業	0.022
商	業	0.088
工	業	0.012

礦	業	—	運輸業	0.077
水産	業	0.059	瓦斯及電氣業	0.206
銀行及金融業		0.259	其の他	0.101

鮮内主要株式銘柄別利廻表(七年末殖銀調査)

銘柄	決算期	拂込額	相場	配當率	利廻	前年利廻
	月日	圓		%	%	%
朝鮮銀行	6,12	100,00	69,20	4.0	5.78	7.52
朝鮮殖産	6,12	50,00	95,50	9.0	7.56	9.41
朝鮮貯蓄	6,12	12,00	15,30	8.0	6.54	7.57
朝鮮商業	6,12	50,00	19,50	3.0	7.69	9.09
漢城	6,12	50,00	19,80	3.0	7.58	8.2
東一	6,12	50,06	19,20	5.0	13.02	11.11
海東	9,12	20,00	7,00	4.0	11.43	13.33
釜山商業	6,12	50,00	26,20	5.5	10.50	10.00
湖南	6,12	37,80	25,50	7.0	10.29	11.093
鮮南	6,12	50,00	20,00	4.0	10.00	9.09
慶一	6,12	17,50	6,00	—	—	—
慶尙合同	6,12	50,00	25,00	3.0	6.00	5.88
朝鮮電氣興業	5,9	15,00	10,20	5.0	7.35	9.67
朝鮮瓦斯電氣	1,7	50,00	67,00	10.0	7.46	9.04
大興電氣	3,9	50,00	52,80	10.0	9.47	9.34
朝鮮	3,9	50,00	53,20	10.0	9.40	9.09
南朝鮮	3,9	50,00	50,50	9.0	8.91	9.09
西鮮	6,12	12,50	12,00	8.0	8.33	8.69
朝鮮紡織	1,7	50,00	58,50	10.0	8.55	11.46
京城	1,2	37,80	28,00	8.0	10.71	16.66
朝鮮製絲	1,5	37,50	4,0	—	—	—
朝鮮生絲	1,12	37,50	17,50	4.0	8.57	17.55
全南道	6,12	12,50	5,00	—	—	—
朝鮮鐵道	2,8	50,00	41,50	8.0	9.93	10.55
京南	1,7	50,00	50,80	7.1	11.77	12.55
金剛山電氣	3,9	50,00	51,20	10.0	9.69	10.46
京東鐵道	6,12	21,50	15,80	8.0	12.55	11.94
朝鮮取引株	5,11	50,00	76,20	10.0	5.10	8.38
大邱穀物株	3,9	12,50	11,00	5.0	5.68	5.68
南朝鮮信託株	4,10	12,50	7,20	5.0	8.68	—
釜山信託株	5,11	17,50	17,20	10.0	10.17	9.00
群山信託株	5,11	12,50	33,00	10.8	10.64	11.00
共濟信託株	5,11	12,50	12,30	6.0	6.10	—
朝鮮土地信託株	5,11	20,00	14,50	6.0	8.28	11.26
朝鮮美術品 製作所	3,9	50,00	6,50	—	—	—



	保	險				
朝鮮火藥銃砲株	5,11	12,50	11,80	8.0	8.47	12.04
日本硬質陶器株	6,12	12,50	1,70	—	—	—
龍山工作所株	6, 5	12,50	1230	8.0	8.13	11.36
豊國製粉株	5,11	25,00	16,00	—	—	8.33
朝日醸造株	5, 3	27,50	6,80	3.0	12.13	—
釜山水産株	6,12	50,00	44,80	10.0	11.16	11.36
朝鮮水産輸出株	3, 9	20,00	,50	—	—	—
不二興業株	3, 3	50,00	12,00	—	—	—
朝鮮土改改良株	6,12	12,50	6,00	5.0	10.42	—
釜山鎮埋築株	6,10	12,50	5,00	—	—	—
鮮滿開拓株	6, 3	27,00	1,50	—	—	—
全南殖産株	6, 3	50,00	29,00	6.0	10.34	11.11
朝鮮農業株	6, 3	12,50	7,70	5.0	8.12	7.81
朝鮮生命保険株	6, 3	12,50	13,00	8.0	7.69	8.06
朝鮮火災海上 保 險 株	6	12,50	11,30	7.0	7.74	10.29
朝鮮郵船株	3, 9	50,00	23,00	—	—	—
朝鮮汽船株	5,11	27,50	6,00	—	—	—
不二鑛山株	3, 9	25,00	15,50	—	—	—
朝鮮無煙炭株	6,12	12,50	7,70	3.0	5.14	—
朝鮮中央鑛業株	6,12	50,00	71,00	30.0	21.13	—
元山倉庫株	6,10	12,50	6,50	—	—	—
共立倉庫株	6,7	14,00	,50	—	—	—
京城倉庫金融株	5,11	12,50	3,00	5.0	20.83	21.55
朝鮮運送株	3, 9	50,00	27,00	5.0	9.26	—
朝鮮自動車株	2, 8	15,00	13,00	8.0	9.23	10.90
朝鮮書籍印刷株	2, 3	12,50	14,80	9.0	7.60	8.95
朝鮮産業貿易 平 均	2, 2	12,50	10,0	—	—	—
總 平 均		28,50	20,77	5.60	6.71	6.13
前年同期總平均		31,75	21,73	5.43	7.09	6.73
		30,61	17,94	4.66	6.76	—

### 保 險 概 況

**保険沿革** 朝鮮に於ける保険事業界を顧みると損害保険に先立つて生命保険が斯界に先鞭をつけてゐる。即ち明治三十八年に日本生命と明治生命が相前後して木浦及び仁川に代理店を設置したが、その嚆矢としてゐるが、その後損害保険の方では明治四十一年に東京火災が又同四十二年に横濱火災海上が京城に登

業所を設け、他方生命保険の方では大正三年に日本生命が京城に出張所を設けた爾來内地人の累増と半島自體の經濟的伸長とは益々内外保険業の半島進出を促し遂に今日の進展を見るに至つた。而して半島の本店會社としては生命保険界では朝鮮生命、損害保険界では朝鮮火災海上の二社が存在するに過ぎない。前

者は大正十年十月の創立にかゝり同十一月より開業し、後者は大正十一年九月創立で同十月一日より開業した。

而して以上の二社を除く以外(本店)二社は特殊會社として設立されてをり朝鮮總督が監督權を有す)は殆んど内地に於て主務官廳の免許を受けてゐる會社が支店、出張所若くは代理店を設けてその事業を営んでゐるものであつて、その數實に七十六社(昭和七年一月一日現在)の多きに達してゐるのであるが、昭和八年七月の今日に至るも、なほ保險業關係法規の整備なく、從つて監督取締その他の準據法規が缺如してゐるので業界の健全なる發達のためには尠なからず遺憾とされ目下立案審議中の朝鮮保險業令に對し一日も早き發布實施が待望されてゐる

### 現 況 昭和七年一月一日現在

朝鮮に於て保險事業を営む會社總數は前記の如く七十六社でありうち生命保險三十二社、損害保險四十四社であるが、これを本支店會社別に見れば次の如くである

- (1) 朝鮮に本店を有するもの生命、損害各一社宛
- (2) 内地に本店を有し、朝鮮に支店を設くるもの生命二社、損害七社
- (3) 内地に本店を有し、朝鮮に支店以外の營業所を設くるもの生命二十九社、損害二十七社
- (4) 外國(關東州及び臺灣もこれに含ましむ)に本店を有し、朝鮮に營業所を設くるもの損害保險九社

次に最近二ケ年間に於けるその契約狀勢を見るに次の如くである

### ◇生命保險契約高表◇

	件數	金額 千圓
昭和五年中新契約高	34,044	60,655
〃六年中 〃	38,463	63,604
〃六年初現在契約高	143,888	230,263
〃七年初 〃	156,033	240,327

### ◇損害保險契約高表◇

	件數	金額 千圓
昭和五年中新契約高	330,240	310,754
〃六年中 〃	436,654	1,117,562
〃六年初現在契約高	264,821	422,891
〃七年初 〃	224,466	466,324

而して損害保險では火災保險を首位とし海上、運送、自動車、傷害、信用、硝子等の順位であり、生命保險では大體に於て死亡を首位とし、生存、徴兵が之に次いでゐる。

次に支拂保險金の收入保険料に對する割合を見るに前記昭和六年中に於ては、生命保險會社は31.6%、損害保險會社は88.8%に該當してゐる。即ち生命保險會社三十二社の昭和六年中に於ける收入保険料總額は8,306,321圓で、支拂保險金總額は2,631,876圓であり、損害保險會社四十四社の同期中に於ける收入保険料總額は3,292,368圓で、支拂保險金は2,925,596圓である

なほ本店二社の各につき主なる勘定を擧げれば次の如くである

### ◇鮮内二保險會社營業狀態表◇ (單位圓)

	朝鮮火災(自昭和7.7.1 至 〃 8.6.30)	朝鮮生命(自昭和7.4.1 至 〃 8.3.31)
資本金	5,000,000.00	500,000.00
未拂込資本金	3,750,000.00	375,000.00
責任準備金	280,000.00	712,912.34
支拂備金	52,980.00	11,187.06
諸積立金	354,228.00	26,944.90



保險契約利益	—	12,065.65
配當準備金	—	—
所有物	82,384.00	257,682.92
諸貸付金	1,320.00 (一時貸)	200,153.74
現金及豫金	1,057,235.54	439,122.49
収入保険料	934,320.72	214,455.87
支拂保険金	499,826.01	103,846.39
總收入金	978,298.61	1,030,496.55
總支出金	842,257.27	998,667.89
純利益金	136,041.42	31,828.75
株主配當	年7歩	年8歩

商 取 引

概 況 (一) 朝鮮人の商取引

朝鮮人の商取引は物々交換時代の遺物たる舊式市場で行はれ、常設店舗で營業する者は極めて尠なかつたが、近時市街發達とともに店舗商業を営むものが漸増してゐる。併しながら朝鮮人の資力、信用、取引高、經營法及店舗構造は頗る貧弱で貿易御廣問屋等の實權は殆んど内地人に占められてゐる。而して在來市場は依然地方の重要な商業機關として現存し昭和七年初現在において全鮮にその數1,408を算し、その取引額も一ヶ年14,000萬圓に達してゐる、これらの市場は大概毎月五、六回開市し市日には遠く八、九里の地から顧客が來集する。總督府は昭和三年九月市場規則を公布し市場組織及監督に關して詳細に規定した。在來市場の取引機關には客主居間、監考、典當等がある

- (イ) 客主 別名旅閣、委託賣買を營む一種の間屋業
- (ロ) 居間 賣買の周旋者で一種の仲立人
- (ハ) 監考 升量監定人、今は殆ど跡を絶つ
- (ニ) 典當 金貸業の兼業にかゝる質屋營業

(二) 内地人の商取引 内地人の商取引は併合以前は概ね京城、仁川、釜山、群山、馬山、木浦、大邱、元山、津津、平壤、鎮南浦、及び新義州等に限られたが併合以來都鄙の別なく、到る處に商業勢力を伸してゐる。内地人の商業は穀物、海産物、牛皮等の朝鮮物産の輸移出、或は各種雜貨、綿絲布類、酒、醬油、砂糖、燐寸等の移入貿易を主とし、各種商品の卸賣小賣に従ふもの多く、日用雜貨又は米穀、呉服、煙草、酒、醬油、文房具、菓子、荒物、青物類は京城、釜山、仁川の卸商より各地の小賣商に供給せられてゐる。

(三) 支那人の商取引 支那人商人は京城、仁川、釜山、平壤、鎮南浦、新義州、元山その他の開港場及都會地は勿論、如何なる山間僻地にも進出し、呉服物、反物、雜貨等の商業を營み、特に市街地附近における野菜販賣は彼等の獨占に歸する有様で、これらの支那人商人は支那勞働者の勤勉と相俟つて深く半島經濟界に喰ひ入り年々本國へ持ち歸る利益金は莫大なものであつたが、鮮支衝突事件を契機に、支那人商人の跳躍は後退の跡著しいものがある

(四) 小賣商とデパート 最近主として京城における小賣商とデパートの對立關係が漸く尖鋭化し、昭和七年の内地にお

ける中小商工業者救濟運動と呼應して、朝鮮においてもデパート取締問題が論議されたがデパート當業者たる三越、丁子屋、三中井、平田、和信商會は、逸早く自制案を作成して總督府商工課に提示したのである、當局もこれを諒とし、唯商品券に對してのみ取締令を制定し、昭和八年三月一日から實施する事になつた

市場の概況 昭和六年末現在調査に依れば、朝鮮市場規則に依る市場總數は1,468箇所にして前年末現在數に比し33箇所の増加を示してゐる。之を種類別に示せば次の如し

(一) 市場規則第一條第一號(場屋を設け又は場屋を設けざるも、區劃したる地域に於て、毎日又は定期に多數の需要者又供給者來集し物の賣買交換を行ふ場所)に、該當する所謂在來の市場數は公設1,408箇所(前年末現在に比し三十四箇所の増加)私設五箇所(前年末現在に

比し三箇所の増加)合計1,408箇所の多數に上り、其の賣買高140,294,680圓にして

(二) 市場規則第一條第二號(二十人以上の營業者一場屋に於て、主として穀物食料品の販賣業を行ふ場所)に該當するもの、公設6箇所(前年と同數)私設2箇所(前年と同數)合計8箇所、其の賣買高9,141,152圓にして

(三) 市場規則第一條第三號(委託を受け競賣の方法に依り、貨物の販賣業を行ふ場所)に該當するもの、公設6箇所(前年に比し二箇所の減少)私設2箇所(前年末現在に比し二箇所の減少)其の賣買高8,703,957圓に達し

(四) 市場規則第一條第四號(毎日又は定期に營業者集會し、見本又銘柄に依り物品又は有價證券の賣買取引を行ふ場所)に該當するもの、私設10箇所其の賣買高409,077,104圓を示してゐる

◇第一號兩市場合計表◇ (昭和六年末現在)

道名	市場數	開市回數	黃海道	124	8,867
京畿道	114	10,032	平安南道	135	9,987
忠清北道	57	3,734	平安北道	92	6,380
忠清南道	86	5,706	江原道	124	7,762
全羅北道	64	4,120	咸鏡南道	125	8,707
全羅南道	113	7,556	咸鏡北道	57	4,718
慶尙北道	171	10,891	合計	1,403	98,813
慶尙南道	136	10,352			

◇第一號兩市場合計賣買高表◇ (同上) (單位圓)

道名	農産物	水産物	織物	畜類	其他雜品	合計
京畿道	1,367,485	526,736	677,944	6,807,070	1,236,694	10,615,929
忠清北道	1,722,499	560,885	685,622	1,170,495	760,175	5,229,676
忠清南道	2,373,160	1,145,728	2,696,725	1,719,691	2,835,271	10,770,675
全道北道	1,266,100	1,446,317	546,430	1,437,704	1,740,428	6,436,979



全羅南道	1,916,508	1,277,987	1,273,097	2,027,539	2,369,683	8,864,814
慶尙北道	3,271,989	1,900,720	1,857,813	4,574,520	4,087,350	15,642,392
慶尙南道	2,392,782	2,397,007	1,869,375	3,433,979	2,438,563	12,531,706
黃海道	3,566,669	722,563	1,867,860	4,576,296	1,823,218	12,556,606
平安南道	3,821,170	1,029,812	1,942,643	4,367,635	1,457,831	12,619,091
平安北道	7,029,297	994,781	4,038,278	2,251,704	3,929,602	19,253,662
江原道	1,817,777	728,294	1,469,670	2,769,147	2,569,392	9,354,276
咸鏡南道	1,772,904	2,011,080	2,301,577	1,808,718	1,799,489	10,693,768
咸鏡北道	1,836,246	324,805	1,255,300	1,004,626	1,304,129	5,725,106
合計	35,164,586	15,066,715	22,782,334	38,899,120	28,381,925	140,294,680

◇第二號兩市場合計表◇ (同上)

道名	市場數	開市回數
京畿道	6	2,167
全羅南道	2	660
慶尙南道	3	1,081
平安南道	4	1,095
咸鏡北道	1	360
合計	16	5,363

◇第三號兩市場合計表◇ (同上)

道名	市場數	開市回數
京畿道	3	1,084
忠清北道	1	334
忠清南道	4	403
全羅南道	4	1,282
慶尙北道	2	389

慶尙南道	12	4,024
平安北道	2	730
平安南道	3	750
咸鏡北道	2	727
咸鏡北道	1	360
合計	34	10,583

◇市場總計表◇ (同上)

市場數 1,468 (單位圓)

水産物	24,128,722	織物	23,174,876
畜類	38,940,758	雜品	53,209,425
農産物	427,763,112	合計	567,216,894

◇市場種類別賣買高累年表◇ (單位圓)

年度	農産物		水産物		織物	
	賣買高	開市回數	賣買高	開市回數	賣買高	開市回數
昭和4	51,089,621	1,084	29,957,706	334	27,680,866	403
昭和5	44,883,069	1,084	27,175,787	334	24,825,829	403
昭和6	41,243,062	1,084	24,128,722	334	23,174,876	403
年度	畜類		其他雜品		合計	
	賣買高	開市回數	賣買高	開市回數	賣買高	開市回數
昭和4	54,463,154	1,084	32,866,835	334	196,058,182	403
昭和5	46,405,651	1,084	29,957,327	334	173,167,662	403
昭和6	38,940,759	1,084	30,652,371	334	158,139,790	403

備考 本表の數字は第四號市場の分を除外したるものなり

口中殺菌劑

# 衛生

# カオール

口中錠

健康なる皆様へ

病の多くは口より入るものであり、外食の時に居る時等には必ず本劑の二三粒を口中に含んで健康を保持せられたし

同袋	同袋	同袋	同袋	同袋	同袋	同袋	同袋
同袋	同袋	同袋	同袋	同袋	同袋	同袋	同袋

同袋	同袋	同袋	同袋	同袋	同袋	同袋	同袋
同袋	同袋	同袋	同袋	同袋	同袋	同袋	同袋

▲定入▼

一五五五三三三二  
十十十十十十十  
圓錢錢錢錢錢錢錢

本舖 東京日本橋水天宮前  
 會社 安藤井筒堂藥器部





銘 嘉 茶  
山 本 山

御贈答には御重寶で御座います  
良品吟味奉差上候何卒御用命賜  
り度希上候

茶之湯道具  
式 一

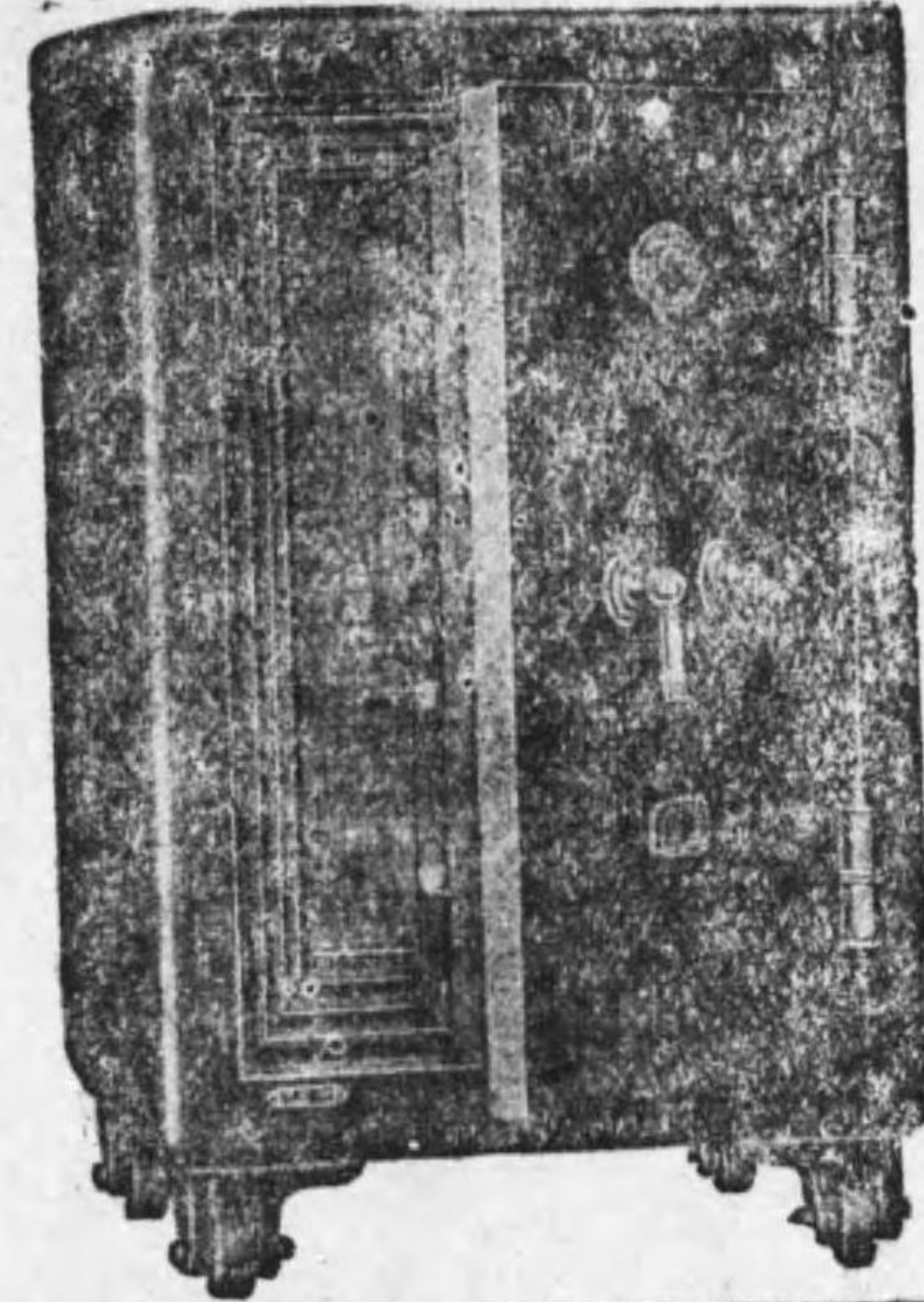
代金引換小包ニテ  
御送付申上候

東京市日本橋二丁目  
振替口座東京一六〇番

(改正五月一日)  
參號 山本山 一斤 金壹圓貳拾錢  
貳號 山本山 一斤 金壹圓六拾錢  
壹號 山本山 一斤 金貳圓  
最上 山本山 一斤 金貳圓六拾錢

東京竹内製  
スチール金庫

品質性能に就ては何處  
までも責任を持ちます  
本金庫は善良なる誠意  
の結晶なる事を宣言致  
します  
價格以上の價值を提供  
致します



火事は懼るべし！  
金庫は選ぶべし！

朝鮮總代理店  
株式會社  
熊平商店  
東京城本町  
廣島店  
新京店



本社 東京市麴町區有樂町二丁目  
京城支部 京城府黃金町一ノ八八

# 大正生命保險株式會社

社長 長伯爵柳原義光  
專務取締役 金庸夫  
常務取締役 菅田英久  
京城支部長 大崎重春

和洋諸紙輸出入商  
新聞用卷取紙輸入元

京城府壽松洞貳拾六番地

# 鮮一紙物株式會社

電話光化門 長六九〇〇番  
振替口座京城 一〇〇〇番

社長 朴興植  
支配人 李奎載



**荷動き概観** 半島經濟の伸長に伴ひ鐵道荷動きの數量も、新規特産の進出と内地商品の普及に依つて増勢を辿り、大正十一二年度に於て僅かに四百萬噸に過ぎなかつた荷動きも、最近では六百萬噸を越えてゐる。このうち大量貨物の筆頭は云ふまでもなく米であるが、大體年80萬噸乃至90萬噸に及んでゐる。これにつぐものは石炭の70萬噸前後、木材、セメント、鑛石等の各30萬噸で大豆、粟、鹽、薪炭、肥料が夫々15萬噸乃至20萬噸を占めてゐる。尙最近荷動きの推移は次表の如くである

◇國鐵貨物輸送累年表◇

年次	輸送總噸數	一噸平均輸送料
昭和二年	5,659,247	208.2
〃 三年	5,981,486	209.7
〃 四年	6,160,043	210.4
〃 五年	5,956,038	205.5
〃 六年	6,025,150	215.2
〃 七年	6,205,660	216.0

◇主要貨物荷動累年表◇

品目	(單位千噸)		
	5年度	6年度	7年度
石炭	693	732	573
米	889	1,033	7,960
木材	349	355	348
大豆	228	190	169
鹽	128	183	166

石炭	323	349	112
薪炭	121	110	290
鑛石	318	278	192
粟	203	223	224
肥料	157	157	194

(備考 七年度は局鐵發着概算)

◇八年上半期の荷動き——七年十二月の活況について一二兩月はやゝ沈衰の形で、基準四年四月に對して一月指數99二月98にあつたが三月四月には大量の軍需品輸送があつて見直し、年度末比較では前年比較230萬噸の荷動き増加を示した。五月から六月にかけては本格的に荷動き増加し米輸送の出廻りもあつて頗る活盛を呈してゐる

◇昭和七年月別荷動表◇

月	輸送噸數	前年同月比較
1月	577,787	11,678
2月	457,164	19,089
3月	575,493	△ 35,518
4月	487,383	△ 35,517
5月	556,012	20,657
6月	465,029	17,498
7月	402,750	△ 35,652
8月	347,786	15,253
9月	399,471	37,149
10月	515,663	46,078
11月	611,752	40,895
12月	727,422	81,595
合計	6,123,712	183,319

◇昭和七年貨物發送月別◇ (單位千噸)

月	米	大豆	木材	薪炭	石炭	鑛石	建築材料	鹽	魚類	肥料
6月	24	6	29	4	32	16	35	7	2	17
7月	23	3	22	4	34	15	30	5	2	26
8月	28	7	27	4	31	14	29	6	4	4
9月	39	5	28	8	41	11	33	14	3	5
10月	53	15	34	10	62	12	40	28	4	8

11月	117	32	27	12	67	18	31	24	8	5
12月	160	35	21	12	74	16	1	2	12	4

◇昭和八年貨物發送月別表◇

月	米	大豆	木材	薪炭	石炭	鑛石	建築材料	鹽	魚類	肥料
1月	104	23	25	13	57	20	11	8	15	6
2月	76	13	27	12	51	17	16	16	10	14
3月	77	13	39	11	50	17	30	27	12	43
4月	62	10	34	8	35	27	39	19	6	39
5月	72	8	38	6	38	31	49	12	4	41

◇八年主要貨物發送噸數月別表◇

月	噸數	前年噸數
1月	454,215	456,529
2月	399,450	373,542
3月	511,057	462,900
4月	461,533	395,287
5月	542,939	458,271

◇全鮮主要都市貨物在高狀況——七年五月から八年五月に至る最近一ケ年の全鮮主要都市における貨物在高増減狀況を見るに、七年五月末の數量2,766,000筒、價格2,491千圓から漸減して、十月の數量395,000筒、價格4,441,000圓を最低とし、爾後逐次數量價格共に増加し、特に昭和八年に入るに及んで増勢は一層顯著となり、三月末の如き數量3,879,000筒、價格28,866,000圓の最高記録を示してゐる。爾後漸く減足を見せ五月末は數量3,056,000筒、價格28,269,000圓と減少してゐるがしかもこれを前年同期と比較すれば筒數において9萬筒、金額において3,359,000

圓を増加してゐる。而して鮮内在庫高において最も多量を占めてゐるものは云ふまでもなく米穀類であるから上述の在庫高増減狀況も米穀の動きに最も支配されてゐるわけで、在庫數の最低期たる十月は宛も端境期に當るとともに、昭和八年度以降の在庫激増は第一回米穀統制案の具體化による一般米貯藏の増加と、他面農林省の鮮米五十萬石買上げによる在庫増加を意味してゐる。即ち在庫商品別にみれば玄米が全商品中の最高位にあつて七年五月末1,959千筒價格18,392千圓であつたが、十月末は僅々142千筒、1,068千圓と急減し、さらに八年三月末は2,405千筒、21,144千圓と急増したが、五月末は2,263千筒2,151千圓を示し、前記全商品の在庫趨勢と揆を一にしてゐる。次に在庫高の多寡に従つて重要商品名を列挙すれば各種織物、豆類、粟及雜穀、海産物、酒食料品、肥料、蓬萊米及外國米、繭等の順序となるがその在庫趨勢は別表の通り

物 價 及 勞 銀

**物價概況** 總督府商工課の昭和七年中における八箇府(京城府、木浦府、大邱府、釜山府、平壤府、新義州府、元山府、清津府)における小賣物價調査によれば、大正十五年平均を基準とす

る指數總平均は74.1%で之を前々年に比すれば、12.5%下落し、前年に比較すれば穀類は10.9%衣料類は3%雜類は5.9%夫々騰貴し、肉類は5.1%調味料類は3.4%飲料類は2.7%燃料類は4.5%夫々下落し



總平均において0.1%の下落を示した九品である。尙小賣及御賣値段の詳細は而して調査種目四十三品中、前年に比し次の通りである騰貴せるもの十四品、保合十品。下落十

◇重要小賣物價表◇ (指數大正十五年基準)

Table with columns: 品目, 單位, 本年中平均物價, 昭和六年, 昭和七年, 昭和八年. Rows include categories like 穀類, 肉類, 調味料, 飲料, 清衣料.

Table with columns: 品名, 單位, 昭和八年, 昭和七年, 昭和六年, 昭和五年. Rows include items like 打綿, 支那麻布, 朝鮮麻布, 朝鮮白木綿, 日本小巾白木綿, 燃料, 木炭, 薪石, 雜神, 朝和燐.

◇物價指數累年表◇

(本府調査昭和八年三月現在)

Table with columns: 年次月次, 指數. Rows show index values from 大正十五年 to 昭和七年, and monthly data for 昭和七年.

十二月 昭和八年 二月 三月

◇卸賣穀價平均高表◇

(本府調査昭和八年五月現在)(單位圓)

Table with columns: 品名, 昭和八年五月, 昭和七年五月, 昭和六年五月. Rows include 粗, 平均, 玄米, 平均, 精米, 平均.



大豆	上	13.69	10.64	9.01
	中	13.72	9.99	8.39
	下	12.59	9.30	7.88
平均		13.13	9.98	8.43
大麦	上	6.84	6.87	4.16
	中	6.50	6.58	6.76
	下	6.37	6.48	5.35
平均		6.57	6.64	5.76
小麦	上	13.16	11.56	10.49
	中	12.87	10.88	9.83
	下	12.27	10.74	8.79
平均		12.77	11.06	9.70

昭和七年中の八箇府(京城府、木浦府、大邱府、釜山府、平壤府、新美州府、元山府及清津府)に於ける賃銀は總督府調査によれば、内地人調査種目四種中、前年に比し昂騰せるもの一、低下せる

もの二十二、保合のもの一にして指數總平均(大正十五年平均を基準とす)八六、熟練労働者八五・一、不熟練労働者八八・五%で之を前々年に比すれば總平均は9.6%、熟練労働者は10.4%、不熟練労働者は7.2%夫々低下し、前年に比すれば總平均は1.3%、熟練労働者は2.8各低下し、不熟練労働者は二・八昂騰した。而して朝鮮人にあつては%調査種目五種中、前年に比し昂騰せるもの八低下せるもの二廿五、保合のもの二にして指數總平均80.5%、熟練労働者82%、不熟練労働者76.8%である。之を前々年に比すれば總平均熟練労働者及不熟練労働は各13.4%低下し、前年に比すれば、總平均は3.4%、熟練労働者は3.9%、不熟練労働者は1.0%何れも低下した。

尙詳細を表示すれば次の如し。

◇賃銀及指數表◇ (昭和七年平均)

指數總平均	内地人		朝鮮人			
	本年中平均賃銀	大正十五年を基準とせる指數	本年中平均賃銀	大正十五年を基準とせる指數		
	前年	本年	前年	本年		
1. 建築に関するもの						
家船	2.91	83.7	51.7	1.57	80.5	78.1
左石	3.01	82.5	78.1	1.55	76.6	67.0
木屋	3.21	85.5	82.7	1.80	81.6	78.6
瓦棟	3.26	84.4	80.6	1.68	83.6	72.4
ベ	2.67	83.7	72.3	1.45	75.5	66.8
ン	2.81	85.0	77.8	1.41	72.2	67.4
器	3.05	84.4	78.8	1.77	86.3	80.4
具	2.98	82.3	74.1	1.78	79.3	75.1
製造	2.91	86.1	82.2	1.64	85.7	80.3
指		88.7	83.0		83.6	
物	2.92	85.6	82.2	1.60	83.6	79.2

建築	2.99	87.0	85.9	1.65	85.7	86.8
具	2.59	83.5	75.9	1.39	85.6	79.8
表	2.61	89.3	79.5	1.46	84.0	77.6
桶	2.80	96.4	89.4	1.57	87.1	83.9
車	2.71	85.3	8.52	1.54	75.6	75.1
3. 交通に関するもの		83.9	86.9		86.7	79.6
汽船	×35.67	77.9	87.9	×23.33	72.4	72.4
帆船	×27.67	70.7	85.1	×16.69	90.7	72.5
その他	×33.25	103.2	88.0	×23.25	97.0	93.0
4. 飲料及衣料に関するもの		93.9	97.2		106.4	103.0
染物	2.39	104.4	107.1	1.23	99.2	96.4
洋服	2.62	84.4	86.7	1.53	67.3	73.5
杜	×73.45	94.9	95.4	×35.00	112.6	113.5
油製造	×55.33	92.2	99.9	×31.09	146.7	128.6
5. 雑		93.6	90.3		80.3	83.5
靴	2.25	95.7	86.2	1.48	70.5	71.4
理	1.94	98.5	97.0	1.10	86.6	86.6
活版	2.21	86.8	88.0	1.38	83.8	92.6
6. 不熟練労働者		85.7	88.5		78.7	76.8
薦平	2.49	85.3	81.1	1.35	82.0	80.8
土人	1.48	81.1	86.5	68	76.7	79.0
擔仲	1.75	90.1	86.2	89	82.5	86.4
下	—	—	—	58	77.5	72.5
下	2.51	86.1	87.1	1.24	95.3	94.6
男	×22.17	101.2	117.5	×11.29	89.5	85.2
女	×15.09	84.5	84.3	×7.51	88.5	76.0
農作	1.10	73.3	73.3	55	65.9	62.5
漁	80	91.1	88.8	32	61.5	61.5
備考	2.00	78.7	92.5	1.02	67.8	69.8

◇賃指數累年表◇

(昭和八年二月現在)

年次及月次	指數		昭和七年	月
	内地人	朝鮮人		
昭和元年	100.0	100.0	81.9	77.0
同 二年	102.6	101.15	81.6	77.2
同 三年	102.3	105.0	80.5	76.4
同 四年	101.3	103.5	84.0	80.0
同 五年	95.6	93.9	85.8	80.1
同 六年			85.4	80.5
同 七年			87.3	81.2



八 月	85.6	81.5	十 二 月	85.7	80.6
九 月	86.5	81.0	昭 和 八 年		
十 月	86.0	80.7	一 月	84.2	78.5
十 一 月	86.7	80.5	二 月	84.8	78.7

◇各地労働賃銀表◇

(昭和八年三月現在鮮銀調査)

	仁川	平壤	元山	群山	釜山	清津
	圓	圓	圓	圓	圓	圓
大工(内地人)	3.00	3.50	2.50	2.50	2.50	3.00
左官(内地人)	1.59	1.60	1.20	1.50	1.50	2.00
石工(内地人)	3.20	3.80	2.50	3.00	3.30	3.00
木挽(内地人)	3.50	3.80	2.50	3.20	2.50	3.00
瓦職(内地人)	2.50	1.80	1.20	1.70	1.50	2.10
煉瓦職(内地人)	3.50	3.50	2.00	—	2.50	2.90
ペンキ職(内地人)	2.50	1.60	1.10	—	1.50	2.00
鍛力職(内地人)	3.50	3.80	2.50	—	2.50	2.90
鍛冷職(内地人)	3.50	3.80	2.50	3.10	2.80	2.50
壘職(内地人)	2.50	1.80	1.20	1.70	1.80	2.00
井戸掘(内地人)	3.00	3.50	2.50	2.60	2.50	3.00
表具師(内地人)	3.00	3.50	2.50	2.50	2.50	2.70
靴職(内地人)	2.00	1.50	1.20	1.50	1.50	2.00
洋服職(内地人)	2.50	2.50	2.00	—	1.80	—
車夫(内地人)	45.00	3.00	2.00	2.00	1.50	2.70
人夫(内地人)	2.50	3.00	2.50	—	—	—
人夫(朝鮮人)	2.50	3.00	2.50	70	—	—
人夫(朝鮮人)	2.00	1.20	1.20	—	1.00	1.50
人夫(朝鮮人)	.80	.60	.50	.60	.60	.60

◇京城物價勞銀指數月別對照表◇

(鮮銀調査指數基準明治四十三年)

	昭和8年		昭和7年		昭和9年	
	物價	勞銀	物價	勞銀	物價	勞銀
1 月	164	149	142	175	147	176
2 月	159	149	144	175	144	176
3 月	158	149	143	159	148	176
4 月	—	—	158	159	145	176
5 月	—	—	137	159	148	176

6 月	—	—	132	176	147	176
7 月	—	—	134	147	145	176
8 月	—	—	142	147	146	176
9 月	—	—	148	147	146	176
10月	—	—	149	147	140	176
11月	—	—	155	147	138	176
12月	—	—	164	147	140	176

貿 易

貿易概況 (一) 朝鮮貿易概観

併合當初僅かに5,000萬圓に過ぎなかつた半島貿易は産業交通金融機構整備によつて漸次面目をあらため、殊に歐洲大戰の影響をうけて製造工業勃興の機運を促進し、輸移出に於いて原始生産以外に工業品を加へ、輸移出も比年著しい膨脹を示し輸移入も富力増進民度向上、内地資本流入によつて長足の進歩を見るに至つた。従つてこの貿易金額の如きも昭和三年には78,000萬圓に達したが、近年では

物價激落によつて量的には大差ないが、價格的に減少してゐる。而して貿易バランスは大正十三、四年僅かに出超を示したのみで累年入超にあるが、昭和八年は滿洲國貿易の伸暢により或は出超に轉ずるのではないかと期待されてゐる。なほ從來貿易活動は殆んど内地に依存してゐたが、最近の滿洲國獨立に伴ふ日鮮滿ブロック經濟が漸次確立に向ふとともに鮮滿貿易は一層促進される事となり、今や半島貿易は新たな段階に進展しやうとしてゐる。

◇貿易累年表◇

年 次	輸 移 出 千圓	輸 移 入 千圓	合 計 千圓	出 入 超 過	
				入 超	出 超
大正十二年	261,666	265,790	527,456	4,124	—
〃 十四年	341,630	340,011	681,642	1,618	—
昭和五年	266,547	367,048	633,595	100,501	—
〃 六年	261,798	270,466	532,264	8,667	—
〃 七年	311,354	320,356	631,710	9,001	—

(二) 八年貿易概況 世界的ブロック經濟時潮よるつて八年度に入つて世界關稅戰は更に拍車をうたれ來り、ためにわが貿易は全面的に地盤喪失の憂き目に逢着して來たが、朝鮮貿易は國際關稅戰の圈外にあり此打撃極めて輕微で、滿洲國の建設進捗によつて、輸出頗る活潑を極めた。特に八年上期貿易で顯著化するものは、出増入減の傾向で、輸移入減は特に目立ち移輸入超六月末通計1,900萬圓で

前年の2,900萬圓に比し六割の減で本年は或は十年振りの出超かと思はれてゐる

◇半島・貿易二年對照表◇

	八年六月	七年六月
輸 出	19,251	15,105
輸 入	32,914	38,954
入 超	13,663	23,851
移 出	152,745	122,946
移 入	150,980	128,181
出 超	1,760	入超5,135



對外貿易 (一) 對外貿易概況

昭和七年中對外貿易額は輸出 29,209,000圓、輸入 61,685,000圓にして入超 32,476,000圓にして、これを前年に比較するときは輸出 16,438,000圓 (十二割九分) 増、輸入 8,989,000圓 (一割七分) 増進を示したが、これは對滿關係が主要原因をなしてゐる。なほ入超額は 7,448,000圓 (一割九分) の低減を示してゐる (輸移入品價格表参照)

昭和八年において上半期末現在で輸出 1,925萬圓輸入 32,914,000圓で、輸出において 415萬圓増、輸入にて 600萬圓を減じてゐる。これは對滿關係における輸出増加に基づくもので入超は實に 1,000萬圓を減じてゐるのである (半期末輸移入品價格表参照)

(二) 國別貿易額 主要相手國別に貿易状況を見るにまづ輸出にありては滿洲國が筆頭を占め、七年において 2,721萬圓輸出の九割三分を占め、これにつき中華民國の 94萬圓アメリカの 399,000圓、埃及の 194,000圓を主として居り、日貨排斥關係より中華民國は激減し北米埃及香港は増進してゐる。八年に入つてもこの傾向は持續してゐる。輸入もまた滿洲國依然優勢を占め七年中で輸入金額の六割八分を占め、次で米國、中華民國、英國の順位にあり蘇聯、獨逸、蘭領印度之ついでである。八年またこれと同調にある。主要國貿易は次の通りである。なほ印度をはじめ英領系植民地は八年三月のオッタワ協定の實現によつて八年六月以降の成行は懸念されてゐる。

◇外國貿易別高表◇ (昭和七年度)

Table with columns for Country (國別), Export (輸出), and Import (輸入). Each column is further divided into '昭和七年' and '前年比較(Δ印減)'. Values are in Yen (圓).

Table showing trade figures for various countries: 南阿弗利加, 其他諸國, 保稅工場, 合計. Columns include values for 70, 29,340, 16,438,182, and 8,989,987.

(三) 輸出重要品 七年度の輸出貿易は前年に較べて 1,600萬圓を激増してゐるが其内容は主として對滿關係の輸出増に基づき、綿絲布、水産物、木材、地下足袋、砂糖、米等を尤なるものとし、その他爲替安の影響も量的に見るべきものなきも相當顯著な奏功を見せたものであつた。著しく不振を呈せるものは、對支關係輸出品で、人蔘、牛皮、鮑の三品であり八年上期も同兆候のもとに推移し對滿輸出が更に奏功したのである。

◇輸出重要品二年對照表◇

Table comparing export values for major items between 昭和七年 and 昭和六年. Columns include Item Name (品名), 昭和七年, 昭和六年, and 減(Δ印減). Items include wheat, fish, and various textiles.



藥	隊	254,665	207,134	47,531
其他の諸品		10,882,362	5,070,533	5,811,829
合計		29,209,754	12,771,572	16,438,182

(四) 輸入重要品 七年中の輸入は粟の40萬石800萬石燈價の1,991,000圓, 入増あがつたが, 木材の118圓, 麻布の114圓 砂糖選械の入減に加ふに價格安あつて輸

入黄圓増に止つた。八年に入つては粟輸入不振, 石油混亂による手當控等つて上期末で輸入 603萬圓を減じたのである。輸出重要品二年對比次の如し。

◇輕入重要品二年對照表◇

品名	價額 (圓)		
	昭和七年	昭和六年	増減(△印減)
米	242,711	120,620	122,091
粟	16,025,129	7,931,104	8,094,025
小麥	484,768	46,892	437,876
高粱	1,073,733	205,659	868,074
蜀黍	1,075,774	212,854	862,920
蕎麥	320,724	259,188	61,536
大豆	612,854	367,240	245,614
小豆	1,814,247	2,429,263	△ 615,016
菜豆	1,085,835	757,336	328,499
胡麻子	455,910	215,147	240,763
砂糖	642,628	780,995	△ 138,367
胡椒	218,741	1,122,171	△ 903,430
鹽	155,000	497,048	△ 342,048
天日鹽	2,091,686	1,278,523	813,163
藥煙草	980,213	1,319,953	△ 339,740
原油及重油	1,444,662	1,187,118	257,544
揮發油	1,891,470	1,545,502	345,968
燈油	4,036,884	3,045,027	1,991,857
生護謨	254,727	267,617	△ 12,890
ダイナマイト	591,350	360,318	231,032
ゼリグナイト			
綿	352,020	348,074	3,946
絲	200,482	224,806	△ 24,324
柞蠶生絲	7,944,642	7,151,887	792,755
綿織物	112,466	264,071	△ 151,605
支那麻布	1,204,369	2,353,368	△ 1,148,999
毛織物	496,135	461,973	34,162
石炭	3,788,658	4,344,897	△ 556,239
硝子(無色平面)板	256,627	234,112	22,515

鐵	類	364,592	297,322	67,270
機	類	685,632	1,481,539	△ 795,907
木	材	2,033,567	3,222,646	△ 1,189,079
硫酸	肥料	322,945	756,163	△ 433,218
豆	粕	2,529,565	2,846,243	△ 316,678
其他の諸品		5,895,197	5,761,310	133,887
合計		61,685,953	52,695,966	8,989,987

對滿貿易

(一) 對滿貿易概況 朝鮮の對外貿易の主位を占める所の輸出において九割三分輸入において六割八分を占める對滿貿易は元より滿洲國の成立によつてその重要性を累加して來た次第である。文字通り今や半島を中樞として日滿ブロックは完成せんとし, 朝鮮の對滿重要性も更に累加してゐる。從來對内地經濟活動にのみ生きて來た半島も, 將來は滿洲國を背景とする商工活動によつてその進路を求むるのが, 新興半島經濟發展の道とされてゐる。従つて七年以降における對滿貿易は沈滞の夢を破つて俄然好轉を示すに至つた。

(二) 朝鮮貿易協會 半島産業の現在及び將來は一に滿洲市場に依存さるべき現況に鑑み, 官民一致せる熱意の下に, 八年二月十九日朝鮮貿易協會は華々しく生誕した。その組織は商工會議所議員を中心として役員には會長加藤鮮銀總裁就任し副會長には戸嶋前京議副會頭, 水野釜議副會頭夫々就任補助も全鮮商議並に總督

府よりこれをうける事となつてゐる。なほ當初任意團體であつたが八年六月三十日社團法人に改組織した。而して同協會の目的は鮮産の紹介宣傳, 見本市開催等出荷獎勵の各種施設をなすは勿論, 市況報告取引仲介等をも行ふもので, すでに奉天に支部をもうけ更に近く安東新京に新設の管である。

(三) 對滿貿易の諸問題 對滿貿易振興上重大問題とされ鮮内各地各業界から聲を大にして叫ばれて來たものは, 次の二事項を中心として派生する諸問題であるが朝鮮としては當然その朗らかな解決を待望してゐる。

▲鐵道運賃問題 現行滿鐵運賃の大連集 中主義の不合理に對する改變要求である。

▲關稅關係 陸境互惠關稅の設定並に日用必需品に對する低廉關稅率の設定

▲對滿主要輸出入品 輸出入重要品に抵觸するをもつて説明を省略するが, 詳細は下表の通りである。

◇對滿洲(關東州を含む)貿易二年對照表◇

區別	昭和七年		昭和六年		増減(△印減)
	圓	圓	圓	圓	
輸出	27,212,449	10,844,513			16,366,936
輸入	42,202,351	33,309,516			8,892,835
計	69,414,800	44,155,029			25,259,771
輸入超過	14,989,902	22,465,003	△		7,474,101



◇對滿洲輸出品二年對照表◇

品名	價額 (圓)		
	昭和七年	昭和六年	増減(△印減)
米(玄米に換算)	252,216	40,456	481,760
小麥粉	377,360	95,170	282,190
鮮魚	815,915	574,058	241,857
乾魚	219,303	96,545	122,758
鹽魚	301,278	160,569	140,709
乾貝	148,570	80,039	68,531
乾蝦	1,386	28,727	135,659
海蔘	163,762	85,110	78,652
其他の水産物	185,634	88,579	97,055
砂糖	2,215,402	1,386,995	828,407
酒精	258,625	235,994	24,631
林檎	267,096	127,189	139,907
毛皮	103,039	40,232	62,807
牛皮革	70,154	124,207	△ 54,053
綿織物	1,242,997	331,872	911,125
綿織物靴	5,899,346	1,199,913	4,699,433
護地足袋	322,836	162,386	160,450
下足	1,007,239	371,605	635,634
セメント	168,143	144,073	24,070
鐵朝鮮紙	871,912	32,957	838,955
木藥材	48,176	36,187	11,989
其他の諸品	1,611,820	992,788	619,032
其他の諸品	253,836	206,914	46,922
其他の諸品	9,973,404	4,202,948	5,768,456
合計	27,212,449	10,845,513	16,366,936

◇對滿洲輸入品二年對照表◇

品名	價額 (圓)		
	昭和七年	昭和六年	増減(△印減)
米	26,805	100,292	△ 73,487
粟	16,025,103	7,931,093	8,094,010
高梁	1,073,733	205,458	868,275
玉蜀黍	227,420	165,381	62,039
蕎麥	320,734	259,188	61,546
蕎麥	612,854	267,240	245,614
大豆	1,811,247	2,428,804	△ 614,557

品名	價額 (圓)		
	昭和七年	昭和六年	増減(△印減)
小豆	1,085,835	753,670	332,165
菜豆	455,812	212,988	242,824
綠豆	161,570	178,198	△ 16,628
胡麻	348,234	253,879	94,355
天日鹽	1,057,912	547,532	510,380
ビス子	64,825	30,000	34,825
綿織物	199,081	202,395	△ 3,314
柞蠶絲	7,944,642	7,151,887	792,755
石炭	3,589,996	3,865,360	△ 275,364
硝子(無色平面板)	256,563	234,015	22,548
コークス	49,590	40,563	9,027
銃鐵	182,511	116,562	66,949
原木	327,795	790,621	△ 462,826
製材	846,906	1,777,698	△ 930,792
鐵道枕木	18,813	61,179	△ 42,366
豆粕	2,529,565	2,846,243	△ 316,678
其他の諸品	2,981,800	2,786,270	195,530
合計	42,202,351	33,309,516	8,892,835

對内貿易 朝鮮貿易中その八割は前年對比780萬圓の減退を示した。八年上期においては移出15,275萬圓、移入15,098萬圓で、移出は2,900萬圓の増を示し、00萬圓で前年對比移出一割三分増移入一割九分増を示し、移出超過は2,347萬圓

前年對比780萬圓の減退を示した。八年上期においては移出15,275萬圓、移入15,098萬圓で、移出は2,900萬圓の増を示し、00萬圓で前年對比移出一割三分増移入一割九分増を示し、移出超過は2,347萬圓

◇對内地貿易高二年對照表◇

種別	昭和七年			昭和六年			増減(△印減)	同上歩合 %
	圓	圓	圓	圓	圓	圓		
移出	282,144,296	249,026,967	33,117,329	13.29				
移入	258,670,063	217,770,365	40,899,698	18.78				
計	540,814,359	466,797,332	74,017,027	15.86				
出超	23,474,233	31,256,602	7,782,369	24.90				

◇移出重要品二年對照表◇

品名	價額 (圓)		
	昭和七年	昭和六年	増減(△印減)
支精米	76,318,069	75,314,499	1,003,570
支精米	66,901,141	60,844,262	6,056,879
支精米	1,914	9,987	△ 8,073
支精米	1,228,036	1,512,874	△ 284,838